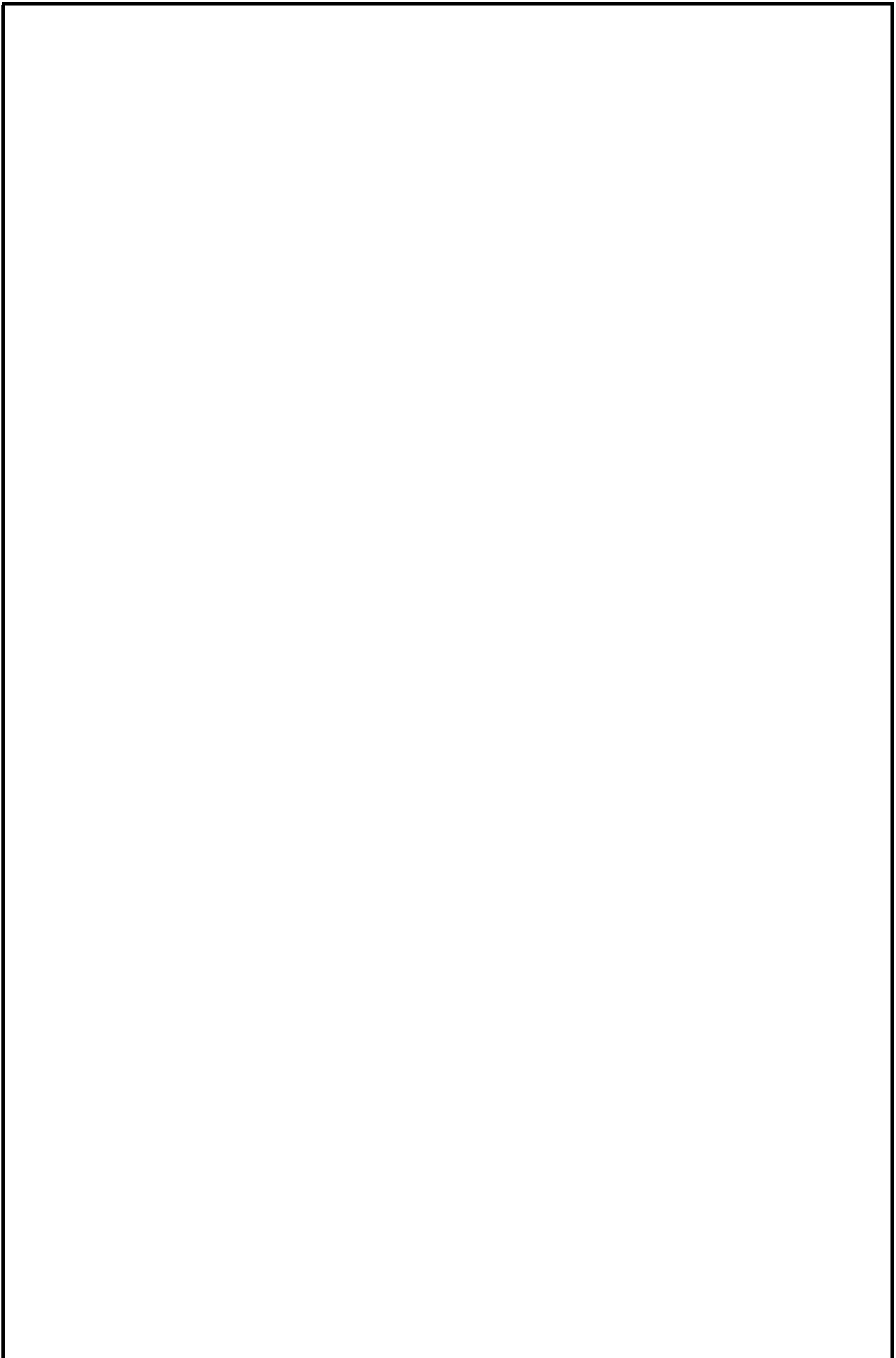


青梅市地域防災計画

(令和6年度修正)

第2部 震災編

青梅市防災会議



目次

第2部 震災編

第1章 基本的責務と役割.....	8
第1節 基本的責務.....	8
1 自助・共助・公助の推進.....	8
2 基本的責務.....	8
第2節 市および防災関係機関の業務の大綱.....	10
1 市.....	10
2 東京都関係機関.....	11
3 自衛隊.....	12
4 指定地方行政機関.....	12
5 指定公共機関.....	13
6 協力機関.....	14
第3節 市防災組織.....	15
1 青梅市防災会議.....	15
2 青梅市災害対策本部.....	15
第2章 市民と地域の防災力の向上.....	16
第1節 現状と課題.....	16
第2節 対策の方向性と到達目標.....	16
第3節 予防対策.....	18
1 自助による市民の防災力向上.....	20
2 地域による共助の推進.....	24
3 消防団の活動体制の充実.....	26
4 事業所による自助・共助の強化.....	26
5 ボランティアとの連携.....	28
6 市民・行政・事業所等の連携.....	31
第4節 応急対策.....	32
1 自助による応急対策の実施.....	33
2 地域による応急対策の実施.....	33
3 消防団による応急対策の実施.....	35
4 事業所による応急対策の実施.....	37
5 ボランティアとの連携による対策.....	37
第3章 安全なまちづくりの実現.....	39
第1節 現状と課題.....	39
第2節 対策の方向性と到達目標.....	39
第3節 予防対策.....	41
1 安全に暮らせるまちづくり.....	43
2 建築物の耐震化および安全対策の促進.....	46
3 治水、土砂災害対策、農林施設の整備.....	51
4 出火、延焼等の防止.....	54

第4節 応急対策.....	60
1 消火・救助・救急活動.....	61
2 公共施設等の応急対策による二次災害防止策.....	61
3 危険物等の応急対策.....	64
第5節 復旧対策.....	70
1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復.....	70
第4章 安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保.....	71
第1節 現状と課題.....	71
第2節 対策の方向性と到達目標.....	71
第3節 予防対策.....	73
1 交通関連施設の安全確保.....	74
2 ライフライン施設の安全化.....	76
3 非常用エネルギーの確保と供給体制の整備.....	77
第4節 応急対策.....	78
1 交通ネットワーク機能の確保.....	79
2 ライフライン施設の応急対策.....	84
3 非常用エネルギーの確保.....	86
第5節 復旧対策.....	87
1 交通機能施設の復旧と耐災性の向上.....	87
2 ライフライン施設の早期復旧.....	87
第5章 災害活動体制の充実.....	89
第1節 現状と課題.....	89
第2節 対策の方向性と到達目標.....	89
第3節 予防対策.....	91
1 初動対応体制の整備.....	92
2 広域連携体制の確立.....	94
3 応急活動拠点の整備.....	94
第4節 応急対策.....	96
1 市の初動対応体制.....	97
2 消火・救助・救急活動.....	120
3 応援協力・派遣要請.....	121
4 応援の受入体制の確立.....	126
第6章 災害情報収集伝達体制の整備.....	128
第1節 現状と課題.....	128
第2節 対策の方向性と到達目標.....	128
第3節 予防対策.....	130
1 情報通信連絡体制の整備.....	131
2 市民等への情報提供体制の整備.....	133
3 市民相互の情報連絡等の環境整備.....	134
第4節 応急対策.....	135
1 防災機関相互の情報通信連絡体制（第一報）.....	136
2 防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）.....	140
3 広報体制.....	145

4 広聴体制.....	148
5 住民相互の情報連絡等.....	148
第7章 医療救護対策.....	149
第1節 現状と課題.....	149
第2節 対策の方向性と到達目標.....	149
第3節 予防対策.....	151
1 救助体制の強化.....	152
2 医療体制の強化.....	152
3 医薬品等の確保.....	154
4 防疫体制の整備.....	155
5 遺体の取扱体制の整備.....	155
第4節 応急対策.....	156
1 救助・救急活動.....	159
2 医療救護.....	161
3 医療資器材の確保.....	167
4 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等.....	169
第5節 復旧対策.....	174
1 防疫体制の確立.....	175
2 火葬.....	176
第8章 帰宅困難者対策.....	177
第1節 現状と課題.....	177
第2節 対策の方向性と到達目標.....	177
第3節 予防対策.....	179
1 帰宅困難者対策条例の周知徹底.....	180
2 帰宅困難者の一時的受入体制の整備.....	182
3 帰宅支援のための体制整備.....	183
第4節 応急対策.....	184
1 混乱防止対策.....	185
2 一時滞在施設・指定避難所の開設.....	186
第5節 復旧対策.....	187
1 徒歩帰宅困難者の支援.....	187
第9章 避難者対策.....	188
第1節 現状と課題.....	188
第2節 対策の方向性と到達目標.....	188
第3節 予防対策.....	190
1 避難体制の整備.....	191
2 避難場所・避難所等の指定、避難誘導体制の整備.....	196
3 避難所の管理運営体制の整備等.....	198
4 孤立化防止対策.....	201
第4節 応急対策.....	202
1 避難誘導.....	203
2 避難所の開設・管理運営.....	209
3 動物救護.....	215

4	避難者の他地区への移送等.....	215
5	孤立地域応急対策.....	216
第10章	備蓄・供給・輸送対策.....	217
第1節	現状と課題.....	217
第2節	対策の方向性と到達目標.....	217
第3節	予防対策.....	219
1	食料および生活必需品等の確保.....	220
2	備蓄倉庫および輸送拠点の整備.....	221
3	輸送体制の整備.....	222
第4節	応急対策.....	223
1	備蓄物資等の供給.....	224
2	物資の調達.....	228
3	義援品の募集・受付.....	230
4	輸送車両の確保.....	231
第5節	復旧対策.....	233
1	物資等の供給.....	233
2	飲料水等の確保.....	234
3	物資の調達および輸送.....	234
第11章	生活再建対策.....	235
第1節	現状と課題.....	235
第2節	対策の方向性と到達目標.....	235
第3節	予防対策.....	237
1	生活再建のための事前準備.....	238
2	トイレの確保およびし尿処理.....	238
3	ごみおよび災害廃棄物処理.....	239
4	災害救助法等の習熟.....	239
第4節	応急対策.....	241
1	被災住宅調査.....	242
2	罹災証明書の発行.....	244
3	義援金の募集・受付.....	245
4	トイレの確保およびし尿処理.....	246
5	ごみおよび災害廃棄物処理.....	248
6	災害救助法の適用.....	252
7	激甚災害の指定.....	252
第5節	復旧対策.....	256
1	被災住宅の応急修理.....	257
2	応急仮設住宅等の供給.....	258
3	被災者の生活確保.....	260

第2部 震災編

第1章 基本的責務と役割

第1節 基本的責務

1 自助・共助・公助の推進

地震災害から多くの生命や財産を守るため、自助・共助・公助の考えにもとづき、防災対策の推進を図るものとする。

- ① 「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方
- ② 他人を助けることのできる市民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方
- ③ この二つの理念に立つ市民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことがかせないという公助の考え方

2 基本的責務

(1) 市長の責務

- ① 市長は、震災対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命・身体および財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の市民生活の再建および安定ならびに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- ② 市長は、東京都における震災対策事業に関する計画(以下、「震災対策事業計画」という。)および帰宅困難者対策に関する実施計画について、その推進に努めるものとする。
- ③ 市長は、震災時における避難および救出ならびに救助を円滑に行うために必要な体制の確立と資器材の整備に努めなければならない。

(2) 市民の責務

- ① 市民は、震災時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命および身体ならびに財産の安全の確保に努めなければならない。
- ② 市民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備えるよう努めなければならない。
 - ア 建築物その他の工作物の耐震性および耐火性の確保
 - イ 家具類の転倒・落下・移動の防止
 - ウ 出火の防止
 - エ 初期消火に必要な用具の準備(消火器等)
 - オ 飲料水および食料の確保(最低3日分)
 - カ 避難の経路、場所および方法ならびに徒歩による帰宅経路についての確認
 - キ 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保
- ③ 市民は、震災後の市民生活の再建および安定ならびに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティアおよび市長その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建および居住する地域の復興に努めなければならない。
- ④ 市民は、市長その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的な震災対策活動への参加、過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取組により震災対策に寄与するよう努めなければならない。

(3) 事業者の責務

- ① 事業者は、市長その他の行政機関が実施する震災対策事業および前項の市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止、震災後の市民生活の再建および安定ならびに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- ② 事業者は、その事業活動に関して震災時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等および事業所の周辺地域における住民(以下、「周辺住民」という。)ならびにその管理する施設および設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- ③ 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例(平成24年東京都条例第17号 平成25年4月施行)にもとづき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業員を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業員の3日分の飲料水および食料等を備蓄するよう努めなければならない。
- ④ 事業者は、あらかじめ、従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所および方法ならびに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。
- ⑤ 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、震災対策や活動において周辺住民等との連携および協力を努めなければならない。
- ⑥ 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、市および都が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画(以下、「事業所防災計画」という。)を作成しなければならない。

第2節 市および防災関係機関の業務の大綱

市および防災関係機関が防災に関して処理する災害予防業務および災害応急対策業務は概ね次のとおりである。

また、市および防災関係機関は、被災時における市民の責務および世帯への負担が、女性に集中することが予想されることから、防災（復興）対策の業務の実施に当たって、男女平等参画の視点を取り入れた防災（災害復興）体制の確立に努めるものとする。

1 市

機関の名称	業務の大綱
青梅市	(1) 市防災会議に関する事。 (2) 防災に係る組織および施設に関する事。 (3) 災害に対する施設の安全対策、資機材等の備蓄、応急復旧に関する事。 (4) 防災訓練、防災教育、広報の実施に関する事。 (5) 消防団、自主防災組織、ボランティアの育成および支援に関する事。 (6) 事業所防災に関する事。 (7) 市災害対策本部に関する事。 (8) 災害、被害に関する情報の収集、伝達、広報に関する事。 (9) 災害時の防災関係機関の派遣要請、連絡調整に関する事。 (10) 避難情報の提供、避難指示、誘導に関する事。 (11) 飲料水、食料、生活必需品の備蓄、調達、配分および輸送に関する事。 (12) 食品衛生、消毒、防疫に関する事。 (13) 被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の建設、管理に関する事。 (14) 被災者の生活再建支援に関する事。 (15) 災害時要配慮者支援に関する事。 (16) 学校施設、社会教育施設の安全対策に関する事。 (17) 児童および生徒に対する安全教育に関する事。 (18) 児童および生徒の避難および救出、救護に関する事。 (19) 学校施設、社会教育施設の被害調査および復旧に関する事。 (20) 応急教育に関する事。 (21) 災害時における医療に関する事。 (22) 外出者の支援に関する事。 (23) 災害復興に関する事。 (24) その他災害の発生および拡大の防止のための措置に関する事。
消防団	(1) 水火災の防御に関する事。 (2) 人命の救助および救急に関する事。 (3) 危険物等の措置に関する事。 (4) 避難指示等の伝達および避難誘導に関する事。 (5) その他消防および水防に関する事。

2 東京都関係機関

機関の名称	業務の大綱
青梅合同庁舎 ※	(1) 東京都災害対策本部条例にもとづく業務。
西多摩建設事務所	(1) 都道、河川の保全および土砂災害対策に関すること。
西多摩保健所	(1) 保健衛生に関すること。 (2) 医療に関する情報提供、連絡調整。
東京都水道局(以下、「都水道局」と記す。)	(1) 水道施設設備の点検・整備および復旧に関すること。 (2) 応急給水に関すること。
小河内貯水池管理事務所	(1) 小河内ダムからの放流に関すること。
交通局早稲田自動車営業所青梅支所	(1) バスによる輸送に関すること。
発電事務所	(1) 白丸調整池ダムからの放流に関すること。
青梅警察署	(1) 被害の実態の把握および各種情報の収集に関すること。 (2) 交通規制に関すること。 (3) 被災者の救出救助および避難誘導に関すること。 (4) 行方不明者の捜索および調査に関すること。 (5) 遺体の調査等および検視に関すること。 (6) 公共の安全と秩序の維持に関すること。
東京消防庁 第九消防方面本部 青梅消防署	(1) 水火災およびその他災害の救助、救急情報に関すること。 (2) 水火災およびその他災害の予防・警戒および防御に関すること。 (3) 人命の救助および救急に関すること。 (4) 危険物施設、火気使用設備器具等の安全化のための規制および指導に関すること。 (5) 市民の防災知識の普及および防災行動力の向上ならびに事業所の自主防災体制の指導育成に関すること。 (6) 市民の応急救護知識技術の普及および自主救護能力の向上に関すること。 (7) 市民の防災意識の高揚および防災ボランティア団体の育成指導に関すること。
多摩建築指導事務所 開発指導第一課	(1) 宅地造成工事規制区域内における宅地の安全に関すること。
流域下水道本部	(1) 流域下水道施設の保全に関すること。 (2) 流域下水道施設の応急対策に関すること。 (3) し尿の受入れに関すること。 (4) 有害物質の下水道流入に関する連絡調整。

※ 青梅合同庁舎には、東京都の以下の4組織がある。

多摩建築指導事務所建築指導第三課
青梅都税支所

西多摩福祉事務所
産業労働局森林事務所

3 自衛隊

機関の名称	業務の大綱
陸上自衛隊第1師団 第1施設大隊	(1) 災害派遣の計画および準備に関する事 こと。 (2) 災害派遣の実施に関する事 こと。

4 指定地方行政機関

機関の名称	業務の大綱
関東総合通信局	(1) 非常通信の確保等および関東地方非常通信協議会の運営に関する事 こと。 (2) 災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)による災害対応支援に関する事 こと。 (3) 災害対策用移動通信機器および災害対策用移動電源車等の貸出しに関する事 こと。 (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数 等の指定変更および無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う 特例措置(臨機の措置)の実施に関する事 こと。 (5) 電気通信事業者および放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事 こと。
関東農政局 東京地域センター	(1) 主要食料の需給に関する事 こと。
関東地方整備局 京浜河川事務所 多摩川上流出張所	(1) 河川の保全に関する事 こと。
気象庁 東京管区气象台	(1) 気象、地象、地動および水象の観測ならびにその成果の収集および発表に 関する事 こと。 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)の および水象の予報ならびに警報等の防災気象情報の発表、伝達および開設に関 する事 こと。 (3) 気象業務に必要な観測、予報および通信施設の整備に関する事 こと。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事 こと。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事 こと。

5 指定公共機関

機関の名称	業務の大綱
日本郵便株式会社	(1) 郵便事業施設等の保全に関する事。 (2) 災害時における郵政事業災害時特別事務取扱に関する事。
東日本旅客鉄道株式会社(以下、「JR東日本」と記す。)	(1) 鉄道施設等の保全に関する事。 (2) 災害時における鉄道車両等による救助物資および避難者の輸送の協力に関する事。 (3) 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関する事。
東日本電信電話株式会社(以下、「NTT東日本」と記す。)	(1) 電気通信設備の建設、および保全に関する事。 (2) 重要通信の確保に関する事。 (3) 気象予警報の伝達に関する事。 (4) 通信ネットワークの信頼性向上に関する事。 (5) 災害時の電気通信設備の復旧に関する事。
東京電力パワーグリッド株式会社立川支社 青梅事務所	(1) 電力施設等の建設および保安安全に関する事。 (2) 電力の需給に関する事。
東日本高速道路株式会社	(1) 道路、施設の建設および維持管理に関する事。 (2) 災害時の緊急交通路の確保に関する事。 (3) 道路、施設の災害復旧工事に関する事。

6 協力機関

機関の名称	業務の大綱
青梅市医師会(以下、「市医師会」と記す。)	(1) 医療および助産活動の協力に関する事。 (2) 防疫の協力に関する事。 (3) 死体検案に関する事。
青梅市歯科医師会(以下、「市歯科医師会」と記す。)	(1) 歯科医療活動の協力に関する事。
青梅市薬剤師会(以下、「市薬剤師会」と記す。)	(1) 医薬品等の確保および供給活動の協力に関する事。
青梅市接骨師会(以下、「市接骨師会」と記す。)	(1) 医療活動の協力に関する事。
青梅LPG協会 青梅ガス株式会社	(1) ガス施設の安全保安に関する事。 (2) ガスの応急供給に関する事。
東京都トラック協会 多摩支部	(1) 災害時における貨物自動車による救助物資および避難者の輸送の協力に関する事。
西東京農業協同組合	(1) 災害における応急対策の協力に関する事。
東京都森林組合	(1) 災害における応急対策の協力に関する事。
青梅市自治会連合会 各地区自主防災組織	(1) 自助・共助等の防災活動、応急対策の実施に関する事。 (2) 避難誘導および避難所運営に関する事。 (3) 災害時要配慮者等の支援に関する事。 (4) その他、災害対策業務全般の協力に関する事。
青梅市まとい会	(1) 地域の自主防災組織の育成に関する事。
青梅交通安全協会 青梅防犯協会	(1) 避難誘導の協力に関する事。 (2) 市民の防犯意識の普及高揚に関する事。
青梅市社会福祉協議会(以下、「市社会福祉協議会」と記す。)	(1) 災害時要配慮者等の支援に関する事。 (2) ボランティア活動の支援に関する事。 (3) 上記における需給調整に関する事。
青梅建設業協会	(1) 災害時における工作活動の協力に関する事。
青梅市商店会連合会	(1) 災害時における生活必需品調達の協力に関する事。
西多摩地区米穀小売商組合	(1) 主要食料の供給の協力に関する事。
青梅防火防災協会 青梅女性防火防災の会	(1) 災害予防に関する事。
青梅山林災害対策協議会	(1) 山林地域の災害予防に関する事。
青梅防火管理者研究会	(1) 事業所における災害予防および自主防災体制の充実に関する事。
青梅危険物安全会	(1) 危険物を取扱う事業所における災害予防および自主防災体制の充実に関する事。
青梅市民生児童委員合同協議会	(1) 災害時要配慮者支援に関する事。

第3節 市防災組織

1 青梅市防災会議

青梅市防災会議は、災害対策基本法第16条および青梅市防災会議条例にもとづき設置され、その所掌事務および組織については、次のとおりである。

(1) 所掌事務

- ① 青梅市地域防災計画を作成し、その実施を推進する。
- ② 市長の諮問に依りて市の地域にかかる防災に関する重要事項の審議をすること。
- ③ 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(2) 組織

防災会議は、市長を会長として、各防災関係機関の代表をもって組織する。

なお、引き続き自助・共助・公助にもとづく市の災害対策の充実を図るため、自主防災組織や女性の委員などの参画促進を図っていく。

2 青梅市災害対策本部

市の地域について災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市長は、市防災計画の定めるところにより、青梅市災害対策本部を設置することができる（災害対策基本法第23条の2）。

本部の組織と運営等については、第2部第5章第4節「1 市の初動対応体制」を参照

第2章 市民と地域の防災力の向上

第1節 現状と課題

本市では、学校教育や社会教育を通じた総合防災教育、防災マップの配布、広報等を通じた啓発活動、防災訓練等を通じて、市民の防災意識の高揚、防災知識の普及・啓発を行うとともに、自主防災組織の育成、消防団活動の充実など、青梅消防署と連携しながら取り組んでいる。

しかし、これまでに大きな災害に見舞われたことのない本市では、市民の災害に対する意識、知識、経験は十分とはいえない状況にある。

立川断層帯地震では大きな被害の発生が予想されているため、市民の防災に対する意識・知識を高め予防対策を進めるとともに、防災教育や啓発活動、防災訓練など、応急対応力の向上につながる取り組みを図ることが重要である。

阪神・淡路大震災、東日本大震災といった大きな災害では、救助活動や安否確認など、応急・復旧過程で地縁組織・団体が重要な役割を担うことが認識されたところであるが、本市では、近年、市民の転入が多く、自治会の加入率も4割を下回るなど、地域の絆の希薄化が懸念されている。

東京都が、令和4年5月に公表した新たな被害想定によると、立川断層帯地震においては、揺れによる建物被害の死傷者が919人、災害時要配慮者の死者が56人発生すると見込まれており、こうした被害を抑制するためには、家屋の耐震化や家具転倒防止など市民による自助の取組や自主防災組織、消防団等による共助の救助体制の整備を一層促進する必要がある。

第2節 対策の方向性と到達目標

市民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害時に市民一人一人が適切な判断、行動をとれるよう、災害に対する不断の備えを進めるとともに、市民、行政、事業所、ボランティア等との相互連携、相互支援を強め、自助、共助による市民および地域の防災力の向上を推進し、死者や負傷者の減少等を図る。

到達目標

- 市民の自助の備えの徹底
 - 家屋の耐震性・耐火性の確保
 - 家具転倒防止措置の徹底
 - 家族3日分（可能であれば7日分）以上の備蓄（食料、水、医薬品、便袋等）
- 市民および自主防災組織による災害初期の応急対策の実施
 - 初期の安否確認、救出救助、消火活動により、被害を最小限に防ぐ
- 防災リーダー（防災士等）の育成
- 「地区防災計画」の策定
- 消防団の災害活動体制の充実
- 事業所の自衛防災体制の強化

【市民と地域の防災力の向上】

災害前の行動 (予防対策)	災害直後の行動 (応急対策)	災害後の行動 (復旧対策)
1 自助による市民の防災力の向上 <ul style="list-style-type: none"> 1 市民による自助の備え 2 防災意識の啓発 3 防災教育の充実 4 防災訓練の充実 5 外国人の支援対策 	1 自助による応急対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> 1 市民自身による応急対策の実施 2 外国人の情報収集等に係る支援 	
2 地域による共助の推進 <ul style="list-style-type: none"> 1 自主防災組織の強化 2 自主防災組織の活動環境の整備 	2 地域による応急対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> 1 自主防災組織等による応急対策の実施 2 民間団体の協力等 	
3 消防団の活動体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> 1 消防団組織の充実・強化 2 消防資機材の整備 3 消防団員の災害活動能力の向上 4 消防団と地域住民等との連携の強化 	3 消防団による応急対策の実施	
4 事業所による自助・共助の強化 <ul style="list-style-type: none"> 1 事業所の役割 2 事業所の自衛消防組織の育成 	4 事業所による応急対策の実施	
5 ボランティアとの連携 <ul style="list-style-type: none"> 1 ボランティア活動の充実 2 市ボランティアセンターの整備 	5 ボランティアとの連携による対策 <ul style="list-style-type: none"> 1 市災害ボランティアセンターの設置 2 ボランティア活動の実施 	
6 市民・行政・事業所等の連携		

第3節 予防対策

【施策の方向】

大規模な震災の発生に際しては、公的機関のみでの対応は困難であり、市民自らが対処しなければならない。そのために、市民一人ひとりが地域の防災力の向上に努めていく。

施策の方向	対 策
1 自助による市民の防災力の向上	<p>市民一人一人が「自らが防災の担い手」とあるとの自覚を高め、防災対策に取り組むよう、防災意識の啓発を推進するとともに、市民一人ひとりの初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進し、市民の防災力を高める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災意識の啓発（防災マップの普及等） ・ 家庭内備蓄（家族3日分以上の食料、水の備蓄等） ・ 家屋の耐震性確保（耐震診断、耐震化工事実施促進） ・ 屋内家具転倒防止措置の徹底（普及啓発） ・ 防災訓練参加促進と防災教育推進による自助共助精神の醸成
2 地域による共助の推進	<p>大規模災害の発生時に、被害を最小限に止めるためには、地域の事情に精通した自主防災組織等の活動が重要となる。</p> <p>市の共助の中核を担う自主防災組織の強化・充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織活動の充実化 ・ 「地区防災計画」の策定・充実 ・ 東京防災隣組活動の普及 ・ 防災リーダー（防災士等）の育成 ・ 防災訓練の充実
3 消防団の活動体制の充実	<p>消防団は、常備消防、市、自主防災組織、住民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。</p> <p>市は、消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資機材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団員の確保 ・ 女性消防団員、機能別団員の活用 ・ 資器材の整備 ・ 活動しやすい環境の整備
4 事業所による自助・共助の強化	<p>発災時に事業所が自らの役割を果たすことができるよう、事業所の防災力向上を促進していく。</p> <p>また、協定の締結など事業所相互間の協力体制および事業所と自主防災組織等との連携体制を構築するなど、地域との協力体制づくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所防災計画作成の促進 ・ 事業所と自主防災組織との連携体制構築 ・ 事業所備蓄の推進
5 ボランティアとの連携	<p>発災時に被災地のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、都および市社会福祉協議会、市民活動団体等との連携を強化するとともに、ボランティア活動の支援体制づくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都および市社会福祉協議会との連携強化 ・ ボランティア活動の支援体制の構築
6 市民・行政・事業所等の連携	<p>市民、行政、事業所等の各主体は、従来個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時からの連携ネットワークの構築

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担 当	対 策 内 容
1 自助による市民の防災力の向上	各部署	<ul style="list-style-type: none"> 各所管業務に関連した防災教育の実施
	防災課	<ul style="list-style-type: none"> 防災啓発活動等に関する総括 広報紙、ホームページ等を用いた市民への防災知識の普及 防災知識の普及資料（防災マップなど）の作成配布 マスメディアを活用した防災意識の高揚・啓発 防災に関する講演会、研修会の開催 生涯学習を通じた防災教育の実施 防災教育用ビデオ等の貸出しの実施 消防団、自主防災組織等の活動紹介および加入促進
	秘書広報課	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙、ホームページ等による市民への防災知識の普及 外国人向けの防災情報の発信
	市民活動推進課	<ul style="list-style-type: none"> 市社会福祉協議会と連携した外国人等の支援体制づくり
	高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者向けの防災情報の発信
	障がい者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者向けの防災情報の発信
	子育て応援課 こども育成課 こども家庭センター	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園、保育所における防災教育の実施 保護者に対する災害時の備えに関する知識の普及
	商工業振興課	<ul style="list-style-type: none"> 事業所における防災教育の促進
	住宅課	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化促進に関する広報（都作成のパンフレットの配布、相談対応）
	教育総務課 指導室	<ul style="list-style-type: none"> 学校における防災教育の実施 保護者に対する災害時の備えに関する知識の普及
	社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育施設における防災教室等の実施 各種社会教育団体の研修等における防災の啓発
	消防団	<ul style="list-style-type: none"> 地域における防災啓発活動の推進
2 地域による共助の推進	防災課	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の育成強化
	自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 地区防災計画の策定と推進
3 消防団の活動体制の充実	防災課 消防団	<ul style="list-style-type: none"> 消防団員の確保 消防団員の教育訓練 消防団資機材等の整備 地域等と連携した防災対策の推進
4 事業所による自助・共助の強化	商工業振興課	<ul style="list-style-type: none"> 事業所防災計画およびBCPの策定促進 事業所相互間の協力体制と地域との協力体制づくり
5 ボランティアとの連携	市民活動推進課 市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築
	社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアに関する講座等の開催
6 市民・行政・事業所等の連携	防災課	<ul style="list-style-type: none"> 地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制の推進 地域の災害に強いまちづくりへの積極的な参加促進 自主防災組織が主体の防災訓練への参加促進
	市民活動推進課	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等の体制強化を始めとした地域コミュニティの活性化対策の推進
	消防団	<ul style="list-style-type: none"> 地域における防災啓発活動の推進

1 自助による市民の防災力向上

1-1 市民による自助の備え

市民は、「自らの生命は自らが守る」ために次に掲げる措置等の必要な防災対策を推進する。

- 建築物その他の工作物の耐震性および耐火性の確保
- 日頃からの出火の防止
- 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
- ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- 水、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備
- 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- 自転車を安全に利用するための、適切な点検整備
- 在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日間分、推奨1週間分）
- 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- 市や都が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加と知識・技術の習得
- 自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- 避難行動要支援者がいる家庭における、個別避難計画の作成や「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意等の円滑かつ迅速な避難への備え
- 災害時に備え、避難所、避難場所および避難経路等の確認・点検ならびに適切な情報収集方法の確認
- 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

1-2 防災意識の啓発

市および防災関係機関は、市民の危機意識を喚起することにより、市民が「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、家庭内での備蓄や自ら建物の耐震化・不燃化、家具類の転倒・落下・移動防止、発災時の安否を確認する方法の取り決め等の防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。

(1) 広報の内容

災害に対する知識や備え等に関する防災広報活動を展開する。

- 地震、風水害等の災害に関する一般知識
- 地震発生時の心得（「地震その時10のポイント」の普及）
- 各防災関係機関の防災対策
- 家庭での風水害対策
- 出火の防止および初期消火の心得
- 室内、戸外、高層建築物、危険物施設等における身体防護対策
- 災害情報の入手方法
- 非常食料・身の回り品等の準備の心得
- 道路交通規制およびドライバーの心得
- 避難（場）所、避難方法および避難時の心得
- 水道・電気・ガス・電話等の災害時の心得
- 近隣との協力および自主防災組織への参加促進
- 土砂災害に対する心得
- 救出および応急救護の方法
- 災害時要配慮者の支援要領
- 帰宅困難者対策（帰宅困難者の行動心得10か条の普及）

(2) 広報の実施方法

広報の実施に際しては、広く市民に周知が図れるよう、様々な手法を用いて防災知識の普及、啓発活動を推進していく。

- 印刷物による普及(広報紙、防災読本、パンフレット、防災マップ、ハザードマップ等)
- 講演会等の開催(各種講演会、防災イベント、防火のつどい等)
- 常設展示による普及(東京消防庁消防防災資料センター、都民防災教育センター等の活用)
- 広報媒体による普及(テレビ、新聞等)
- インターネット等による普及(ホームページ、青梅市メール配信サービス、SNS等)

(3) 防災広報の充実

毎年8月下旬から始まる防災週間、1月中旬の防災とボランティア週間、3月中旬の東日本大震災が発生した時期、春と秋の火災予防運動期間、台風等の災害の発生しやすい時期など、市民の災害に対する関心が高まる時期をとらえて、重点的に防災広報活動を行う。

(4) 被害想定等の最新情報の周知

被害の発生を防止・軽減するため、都の被害想定の見直しや市の災害リスクに関する各種調査結果等を公表・周知し、事業者および住民の防災に関する意識の向上に努める。

1-3 防災教育の充実

市、青梅消防署および教育関係機関は、幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を涵養する。

防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダー(防災士等)を育てる防災教育を実施していく。

また、市民、自主防災組織、事業所等を対象とした防災訓練を充実させ、広報等により訓練参加者の増加を図っていく。

防災教育・防災訓練に関する取組内容は以下のとおりである。

- 児童生徒等の成長発達段階に応じた総合防災教育の推進
- 自治会等を単位とした講演会の開催等による防災意識の啓発
- 自主防災組織の育成
- 都と連携した防災リーダー(防災士等)の育成
- 災害時要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練等の促進・支援
- 各避難所運営主体による避難所運営訓練や市総合防災訓練等への災害時要配慮者と家族の参加に対する支援
- 各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進
- 実践的な防災訓練を通じた市民の防災行動力の向上の推進
- 自主防災組織、女性防火組織、消防少年団等の組織の育成・支援
- 災害時支援ボランティアの育成・支援
- 自衛消防訓練を通じた事業所の自衛消防隊の育成(自衛消防審査会の実施等)
- 自治会、事業所等による地域の協力的体制づくりの推進
- AED(自動体外式除細動器)の使用法を含めた救命講習の実施など、応急救護に関する技能の向上
- 教育機関等と連携した発達段階に応じた総合防災訓練の推進
- 自主防災組織を通じて事業所での災害対策完了後の地域の消火活動、救出・救助活動の推進
- 家庭での応急的な簡易水防工法等の普及

1-4 防災訓練の充実

市、防災関係機関、市民、自主防災組織および事業所等は、緊密な協力体制を確立し、地域防災計画の習熟、防災意識の高揚を図るための実効性のある総合的な訓練を実施する。

(1) 総合防災訓練

相互の理解と連携・協力を深め災害対応活動の円滑を期すため、市、防災関係機関、市民、自主防災組織、事業所等が実施する総合防災訓練の内容は次のとおりとする。

実施日	防災の日、防災週間中（8月30日～9月5日）、その他の日のいずれか
参加機関等	市・防災関係機関・市民・事業所・災害時支援ボランティア・協力団体等
訓練項目	本部運営訓練・非常招集訓練・現地実動訓練

(2) 消防訓練

青梅消防署・青梅市消防団は次のとおり消防訓練を実施する。

実施機関	訓練	内容
青梅消防署・ 青梅市消防団 (個別または合 同で実施する。 他機関の参加 を要請する場 合もある。)	平常時の消防活動訓練	・ 災害を予測し、実態に対応した消防活動訓練
	震災消防活動訓練	・ 大規模な震災に対処するための訓練（本部運営訓練・非常招集命令伝達訓練・参集訓練・初動措置訓練・部隊運用訓練・通信運用訓練・救助救出訓練・救護所運営訓練・連携消火訓練等）
	林野火災消防活動訓練	・ 林野火災を想定した訓練、連携訓練
青梅市消防団	多数傷病者発生時の 消防活動訓練	・ 集団的多数の死傷者が発生した災害を想定した救助・救急事象に対する訓練
	ポンプ操法訓練等	・ 東京都消防訓練所および青梅消防署の指導による団員のポンプ操法技術の向上のための操法訓練など ・ ポンプ操法訓練審査会の開催（隔年）

(3) 市民・自主防災組織等が実施する訓練

市民、自主防災組織等は次のとおり訓練を実施する。

実施機関、団体等	訓練項目	実施時期	
防災訓練	市民・自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 出火防止訓練 初期消火訓練 救出訓練 応急救護訓練 通報連絡訓練 身体防護訓練 避難訓練 応急給水訓練 その他の訓練 	<p>基本的訓練は、自主防災組織等で年間防災訓練計画を作成し実施するほか、防災キャンペーンの時期をとらえて随時実施する。</p> <p>総合訓練は年1回以上実施する。</p>
	事業所	<ul style="list-style-type: none"> 出火防止訓練 身体防護訓練 初期消火訓練 救出救護訓練 避難訓練 帰宅困難者対応訓練 情報収集訓練 その他の訓練 	<p>消防計画・事業所防災計画にもとづいて訓練計画を作成し、実施する。</p> <p>また、そのうち、一連の訓練を総合訓練として実施する。</p>
	災害時支援ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> 応急救護活動訓練 予防分野の活動訓練 後方支援活動訓練 	<p>防災週間、防災とボランティア週間等の時期をとらえ、消防署等において講習会、総合訓練等を実施する。</p>
	医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 患者の受入れ、入院者、来院者の安全確保訓練 仮救護所の設置・運営訓練 傷病者の緊急度に応じた分類（トリアージ）および救急処置ならびに搬送訓練 消防隊、救急隊との連携訓練 災害現場への出場訓練（現場救護所支援・東京DMAT（災害派遣医療チーム）等） その他の訓練 	<p>総合防災訓練にあわせて実施するほか、消防計画にもとづき計画を作成し実施する。</p>

(4) 指定公共機関、指定地方公共機関等の訓練

指定公共機関、指定地方公共機関等は、防災業務計画等にもとづく訓練を定期的実施し、防災力の向上に努める。

1-5 外国人の支援対策

市、青梅消防署および防災関係機関は、在住外国人および外国人旅行者等に対し、平常時から、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進していく。

- 秘書広報課、市民安全課、市民活動推進課、市社会福祉協議会と連携し、長期滞在、生活している外国人に対する地域での支援体制づくりを推進する。
- 市民団体等と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて防災知識の普及を図る。
- 都が作成する防災に関する動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で、情報提供を行う。
- 消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の記号や絵の表記、外国語標記を推進する。
- 東京都防災（語学）ボランティアを活用し、地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。

2 地域による共助の推進

2-1 自主防災組織の強化

資料編 2-2-1「自主防災組織」

(1) 自主防災組織の役割

自主防災組織の主な役割は次のとおりである。

- 防災に関する知識の普及
- 出火の防止の徹底
- 初期消火、救出・救護、避難等各種訓練の実施
- 地域内の危険箇所の点検・把握、地域住民への周知
- 地域内の災害時要配慮者の把握、災害時の支援体制の整備
- 地域内の企業・事業所との連携・協力
- 行政との連携・協力
- 防災資器材等の整備および備蓄
- 避難所運営組織の整備

(2) 自主防災組織の育成

地域における防災活動が組織的に行われるよう、市は、防災活動の中核組織となる自主防災組織の強化・拡充に努める。

① 防災行動力向上に向けた支援

市および青梅消防署は、防災関係機関等と連携し、地区で実施される防災訓練等に対する指導、援助、助言、講習会等の開催等、自主防災組織への支援を実施し、自主防災組織の防災行動力の向上を図る。

② 組織の充実に向けた支援

既存組織の活動の活性化やリーダーの育成を図るため、自主防災組織向けの講習会への参加促進や、国の「防災まちづくり大賞」、都の「東京防災隣組」、東京消防庁の「地域の防火防災功労賞」等への推薦、他自治体の自主防災組織の取組事例についての紹介など、組織充実への支援を行う。

③ 自主防災組織同士の交流機会の創出

青梅市自主防災組織連絡会を設置し、自主防災組織同士の情報・人的交流が深まるように場・機会の提供、ネットワーク網の構築に取り組む。

(3) 地域との協力体制の構築

資料編 2-2-2「協力を要請する団体」

① 自主防災組織活動の周知

地域に自主防災組織が浸透するように、自主防災組織の目的や活動の内容などを住民に周知して参加を促進し、災害時に地域住民による円滑な協力体制が構築できるように努める。

② 地域との交流機会の充実

消防機関や市社会福祉協議会、学校、民生児童委員、地域の事業所、各種活動団体などと自主防災組織との交流機会の充実に努める。

③ 災害時要配慮者への支援

災害時要配慮者の平素からの見守り、災害時の支援要領等について申し合わせ、訓練を行うなどの支援体制の構築に努める。

2-2 自主防災組織の活動環境の整備

(1) 自主防災組織の活動環境の整備

市は、自主防災組織の活動拠点となる市民センター（防災拠点）に配備する防災活動用の資機材の整備・充実に努めるとともに、災害時に効率的な活動を行えるよう、市災害対策本部との連携の強化に努める。

自主防災組織は、市民センターに活動拠点としての本部を置く。市民センターが使用不能となった場合には、各地域の学校に本部を設置するように事前に指定しておく。

(2) 訓練用資機材の整備

市は、自主防災組織が平素から初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練等の各種訓練を活発に行えるよう、必要な訓練用資機材の整備に努める。

(3) 地区防災計画の策定

各地区自主防災組織において、地域性に合わせた地区防災計画を策定し、青梅市地域防災計画の修正や災害対策基本法の改正等、必要に応じて修正を加え、充実を図ることとする。

なお、地区防災計画に定める事項は、概ね次の事項とする。

- ① 自主防災組織の編成および任務分担に関する事。
- ② 防災知識の普及・啓発に関する事。
- ③ 地域の災害危険の把握に関する事。
- ④ 防災訓練の実施に関する事。
- ⑤ 情報の収集伝達に関する事。
- ⑥ 水防活動、出火防止および初期消火に関する事。
- ⑦ 救出・救護に関する事。
- ⑧ 避難誘導および避難所の組織的運営に関する事。
- ⑨ 給食・給水に関する事。
- ⑩ 災害時要配慮者対策に関する事。
- ⑪ 他組織との連携に関する事。
- ⑫ 防災資機材等の整備および管理に関する事。

3 消防団の活動体制の充実

資料編 2-5-3「青梅市消防団の消防団員数および消防車両等」

3-1 消防団組織の充実・強化

- ① 大規模な災害発生に伴う同時多発・広域複合的な災害における消防活動には、地域と密接に繋がる消防団員の活動が欠かせないため、市および消防団は、消防団の存在と活動を知ってもらおう広報、消防団員の募集広報を積極的に展開し、入団促進を図る。また、青梅消防署はこれを支援する。
- ② 地域、事業所、各種団体との連携協力を通じ、消防団の重要性、信頼性等の理解を深め、青年層の参加を促進する。また、機能別消防団員制度の活用等を図る。
- ③ 東日本大震災を始めとする近年の大規模災害の教訓から、救助や避難活動などにおいて、女性の活動が求められているため、女性の消防団員の確保などに努める。
- ④ 消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定・奨励し、地域防災支援体制の一層の充実を図る。

3-2 消防資機材の整備

震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団各部詰所の整備を始め、活動に必要な救助資機材や消防ポンプ車・可搬式ポンプ積載車（緊急自動車）等を整備する。

3-3 消防団員の災害活動能力の向上

- ① 各種資機材やマニュアル等を活用して地域特性に応じた内容の教育訓練を実施し、実践的な災害活動能力および安全管理能力の向上を図る。
- ② 教育訓練の推進による消防団員の応急救護指導技能の向上を図る。
- ③ 新入団員への入団教育を充実させ、災害活動技能の早期習得を図る。
- ④ 消防団活動と仕事や家庭との両立が図れるよう、消防団員の生活に配慮した訓練方法や訓練時間の工夫を推進する等して、活動しやすい環境づくりに努めることにより、消防団員の各種技能の向上を図る。

3-4 消防団と地域住民等との連携の強化

消防団による地域住民等への防火防災教育訓練を通じて、消防団と地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。

4 事業所による自助・共助の強化

4-1 事業所の役割

事業所は、その社会的責任を果たすため、次のような対策を図る。

- 社屋内外の安全対策
- 防災計画、非常用マニュアルの整備、事業活動の継続対策
- 防災資機材、水、食料等の非常用品の備蓄
- 従業者や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
- 地域活動への参加、自主防災組織等との協力、地域社会の安全性向上対策
- 東京都帰宅困難者対策条例の遵守

4-2 事業所の自衛消防組織の育成

(1) 市の取組

① 自衛消防隊等の育成指導

大規模災害の発生に備え、事業所は自衛消防隊等の組織を結成し、地域と密着した組織的な対応を図ることが被害の拡大を防止する上で重要である。このため、市は、市内の事業所の自衛消防隊兼自衛消防組織の育成指導に努める。

② 事業者のBCP(事業継続計画)の策定

市は、事業者団体を通じて、事業者のBCPの策定を推進する。

(2) 青梅消防署の取組

① 事業所防災計画の作成指導

事業所は、その用途や規模に関わらず、事業所単位での事業所防災計画の作成が義務づけられており、青梅消防署は、事業所防災計画の作成を指導する。

事業所	指導内容
防火管理者および防災管理者の選任を要する事業所	「震災に備えての事前計画」、「震災時の活動計画」、「施設再開までの復旧計画」、「帰宅困難者対策」を取り込んだ作成を指導
防火管理者および防災管理者の選任を要しない事業所	「職場の地震対策」、「事業所防災計画表」を配布し、作成を指導
防災対策上重要な施設を管理する事業所 (ガス、電気、水道、高速道路および通信の防災対策上重要な施設を管理する事業所)	特性と実態に即した事業所防災計画の作成を指導

② 救命講習等の受講促進

発災初期段階での傷病者に対する応急救護能力を向上させるため、救命講習等の受講の促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の養成等を行う。

③ 多数人員収容施設、危険物施設等の事業所への措置

青梅消防署および東京都は、以下の事業所に対し、次の措置をとる。

施設	機関	措置
ホテル、百貨店等の多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所	青梅消防署	<ul style="list-style-type: none"> 自衛消防隊の設置の指導 講習および自衛消防訓練の実施の指導 事業所の活動能力の向上 自衛消防中核要員を中心とした上級救命講習等の受講促進 統括防火防災管理者選任指導（管理権限者が複数の場合） 全体の消防計画策定の指導（同上） 帰宅困難者対策の促進
危険物を取り扱う事業所	青梅消防署	<ul style="list-style-type: none"> 施設の安全化および自主保安体制確保の指導 相互協力による実践的訓練の実施
高圧ガスを取り扱う事業所	東京都	<ul style="list-style-type: none"> 自主保安体制の整備の指導 「東京都高圧ガス地域防災協議会」への加入指導
火薬関係を取り扱う事業所	東京都	<ul style="list-style-type: none"> 保安対策の指導 危険防止のための応急措置の指導 自主保安体制の整備の指導

④ 事業所自衛消防訓練の指導

青梅消防署は、事業所自衛消防組織の活性化を図るため、地震発生時において、迅速かつ確かな活動を行うための自衛消防訓練を積極的に実施するよう、各事業所に働きかけていくとともに、事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出・救護活動を実施するように指導する。

5 ボランティアとの連携**5-1 ボランティア活動の充実****(1) ボランティア意識の醸成**

市および市社会福祉協議会は、学校教育および社会教育の場等において、ボランティア活動の社会的意義についての啓発を行い、ボランティアに対する意識の啓発と積極的な活動参加を呼びかける。

(2) 人材の育成

市および市社会福祉協議会は、関係機関と連携し、ボランティア活動のリーダーおよびボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

また、市民のボランティア活動への参加のきっかけが広がるように、社会教育活動等や福祉分野等と連携した専門ボランティアの育成などを図る。

(3) ボランティア団体のネットワークづくり

市は、災害時における迅速かつ適切な対応を図るために、市社会福祉協議会が中心となって行う、ボランティア活動団体のネットワークづくりを支援する。

(4) ボランティアセンターの拡充

市は、市社会福祉協議会を始め、各福祉団体と連携し、青梅ボランティア・市民活動センターの人材を拡充し、ボランティア団体およびボランティア活動の支援を行う。

(5) 東京ボランティア・市民活動センターとの連携

市は、都の総合的なボランティアセンターである東京ボランティア・市民活動センターとの連携・協力を図り、災害時におけるボランティアの受入れと活動が円滑に行われるような体制づくりに努める。

(6) 東京都防災ボランティアとの連携

大規模な災害時は、特に専門的なボランティアが不足することから、都に専門的なボランティアのあっせんを要請する可能性が高いため、市は、都との協力体制の強化を図るとともに、都が実施しているボランティアの登録制度の周知に努める。

所 管	名 称・資 格	活 動 内 容
都 生活文化 スポーツ局	《防災(語学)ボランティア》 一定以上の語学能力を有する者(満18歳以上の都内在住、在勤、在学者)	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援
都 都市整備局	《応急危険度判定員》 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士または知事が特に必要と認めた者であって都内在住または在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
都 都市整備局	《被災宅地危険度判定士》 宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第18条に規定する土木または建築技術者	災害対策本部が設置される規模の地震または降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
都 建設局	《建設防災ボランティア》 公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握

(7) 警視庁交通規制支援ボランティア

警視庁は、大災害等の発生時に交通規制を支援する交通規制支援ボランティアについて、平成8年8月から運用を開始している。

また、市は、これらのボランティアとの連携強化に努める。

機 関 名	要 件	活 動 内 容
青梅警察署	警察署の管轄区域内に居住し、または活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者	<ol style="list-style-type: none"> 1 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報ならびに交通規制用装備資器(機)材の搬送および設置を行う活動 2 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動 3 その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

(8) 東京消防庁災害時支援ボランティア

東京消防庁は、災害時のボランティアの確保対策として、東京消防庁災害時支援ボランティアを各消防署において登録し、講習、訓練等を実施している。

また、市は、これらのボランティアとの連携強化に努める。

機 関 名	要 件	活 動 内 容
青梅消防署	<p>原則、青梅市内に居住する方または勤務もしくは通学する方であり、かつ発災時において東京消防庁の支援を行う意思がある15歳(中学生を除く。)以上の方で次のいずれかの要件を満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 普通救命講習を修了している等、応急救護に関する知識を有する方 2 過去に消防職員、消防団員、消防少年団員として1年以上の経験がある方 3 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術(消防設備士、危険物取扱者)を有する方 	<p>●消防職員の指導と助言により、以下の支援活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応急救護活動 2 消防署内での後方支援活動(給食支援活動、仮設トイレ等の設定、帰宅困難者に対する道案内等) 3 消防署外での後方支援活動(食料・飲料水の搬送、簡易水槽の設定など) 4 消防用設備等の応急措置支援 <p>●平常時には、以下の活動を実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域の防火防災訓練での指導 2 災害時の活動に備え、各種訓練、行事への参加 3 チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」、「コーディネーター講習」への参加 4 消防出初式等の行事への参加 5 その他登録消防署の要請による活動

(9) 赤十字ボランティアとの連携

市は、災害時に円滑な赤十字ボランティアとの連携が図れるよう、日頃から協力体制の強化に努める。

機 関 名	要 件	活 動 内 容
日本赤十字社 東京都支部	<p>《東京都赤十字救護ボランティア》</p> <p>災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修(赤十字災害救護セミナー)を修了・登録したボランティア</p>	<p>平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動および赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動の実施</p>
	<p>《地域赤十字奉仕団》</p> <p>地域において組織された奉仕団</p>	<p>災害時には市区町村と連携し、避難所および赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)等において被災者等への支援活動の実施</p>
	<p>《特殊赤十字奉仕団》</p> <p>学生および特定の技能を有した者で組織された奉仕団</p>	<p>各団の特色を生かし、避難所等における被災者のケア等の活動の実施</p>
	<p>《赤十字個人ボランティア》</p> <p>日本赤十字社東京都支部および病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティア</p>	<p>災害時には個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動の実施</p>

5-2 ボランティアセンターの整備

ボランティアには、専門的な知識、経験や特定の資格を有するボランティアと指定避難所等における支援物資の配布、炊き出しなどの特別な資格を必要としないボランティアがある。

大規模な災害が発生した場合、全国から多数のボランティアが参集することが予想される。

このため、市は市社会福祉協議会と協力し、災害時におけるボランティアの受入れ、ボランティア活動の調整などを実施する組織として市災害ボランティアセンターを整備する。

運営は、市社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となって行うものとする。

そのため、市は、災害ボランティアコーディネーターの養成に努める。

また、市災害ボランティアセンターの設置・運営については、市と市社会福祉協議会の協定にもとづき行う。

6 市民・行政・事業所等の連携

(1) 協力体制の整備

市および防災関係機関は、地域の防災市民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための情報交換の場や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図る。

また、各種防災活動を通じた地域コミュニティの活性化を図り、地域の災害に強いまちづくりへの積極的な参加促進を図るなど、地域の防災体制を強化する。

(2) 地区防災訓練の参加促進

地域住民が主体となった地区防災訓練へ参加促進を図る。

第4節 応急対策

【活動のポイント】

大地震発生の際には、公的機関のみでの対応は困難であり、市民および事業所は、状況を把握し、自ら判断し適切な行動を取らねばならない。

実施項目	活動のポイント
1 自助による応急対策の実施	地震の揺れが収まった後、ケガ等の無い市民は、周囲の安全を確認の上、可能な限り初期消火や救出救助、応急救護等、状況に即した適切な行動に取り組む。
2 地域による応急対策の実施	市民一人ひとりが力を合わせ、自主防災組織等の下、組織的活動による効果的な応急対策の実現に努める。 市民センターに自主防災組織本部を設置し、情報収集および災害対策の指示を行う。
3 消防団による応急対策の実施	保有する消防力を最大限活用して、出火防止、延焼防止に努める。市民の自主的な応急対策行動を適切に指導し、組織的活動を支援する。
4 事業所による応急対策の実施	来場者や従業員の安全確保等、所内の応急対策に目途がつき次第、周辺地域の応急対策に積極的に協力する。
5 ボランティアとの連携による対策	市社会福祉協議会は発災直後に速やかに市災害ボランティアセンターを立ち上げて、ニーズの把握とボランティアの受入態勢を確立し、適切な配置に努める。

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担 当	対 策 内 容
1 自助による応急対策の実施	市民	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火や救出救助、応急救護等
	広報班	<ul style="list-style-type: none"> 避難や災害に関する市民への注意事項等の情報提供 外国人向けの災害情報の発信
	市民連絡班	<ul style="list-style-type: none"> 市社会福祉協議会と連携した外国人等の支援活動体制の確保
2 地域による応急対策の実施	市民・自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 組織的な初期消火や救出救助、応急救護、避難誘導等
	防災班	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織等と連携した災害応急対策活動の実施
	市民連絡班	<ul style="list-style-type: none"> 市民センターにおける自主防災組織本部の開設
3 消防団による応急対策の実施	防災班	<ul style="list-style-type: none"> 消防団の災害応急対策活動の支援
	消防団	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急対策活動の実施
4 事業所による応急対策の実施	事業所	<ul style="list-style-type: none"> 客や従業員等の安全確保 周辺地域の応急対策 東京都帰宅困難者対策条例にもとづく対策の実施
	商工業振興班	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体と連携し、観光客等の情報、事業所、観光施設等における被災状況の確認および支援
5 ボランティアとの連携による対策	市民連絡班 市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 市と市災害ボランティアセンターの連携 ボランティア関係団体との連携

※災害時の部の名称および編成については、第2部第5章第4節1-4「(2) 第3号特別警戒体制」参照

1 自助による応急対策の実施

1-1 市民自身による応急対策の実施

(1) 市民の自助と協力

災害の発生当初は、行政による応急対策が行き届かないことが考えられる。

そのような状況において、市民は、「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則を前提として、次の活動を行い、その後、地域における応急対策活動に寄与するよう努めるとともに、行政が行う活動に協力するものとする。

- ・ 発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。
- ・ 災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。
- ・ 地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインを始め、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。

(2) 市民の通報義務等

災害が発生するおそれがある現象、または異常な現象を発見した場合は、遅滞なく、その旨を、市職員または警察官、消防官等に通報しなければならない。

通報を受けた市長または警察署長、消防署長等は、速やかに防災関係機関に通報し、必要な活動を実施する。

1-2 外国人の情報収集等に係る支援

市は、在住外国人および外国人旅行者に対し、必要とする情報の収集・提供を円滑に行うとともに、東京都が開設する外国人災害時情報センターとの情報交換を行い、外国人を支援する。

2 地域による応急対策の実施

2-1 自主防災組織等による応急対策の実施

資料編 2-2-1「自主防災組織」

(1) 活動の概要

自主防災組織や事業所等は、自らの身の安全を図るとともに、自助、共助の精神にもとづき、以下に示す発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

- ・ 近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等）
- ・ 安否や被害についての情報収集
- ・ 初期消火活動
- ・ 災害に関する予報・警報、その他の情報の区内住民等への伝達
- ・ 救出活動
- ・ 負傷者の手当・搬送
- ・ 住民の避難誘導活動
- ・ 災害時要配慮者の避難支援
- ・ 避難所運営
- ・ 自治体および関係機関の情報伝達
- ・ 炊出し等の給食・給水活動等（「自主防災組織の手引」）
- ・ 災害時における広報広聴活動への協力

(2) 自主防災組織本部の設置

自主防災組織は、災害発生後、可能な段階において早期に自主防災組織本部を設置する。設置場所は、各地区の市民センターとし、本部長は自主防災組織の長とする。

市民センターに置かれる市の地区対策本部と連携し、被害情報の収集や自主防災組織の行う応急対策活動の指示等を行う。

(3) 自主防災組織等による活動

火災が発生した場合は、自主防災組織等が協力して、消火栓器具箱および地域配備消火器等を活用した初期消火を実施する。

なお、地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼とし、資器材の能力や地域の特性を勘案して行う。消防団員や消防隊が到着後は、その指示に従う。

(4) 救出・救護活動

地域の資器材保管場所や市民センターおよび防災倉庫等にある簡易救助資器材を活用する。

可能な限り、倒壊建物等からの負傷者の救出を実施し、負傷者に対し、応急救護を実施するとともに、医療救護所への搬送を実施する。また、避難行動要支援者については、名簿をもとに安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。

(5) 避難所運営

自主防災組織は、市や地域住民と連携し、あらかじめ策定した避難所運営マニュアルにもとづき、女性や子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者等にも配慮した円滑な避難所運営に努める。

2-2 民間団体の協力等

市ならびに防災関係機関は、その所掌事務に関係する民間団体に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう、協力体制の確立に努める。

(1) 協力の要請

市は、必要に応じ、民間団体に対し、災害対応業務の協力および情報の収集を要請する。

(2) 協力を要請する団体

資料編 2-2-2「協力を要請する団体」

協力を要請する団体は、資料編に記載する。

(3) 協力活動

民間団体が協力する災害対応業務の活動内容は、次のとおりとする。

- ① 被災者の救出に関する活動
- ② 被災者の避難所収容に関する活動
- ③ 救助物資の調達および配分に関する活動
- ④ 炊き出しに関する活動
- ⑤ 倒木等障害物の除去に関する活動
- ⑥ 被災地および避難所の防疫に関する活動
- ⑦ その他災害応急措置に関する活動

(4) 工作活動協力の要請

本部長は、災害時において必要があると認められた場合は、各種協定にもとづき、市内建設業者等に協力を要請し、工作活動を維持するものとする。

工作活動は、概ね次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求めるものとする。

- ① 災害応急対策に関する活動
- ② 障害物の除去等に関する活動
- ③ 施設等の応急復旧に関する活動
- ④ その他応急対策に関する活動

(5) 費用の負担

様式編 11-1 4「労務者調達要請書」

民間団体の労務提供は、原則として無料奉仕とする。工作協力業者については、協力業者と協議して雇用単価を定める。

3 消防団による応急対策の実施

資料編 2-5-3「青梅市消防団の消防団員数および消防車両等」

地震による同時多発火災および救助事象等に対応するため、消防団は、地域に密着した消防機関として、地域住民に対して出火防止、初期消火および救出・救護等の指導を実施するとともに、火災その他の災害発生時には、消防署隊との連携、地域住民との協働により、資器材を有効に活用した消防活動に当たる。

- ・ 消防署隊と連携した消火活動、救出・救護活動
- ・ 地域住民との協働による救助活動、応急救護活動
- ・ 災害情報の収集・伝達活動
- ・ 住民指導、避難指示の伝達、避難者の安全確保等

(1) 出火防止

発災後は、消防団員は可能な限り速やかに各部詰所に参集し、付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。

(2) 情報収集活動

各分団は、災害の初期対応を行うとともに、分団受持区域内において、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。

(3) 消火活動

同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動および避難道路防護活動、活動障害排除活動等を行う。

(4) 救出・救護

救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行う。

(5) 避難場所の安全確保等

避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難場所の安全確保の活動を行う。

(6) 団本部

団本部は、次のとおり活動を行う。

- ① 団本部は、全消防団員を指揮・統括する。
- ② 分団本部からの災害状況等の報告を部隊運用に資するとともに、消防署隊本部に連絡する。
- ③ 消防署隊本部と連絡を密にし、災害現場活動上必要がある場合は、分団長に対し出場を命ずる。
- ④ 消防署隊長の依頼により、必要がある場合は、分団を統合し、部隊を集結して消防力の集中を図る。

(7) 分団本部

分団本部は、団本部の命を受け、次のとおり分団の指揮に当たる。

- ① 参集者等の被害情報を基に災害程度を判断し、努めて消防力の劣勢かつ危険度の高い所を重点として、消防ポンプ隊および監視警戒班の運用を行う。
- ② 消防署隊の人員不足が見込まれる場合は、消防署または活動現場に消防団員を派遣する。
- ③ 団本部に対し、消防ポンプ隊の活動状況および分団受持区域内の災害状況について報告する。この場合、部隊運用ならびに災害拡大に直接関係するものを優先する。

(8) 消防ポンプ隊の活動

消防ポンプ隊は、次のとおり活動を行う。

- ① 消防ポンプ隊は、分団受持区域内に火災が発生した場合は、ただちに防御に当たる。
- ② 消防署隊が防御途上、他の火災に転戦する場合、または延焼防止後に転戦した場合は、必要に応じて付近住民の協力を得て、残火等の処置を行う。

(9) 監視警戒班の活動

監視警戒は、通常、分団長が地域を指定し、それぞれ分担して行うが、大規模な震災時は、災害危険の大きい場所を重点的に実施する。なお、監視警戒要領は、次のとおりとする。

- ① 危険物、可燃性ガス等が流出している場合は、流出源の管理者等に流出防止の措置について指示するとともに、付近の火気使用制限および車両、通行人の進入を防止する。
- ② 火災により飛火が生ずると判断した場合は、風下方面の住民に対し、飛火の警戒と飛火した場合の即時消火を呼びかける。
また、飛火火災を発見した場合は、ただちに消火する。
- ③ 避難および消火活動上障害となる道路上の持出品等は、努めてこれを制限し、すでに搬出中のものは、ただちに整理する。
- ④ 監視警戒中は、努めて災害状況ならびに各種情報を正しく把握し、分団長に報告する。この場合、部隊運用および災害拡大に直接関係するものを優先する。
- ⑤ 流言とおぼしき情報を聞き及んだ場合は、分団本部、消防署隊、警察官等に速やかに確認し、正しい情報を市民に伝え、人心の安定を図る。
- ⑥ 避難指示が発令された場合は、周辺の火災の状況等正しい情報にもとづき、危険が最も少ないと考えられる避難路および避難場所を指示し、市民を避難誘導する。

災害に遭遇した場合は、可能な応急措置を行い、分団本部に報告するとともに、到着した消防署隊と連携し、災害防御活動を実施する。

4 事業所による応急対策の実施

市内の事業所は、大地震発生時に際して、以下の応急対策に取り組むものとする。

- 来訪者や従業者等の安全を確保し、救助活動、救護活動を行う。
- 出火防止措置、初期消火を速やかに実施する。
- 正確な情報を収集し、来訪者や従業者等に伝達する。
- 施設の安全を確認した上で、従業者の一斉帰宅を抑制する。
- 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救助活動、救護活動を実施する。
- 初期消火で対応できない火災が発生した場合等は、速やかに避難する。
- 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。
- 東京都帰宅困難者対策条例にもとづく対策を実施する。

5 ボランティアとの連携による対策

市は、都、日本赤十字社東京都支部、東京都社会福祉協議会(以下、「都社会福祉協議会」という。)、市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

5-1 市災害ボランティアセンターの設置

市社会福祉協議会は協定にもとづき、ボランティア活動の拠点となる市災害ボランティアセンターを設置し、受入窓口およびボランティア団体等の活動拠点とする。

市災害ボランティアセンターの主な活動内容は次のとおりである。

- ① ボランティアの受付
- ② ボランティア受入場所の確保
- ③ 市からの情報等にもとづくボランティアニーズの把握
- ④ ボランティア連絡会議の開催
- ⑤ ボランティア連絡会議を通じて、ボランティアの中からリーダーを選出し、そのリーダーを中心に活動できる組織づくりおよび活動内容・活動場所の決定
- ⑥ その他ボランティア活動について必要な活動
- ⑦ 市との連絡調整

時期区分	時間経過	活動の流れ	活動の主な内容
災害発生期	発災	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">市災害ボランティアセンター の設置</div>	<ul style="list-style-type: none"> • 市災害ボランティアセンターの設置 • 市災害ボランティアセンターの運営 • ボランティアの受入
	3時間		
初動期	12時間	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">ボランティア活動の実施</div>	<ul style="list-style-type: none"> • ボランティアの活動内容指示 • 必要なボランティアの把握、募集 • ボランティアの要請受付、派遣 • ボランティアの調整 • 都への報告
	24時間		

5-2 ボランティア活動の実施

(1) ボランティアの活動内容

① 一般のボランティアの活動

一般ボランティアの活動支援を必要とする部は、市災害ボランティアセンターに要望等を連絡し、市災害ボランティアセンターにおいて活動内容等の調整を行う。

一般ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

- ア 災害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
- イ 避難所生活者の支援（水汲み、炊き出し、清掃、救援物資の仕分けおよび配送）
- ウ 在宅者の支援（高齢者の安否確認、食事、飲料水の提供）
- エ 物資配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配付、輸送）
- オ 被災地外からの応援者に対する地理案内
- カ その他被災者の生活支援に必要な活動

② その他の専門ボランティアの活動

その他の専門ボランティアは、市関係各部等が受け入れ等の対応を行う。

専門ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

- ア 救助ボランティア（災害救助訓練の経験者、救急法または蘇生法指導員等）
- イ 医療ボランティア（医師、看護師、助産師等）
- ウ 保健ボランティア（保健師、栄養士、精神医療カウンセラー等）
- エ 福祉ボランティア（社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー等）
- オ その他、災害救助活動において専門技能を要する業務

(2) 市との連携

ボランティアの活動において、市災害対策本部との調整を必要とする場合は、市災害ボランティアセンターがその調整を行う。

なお、ボランティアのきめ細かさ、機敏性、柔軟性等のボランティア活動の特性を發揮できるよう、行政の過度の関与は避け、自主性を尊重するよう留意する。

(3) ボランティア関係団体に対する支援

市は、ボランティア活動に必要な資機材および活動拠点の提供を行う。

また、災害の状況および災害応急対策の実施状況等ボランティア活動を円滑に行う上での必要な情報を提供する。

(4) 市民活動団体(NPO等)への活動支援等

市は、NPO等市民活動団体に関する連絡調整、受付、活動支援等を行う。

第3章 安全なまちづくりの実現

第1節 現状と課題

地震による災害から一人でも多くの生命および貴重な財産を守るとともに、都市機能を維持するためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが必要である。

本市では、「総合長期計画」、「都市計画マスタープラン」等の計画において、「どこよりも災害に強いまち」の推進を位置づけるとともに、市街地の整備、建物の耐震化促進等に取り組んでいる。

東京都の被害想定の見直しによると、火災による焼失棟数は約750棟、揺れ等による全壊建物は約1,300棟、半壊は約3,300棟に上る。こうした建物被害により、多くの市民が犠牲になると考えられるため、建築物の耐震化、不燃化および消防水利の確保に一層取り組む必要がある。

また、室内での家具類の転倒・落下・移動防止等に対する対策にも引き続き取り組んでいく必要がある。

第2節 対策の方向性と到達目標

地震災害に強いまちづくりを進めていくためには、市街地の整備、道路の拡幅、公園・緑地のオープンスペースの確保等が重要となるため、まちづくりに関わる計画において、「災害に強いまちづくり」を位置づけ、事業の推進を図る。

また、災害に強いまちづくりを進めていくためには、市民との協働が重要であるため、現況調査や計画づくりなど、早い段階で市民の参加を求め、市民との協働による災害に強いまちづくりの実現を図る。

到達目標

- 防災上重要な公共建築物の耐震化；できるだけ早期に達成（100%）
- 特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化：2025度末までに100%
- 一般緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化：2025度末までに90%以上
- 家具転倒防止措置の徹底
 - 立川断層帯近傍地域、高齢者・障がい者世帯への重点的整備推進
- 延焼防止のための消防施設の充実
 - 消防水利（消火栓、防火水槽等）の不足地域の解消
 - 地域配備消火器、消火栓器具箱の維持・整備

【安全なまちづくりの実現】

災害前の行動 (予防対策)

1 安全に暮らせるまちづくり

- 1 地域特性に応じた災害に強いまちづくりの推進
- 2 安全な市街地の整備
- 3 都市空間の確保

2 建築物の耐震化および安全対策の促進

- 1 建築物等の安全化
- 2 転倒・落下等の防止対策
- 3 高層建築物の安全化対策

3 治水、土砂災害対策、農林施設の整備

- 1 治水対策の推進
- 2 土砂災害対策の推進
- 3 農林施設の整備等

4 出火、延焼等の防止

- 1 出火防止・初期消火対策
- 2 火災の拡大防止
- 3 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化

災害直後の行動 (応急対策)

1 消火・救助・救急活動

(第5章 体制に記載)

2 公共施設等の応急対策による二次災害防止策

- 1 公共施設応急対策

- 2 河川施設の応急対策
- 3 土砂災害等の危険箇所の応急対策

3 危険物等の応急対策

- 1 市、消防署、警察署が行う措置
- 2 危険物施設等に応じた措置
- 3 危険物輸送車両等の応急対策
- 4 危険動物の逸走時対策

災害後の行動 (復旧対策)

1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

- 1 公共施設等の復旧

- 2 河川施設の復旧
- 3 二次的な土砂災害防止対策

第3節 予防対策

【施策の方向】

地震災害に強いまちづくりを進めるためには、大地震に際しても道路や建物の損壊がより軽微で安全性や都市機能の残存性を高めることが求められるとともに、避難が可能な十分なオープンスペースの確保等が重要となる。

そのため、ゆとりのある災害に強いまちを目指し、まちづくりに関わる計画において、「災害に強いまちづくり」を位置づけ、事業の推進を図る。

また、被災後の応急対応、復旧においても取組みが容易になるように配慮されたまちづくりを目指す。

施策の方向	対 策
1 安全に暮らせるまちづくり	<p>災害時に活動しやすい空間の整備を図るため、ゆとりのあるまちづくりを目指し、「総合長期計画」、「都市計画マスタープラン」において「災害に強いまち」の推進を位置付け、市民の合意を得つつ、地域特性を踏まえた上で、必要性や緊急性の高い地域および事業から順次進めていく。</p>
2 建築物の耐震化および安全対策の促進	<p>耐震改修促進計画にもとづき、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路である緊急輸送道路の沿道建築物、住宅、公共建築物および特定建築物の耐震診断、耐震改修を促進する。</p> <p>このため、建物所有者が主体的に耐震化に取り組むことができるよう、相談体制の整備や情報提供などを通じて技術的支援を行うとともに、自助・共助の意識を高めるために普及啓発などの取組を行う。</p> <p>また、特に耐震補強が必要なマンションに対し、耐震改修等への助成および積極的な意識啓発を行うことにより耐震化を促進する。</p> <p>また、家具類の転倒・落下・移動防止等対策の重要性について引き続き普及・啓発を図る。</p>
3 治水、土砂災害対策、農林施設の整備	<p>内水氾濫および土砂災害の防止、災害発生に伴う農林施設への被害の軽減を図るため、関係機関と連携し、河川施設の整備、治水・治山対策を推進する。</p> <p>また、土砂災害ハザードマップ等により危険箇所の周知と避難行動の推進に努める。</p>
4 出火、延焼等の防止	<p>災害発生に伴う建物火災や林野火災および危険物等の事故に対して、火災による被害の拡大防止のため、関係機関と連携し、出火防止、初期消火体制の強化や消防水利の整備等による延焼防止の推進に努める。</p>

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担 当	対 策 内 容
1 安全に暮らせる まちづくり	企画政策課	・ 総合長期計画における位置付け
	防災課	・ 地域特性に応じた災害に強いまちづくりの推進
	都市計画課	・ 都市計画マスタープランにおける位置付け ・ 災害に強いまちづくりの推進 ・ 適正な土地利用の誘導・規制 ・ 市街地再開発事業・土地区画整理事業の促進 ・ 生産緑地等のオープンスペースの確保
	管理課 都市計画課	・ 宅地造成における安全対策
	公園緑地課	・ 公園の整備の実施（施設の更新）
	農林水産課	・ 農地の保全
2 建築物の耐震化 および安全対策 の促進	各部課	・ 一般建築物等の安全化の促進
	総務契約課	・ 市庁舎の安全化
	市民活動推進課	・ 市民センターの安全化
	商工業振興課 シティプロモーション課	・ 商工観光施設の安全化
	子育て応援課 こども育成課 高齢者支援課 障がい者福祉課 健康課	・ 福祉施設の安全化
	施設課	・ 被災建築物応急危険度判定体制の整備
	住宅課	・ 耐震改修促進計画の推進 ・ 市営住宅の安全化 ・ 一般建築物等の安全化 ・ 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化
	教育委員会	・ 教育施設、文化財施設の安全化
	病院事務局	・ 市立総合医療センターの安全化
	(公共施設所管課)	・ その他公共施設等の安全化
3 治水、土砂災害 対策、農林施設 の整備	防災課	・ 土砂災害防止法にもとづくソフト対策
	農林水産課	・ 農地・農業用施設の安全対策
	管理課 土木課 下水道課 西多摩建設事務所 多摩川上流出張所	・ 河川の整備 ・ 土砂災害警戒区域および山地災害危険地区の安全対策 ・ 内水氾濫の防止対策
4 出火、延焼等の 防止	防災課	・ 火気および電気使用器具の出火防止対策の推進 ・ 市民に対する出火防止に関する広報活動の実施 ・ 住宅用火災警報器の普及促進 ・ 消防資機材、消防水利の整備 ・ 消防活動路等の確保
	青梅消防署	・ 火気使用器具の出火防止対策の推進 ・ 危険物施設等における出火防止対策の推進 ・ 化学薬品を使用している学校および研究所等における出火防止対策の推進 ・ 市民に対する出火防止に関する広報活動の実施 ・ 住宅用火災警報器の普及促進 ・ 市民に対する初期消火対策の推進 ・ 事業所に対する初期消火対策の推進
	青梅市消防団	・ 地域における消火訓練の指導、消防訓練の実施

1 安全に暮らせるまちづくり

1-1 地域特性に応じた災害に強いまちづくりの推進 資料編 2-3-1 「防火地域・準防火地域」

「どこよりも災害に強いまち」の実現に向けて、計画的な土地利用の誘導、都市施設および建築物の耐震・不燃化、避難場所等の確保、緊急輸送道路の機能確保などにより地域の安全性の向上に努める。

なお、これらの整備を全て行うことは、行政面・財政面等からも著しく困難であるため、市民の合意を得つつ、地域特性を踏まえた上で、必要性や緊急性の高い地域および事業から順次進めていく。

(1) 総合長期計画における位置付け

「第7次青梅市総合長期計画」では、まちの将来像を「美しい山と溪谷に抱かれ、東京に暮らす 青梅」として掲げ、基本方向「4 都市基盤・防災・安全」にもとづく施策「消防体制・防災対策の強化」において施策が目指す姿を「どこよりも災害に強いまち」としており、関係機関はその実現に努める。

(2) 都市計画マスタープランにおける位置付け

市は、「都市計画マスタープラン」を見直す中で、「どこよりも災害に強いまち」の推進を位置付け、関係機関はその実現に努めるものとする。

(3) 震災に強いまちづくりの推進

被害想定、施設の老朽度や重要度等を勘案し、都市施設の耐震性の向上および公共建築物の耐震性の強化を図るとともに、建築物の耐震診断・耐震改修の補助等、民間建築物の耐震性・耐火性の向上に対する支援を検討し、市街地の整備、道路の拡幅、公園・緑地等のオープンスペースの確保（活用）等、震災に強いまちづくりを推進する。

1-2 安全な市街地の整備

本市は、西多摩地域において、広域の拠点として市街地の機能強化が期待されており、住民の生活の利便性の向上を図る上でも市街地の整備は非常に重要であることから、関係機関は、市街地整備において、防災面に十分配慮した安全な市街地の整備に努める。

(1) 市街地整備の推進

市は、都と連携し、必要に応じて次の市街地開発事業等の手法を用いて、市街地の安全性の強化に努める。

- | | | |
|------------|-------------|--------------|
| • 土地区画整理事業 | • 新都市基盤整備事業 | • 新住宅市街地開発事業 |
| • 住宅街区整備事業 | • 防災街区整備事業 | • 工業団地造成事業 |
| • 市街地再開発事業 | • 地区計画制度 | |

(2) 住環境の向上

木造老朽建物が多く分布する地区においては、住宅の倒壊、火災の発生、延焼拡大の危険性が高いため、市は、市民と連携し、老朽住宅の建て替えの促進、道路・公園等の都市施設整備の促進を図り、地域の安全性の向上と住環境の向上に努める。

(3) 宅地造成における安全対策

宅地造成により、災害の危険性が高まることのないよう、事業認可機関および事業監督機関である都と連携し、事業主による適正な計画および工事の実施が行われるよう、指導監督に努める。

(4) 道路整備と一体的に進める沿道まちづくり

市は、木造老朽建物が多く分布する地区においては、都市計画道路整備に併せて民間活力を誘導しつつ地域住民との協働による沿道まちづくりを進め、沿道の効率的な土地利用を促進するとともに、延焼遮断帯の早期形成と防災機能の向上を図る。

(5) 民間の活力も活用した防災拠点整備の促進

市は、大規模な都市開発および鉄道駅周辺や主要な街道周辺で行われる市街地再開発事業等の開発プロジェクト等に関し、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設、防災備蓄倉庫、非常用発電設備の整備やこれら設備を備えた防災拠点となる施設を誘致する。

(6) 地区計画制度の活用

地区計画制度は、地区レベルでのきめ細やかなまちづくりを目指し、地区の特性に応じて街路、公園等の地区施設と建築物の用途、形態、敷地規模等について総合的な都市計画を定め、その計画にもとづいて建築または開発行為を誘導・規制することで良好な地区環境の整備と保全を図る制度である。

市は、この制度を木造老朽建物が多く分布する地区の改善など、災害に強いまちづくりの一手法としてとらえ、活用を図る。

(7) 地籍調査

土地の官民境界等、土地所有の境界が確定していないことが、東日本大震災の被災地でも復興の大きな障害となっている。土地の境界が確定することで、他の防災関連事業の推進や被災地の境界復元も可能となるため、市は、引き続き地籍調査を推進する。

(8) 避難場所の確保

市は、各地区の人口状況や災害特性などを踏まえ、各地区の避難場所の充足状況を調査する。

また、当該地域における都市開発の際には開発事業者との調整を行い、大規模開発地が避難場所となるよう誘導する。避難場所区域内で都市開発が行われる場合には、地域の状況を見ながら、最低限の現状機能が維持されるように開発事業者を誘導する。

1-3 都市空間の確保

資料編 2-3-2 「公園等オープンスペース」

市街地が激しい地震に見舞われると、多くの建物の倒壊や火災による延焼等被害が拡大する危険性が高いことから、被害の軽減を図るため、公園・緑地、農地、広幅員の道路等、都市における空間の確保に努める。

(1) 公園・緑地の整備

「青梅市緑の基本計画」にもとづき、市街地におけるオープンスペース、延焼防止帯、避難場所等となる公園・緑地の整備を推進する。

また、公園は、災害時に避難場所として活用するため、避難者や帰宅困難者のための防災トイシ、非常用照明設備、避難誘導灯、公園の入口から園内の拠点（避難場所やヘリポート等）への車両動線の確保、飲料水兼用の防火水槽、雨水を利用した池の整備などを検討する。

(2) 農地の保全

農地は、火災時には延焼防止帯として機能し、また、大規模な震災時における貴重な生鮮食料の供給基地としても期待できる存在である。

特に生産緑地地区は、市街化区域内の貴重なオープンスペースとして担保され、災害の拡大防止や一時的な避難場所としての機能を有していることから、適正な維持、保全に努める。

また、市は西東京農業協同組合と災害時の応援協定を締結している。

(3) オープンスペースの把握と整備

大規模な震災に備えて、警察や消防、自衛隊等が救出救助活動を行うため、オープンスペースの把握および整備を図る。

なお、大規模救出救助活動拠点を使用するため、東京都と市は災害時における施設使用等に関する協定を締結している。

また、震災時の応急対策活動を円滑に行うため、アクセス機能等を考慮する。

2 建築物の耐震化および安全対策の促進

2-1 建築物等の安全化

「青梅市耐震改修促進計画」にもとづき、公共施設等の耐震化を図るとともに、次のとおり防災施策を推進する。

(1) 耐震改修促進計画の推進

市は、「東京都耐震改修促進計画」、「青梅市公共建築物耐震診断および耐震改修の指針」および「青梅市耐震改修促進計画」にもとづき、公共・民間の建築物の耐震診断・改修の促進を図る。

(2) 市庁舎の安全化

資料編 2-3-3「市施設の現況」

災害時において、市庁舎は応急対策を行う上で、重要な拠点となるため、次の措置を実施し、被害防止を図る。

- ① 建築物および機械器具設備は、建築基準法その他関係法令にもとづき、それに適合した状態に維持管理を行う。
- ② 危険物貯蔵所等は、消防法関係法令および都条例にもとづき、定められた技術基準に適合した状態に維持管理を行う。
- ③ 災害・防火管理責任組織および自衛消防組織を通じ、消防用設備等の維持管理および災害時における使用法等の必要な指導ならびに自衛消防訓練を行う。
- ④ 定期的に火災報知器、消火ポンプの点検、粉末消火器の薬剤入替を行うとともに排水ポンプの整備を行う。

(3) 教育施設の安全化

災害時に学校等の教育施設が被災した場合、児童・生徒に危険が及ぶとともに、多くの学校は避難所となっているため、次の措置を実施し、教育施設の安全化を図る。

- ① 校長と密接な連絡の上、諸施設の危険箇所を十分調査し、被害防止に必要な補強および補修に努める。
- ② 建築物および機械施設等は、建築基準法その他関係法令にもとづき、常に災害予防に努める。
- ③ 管理者は、日常から災害時における避難等の指導に努める。
- ④ 消防計画にもとづき、定期的に消防設備等の点検および自衛消防訓練を実施する。

(4) 市立総合医療センターの安全化

災害時に病院施設が被災した場合、入院や通院患者等の災害時要配慮者が多く発生して混乱が生じるとともに、応急医療の実施に支障をきたすため、次の措置を実施し、市立総合医療センターの安全化を図る。

- ① 建築物および機械施設等は、建築基準法その他関係法令にもとづき、常に災害予防に努める。
- ② 危険物貯蔵等は、消防法および関係法令にもとづいて、その取扱いおよび維持管理に努める。
- ③ 入院患者等の安全確保においては、日常から災害時における避難方策等の指導に努める。
- ④ 消防計画にもとづき定期的に消防設備等の点検ならびに自衛消防訓練を実施する。

(5) 社会福祉施設の安全化

社会福祉施設等は、病院施設同様、入館者、来館者等において災害時要配慮者が多いため、次の措置を実施し、安全化を図る。

- ① 社会福祉施設等は、建築基準法および消防法等関係法令にもとづき、定められた技術上の基準に適合した状態に維持するよう努める。
- ② 利用者等に対しては、日常から災害時における避難等の指導に努める。
- ③ 消防計画にもとづき、定期的に消防設備等の点検および自衛消防訓練を実施する。

(6) 商工観光施設の安全化

商工観光施設は、子ども、高齢者、外国人等多くの人々が利用しているため、災害時に被害が発生しないよう、施設の安全化を図る。また、災害時の避難誘導体制の強化に努める。

(7) 文化財施設の安全化

資料編 2-3-4「文化財施設の現況」

文化財は貴重な国民的財産であるため、消防設備等の適正管理および消防署と連携した訓練の実施に努める。

(8) その他公共施設等の安全化

公共施設は、多くの人々が利用するだけでなく、市民の生活を支える重要施設であり、かつ災害時の重要な施設となるため、災害時に被害が発生しないよう、施設の安全化を図る。

(9) 市営住宅の安全化

市営住宅は、市が管理する施設であるため、市は必要に応じて修繕等を実施し、入居者の安全を図る。また、入所者に住宅用火災警報器に必要な維持管理について指導する。

(10) 一般建築物等の安全化

資料編 2-3-1「防火地域・準防火地域」

中心市街地部等の建物倒壊、延焼火災等を防止するため、防火地域・準防火地域の指定および建築基準法、消防法等の規制を徹底することで、建築物等の耐震化・不燃化を促進する。

- ① 市は、建築物等の所有者および使用者に対し、関係法令にもとづく安全性の指導に努める。
- ② 「木造住宅耐震診断事務所登録制度」の普及啓発を行うことにより、建築物等の耐震化・不燃化を促進し、災害に強い建築物の構築を図る。
- ③ 青梅消防署は、消防用設備等の設置、維持管理について指導するとともに、家具類の転倒・落下・移動防止措置および住宅用防災機器の普及を促進する。

(11) 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化

資料編 2-4-1「市内緊急輸送道路」

市は都と連携し、緊急輸送道路の沿道建築物について耐震化を推進する。

- ① 建築物の耐震性に関する情報が広く提供され、都民が安心して建築物を利用することができるように創設した都の「耐震マーク表示制度」の普及を図る。
- ② 特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進するため、都と連携して「ローラー作戦」を推進し、建物所有者に耐震マーク制度を周知し、耐震マークの表示を促す。

(12) 被災建築物応急危険度判定体制の整備

市は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に係る実施体制の整備に努める。

(13) エレベーターの閉じ込め防止対策

震災時のエレベーターへの閉じ込め防止を図るため、次の措置を実施する。

- ① 高層建築物の所有者または管理者は、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置などエレベーター設備の改修を促進し、安全性の向上を図る。
- ② 救出要員の増加や保守管理会社の連絡体制の強化により、エレベーターの閉じ込めがあった場合の救出体制を構築する。
- ③ 市所有施設については、市は、都施設の対策に準じて、エレベーター閉じ込め防止装置の設置に努める

2-2 転倒・落下等の防止対策

災害等により、屋外で窓ガラス、広告物等が落下した場合およびブロック塀、家具、自動販売機等が倒壊した場合、また、屋内で家具類が転倒・落下・移動した場合には、人的被害が発生するおそれがあることから、窓ガラス、広告物等の落下防止、ブロック塀、自動販売機等の転倒防止および家具類の転倒等防止に努める。

(1) 窓ガラス等の落下防止

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第39条、建設省(国土交通省)告示第1622号(昭和53年 3階以上の建築物)、建設省(国土交通省)告示第109号(昭和46年 高さ31mを超える建築物)、東京都屋外広告物条例および東京都震災対策条例により、所有者に対する建築物の外壁や広告塔の落下防止に関する規定が定められている。

市は、関係機関と協力し、所有者・管理者等に対して、落下防止措置をとるよう指導する。

(2) 屋外広告物等の落下防止

広告塔および看板等の屋外広告物については、落下・倒壊等を防止するため、東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)および道路法(昭和27年法律第180号)にもとづき、表示者等に対し、屋外広告物の許可申請時、指導を行うとともに設置後の維持管理についても指導を行う。

(3) ブロック塀等の倒壊防止

ブロック塀が倒壊した場合、人的被害、道路の閉塞等が発生するおそれがあるため、次の措置を実施し、倒壊防止を図る。

- ① 道路に面したブロック塀等の撤去費用の一部を補助し、地震発生時のブロック塀等の倒壊による被害を防止する。

また、次の道路等を「避難路等」と位置づけ、避難路等に面するブロック塀等の倒壊防止の促進を図る。

- ・東京都が定める緊急輸送道路および特定緊急輸送道路
- ・市立小学校および中学校の通学路
- ・市内の建築物から指定避難場所、指定避難所までの避難経路となる建築基準法上の道路または市が管理する道路

- ② 「生け垣設置費補助制度」を活用し、ブロック塀から生け垣への改修促進に努める。

(4) 自動販売機の転倒防止

自動販売機が倒壊した場合、人的被害、道路の閉塞等が発生するおそれがあるため、次の措置を実施し、倒壊防止を図る。

- ① 市は、所有者・管理者等に対して転倒防止のため、自動販売機の設置の固定等を指導する。
- ② 違法な自動販売機の設置に対して、警察署等関係機関と連携して、道路不法占用の取締り、撤去指導等の是正対策を推進していく。

(5) 家具類の転倒・落下・移動防止

大地震発生時の人的被害の多くは、室内における家具類等の転倒等によって生じているので、次の措置を実施し、転倒等防止を図る。

- ① 市民および事業所の取組

市民および事業所は、家庭や事業所における人的被害を未然に防止するため、家具類等の転倒・落下・移動防止対策に努める。

- ② 転倒防止対策の推進

ア 市は、保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、結果の公表や必要に応じて転倒防止のための措置を行う。

イ 市は、市民が家具類等の転倒等により、被災しないよう、パンフレット等を配布して、転倒・落下・移動防止対策の啓発に努める。

ウ 市は、特に高齢者や障がい者がいる世帯に対しては、家具類の固定器具の配布や取付等の支援制度を設けるなど、家具類転倒・落下・移動防止器具の取付事業を推進する。

エ 上記ウの実施に際して、転倒・落下・移動防止対策とともに、耐震診断・耐震改修など、震災対策全般の相談窓口を設けるなど、市民の利便性を図るように努める。

オ 青梅消防署は、市や関係団体等と連携して、具体策を示すパンフレットの配布、関連器具の取付要領の説明等を行って転倒・落下・移動防止を推進する。

- ③ 美術品等の転倒・落下防止

市は、美術館・博物館等における収蔵品および展示品等の転倒・落下を防止するため、収蔵棚や展示ケース、固定具等の耐震化・免震化など、より安全な保管・展示方法への改善を図る。

(6) 文化財施設の安全対策

資料編 2-3-4「文化財施設の現況」

文化財施設の安全対策は、所有者または管理者が以下の内容について行うものとする。

- ① 文化財周辺の整備・点検
 - ・ 文化財の定期的な見回り・点検
 - ・ 文化財周辺環境の整理・整頓
- ② 防災体制の整備
 - ・ 防災計画の作成
 - ・ 巡視規則や要項の作成等
- ③ 防災知識の啓発
 - ・ 国、都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加
 - ・ 文化財防火デー（1/26）等のポスターの掲示、近隣住民等へ防災訓練への参加の呼びかけ
 - ・ 施設見学者等に対する禁止行為等遵守の呼びかけ
- ④ 防災訓練の実施
 - ・ 消防機関や近隣住民等との連携も取り入れた防災訓練の計画と実施
- ⑤ 防災設備の整備と点検
 - ・ 外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備
- ⑥ 緊急時の体制整備点検
 - ・ 消防機関への円滑な通報体制の確立、近隣住民による応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検の実施

2-3 高層建築物の安全化対策

大地震が発生した場合、高層建築物においては、建物が倒壊しなくても、長周期地震動による家具類の転倒等建物内での人的被害の発生、エレベーターの停止による閉じ込めや高層階での孤立化のおそれがある。

また、既存不適格の高層建築物を中心に大地震では、大規模な被害となるおそれがある。

このような高層建築物で生じる様々な課題に対処するため、市、都、青梅消防署、防災関係機関、市民、関係団体等が連携し、次に示すような取組を進めていく。

(1) 建物内の安全対策と孤立防止

- ① 家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉じ込め防止対策を推進する。
- ② 自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食料などの備蓄に努める。
- ③ 発災時の情報伝達、高層建築物内や地域住民との間の共助の仕組みづくりに取り組む。
- ④ 高層建築物の事業所に対する火災予防対策、避難対策等の指導を行う。

(2) 高層建築物の耐震性の改善

- ① 市は関係機関と連携し、建築関係者が建築基準法を始めとする規制等を遵守するよう、指導の要請に努める。
- ② 市および青梅消防署は、関係機関と連携し、火災予防対策、避難対策（混乱防止対策）の促進に努める。
- ③ 高層建築物の所有者または管理者は、災害時における建築物の安全確保を図るため、電気、ガス、水道等ライフライン設備の定期点検を実施し、必要に応じて修理を行う。

3 治水、土砂災害対策、農林施設の整備

3-1 治水対策の推進

大規模地震の際には、地震の揺れによって河川施設の損傷のおそれもあるため、国が示す耐震点検要領等にもとづき、耐震点検を実施し、被害の程度および浸水による二次災害の危険度を考慮して耐震補強に努める。

(1) 河川および河川施設の調査

河川管理者は、定期的に河川施設の点検・調査を行い、危険箇所等を発見した場合は、安全対策の早期実施に努める。

(2) 河川改修事業の推進

河川管理者は、水害の発生防止および被害の軽減を図るため、護岸整備等の河川改修事業を計画的に推進する。

また、河川管理者は、護岸、床固工等の河川施設の適正な維持管理に努める。

(3) 内水氾濫の防止

市街地拡大に伴う舗装道路の増加や農地の減少等による雨水浸透量の減少に起因する豪雨時の一時的な内水氾濫の危険性に対処するため、下水道事業の推進を始め、大雨時に道路側溝や排水路等が機能するよう、改修や清掃等の雨水排水対策の充実に努める。清掃に当たっては、地域住民の参加を呼びかける。

また、内水氾濫が発生した場合、関係機関との連携を強化するとともに、危険箇所の通行止め等、迅速な対応が行える体制の整備に努める。

3-2 土砂災害対策の推進

市、都および防災関係機関は、土砂災害を未然に防止し、また、被害の軽減を図るため、危険箇所の実態を調査し、災害防止策を推進するとともに、住民に対して災害の防止について、啓発および指導を行う。

(1) 土砂災害警戒区域

資料編 2-3-5「土砂災害警戒区域」

市の地域内においては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）にもとづき、地域住民の生命の安全を図るため、東京都知事により土砂災害（特別）警戒区域が指定されている。

■危険箇所・危険地区の区分

区分	指定の基準	措置
土砂災害警戒区域	<p>■急傾斜地の崩壊</p> <p>イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域</p> <p>ロ 急傾斜地の上端から水平距離10m以内の区域</p> <p>ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍(50mを超える場合は50m) 以内の区域</p>	<p>急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村地域防災計画への記載 ○ 災害時要配慮者関連施設利用者のための警戒避難体制の整備 ○ 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底 ○ 宅地建物取引における措置
	<p>■土石流</p> <p>土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域</p>	
	<p>■地滑り</p> <p>イ 地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域）</p> <p>ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は250m)の範囲内の区域</p>	
土砂災害特別警戒区域	<p>急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。</p> <p>※ ただし、地滑りについては、地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等により力が建築物に作用した時から30分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地滑り区域の下端から最大で60m範囲内の区域。</p>	<p>急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定開発行為に対する許可 ○ 建築物の構造の規制 ○ 建築物の移転等の勧告および支援措置 ○ 宅地建物取引における措置

(2) 土砂災害警戒区域等の対策

① 土砂災害警戒区域の安全対策

都は、急傾斜地や土石流等の災害発生のおそれがある土砂災害警戒区域等の調査を実施し、危険箇所の安全対策に努める。

② 土砂災害に関する危険箇所の周知

市は、都および関係機関と連携し、土砂災害ハザードマップやパンフレット等により、土砂災害警戒区域等を公表し、住民、観光客等に対して、周知の徹底に努める。

③ 土砂災害警戒区域における避難体制の整備

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」にもとづき、都知事により指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報または警報の発令および伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

- 避難指示等の発令基準
- 土砂災害警戒区域等
- 土砂災害警戒区域等を踏まえ、自治会等同一の避難行動をとるべき避難単位
- 情報の収集および伝達体制
- 避難所の開設・運営
- 災害時要配慮者への支援
- 防災意識の高揚

3-3 農林施設の整備等

(1) 農業施設の整備

① 農地の保全

災害等により流通が混乱した場合、農地からの食料確保は、極めて重要である。また、農地は火災延焼防止機能を担うオープンスペースでもあるので、関係機関と連携し、農地の保全に努める。

② 農林道の整備

緊急車両の通行、災害時の避難を安全に行えるよう、関係機関等と連携し、農林道の整備に努める。

③ かんがい用排水施設の整備

かんがい用排水施設は、雨水排水の重要機能を担うとともに、水道施設が被災し、断水等が生じた場合、消火・生活用水等の水源としても活用可能なため、関係機関等と連携し、その整備に努める。

(2) 森林荒廃の防止

地震災害が発生した場合は、急傾斜地のがけ崩れや落石が発生しやすいことは認識されていたが、近年は、地すべりが発生するケースも多く見られるため、森林荒廃の防止に努める。

資料編 2-3-6「保安林等の現況」

① 保安林の保全・整備

市域内の保安林としては、風致保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、水源かん養保安林、落石防止保安林および保健保安林が指定されているが、森林の荒廃を防止するため、関係機関と連携し、保安林の保全・整備に努める。

② 植林の推進

林業の衰退等により、林業経営としての植林の推進は厳しいものの、治山・治水における植林は非常に重要であるので、市は、関係機関と連携し、所有者等に働きかけ、植林の推進に努める。

③ 周知活動の推進

市は、関係機関と連携し、ポスター・パンフレットの配布、広報紙への掲載等を行うことにより、森林の重要性やその持っている役割等について山地災害危険地区を含め、市民、観光客等への周知に努める。

(3) 山林災害の防止

山林で火災が発生または延焼している場合、および山林で救難事故が発生した場合、消火活動や救助活動は困難を極めることから、その防止に努める。

① 災害防止意識の啓発

市は、消防機関、関係機関の団体等と連携し、前(2)、③と同様に、市民、観光客、登山者等の山林火災、山林事故防止意識の啓発に努める。

② 消火・救助体制の整備

市は、消防機関、関係機関・団体および東京都と連携して、消防水利、ヘリコプター離発着場、山林内位置表示等の整備に努める。また、消防機関、関係機関・団体・事業所等は、連携した消火訓練、救助訓練等を行う。

4 出火、延焼等の防止

4-1 出火防止・初期消火対策

(1) 火気および電気設備・器具等の安全化

青梅消防署は、関係機関と連携しつつ火気および電気設備・器具等からの出火を防止するため、防火防災診断（要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言）時や立入検査等の機会を捉えて次の措置を徹底する。

- ・ 火災予防条例にもとづく耐震安全装置付き石油燃焼機器の普及の徹底
- ・ 火気設備・器具等の固定、周囲の保有距離の確保等の指導
- ・ 電気設備・器具等の配線、使用および電源復旧に係る安全指導
その他各種安全対策の推進、適正な機能の保持
- ・ 火気設備・器具の安全対策（石油燃焼機器類への耐震安全装置の設置等）
- ・ 電気設備等の安全対策（電気火災の防止に向けた普及促進等）
- ・ 消防用設備等の耐震措置、停電復旧時の通電火災防止対策の推進
- ・ 住宅用火災警報器をはじめとする住宅用防災機器等の普及

(2) 住民指導の強化

① 出火防止等に関する備え

市および青梅消防署は、各家庭における出火防止を徹底するため、防火防災診断時をとらえて、次の心構えについて周知、指導する。

- ・ 消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの常備等、消火の準備
- ・ 家具類の転倒、日用品等の落下防止等の措置
- ・ 火を使う場所の不燃化および整理整頓の徹底
- ・ カーテン等の防災製品の使用
- ・ 灯油・ベンジン・アルコール等危険物の安全管理
- ・ 防火防災訓練（出火防止訓練、初期消火訓練）への参加
- ・ 全ての住宅への住宅用火災警報器の設置および維持管理

② 出火防止等に関する教育・訓練

市および青梅消防署は、家庭における出火防止を徹底するため、知識の普及および防災教育、訓練による防災行動力の向上に努める。

- ・ 「地震に対する10の備え」、「地震その時10のポイント」の普及促進
- ・ 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカーおよびガス元栓の遮断確認など出火防止の確認の徹底
- ・ ライフラインの機能停止および復旧に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止措置の徹底
- ・ ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止措置の徹底

(3) 初期消火体制の強化

資料編 2-3-7「消防施設設置状況」

青梅消防署は、地震時の火災発生に際し、初期のうちは市民および事業者により消火できるよう初期消火体制を指導する。

① 消防用設備等の適正化指導

青梅消防署は、防火対象物に設置される消防設備等が、地震発生時においてもその機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火することができるよう、耐震措置の実施について指導する。

特に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の貯水槽・加圧装置・非常電源・配管等が地震時にも破壊されずに機能するように、指導する。

② 初期消火資器材等の普及

市および青梅消防署は、家庭や事業所等における初期消火を確実にを行うため、住宅用スプリンクラー、消火器、簡易水槽等住宅用防災機器の普及に努める。

③ 市民・事業所の自主防災体制の強化

市民および事業所の防災行動力の向上を図るため、次の方策を推進する。

区分	推進する方策
市民	<ul style="list-style-type: none"> 初歩から段階的に体験できる訓練の実施（総合防災教育） 実際の街区や配置資器材を用いたまちかど防災訓練の実施 災害時要配慮者を含めた地域ぐるみの協力体制づくりおよび自主防災組織への参加
事業所	<ul style="list-style-type: none"> 事業所防災計画の作成指導 実際の設備や消防機関との連携による実践的訓練の実施 自衛消防隊等自主防災体制の強化 近隣事業所相互間の協力体制の強化 近隣自主防災組織等との連携強化 地域との協力体制づくりの推進

④ その他出火防止のための査察指導

ア 人命危険の高い事業所

青梅消防署は、大規模な災害が発生した場合、人命への影響が極めて高い集客施設、病院等および多量の火気を使用する工場、作業所等に対して立入検査を実施し、次の指導を実施する。

- 火気使用設備・器具等の固定
- 火気使用設備・器具への可燃物の転倒落下等防止措置
- 災害時の従業者の対応要領
- 東京都震災対策条例にもとづく事業所防災計画の作成

イ その他事業所および一般住宅等

青梅消防署は、事業所および一般住宅等について、立入検査、防火防災診断を実施し、次の指導を実施する。

- 地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領についての指導
- 東京都震災対策条例にもとづく事業所防災計画の作成

ウ 製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）、化学反応工程を有する一般取扱所等

青梅消防署は、標記の施設を有する事業所等について、立入検査を実施し、次の指導を実施する。

- 適正な貯蔵取扱いおよび出火危険排除のための安全対策についての指導の強化
- 東京都震災対策条例にもとづく事業所防災計画の作成

4-2 火災の拡大防止

(1) 消防活動体制の整備強化

消防機関は、大規模地震の発生時においても消防力が最大限発揮できるよう、消防活動計画を策定し、有事即応体制の樹立を図る。

資料編 2-5-2「青梅消防署の体制」 2-5-3「青梅市消防団の消防団員数および消防車両等」

(2) 消防資機材の整備

消防機関は、災害時に消防力を最大限に活用するため、様々な態様に応じた消防資機材の整備に努める。

また、市は、自主防災組織・地域住民等が使える消火栓器具箱、スタンドパイプ等の消火資器材を、ボランティアには、簡易な震災対策用救助資器材を活用できるように整備する。

(3) 消防水利の整備

資料編 2-3-7「消防施設設置状況」

市および青梅消防署は、同時多発火災に対処するため、建築物の延焼危険度が高い地域や災害対策上重要な地域を中心に、次に掲げる方策を関係機関に提言していく。

- 民間の開発行為や市街地再開発事業等の機会を生かした耐震性防火水槽や飲料水兼用の防火水槽の設置
- 公共機関が行う集合住宅の建設や民間の開発事業に際しての防火水槽等の確保の働きかけ
- 都市基盤整備にあわせた都市河川や洪水調節池の有効活用等、関係機関と連携した多角的な水利確保の推進
- 経年防火水槽の耐震化の促進
- 初期消火用としての消火栓・排水栓の活用
- 自主防災組織等による消火用の水源として消火栓、排水栓等の活用
- 自主防災組織等が利用しやすいよう消火栓等の鉄蓋の整備

(4) 消防活動路等の確保

建物・電柱等の倒壊により、消防車両等が通行不能になることが予想されることから、関係機関等と協議を図り、消防活動路の確保に努める。

- 民間特殊車両による障害物除去、道路啓開
- 幹線道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭隘な道路の拡幅整備、開渠U字溝等の暗渠化、コーナー部分の隅きり
- 消防活動を効果的に行うための交通規制を実施する警察署との連絡
- 沿道建築物の耐震化、電線の地中化等による消防活動路の確保

(5) 消防活動困難区域対策

道路の狭隘に加え、道路周辺建物等が倒壊した場合、消防活動が困難となる地域が発生することが予想されることから、市および消防機関は、次の施策を推進し、消火活動が困難な地域の解消に努める。

- 道路の拡幅整備、防火水槽整備等の充実、地域配備消火器・消火栓器具箱器材を活用した自主防災組織による消火体制の強化、消防団体制の充実等の施策の推進
- 消火活動の阻害要因の把握・分析結果、地域別延焼危険度の測定結果、地震時における焼け止まり効果の測定結果等を活用した災害に強いまちづくり事業等に対する消防活動の立場からの意見の反映

(6) 地域の自主防災体制の確立

火災、救助・救急事象が同時に多発した場合、円滑な消防活動が実施できなくなることが予想されることから、地域における自主防災体制を早期に確立し、火災の拡大防止を図るため、次の施策を推進する。

- 自主防災組織と事業所等との連携体制の整備
- 消防機関、災害時支援ボランティア、自主防災組織および事業所の自衛消防組織等の連携促進を目的とした合同防災訓練の実施

4-3 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化**(1) 石油等危険物施設の安全化**

青梅消防署は、危険物施設（少量危険物取扱所等を含む。）における安全対策として、次の措置を徹底する。

- 立入検査による出火防止、流出防止および適正な貯蔵取扱いの指導の推進
- 事業所防災計画の作成指導
- 耐震性強化の促進
- 防災資機材の整備促進
- 自主防災体制強化の促進

(2) 液化石油ガス消費施設の安全化

液化石油天然ガス販売事業者は以下の措置を徹底する。（都環境局が指導）

- 学校等公共施設および集合住宅等に対するガス漏れ警報機の設置
- 飲食店、一般住宅等を含めた全施設に対する安全装置付き末端閉止弁（ヒューズガス栓）の設置促進
- 地震時における容器の転倒防止や流出防止、配管の破損等の被害の防止対策の促進
- 事業所防災計画の作成指導（青梅消防署が実施）

(3) 火薬類保管施設の安全化

火薬類は、火災発生の危険性が極めて高いため、管理者に対し、火薬庫への貯蔵および保安に関する厳重規制、火薬庫の定期的な自主点検等が義務づけられている。

また、市、都および関係機関は、立入検査等の措置を実施し、保安に努める。

青梅消防署は、事業所防災計画の作成を指導する。

(4) 化学薬品の安全化

化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等に対しては、都環境局が個別かつ具体的な安全対策を指導し、保管の適正化に関する次の指導を実施する。

- 化学薬品容器の転倒落下防止措置
- 混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置
- 初期消火資器材の整備
- 化学薬品収納棚の転倒防止措置
- 化学薬品収納場所の整理整頓
- 事業所防災計画の作成指導（青梅消防署が実施）

(5) 高圧ガス取扱施設の安全化**① 東京都および青梅消防署の任務**

ア 都および消防署は、法令にもとづく届出および立入検査等により、高圧ガスに関する施設等の実態を把握するとともに、安全を確保する必要な対策を実施する。

イ 都および消防署は、高圧ガス取扱事業所の震災時の安全確保のため、東京都震災対策条例にもとづく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成するよう指導する。

② 青梅警察署の任務

ア 高圧ガスに関する施設等の実態把握、効果的な防災対策の研究に努める。

イ 対象施設の実査を行い、防災上必要な事項の指導に努める。

ウ 警察署員に対し、高圧ガスに関する知識の普及徹底を図る。

(6) 毒物・劇物取扱施設の安全化**① 青梅消防署の任務**

ア 消防署は、法令にもとづく届出等により、毒物・劇物に関する取扱いの実態を把握する。

イ 消防署は、立入検査、防火管理者等への講習会の開催等により、安全対策に努める。

ウ 消防署は、毒物・劇物の非常に高い危険性に留意し、消防活動対策を樹立する。

エ 毒物・劇物取扱施設を有する事業所の震災時の安全確保のため、東京都震災対策条例にもとづく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成するよう指導する。

② 青梅警察署の任務

ア 警察署は、署員に対する毒物・劇物の保管貯蔵場所の周知徹底を図る。

イ 警察署は、これらの施設に被害が発生した場合の避難誘導體制、広報体制の強化を図る。

③ 青梅市の任務

ア 市は、関係機関と連携し、毒物・劇物を取り扱う施設の状況把握に努める。

イ 市は、施設から有害物質等が下水道に流入する事故が発生した時は、下水道への排出を防止するなど防災上適切な措置が取れるよう指導する。

(7) 学校施設における事故防止

学校には、化学実験のための各種の引火性物品、混合危険性物品等が保管されているため、校長は、次のような安全予防対策に努める。

① 校長は、転倒・落下、容器の破損等による薬剤流出、混合発火の防止等の対策をとる。

② 校長は、実験室等の安全管理を徹底する。

(8) 放射線等使用施設の防災対策の徹底

国は、放射線等使用施設について、「放射性同位元素等の規制に関する法律」にもとづき、立入検査の実施等により、安全確保の強化を図る一方で、災害時においても監視体制がとれるよう、各種の安全予防対策を講じている。

市および都は、国と連携し、これらの安全対策の強化に努める。

青梅消防署は、火災予防条例にもとづく届け出により消防活動に必要な情報を把握するとともに、放射線等使用施設を有する事業所の震災時の安全確保のため、東京都震災対策条例にもとづく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

(9) 危険物等の輸送の安全化

走行車両には、石油類、高圧ガスを大量に輸送する場合、転倒・転落防止義務、警戒標識等の表示義務、消火器等防災資材・器具等の携行義務等、種々の規制が行われており、関係機関は、臨時の立入り検査および定期的な路上取締りにより、危険物等の輸送に係る安全指導に努め、イエローカードの確認および活用の推進に努める。

また、タンクローリー等による危険物輸送に係る安全指導を行うとともに、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し、保安意識の高揚に努める。

第4節 応急対策

【施策の方向】

実施項目	活動のポイント
1 消火・救助・救急活動	大地震等の災害発生直後に最優先されるべきは、消火・救助・救急活動であり、市および関係機関、住民が協力し、全消防力をあげてこれに取り組む。
2 公共施設等の応急対策による二次災害防止策	応急対策を支障なく進めるため、主要施設の二次災害防止対策に努める。
3 危険物等の応急対策	市内に点在し、二次災害の拡大要因になる危険物施設等からの発火、流出等の事故防止対策に努める。

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担当	対策内容
1 消火・救助・救急活動 (5章参照)	防災班	<ul style="list-style-type: none"> 避難の指示等の措置の実施
	青梅消防署	<ul style="list-style-type: none"> 消防活動体制の確立 震災消防活動の実施
	消防団	<ul style="list-style-type: none"> 震災消防活動の実施
2 公共施設等の応急対策による二次災害防止策	総務班	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎等の被害調査および応急処理の実施
	消防団	<ul style="list-style-type: none"> 地域における災害応急対策活動の実施
3 危険物等の応急対策	防災班	<ul style="list-style-type: none"> 避難の指示等の措置の実施
	青梅消防署	<ul style="list-style-type: none"> 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置 危険物輸送車両等の応急対策
	青梅警察署	<ul style="list-style-type: none"> 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置 危険物輸送車両等の応急対策 危険動物の逸走時対策

1 消火・救助・救急活動

災害発生後は、迅速的確な消火活動を実施するとともに、被災者の救助・救急活動を実施する。
(第5章参照)

2 公共施設等の応急対策による二次災害防止策

2-1 公共施設応急対策

総務防災対策部は、市所有の全ての建物の被害状況を調査の上、被害による危険防除の措置について総務防災対策部長に報告するとともに、必要に応じ関係課と協議し、迅速に応急処理等を実施するものとする。

(1) 市庁舎

地震発生時の初期においては、来庁者の混乱を招かぬよう適切・正確な情報提供を行い、市庁舎自衛消防隊による来庁者の避難誘導活動等を行って、被害の防止・軽減を図る。

なお、市庁舎は震度6強に耐えうる免震構造であるため、建物被害は軽微となる前提だが、停電の場合における措置については、次の要領による。

- ① 自家発電装置により、災害対策本部機能を維持する。
- ② 市庁舎地下貯水槽の貯水量は22.5m³ある。自家発電装置により庁内の給水は可能であるが、使用を必要最小限にするとともに、不測の事態に備え、都水道局へ給水を要請する。

(2) 教育施設

- ① 児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画にもとづいて行動する。
- ② 自衛防災組織を編成し、役割分担にもとづき行動する。
- ③ 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置をとる。
- ④ 避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置をとる。
- ⑤ 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

(3) 市立総合医療センター

災害発生時においては、市立総合医療センター自衛消防隊を運用するが、特に留意する事項は、次のとおりである。

- ① 患者の避難措置については、患者誘導班を主体に救助袋、非常階段、非常口へ誘導する。
- ② 電気設備不能時の措置については、手術室、分娩室、未熟児室等に支障のないよう自家発電機を運転し、医療活動を確保する。
- ③ 給水施設不能の場合は、所管する市の機関に応急給水を要請する。
- ④ 災害時における諸活動に必要な場合は、消防機関等に応援を要請する。

(4) 市営住宅

- ① 市営住宅に居住する者は、災害に際しできる限りの自衛措置をとるとともに、緊急の場合は、都市整備対策部または消防機関等に通報するものとする。
- ② 通報を受けた都市整備対策部は、居住者に避難等の指示を行い、応急措置が可能なものを除き、業者の協力を得て速やかに補修等を行う。

(5) 環境衛生施設

施設は、概ね鉄筋コンクリート造りであるが、重油等危険物を使用しているため、災害時においては、事業所防災計画および消防機関の指示に従い活動する。

(6) 社会福祉施設

災害発生時において、社会福祉施設がとるべき事項は、次のとおりである。

① 入所者の安全確保

災害発生時において、施設管理者は、速やかに入所者の安全を確保する。

② 施設の点検と応急修理

施設管理者は、災害発生後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。

③ 応急計画の策定

利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じて施設の応急計画を策定する。

④ 援助の要請

施設管理者は、施設独自での入所者の安全確保や復旧が困難である場合は、市等の関係機関に連絡し援助を要請する。

⑤ 施設相互の協力

震災の被害を受けなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、被災施設入所者の安全を確保する。

(7) 公園施設

環境対策部は、公園施設が被災した場合は早急に復旧し、災害対策の諸活動に活用できるよう措置する。

倒木等公園施設の被災が周辺の住家等に被害を及ぼすことが考えられる場合は、直営または業者委託し、可能な限り応急措置を行い、速やかに危険要因を排除する。

(8) 観光施設および遊歩道等**① 下記②以外の施設**

地域経済対策部は、地元観光協会、観光関係団体等から被害発生の通報を受けた場合は、ただちに現場を確認し、関係団体の協力を得て応急の措置を行う。

② 都の所管施設

都の所管施設については、東京都西部公園緑地事務所へ通報するとともに現場を確認し、上記関係諸団体と協力し応急措置を行う。

また、西部公園緑地事務所へ措置状況、被害状況を報告するとともに事後措置について協議する。

(9) 商工施設

共同利用工場使用者は、災害に際してできる限り自衛措置をとるとともに、緊急の場合は、地域経済対策部、消防機関等に通報するものとする。

通報を受けた地域経済対策部は、使用者に操業の中止等適切な指示を行い、使用者等の協力を得て応急措置を行う。

買い物いこいの広場および仲町ポケットパークについては、必要ある場合は、その都度状況に応じ措置するものとする。

(10) 文化財

教育対策部は、状況に応じて文化財の担当者を定め、被害情報等の収集、整理を行う。

また、文化財に被害が発生した場合は、事後措置について関係機関と協議する。

なお、文化財施設等の管理者および関係機関は、次のような応急措置を行う。

- ① 文化財の所有者、管理者は、出火延焼や二次災害の防止のために、消防への通報など必要な安全措置をとる。
- ② 文化財が被災した場合は、その所有者・管理者は、市指定の文化財については市教育委員会へ、都指定の文化財については市教育委員会を通じて都教育委員会へ、国指定の文化財については、市教育委員会および都教育委員会を通じて国へ報告する。

2-2 河川施設の応急対策

水防活動と並行して管内の河川管理施設を重点的に巡視し、被害箇所については、ただちに都に報告するとともに必要な措置を実施する。

(1) 活動体制の確立

都市整備対策部は、施設の応急復旧および情報連絡に必要な人員、資機材等を確保する。

市の体制のみでは対応できない場合は、必要に応じ青梅建設業協会を通じ工事業者等に資機材の緊急調達、出動等の協力を要請する。

なお、工事中の施設については、その工事の請負業者に応急対策を指示する。

(2) 応急・復旧対策

原則管理者は、堤防、護岸に破損等の被害が発生した場合、水防備蓄資機材により施設の応急、復旧に努め、被害の拡大を防ぐ。

2-3 土砂災害等の危険箇所の応急対策**(1) 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設**

- ① 市は、土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、都建設局に報告する。
- ② 市は、土砂災害の危険性が高い箇所について関係機関や住民に周知を図り、応急対策を行うとともに、災害のおそれがある場合は避難対策を実施する。
- ③ 市は、堰堤、床固工等の砂防施設に被害が発生した場合には、応急復旧に努める。

(2) 治山施設等

市は、被害の情報を収集し、都森林事務所を通じて、都産業労働局(農林水産部森林課)に報告し、被害の拡大、二次災害を防止するための応急措置を速やかに実施する。災害のおそれがある場合は避難対策を実施する。

3 危険物等の応急対策

3-1 市、消防署、警察署が行う措置

(1) 市が行う措置

市は、関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ① 住民に対する避難の指示
- ② 住民の避難誘導
- ③ 避難所の開設、避難住民の保護
- ④ 情報提供、関係機関との連絡

(2) 青梅消防署が行う措置

青梅消防署は、関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、関係事業所の管理者、危険物保安監督者および危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置等を当該危険物施設の実態に応じて実施するよう指導する。必要がある場合は、応急措置命令を発令する。

- ① 危険物の流出または爆発等のおそれのある作業および移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火防止措置および広域拡散防止の応急対策
- ② 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動、タンク破壊等による流出および異常反応ならびに浸水による広域拡散の防止措置と応急対策
- ③ 危険物による災害発生時の自主防災組織と活動要領の確立
- ④ 災害状況の把握、状況に応じた従業者および周辺地域住民に対する人命安全措施、防災機関との連携活動
- ⑤ その他東京消防庁の定める「震災消防活動および化学災害消防活動」により対処する。

■ 危険物施設等の事業所への措置

青梅消防署および東京都は、危険物施設等の事業所に対し、次の措置をとる。

施設	機関	指導内容
ホテル、百貨店等の多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所	東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛消防隊の設置の指導 ・ 講習および自衛消防訓練の実施の指導 ・ 事業所の活動能力の向上 ・ 自衛消防中核要員を中心とした救命講習の促進 ・ 統括防火防災管理者選任指導 ・ 全体の消防計画策定の指導
危険物を取り扱う事業所	東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災組織の結成の指導 ・ 大規模危険物施設の「東京危険物災害相互応援協議会」への加入指導 ・ 帰宅困難者対策の指導 ・ 相互協力による訓練の実施
高圧ガスを取り扱う事業所	東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主保安体制の整備の指導 ・ 「東京都高圧ガス地域防災協議会」への加入指導
火薬関係を取り扱う事業所	東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安対策の指導 ・ 危険防止のための応急措置の指導 ・ 自主保安体制の整備の指導

(3) 警視庁(警察署)が行う措置

青梅警察署は、関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ① 警備要員の派遣による被害調査
- ② 被害の発生防止および被害の拡大防止のための管理者対策
- ③ 警戒区域の設定（立入禁止、車両交通規制）
- ④ 負傷者に対する救助活動
- ⑤ 避難措置

3-2 危険物施設等に応じた応急措置

(1) 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の対応

事業者は危険が想定される場合等は、関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(2) 石油等危険物保管施設への対応

石油等危険物保管施設への対応は概ね次のとおりとする。

機 関 名	対 応 措 置
東京消防庁 (青梅消防署)	<p>関係事業所の管理者、危険物保安監督者および危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を、該当危険物施設の実態に応じて実施するよう指導する。必要があれば応急措置命令を行う。</p> <p>① 危険物の流出または爆発等のおそれのある作業・移送の停止および施設の応急点検と出火防止措置・広域拡散防止の応急対策</p> <p>② 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動、タンク破壊等による流出および異常反応ならびに浸水による広域拡散の防止措置と応急対策</p> <p>③ 危険物による災害発生時の自主防災組織と活動要領の確立</p> <p>④ 災害状況の把握、状況に応じた従業者および周辺地域住民に対する人命安全措施および防災機関との連携活動</p>
警視庁 (青梅警察署)	<p>① 警備要員の派遣による被害調査</p> <p>② 被害の発生防止および被害の拡大防止のための管理者対策</p> <p>③ 警戒区域の設定</p> <p>④ 負傷者に対する救助活動</p> <p>⑤ 避難措置</p>
青 梅 市	必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施

(3) 火薬類保管施設への対応

火薬類保管施設への対応は概ね次のとおりとする。

機 関 名	対 応 措 置
都 環 境 局	<p>火薬庫および火薬庫外貯蔵施設（5施設対象）の所有者に対し、施設および貯蔵火薬類に関する保安責任者を定め、施設が災害の発生により危険な状況となった場合、または危険が予想される場合には、あらかじめ定めるところにより、危険防止措置をとるよう指導している。</p> <p>また、必要があると認める場合は、法令の定めるところにより、緊急措置命令等を発令する。</p>
関 東 経 済 産 業 局	<p>火薬類製造事業所等の施設等が、災害の発生により危険な状況となった場合、または危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより、危険防止措置をとるよう十分な監督または指導を行うものとし、必要があると認める場合は、法令の定めるところにより緊急措置命令等を発令する。</p>
青 梅 市	必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施

(4) 高圧ガス取扱施設への対応

高圧ガス取扱施設への対応は概ね次のとおりとする。

機 関 名	対 応 措 置
都 総 務 局	都県境付近で漏えい事故が発生した場合には、「高圧ガス漏えい事故発生時の広域連絡体制」にもとづき、関係機関に対し、必要な連絡通報を行う。
都 環 境 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故時における措置 <ol style="list-style-type: none"> ① ガス漏れ等の事故が発生した場合、当該事業所は、ただちに災害の拡大防止および被害の軽減に努める。 ② 災害が拡大するおそれがある場合、「高圧ガスおよび火薬類に係る震災対応マニュアル」にもとづき、東京都高圧ガス地域防災協議会がガスの種別により指定した防災事業所または震災被害を受けていない協議会支部に対し出動要請し、災害の拡大防止を指示する。 2 事故時の緊急出動体制 <p>高圧ガス事故時には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定する防災事業所や準防災事業所が対応する体制を整えている。</p> <p>防災事業所は、高圧ガスの移動や事業所における事故に対し、準防災事業所は、移動時にかかる事故をのぞき、防災事業所と同様の任務を負っている。</p>
関 東 経 済 産 業 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 正確な情報把握のため、都および関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 災害発生に伴い、都および関係機関と連絡の上、高圧ガス製造の施設者等に対して、施設等の緊急保安措置をとるよう指導し、被害の拡大防止を図る。
東 京 消 防 庁 (青 梅 消 防 署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報 2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等および市へのその内容の通報 3 事故時の広報活動および警戒区域に対する規制 4 災害応急対策の実施
警 視 庁 (青 梅 警 察 署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス漏れ等の事故発生した場合、関係機関との連絡通報を行う。 2 市長が避難の指示を行うことができないと認めた場合、または市長から要請があった場合は、避難の指示を行う。 3 避難区域内への車両の交通規制を行う。 4 避難路の確保および避難誘導を行う。
青 梅 市	必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施

(5) 毒物・劇物取扱施設への対応

毒物・劇物取扱施設への対応は概ね次のとおりとする。

機 関 名	対 応 措 置
都保健医療局 (西多摩保健所)	1 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透および火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置をとるよう指示する。 2 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し、指示する。 3 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物にかかる災害情報の収集、伝達に努める。
都下水道局	1 関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。 2 都下水道局流域下水道本部に流入状況を報告する。
都教育庁 市教育委員会	1 発生時の活動について、次の対策を樹立しておき、これにもとづき行動するよう指導する。 2 発生時の任務分担、鍵の管理および保管場所の周知 3 出火防止および初期消火活動 4 危険物等の漏えい、流出等による危険防止 5 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止および転倒、落下等による火災等の防止 6 児童・生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 7 被害状況の把握、情報収集および伝達等 8 避難場所および避難方法
青梅市	石油毒劇物等の有害物質が下水道に流入する事故が発生した場合には、青梅消防署に通報するとともに、事業者に対し、下水道への排出を防止するための応急措置を実施するように指導する。

(6) 化学物質関連施設への対応

化学物質関連施設への対応は概ね次のとおりとする。

機 関 名	対 応 措 置
都環境局	1 化学物質対策 市区町村と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供。
	2 PCB対策 被災状況により、市区町村と連絡調整を行い、PCB保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省環境再生・資源循環局へ報告する。

(7) 放射線使用施設への対応

放射線使用施設への対応は概ね次のとおりとする。

機 関 名	対 応 措 置
都保健医療局	RI使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、RI管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去に努める。

3-3 危険物輸送車両等の応急対策

(1) 高圧ガス等輸送車両の応急対策

危険物等の輸送の安全を図るため、関係機関と交通規制等について密接な情報連絡を行う。

災害応急対策は、「第1節 震災消防活動」により対処するものとする。

(2) 核燃料物質輸送車両の応急対策

事故の通報を受けた場合は、事故の状況把握に努め、状況に応じた火災の消火、延焼防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置をとる。

3-4 危険動物の逸走時対策

危険動物の逸走対策については、情報の受理および伝達ならびに被害者の救助および搬送を実施する。

また、事故時には必要に応じ、住民に対する避難の指示、住民の避難誘導、避難所の開設を行う。

- ① 住民に対する避難の指示
- ② 住民の避難誘導
- ③ 避難所の開設
- ④ 避難住民の保護
- ⑤ 情報提供
- ⑥ 関係機関との連絡

第5節 復旧対策

【施策の方向】

実施項目	活動のポイント
1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	<p>災害発生直後から、市民生活の一刻も早い平常時への回復が求められる。そのため、公共施設を中心とする都市機能施設について、活動の早期再開に努めるとともに、被災施設については単なる現状復旧を図るのではなく、より耐災性が高く、機能的にも優れた施設への改修・更新に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時の機能や活動の早期再開 ・ 二次災害の防止 ・ 被災施設の単なる現状復旧に留まらない早期の改修・更新

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担当	対策内容
1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	各施設管理者	・ 施設の被害状況を調査し、復旧を実施

1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

1-1 公共施設等の復旧

市は、被災施設の復旧に当たり、現状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うことに努める。

(1) 学校施設

公立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、当該教育委員会は、学校長および都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

(2) 文化財等

被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、文化財等の被害状況に応じて、文化庁、都教育委員会、市教育委員会および文化財管理者等において修復等について協議を行う。

(3) 市立文化施設・社会教育施設

市は、市立文化施設・社会教育施設について、災害後ただちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早期の開館を目指す。

当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

1-2 河川施設の復旧

河川管理施設については、氾濫水による被害の拡大を防止するために、速やかに施設の復旧に努める。

1-3 二次的な土砂災害防止対策

市は都と連携し、地震による地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

第4章 安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保

第1節 現状と課題

道路や鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っており、人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行い、市民の生命を守るため、発災時においてもその機能を確保する必要がある。

本市では、幹線道路網について、都市計画道路を中心に国道・都道の整備促進を要請し、市道についても、事業化した都市計画道路の整備を積極的に進めている。生活道路についても、拡幅改修工事や路面改良工事等を順次進めている。

しかし、新たな被害想定では、道路施設の被害、救急搬送や物資の輸送等により、大きな交通混乱が生じるおそれがあるため、道路整備を一層推進する必要がある。

また、発災後の市民の暮らしを支え、都市機能を維持するためには、各種ライフライン（電気、ガス、通信、水道、下水道）の機能の確保が不可欠であるため、ライフライン事業者との連携を図り、災害時の体制整備に取り組む必要がある。

第2節 対策の方向性と到達目標

発災後も交通機能を維持できるよう、幹線道路について道路・橋梁等の耐震化等の安全対策の推進に取り組むとともに、鉄道との連携も図り、交通ネットワーク網の整備を図る。

また、ライフライン事業者への施設の耐震化促進や、災害発生時の応急復旧体制の確立などについて連携を図り、都市機能および市民生活の早期復旧に向けた仕組みづくりに努める。

さらに、東日本大震災では、地震による直接的な停電の他、計画停電なども発生し、下水道などにおいては施設機能の確保に大きな影響が及んだことを踏まえ、停電対策に取り組むとともに、非常用エネルギーの確保に努めるものとする。

到達目標

- 緊急輸送道路の沿道建物・橋梁の耐震化促進
- 緊急輸送道路の早期啓開
緊急車両の通行や物資輸送を円滑にする。
- 市役所、市民センター、避難所をつなぐ道路の早期啓開
物資供給を重点に市内建設業者との協定により実施する。
- 下水道施設の耐震化、非常用電源の確保
- ライフラインの早期回復
- 非常用エネルギーの確保

【安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保】



第3節 予防対策

【施策の方向】

大規模な震災時に最も優先すべき事項は、住民の生命の安全確保と、混乱の中からの一日も早い平常性の回復である。

そのためには、迅速な緊急対応活動の立ち上がりと展開、その後の回復への復旧活動の早急な開始であり、それらを支えるエネルギーの確保が重要となる。

施策の方向	対 策
1 交通関連施設の安全確保	道路および交通施設が被災すると、緊急輸送等応急対策に大きな影響を及ぼすことから各施設の安全化を図る。 ・緊急輸送道路の沿道建物・橋梁の耐震化促進
2 ライフライン施設の安全化	ライフライン施設の機能停止は住民生活に甚大な影響を及ぼすため、各事業者は施設の安全化を図る。 市は各事業者との相互協力関係の充実に努める。 なお、当該施設の整備に当たっては、耐震性・耐水性・耐火性の強化を図るとともに、系統の多重化や拠点の分散化等による補完・代替、バックアップ機能の確保に努める。 ・ライフラインを60日以内に95%以上回復する
3 非常用エネルギーの確保	大地震発生時には、電気やガス等のエネルギー供給に支障が生じることを前提として、被災直後からしばらくの間の非常用エネルギーについて予め準備しておく必要があり、その備蓄や代替供給の確保に努める。 ・非常用エネルギーの確保量の拡充（民間協定の締結）

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担 当	対 策 内 容
1 交通関連施設の安全確保	維持管理班 土木建設班	<ul style="list-style-type: none"> 道路整備の推進 道路付帯施設の整備 橋梁・トンネルの整備
	青梅警察署	<ul style="list-style-type: none"> 道路付帯施設の整備
	西多摩建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> 道路整備の推進 道路付帯設備の整備 橋梁・トンネルの整備
	J R 東日本	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道施設の安全化 安全運行の実施
2 ライフライン施設の安全化	下水道班	<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の長寿命化、耐震化 災害時における応急復旧体制の強化
	都水道局	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設の耐震化や耐震継手管への取替えの推進 バックアップ機能の強化
	東京電力パワーグリッド株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 「被災しにくい設備づくり」「被災箇所の局所化」「被災設備の早期復旧」を基本方針とした整備の推進
	青梅ガス株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ガス施設、ガス管の耐震化 被害状況を的確に把握し、迅速な復旧対策を構築
3 非常用エネルギーの確保	関係各課	<ul style="list-style-type: none"> 震度7クラスの地震においても機能を維持する設備構築 非常用電源の長時間化 通信網の多ルート・中継拠点分散化
		<ul style="list-style-type: none"> 備蓄の充実

1 交通関連施設の安全確保

1-1 道路施設の安全化

(1) 道路整備の推進

道路および橋梁は、被災時における最重要基幹施設であり、火災の延焼防止効果、避難道路および緊急物資等の輸送ルート等、その機能は多岐にわたるので、防災効果の高い都市計画道路を重点に整備を図る。

また、橋梁の損壊による孤立地域が発生しないよう、整備に努める。

① 国道・都道の拡幅整備やバリアフリー化、電線類地中化

災害時における、避難や物資の輸送等が円滑に行われるよう、国道や都道の拡幅整備やバリアフリー化や電線類地中化などの整備を推進する。

② 市道の整備

災害時にも避難路や物資の輸送路などとして機能するよう、利用形態や地域特性に応じ、道路の拡幅や歩道の設置などの整備を進める。

また、機能的な道路台帳の整備の下、道路や橋梁、沿道の構造物などを点検し、計画的かつ予防的な補修・修繕を実施し、安全性の向上や長寿命化を図る。

③ 都市計画道路の整備

市域の主要な道路として位置付けられる都市計画道路の整備を推進する。

④ 緊急救援道路の整備

市道幹9号線は、大規模災害時等における緊急救援活動経路としての重要な路線として位置付け、横田基地周辺市との連携を図り、計画的な整備を推進する。

⑤ 密集住宅地域における道路整備の推進

密集住宅地域における狭隘な道路は、火災の延焼防止効果も低く、建物、塀等の倒壊による道路閉塞や緊急車両の通行が不能となる危険性が高いため、関連計画と併せて整備を推進する。

(2) 道路付帯施設の保全

① 交通信号機等の安全対策

交通信号機、交通規制標識等については、青梅警察署が保守管理にあたる。

② 街路灯の安全対策

街路灯は、周辺住民の協力を得て保守管理にあたる。

③ ガードレールの安全対策

交通の安全が保てるよう、その整備拡充に努めるとともに、災害発生注意箇所についての点検を十分に行ない、安全を確保する。

④ 道路標識の安全対策

道路警戒標識や道路反射鏡は、周辺住民の協力を得て、保守管理にあたる。

(3) 橋梁・トンネルの整備

災害時に橋梁・トンネルが被災し、通行不能となった場合、応急対策活動等に支障をきたすおそれがあるため、市、都および関係機関は、管理する橋梁・トンネルの安全性を調査し、必要に応じて架け替えもしくは修繕等の整備を推進する。

(4) 緊急通行車両等の確認

資料編 2-4-3「市所有車」

震災時に緊急通行車両等として使用を予定している車両について、事前に確認する。

1-2 鉄道の安全化

災害により鉄道施設が被災した場合、多数の負傷者が出るおそれがあるため、鉄道事業者は、「鉄道構造物等設計標準」（平成10年運輸省通達）を始めとする各種の基準により、鉄道施設の安全化を図る。

また、気象庁から配信される「緊急地震速報」を活用し、大きな揺れが到達する前に列車無線で乗務員に通報し列車を停止させるなど、乗客の安全確保を図る。

1-3 緊急輸送ネットワークの整備

市は、緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、災害による土砂や倒木、倒壊建築物や災害廃棄物等の障害物の発生を少なくするように努めるなど、緊急輸送ネットワークの整備に協力する。

- ① 緊急輸送ネットワークは、指定拠点と他県および指定拠点相互間を結び。
- ② 震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次・第二次・第三次の緊急輸送ネットワークを整備する。
- ③ 輸送路の多ルート化を図るため、陸・海・空・水上・地下にわたる輸送ネットワークを整備する。
- ④ 緊急輸送の実効性を担保するため、警視庁が交通規制を実施する「緊急交通路」との整合を図る。
- ⑤ 緊急輸送の実効性を担保するため、道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う「緊急道路障害物除去路線」との整合を図る。

分類	目的	内容
第一次緊急輸送ネットワーク	都と市本部間および都と他県との連絡を図る。	応急対策の中核を担う都本庁舎、東京都立川地域防災センター、市庁舎、輸送路管理機関および重要港湾、空港等を連絡する輸送路
第二次緊急輸送ネットワーク	第一次緊急輸送路と救助・医療・消火等を行う主要初動対応機関との連絡を図る。	第一次緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路
第三次緊急輸送ネットワーク	主に緊急物資輸送拠点間の連絡を図る。	トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と市域内輸送拠点等を連絡する輸送路

資料編 2-4-1「市内緊急輸送道路」 2-4-2「交通規制道路」

2 ライフライン施設の安全化

2-1 下水道施設

資料編 2-4-7「公共下水道施設の現況」

(1) 下水道施設の安全化

下水道施設は、ライフラインとしての重要性から、次の措置を実施し、被害防止を図る。

- ① 下水道施設は老朽化が進んでいるものもあるため、調査し、予防保全型の維持管理を行う。
- ② 調査の結果、老朽化が進んでいるものについては、計画的・効率的な更新を行う。
- ③ 下水道管や汚水中継ポンプ場については、災害時のライフラインの重要性から耐震化を図る。

(2) 応急復旧体制の整備

迅速に応急措置活動を実施するため、都および災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体との災害時の応援要請の手順などについて体制の整備を図る。

2-2 上水道施設

上水道施設については、施設の耐震化に加え、災害時にも供給を途絶させないバックアップ体制を整備する取組を継続する。

これらの取組により、ライフライン機能を維持・早期復旧する供給網を確保する。

2-3 電気施設

電気施設については、耐震化や送電線の多ルート化などにより、災害対策を推進している。今後も、「被災しにくい設備づくり」「被災箇所の局所化」「被災設備の早期復旧」を基本方針として一層の整備を推進する。

2-4 ガス施設

ガス施設の被災を防止するため、次の措置を実施し、被害防止を図る。

- ① ガス供給施設の耐震・耐火を行う。
- ② 災害発生に対応できる安全装置の整備を推進する。
- ③ ガス導管のうち、公道に埋設されているものについては、耐震性、強度の優れた溶接接合鋼管や地盤変動の影響を受けにくいポリエチレン管の融着接合の設置をさらに推進する。
- ④ ガス導管鋼を整備し、ブロック化する事で、ガス供給停止を最小限に抑える取り組みや地域の状況に応じたガス供給施設の安全化対策を推進する。

2-5 通信施設

通信施設の被災を防止するため、次の措置を実施し、被害防止を図る。

- ① 通信設備および付帯設備は、防災設計（耐震・耐火・耐水）、通信ケーブル地中化等を行う。
- ② 通信施設が被災した場合においても応急通信が確保できるよう、伝送路の複数化・ループ化、施設の分散化等の通信施設の安全対策を推進し、電気通信設備等の高信頼化を推進する。

3 非常用エネルギーの確保と供給体制の整備

大規模な地震災害発生時に、電気やガス等のライフラインに支障が生じた場合、災害応急対策活動や住民生活に大きな影響を及ぼすため、LPガスや石油燃料の確保・供給が図れるよう、都と関係団体の協定締結の状況を踏まえながら、団体支部との協定締結等、確保・供給体制の確立に向けて取り組む。

また、緊急対応活動にも車両・機材の燃料の確保・供給が不可欠であるため、その体制の確立に向けて取り組む。

第4節 応急対策

【施策の方向】

大地震発生時に最も優先すべき事項は、救命救急と生存の確保であり、そのための緊急交通路の確保・復旧と生存を支える最低限のライフラインや非常用エネルギーの供給である。

実施項目	活動のポイント
1 交通ネットワーク機能の確保	<p>大地震発生時には、救命救急と消火活動が最優先され、次いで二次災害の防止活動が求められる。こうした緊急対応行動を迅速に展開するためには、緊急対応の道路交通機能の確保が必須の要件となる。</p> <p>そのため、迅速な被災状況の把握とともに、規制による緊急交通路の確保や閉塞道路の緊急復旧を図る。</p> <p>また、鉄道やバスについては乗客の安全確保と避難に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急交通路の迅速な確保 ・閉塞道路の早期啓開
2 ライフライン施設の応急対策	<p>ライフライン施設の機能停止は、都市全体の活動停止を来すため、被災状況把握と応急的な機能回復に迅速に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン施設の早期暫定復旧
3 非常用エネルギーの確保	<p>大地震発生時の緊急対応活動や応急対策を円滑に展開するため、車両や機器、施設を活動・維持するために必要なエネルギーの確保や適切な供給に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用エネルギーの確保と円滑な供給

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担当	対策内容
1 交通ネットワーク機能の確保	維持管理班 土木建設班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋梁・トンネルの障害物の除去 ・ 被害調査および応急対策の実施
	西多摩建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋梁・トンネルの障害物の除去 ・ 被害調査および応急対策の実施
	JR東日本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗客の安全確保 ・ 鉄道施設の応急対策の実施
	各バス会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗客の安全確保
2 ライフライン施設の応急対策	下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設の被災状況の把握 ・ 応急対策の実施
	都水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設の被災状況の把握 ・ 応急対策の実施
	東京電力パワーグリッド株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送電の継続 ・ 施設の応急措置 ・ 二次災害予防措置の実施
	青梅ガス株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設復旧状況の把握と復旧活動の取り組み ・ 二次災害予防措置の実施
	NTT東日本 NTTコミュニケーションズ*1 NTTドコモ *2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況、通信の疎通状況等の情報収集 ・ 重要通信の確保を優先した応急復旧対策 ・ 広報活動等
3 非常用エネルギーの確保と供給体制の整備	関係各課 各施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用エネルギーの確保と施設・資機材への安定供給の実施

*1:「NTTコミュニケーションズ」は略記で、正式名称は「エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社」

*2:「NTTドコモ」は略記で、正式名称は「株式会社NTTドコモ」

1 交通ネットワーク機能の確保

1-1 交通規制の実施

資料編 2-4-2 「交通規制道路」

都は、「震度6弱以上の地震が発生」した場合、または「大規模な災害が発生したことを現場の警察官が認知」した場合は、状況に応じて第一次、第二次の交通規制を行うこととなっている。

市内では、圏央道が第一次交通規制の対象となり、青梅・新青梅街道は第二次交通規制が実施された場合、被災状況に応じて「その他の緊急交通路」として指定の対象となっている。

(1) 緊急交通路、緊急輸送路の周知

① 関係各部および関係機関への連絡	都市整備対策部は、使用可能な緊急輸送路について調査し、関係各部および関係機関に連絡する。
② 市民への周知	ア 都市整備対策部は、緊急輸送路の機能を十分に発揮させるため、緊急輸送路への一般車両の進入を規制する。 イ その規制の内容について、市民に周知する。
③ 避難路との競合について	ア 緊急交通路の多くは、避難路と競合しているが、震災直後は、緊急輸送路の指定および交通規制が行われていないことから、避難誘導にあたる自主防災組織、消防団等は、避難者の安全確保に十分配慮するものとする。 イ 緊急輸送路の指定および交通規制後の避難指示等による集団的な避難においては、避難活動を優先するものとし、避難誘導を行う自主防災組織、避難誘導責任者は、青梅警察署と協力して自動車の通行規制および避難者の安全確保を図る。

(2) 交通規制支援ボランティアの活用

大規模な震災時には各所で道路閉塞が生じることが予想され、警察官のみでは対処困難であるので、交通規制支援ボランティアの協力も得て交通規制を実施する。

1-2 緊急通行車両の確認

地震発生時には、交通規制により一般車両の通行が禁止または制限され、大規模地震特別措置法施行令第12条にもとづく緊急通行車両および災害対策基本法施行令第33条にもとづく緊急通行車両（以下、「緊急通行車両等」という。）を優先して通行させる。

緊急通行車両等であることの確認は次のとおり行う。

(1) 確認対象車両

「規制除外車両事前届出書・規制除外車両事前届出済証」（様式4-1）の交付を受けている車両、または次のいずれかに該当する車両であること。

- ① 災害対策基本法50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- ② 道路交通法第39条に定める緊急用務を行う期間が当該目的のために使用する車両
- ③ 医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両
- ④ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両
- ⑤ 患者等搬送車両（特別な構造または装置があるものに限る）
- ⑥ 建設用重機、道路啓開作業用車両または重機輸送用車両
- ⑦ 災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車または原動機付自転車
- ⑧ 災害応急対策に従事する者が参集または当該目的のために使用中の自転車
- ⑨ 緊急の手当を要する負傷者または病院の搬送のため使用中の車両
- ⑩ 歩行が困難な者または介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両
- ⑪ 報道機関の緊急取材のため使用中の車両
- ⑫ 災害対策に従事する自衛隊、米軍および外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両
- ⑬ 交通対策本部長または青梅警察署長が必要と認めた車両

【広域応援の車両】

事前届出済証を所持しているライフライン復旧などの広域応援の車両については、その所管する道府県公安委員会から標章の交付を受ける。

ただし、やむを得ない場合は、届出済証の掲示により都公安委員会で標章の交付を受けることができる。

【交通規制除外車両】

震災発生後において、緊急通行車両等以外であっても、社会生活の維持に不可欠な車両または公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、都公安委員会の決定にもとづき、通行禁止の対象から除外する。

(2) 事前届出済車両の確認

災害対策基本法にもとづく交通規制が実施された場合、「事前届出済証」の交付を受けている車両については、ただちに緊急通行車両の確認を行い、青梅警察署で「緊急通行車両標章」（様式4-4）および「緊急通行車両確認証明書」（様式4-3）の交付を受ける。

市では、災害時に備え、総務班（総務契約課）が、全ての市有車両について緊急通行車両の確認申請を行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けている。

(3) 地震発生後の届出

災害対策基本法にもとづく交通規制が実施された場合、民間業者等から調達した車両については、ただちに自動車検査証等の必要書類を青梅警察署または都公安委員会に持参し、「緊急通行車両確認申出書」（様式4-2）または「緊急輸送車両確認証明書」（様式4-5）により緊急通行車両または緊急輸送車両としての申請を行う。

(4) 緊急通行車両標章

様式編 4-3「緊急通行車両確認証明書」 4-4「緊急通行車両標章」

緊急通行車両標章は、車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。

(5) 交通規制対象外車両の認定

災害発生後において、緊急通行車両以外であっても社会生活の維持に不可欠な車両または公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、公安委員会の決定にもとづき、通行禁止の対象から除外されることとなる。

① 交通規制の対象から除外される車両

- (1) 災害応急対策に従事する者が使用中の自転車
- (2) 災害発生後、災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車または原動機付自転車
- (3) 警察署長等が、次の事由によりやむを得ないと認め「規制除外車両確認証明書」(様式4-7)および「除外標章」(様式4-8)を交付した車両で、除外標章を掲出しているもの
 - ア 緊急の手当を要する負傷者または急病人の搬送
 - イ 徒歩で避難が困難な病人、介護を必要とする高齢者、身体障がい者等の最寄りの病院、避難所への避難
 - ウ 報道機関の緊急取材
 - エ その他通行させることがやむを得ない事由

② 交通規制対象除外車両の認定手続き

上記の事由により除外標章の交付を受けようとする者は、「規制除外車両確認申出書」(様式4-6)を、警察署長等を窓口として公安委員会に申請する。

1-3 緊急道路障害物除去等

資料編 2-4-4「啓開作業等協力事業所」

都は、「緊急交通路や緊急輸送路等を確保するための緊急道路障害物除去路線を選定し、震災時には、この路線について、路上障害物の除去、陥没および亀裂等の応急補修を優先的に行うこととする。」としている。

都市整備対策部は、警察、各道路管理者および建設業協会と協力し、緊急輸送路を優先して道路障害物を除去(啓開)する。障害物除去作業は、原則として上下各1車線の車両走行帯を確保する。なお、啓開作業の要領は、次のとおりとする。

(1) 啓開作業の要領

- ① 倒壊物、落下物、路上駐車車両および放置自動車は、人力・牽引・重機等により道路端へ移動する。
- ② 路面の陥没・亀裂等および橋梁取付部の段差等は、車両走行に支障のない程度に応急補修する。
- ③ がけ崩れ等による道路遮断は、重機で土砂の除去を行うほか、状況に応じて迂回路を設定する。

(2) 緊急道路障害物除去作業体制

分担機関	分担路線
都建設局	都管理道路
関東地方整備局	国管理道路
東日本高速道路株式会社	東日本高速道路管理道路
市	市管理道路

(3) 緊急道路障害物除去作業

緊急道路障害物除去作業に当たっては、下表のとおり関係機関および関係業界が有機的かつ迅速な協力体制を確立して対応する。

また、作業マニュアルを作成するなど、体制の充実を図る。

なお、都知事は、被害の規模や状況に応じて、自衛隊に支援を要請する。

機 関 名	実 施 内 容
都 建 設 局	「災害時における応急対策業務に関する協定」および「協力承諾書」にもとづき、道路上の障害物の除去等を実施する。
警 視 庁	緊急交通路確保のため、各警察署および交通機動隊に放置車両対策班を編成し、放置車両の排除にあたる。 また、道路管理者および防災関係機関に協力し、道路上の障害物の除去にあたる。
関東地方整備局	道路上の障害物の状況を調査し、除去対策をたて、関係機関と協力の上、所管する道路の障害物の除去等を実施する。
東日本高速道路株式会社	
青 梅 市	

また、道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は、法令上の取扱いを含めて関係機関と協議して処理する。

1-4 道路および付帯施設の応急対策

各道路管理者は、地震が発生した場合は、各所管の道路、橋梁、道路管理施設について被害状況を調査し、応急復旧対策を行う。

(1) 活動体制の確立

都市整備対策部は、施設の応急復旧、情報連絡に必要な人員および資機材等を確保する。

市の体制のみでは対応できない場合は、必要に応じ青梅建設業協会を通じ工事業者等に資機材の緊急調達、出動等の協力を要請する。

(2) 道路等の応急復旧**① 道路の応急復旧**

各道路管理者は、道路路肩および道路上部の法面崩壊による被害が予想されることから、土俵工法または矢板工法等による保全のための応急措置や通行障害物の除去を実施する。

② 交通信号の応急復旧

青梅警察署は、信号機の故障等の被害が発生した場合、第1次的には受持員が、第2次的には交通係専務員が応急対策措置に当たり、措置不可能の場合は、警視庁本部主管課において行う。

信号機の被害等の際し、応急措置のできるまでの間は、交通係専務員の手信号により、交通整理を行う。

③ 道路標識等の応急復旧

路標識等の応急復旧は、次のとおりとする。

被 害 物 件	対 応	応 急 復 旧 対 策
交通規制標識	青梅警察署	警察署員が、必要に応じて業者の協力を得て、応急対策措置に当たる。
道路案内標識および道路反射鏡	各道路管理者	応急措置が可能なものを除き、業者の協力を得て補修を行う。

④ 街路灯・街路樹等の応急復旧

各道路管理者は、街路灯・街路樹等の被害調査をし、必要に応じて地域指定の業者に協力を要請し、補修、撤去、伐採等の措置をとる。

⑤ ガードレール等の応急復旧

各道路管理者は、道路の応急復旧と併せ、ガードレール等の道路施設の応急復旧を行う。

1-5 鉄道施設

(1) 災害時の活動体制

① 鉄道施設災害対策本部の設置

災害が発生したまたはそのおそれがある場合、JR東日本は、防災関係内規にもとづき職員を動員し、旅客および施設の安全確保と緊急輸送を行うために災害対策本部を設置する。また、市、都およびその他関係機関にその旨を通報する。

② 通信連絡体制

災害情報および応急措置の連絡指示ならびに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて、無線車、移動用無線機を利用する。

(2) 発災時の初動措置

JR東日本は、震災初動期に列車および旅客の安全を確認するため、社の規程に従い徐行等の運転規制を実施する。

機関名	運転規制の内容	乗務員の対応		その他の措置
		列車の運転	乗客への対応	
JR東日本	地震が発生した場合は、社の運転規制の定めにもとづき運転規制を行う。	運転中に危険と認められた場合はただちに停止。最寄りの停車場の駅長または指令と連絡をとる、その指示を受ける。	災害の規模、被害状況および運行の見通し等を把握し輸送指令の指示等により、適切な旅客案内を行う。	駅等の混乱防止、輸送力の確保を図るため報道機関に情報を提供する。

(3) 乗客の避難誘導

震災時に予想される駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、JR東日本は社の規定によりすみやかに避難誘導を実施する。

① 駅における避難誘導

乗客に混乱防止の案内放送を行い、あらかじめ定めた避難場所に誘導する。

② 列車における避難誘導

乗客に混乱防止の案内放送を行い、安全な場所または最寄り駅まで駅長（運転司令）と連絡の上誘導する。

(4) 事故発生時の救護活動

① 負傷者の救護

鉄道機関は、震災時に事故が発生した場合、災害対策本部を設置し、各関係機関との協力のもと、負傷者の救護を優先的に行う。

② 輸送力の確保

併発、続発事故等の二次災害の防止に万全の対策をとるとともに、引き続き旅客の安全確保を図り輸送力の確保に努める。必要に応じ防災関係機関の出勤・救護の要請を行う。

1-6 バス会社の安全措置策

資料編 2-4-5「バス事業者」

各バス会社は、災害時に次の安全措置をとる。

運 行 中 止	危険箇所（塀、がけ下、交差点、橋上下、トンネル等）を避け、原則として道路左側でエンジンを停止し、乗客へ広報を行う。
乗 客 救 護	負傷した乗客に対して救護活動を行い、救護機関への連絡等必要な措置をとる。
乗客の避難誘導	車内マイク等を活用して乗客の動揺を制止し、ラジオ等により情報収集に努め、避難方法について最善の措置をとる。
車 両 処 置	やむを得ず車両を路上に駐車して帰所等する場合は、乗客の避難後、エンジンキーを入れたまま、重要物品を持ち出し、扉を閉める。
会社等への連絡	運行状況、被害状況等を連絡する。

2 ライフライン施設の応急対策

2-1 下水道施設の応急対策

資料編 2-4-7「公共下水道施設の現況」

環境対策部は、災害が発生した場合は、都下水道局（流域下水道本部）と連携して下水道施設の被災状況を把握する。また、機能が停止した場合は、速やかに応急復旧対策を行う。

(1) 活動体制の確立

環境対策部は、施設の応急復旧および情報連絡に必要な人員、資機材等を確保する。

市の体制のみでは対応できない場合は、必要に応じ市内下水道工事業者等に資機材の緊急調達、出勤等の協力を要請する。それでもなお不足する場合は、都に応援を要請する。

(2) 応急対策

地震発生後速やかに下水道施設の点検・調査を行い、被害情報を把握し、応急対策を実施する。主な対策は、次のとおりである。

- 下水道施設被害による道路陥没箇所等を早急に把握し、損傷度を確認する。
- 汚水管渠は、汚水の流下に支障のないよう、応急措置を行う。
- 汚水中継ポンプ場が停電した場合は、ただちに非常用電源に切り替える。

(3) 市民への広報

環境対策部は、企画対策部と連携して広報を実施する。なお、広報内容は次のとおりとする。

- 復旧の見通しに関する情報
- 仮設トイレの設置場所等に関する情報
- 下水道使用の自粛等に関する情報

2-2 上水道施設の応急対策

都水道局は、災害が発生した場合は、上水道施設の被災状況を把握するとともに、配水調整により断水区域の減少に努める。また、機能が停止した場合は、速やかに応急復旧対策を行う。

(1) 活動体制の確立

都水道局は、飲料水の確保・施設の応急復旧および情報連絡に必要な人員、資機材等を確保する。

(2) 応急対策

地震発生後速やかに水道施設の点検・調査を行い、被害状況を把握し、応急給水の対応を実施する。主な対策は、次のとおりである。

- ・ 異常箇所等についての情報収集および連絡を徹底する。
- ・ 施設の点検・被害調査を実施する。
- ・ 被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合および被害の拡大するおそれがある場合の応急措置をとる。

(3) 市民への広報

都水道局および環境対策部は、企画対策部と連携して広報を実施する。

なお、広報内容は次のとおりとする。

- ・ 断水区域および復旧見通しに関する情報
- ・ 応急給水の場所、時間、給水を受ける方法（必要な容器等）に関する情報

2-3 電気施設の応急対策

(1) 主な応急対策活動

- ・ 資材の調達・輸送
- ・ 震災時における危険予防措置
- ・ 応急工事
- ・ 災害時における電力の融通

(2) 広報活動

電気施設の被災状況および復旧活動の状況ならびに復旧見通し等について、市本部に報告するとともに、市民に広報する。

2-4 ガス施設の応急対策

青梅ガス株式会社および青梅LPG協会は、災害が発生し、被害情報収集後、被害が発生する事が予想された場合、ガスによる被害の拡大を防止し、公共の安全を維持するため、次の対策に取り組むものとする。

(1) 活動体制の確立

都市ガス供給区域内で災害が発生した場合、青梅ガスでは災害対策本部を設置し、特別出動配備体制をとる。防災関係機関への連絡ならびにガス供給施設の応急復旧に必要な人員、資機材等を確保する。状況に応じて、関連工事会社への出動要請ならびに日本ガス協会への応援を要請する。

(2) 応急対策

地震発生後速やかにガス供給施設の点検・調査を行い、被害情報を把握し、応急対策を実施する。主な対策は、次のとおりである。

- ・青梅ガス地震計のS I値が70カイン以上を記録した場合には、全てのガス供給を停止する。
- ・緊急巡回点検により、ガス漏えい等の被害を確認した場合には、当該被害区域のガス供給を停止する。

(3) 広報活動

ガス施設の被災状況および復旧活動の状況ならびに復旧見通し等について、市本部に報告するとともに、市民に広報する。併せて、防災行政無線等による市民への広報を依頼する。

(4) LPガスおよび燃焼器具等の供給対策

青梅LPG協会と協力して、避難所等における被災者の生活を援助するため、LPガスおよび燃焼器具等を供給する。

2-5 通信施設の応急対策

(1) 主な応急対策活動

- ・被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集
- ・重要通信の確保による応急復旧対策、広報活動等
- ・災害対策用機材、車両等の確保
- ・通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策

(2) 広報活動

通信施設の被災状況および復旧活動の状況ならびに復旧見通し等について、市本部に報告するとともに、市民に広報する。

- ・被災地域の回線疎通状況
- ・利用制限の予告および利用制限の状況
- ・利用上の注意事項
- ・その他必要事項

3 非常用エネルギーの確保

非常用発電設備等の活用により、病院や社会福祉施設など市民の生命に関わる施設、下水道など都市機能を維持するために不可欠な施設、地区防災拠点や避難所など災害時の拠点となる施設の機能維持を図るため、非常用発電機の確保や協定等により、燃料の確保および緊急車両用燃料の確保を図る。

避難場所となっている市内中学校では、自立型ソーラースタンドの活用により太陽光により蓄えた電気を利用し、携帯電話等の充電や夜間照明の確保を図る。

第5節 復旧対策

【施策の方向】

交通機能とライフライン機能は、住民生活のみならず、都市の活動を支える基幹機能であるので、早期の復旧と耐災性の向上に取り組む。

実施項目	活動のポイント
1 交通機能施設の復旧と耐災性の向上	緊急輸送の拡充に対応し、日常生活の早期回復のため、道路・鉄道等の交通機能の被災状況の早期把握と復旧および耐災性の向上に取り組む。 ・平常時の交通機能の早期復旧
2 ライフライン機能の早期復旧	平常の都市機能と市民生活の早期回復を図るため、ライフライン機能の被災状況の把握と早期復旧に取り組む。 ・平常時のライフライン機能の早期復旧

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担当	対策内容
1 交通機能施設の復旧と耐災性の向上	土木建設班	・道路・橋梁の復旧対策を実施
	西多摩建設事務所	・道路・橋梁の復旧対策を実施
	JR東日本	・鉄道施設の復旧対策の実施
2 ライフライン機能の早期復旧	各施設管理者	・施設の被害状況を調査し、復旧を実施

1 交通機能施設の復旧と耐災性の向上

1-1 道路・橋梁

資料編 2-4-4「啓開作業等協力事業所」

応急対策に引き続き、道路の障害物の除去や被害を受けた道路の復旧対策を、協定を締結している事業者と連携して取り組む。

1-2 鉄道施設

鉄道施設は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに被害状況に応じた復旧対策を実施し、輸送の確保に努めるものとする。

鉄道機関は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果にもとづき、再び同様な被害を受けないよう本復旧計画をたて実施する。

2 ライフライン施設の早期復旧

2-1 下水道施設の早期復旧

緊急調査で判明した被害について、より詳細に被害状況を把握・整理し、流下機能を確保するため、下水道施設の応急復旧計画を作成し、効率的な復旧を行う。

主な対策は、次のとおりである。

- ・上水道施設（浄水所、給水所等）の運用状況を考慮した復旧
- ・管路に関する復旧優先順位の決定

なお、停電が発生した場合は、非常用発電機およびエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起らないように対処する。

また、停電が続いた場合には、都および都と協定締結している関係団体等に対して、燃料の優先供給を要請する。

2-2 上水道施設の早期復旧

都水道局は、施設、管路、給水装置等の復旧を行う。

- | | |
|--------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">取水・導水施設の復旧対策浄水施設の復旧対策 | <ul style="list-style-type: none">送・配水管路、給水装置の復旧対策 |
|--------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|

2-3 電気施設の早期復旧

(1) 迅速・適切な実施が求められる応急・復旧対策

災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

(2) 復旧効果を基準とした優先順位にもとづく対策の実施

各設備の復旧は、災害状況、被害状況および復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員の確保および復旧資機材の確保など、あらかじめ定めた手順により実施する。

(3) 広報活動

- ① 停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況について広報する。
- ② 電気火災を防止するため、屋外に避難する時は安全器またはブレーカーを必ず切ること、などについても広報する。

2-4 ガス施設の早期復旧

(1) 都市ガスの供給再開

都市ガスの供給を停止した場合の復旧作業は、主に以下の手順で行う。

- ① 復旧基本計画を策定する。なお、被害状況に応じて、日本ガス協会へ応援要請を行い、早期復旧に向けて体制を整備する。
- ② ブロック化計画にもとづき、漏えい調査、漏えい修理を行い、導管の復旧作業を行う。なお、早期復旧に向けて仮配管等による応急復旧を行う場合もある。
- ③ 供給再開したブロック毎に各戸の開栓作業を行う。その際、屋内外のガス配管設備に漏えいがあった際には、修理完了後にガス供給を再開する。

(2) LPガスの供給再開

LPガスの使用の再開に当たっては、各家庭や各施設において、設備の安全確認を十分に行う必要がある。このため、市は、青梅LPG協会の点検体制の確立について支援を行う。

2-5 通信施設の早期復旧

重要通信の確保または被災した電気通信設備等の迅速な復旧への取組みは、以下の手順で行う。

- ① 気象等の状況や電気通信設備等の被害状況などの情報を収集し、関係組織間相互の連絡を行う。
- ② 非常態勢が発令された場合は、速やかに対策本部等に出動する。
- ③ 被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材および輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。
- ④ 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果にもとづき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。
- ⑤ 被災地における地域復興計画の作成・実行に当たっては、これに積極的に協力する。

第5章 災害活動体制の充実

第1節 現状と課題

大規模な震災が発生した場合、発災直後の的確かつ迅速な初動対応が多く命を救うことにつながる。しかし、自治体単独での対応には必ずと一定の限界もあり、東日本大震災の教訓を踏まえると、初動時からの円滑な広域応援の調整が必要であり、都や自衛隊、市区町村を始めとした防災関係機関との連携が重要となる。

本市では、多摩地域30市町村との震災時等の相互応援に関する協定や伊丹市、桐生市等との大規模災害時の相互応援に関する協定、全国梅サミット協議会加盟市町災害時相互応援協定などを締結している。

これらの協定を締結している自治体や都、自衛隊等の防災関係機関と、災害時に迅速かつ円滑な連携ができる体制の強化および応援部隊が円滑に活動できる拠点施設等の確保が重要である。

第2節 対策の方向性と到達目標

市民の生命と都市機能の維持に向け、市の初動対応体制や広域連携体制の強化、救出・救助活動やライフライン等の復旧の迅速化のための活動拠点の充実を図る。

到達目標

- 市の初動対応体制の整備
 - 1 市役所に災害対策本部を置く。
 - 2 職員は、勤務時間外においては指定された市民センター等に自動参集する。
 - 3 市民センターは地区防災拠点とし、地区対策本部を置く。
地区における通信・情報収集・伝達を中心とする。
地区対策本部長は、課長・係長級から1名をあらかじめ指定する。
副本部長は、センター長およびあらかじめ指定する係長級1名の2名とする。
本部員は、各センター職員のほか6名程度をあらかじめ指定する。
自主防災組織本部を市民センターに設置し、連携する。
- 広域連携体制の構築：近隣県自治体や民間事業者との連携強化
- 大規模救出活動拠点の整備：大規模な救出・救助活動や復旧活動拠点の確保 など

【災害活動体制の充実】

災害前の行動 (予防対策)

1 初動対応体制の整備

- 1 災害対策拠点の整備
- 2 防災訓練・教育の実施
- 3 応急活動体制の強化
- 4 防災に関する調査・研究の推進

2 広域連携体制の確立

- 1 広域応援体制の強化
- 2 地域と事業所・公共団体等との連携強化
- 3 公共的団体等との協力体制の確立

3 応急活動拠点の整備

- 1 オープンスペースの確保
- 2 大規模救出救助活動拠点等の確保
- 3 ヘリコプター活動拠点の整備

災害直後の行動 (応急対策)

1 市の初動対応体制

- 1 市の災害応急活動体制
- 2 災害対策連絡室（第1号注意体制）
- 3 災害対策本部（第2号警戒体制・第3号特別警戒体制・第4号非常配備体制）
- 4 各体制
- 5 職員の配備・動員・参集

2 消火・救助・救急活動

- 1 東京消防庁における消防活動体制の確立
- 2 東京消防庁（青梅消防署）震災消防活動
- 3 消防相互応援

3 応援協力・派遣要請

- 1 相互応援協力
- 2 自衛隊への災害派遣要請

4 応急の受入体制の確立

- 1 国からの応援受入
- 2 地方公共団体からの応援受入

災害後の行動 (復旧対策)

第3節 予防対策

【施策の方向】

大規模な震災時に最も優先すべき事項は、生命の安全確保と、二次災害の防止であり、そのためには、迅速な緊急対応活動の立ち上がりと展開が求められる。こうした迅速な初動態勢と展開を図るための体制整備と活動拠点づくりに取り組んでいく。

施策の方向	対 策
1 初動対応体制の整備	市と防災関係機関が一体となって活動を展開できるよう、本部体制を整え、災害対応・総合調整機能の強化や、警察、消防、各防災関係機関の連絡調整機能の強化を図り、円滑な初動態勢を構築する。
2 広域連携体制の確立	現在協定を締結している自治体との連携体制の一層の強化や、国、他県等と円滑な協力体制が取れるように、また、防災関係機関や事業者と連携して緊急対応を実施するための連携チームを編成するなど、実践的かつ効果的な広域連携体制を構築していく。
3 応急活動拠点の整備	公園等の整備などにより、大規模救出救助活動拠点や復旧活動のための拠点となるオープンスペースを確保するとともに、その円滑な活用に向けて、受援やオープンスペース等利用に係る計画を策定し、迅速な活動のための環境を整備していく。

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担 当	対 策 内 容
1 初動対応体制の整備	各 課	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急活動体制の習熟 各種訓練の実施 各種マニュアルの整備
	防災課	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練の実施および検証 地区防災拠点の整備計画の立案 応急活動体制の検証
	総務契約課	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎の維持管理
	市民活動推進課	<ul style="list-style-type: none"> 市民センターの維持管理
2 広域連携体制の確立	防災課	<ul style="list-style-type: none"> 他市区町村との相互応援協定の締結、維持 各部課の応援協定等の整理
	各 課	<ul style="list-style-type: none"> 担当業務における事業者等との応援協定の確認
3 応急活動拠点の整備	関係各課	<ul style="list-style-type: none"> オープンスペースの確保・整備 大規模救出救助活動拠点等の確保・整備 ヘリコプター活動拠点の確保 ヘリサインの整備

1 初動対応体制の整備

1-1 災害対策拠点の整備

(1) 防災拠点の整備

資料編 2-5-1 「青梅市の体制」

① 本庁舎

災害対策活動の中心拠点となる本庁舎は免震構造であるため、建物被害は軽微であることが前提である。

また、自家用発電装置も整備されているが、コンセントおよび照明は限られているので、停電による自家用発電装置稼働時を想定した体制の整備を図る。

なお、免震構造であるために、地震が発生した際には、外部の状況把握が難しくなる事態の解消に向けた対策を検討する。

② 地区の防災拠点

各市民センターは、災害時には地区防災拠点とし、地区対策本部を設置する。自主防災組織の本部が設置されるなど、地区の防災活動拠点としての役割を担っているため、施設の安全性の確保、通信設備等の整備など、防災拠点としての機能の向上を図る。

(2) 発災時の受援体制の整備

立川断層帯地震などの大規模地震が発生した場合は、国、都、協定を締結している自治体などから支援物資や人的支援等を受けることになるが、それらの支援を受け入れる受援体制を構築し、市側の体制を整備する。

1-2 防災訓練・教育の実施

(1) 防災訓練の実施

市では、災害対策活動の円滑を期すため、年に1回、総合防災訓練を実施している。

防災訓練がより実践的なものとなるように、本部運営訓練、非常参集訓練、現地実働訓練、GIS情報を活用した図上訓練、災害情報連絡訓練などを行い、訓練を通して各役割の認識を深める。また、訓練実施の際には、業務継続計画（BCP）を踏まえて行う。

青梅消防署では、震災消防活動能力の向上を図るため震災消防訓練を実施するとともに、年1回総合震災消防訓練を実施する。

(2) 訓練の検証

訓練は、実災害を想定して計画し、災害の流れに合わせて実施し、訓練後は意見交換会等を行い、評価および検証を行う。

また、評価や課題を整理し、市防災計画および業務継続計画（BCP）の見直し資料とするとともに、次期の訓練計画に反映する。

(3) 防災教育

市および防災関係機関は、職員・社員に対し、平常時から市防災計画による各機関の防災体制および防災関係法令の運用等の指導を行い、防災知識の習得と災害時の早期体制確立に努める。

特に、災害発生時の参集、初動態勢、各自の配置と任務および災害の知識等について習熟するようにする。また、各種マニュアルを作成、配布し、周知を図る。

1-3 応急活動体制の強化

(1) 市の応急活動体制の強化

市は、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合、被害を最小限にとどめるため、災害の発生状況等に応じて活動するための応急活動体制（第1号～第4号）を整備し、災害に備える。

(2) 体制および動員

体制および動員については、職員および関係機関に周知徹底するとともに、常に検討、見直しを行い、体制強化を図るとともに都との連携強化に努める。

各体制の本部設置に応じ、応急活動を円滑に進めるために、都との連絡調整等の連携強化に努める。

(3) 業務継続体制の確保

市は、災害に備えて平常時から体制整備を行い、災害が発生した場合に、住民の生命、財産を守ることを目的に、救助、救出や救護などの応急活動を迅速に実施しなければならない。

応急活動を行う一方で、市の通常の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が最短で再開できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。

このため、市は、災害時に各課の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、業務継続計画（BCP）にもとづき、早期復旧体制の構築を図る。

1-4 防災に関する調査・研究の推進

(1) 被害想定等の実施・周知

被害の発生を防止・軽減するため、都の被害想定の見直し、社会状況の変化等をふまえ、必要な整備を積極的に推進する。

(2) 危険区域の調査

市は、被害の軽減を図るとともに、災害時に迅速かつ的確に応急対策が実施できるように、防災関係機関と連携して災害危険区域を調査する。調査区域等は、概ね次のとおりとする。

- 急傾斜地、がけ地およびがけ崩れのおそれのある場所
- 浸水、冠水のおそれのある地域
- 火災の延焼拡大のおそれのある地域
- 倒壊のおそれのある建物等
- その他危険が予想される事項

(3) 国・都・防災関係機関との調査研究の協力

国・都・防災関係機関が各種防災に関する調査研究を実施する場合において、市に協力を求めてきた場合は、市はできる限り積極的に協力する。

2 広域連携体制の確立

2-1 広域応援体制の強化

資料編 2-5-4「災害時応援協定」

(1) 相互応援協定の締結の推進

東京都と都内区市町村との間で、災害時等の相互協力に係る協定を締結し、被災区市町村等に対する職員の応援、居住者等の避難のための施設の提供およびあっせん、物資や資機材の提供及びあっせん等の協力を迅速かつ円滑に実施できる体制を構築している。

また、市は、都内に限らず、他市区町村との相互応援協定の締結等、広域応援体制の整備に努める。

(2) 実行性のある相互応援体制の整備

市は、災害時の応援要請手続きの円滑化を図るため、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアル整備、受入窓口や指揮連絡系統の明確化などを行い、職員への周知を図るとともに、平時から、協定を締結した市区町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

2-2 地域と事業所・公共団体等との連携強化

市は、地域と連携し、地域貢献の意思を有する事業者の紹介や、地域と地元事業者との連携事例の紹介などにより、事業所と自主防災組織の連携を強化する。

2-3 公共的団体等との協力体制の確立

市は、市内における公共的団体の防災関連組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を災害時に十分発揮できるよう、体制を整備する。

さらに、公共的団体の協力業務および協力方法を明確化し、災害時に効率的に活動できるよう、周知する。

3 応急活動拠点の整備

3-1 オープンスペースの確保

震災時に、避難誘導、救出・救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧などの応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことで、人命の保護と被害の軽減を図るとともに、震災後の市民生活の再建と都市復興を円滑に進めることができる。

そのため、市は、東京都震災対策条例にもとづき都と連携し、これら活動に供する土地および家屋などのオープンスペースの事前確保に努める。

なお、震災時の応急対策活動が円滑に行えるよう、活動拠点やアクセス機能の整備について、市は都と連携し、発災時の使用に係るマニュアル等の作成等を行う。

3-2 大規模救出救助活動拠点等の確保

市は、都と連携し、自衛隊、警察災害派遣隊（広域緊急援助隊）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース（大規模救出救助活動拠点）の確保に努める。

3-3 ヘリコプター活動拠点の整備

資料編 2-5-5「ヘリコプター運用」

市は、迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急離着陸場を市の地域内にあらかじめ確保している。

震災時には、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携するために、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行う。ヘリサインは、避難所など、災害対策上重要な施設を上空から即時に特定するための応援航空部隊の道しるべとして、重要な役割を果たす。

そのため、市においても、所有する建築物等の屋上に、ヘリコプターから視認できる施設名を表示するヘリサインの取組を進める。

第4節 応急対策

【施策の方向】

大規模な震災時に最も優先すべき事項は、生命の安全確保と、二次災害の防止であり、迅速な緊急対応活動の立ち上がりと展開が求められる。また、災害の状況は多様であり、事前の想定を超える事態も念頭に柔軟な活動を展開する。

実施項目	活動のポイント
1 市の初動対応体制	市は、地震が発生した場合、その震度および災害の発生状況等に応じた適切な応急活動を迅速に開始し、人的・物的両面の被害の拡大防止に取り組む。
2 消火・救助・救急活動	大地震発生時には、その被災状況の迅速な把握と火災発生地点等の危険箇所に迅速に部隊や人員を配置し、消火・救助・救急活動を展開する。
3 広域連携体制の構築	あらかじめ締結している自治体や民間企業に迅速な状況報告または応援要請を行い、協力活動の早期立ち上げを図る。
4 応急の受入体制の確立	早期に活動拠点予定地の使用開始を図り、大規模な救出・救助活動や復旧活動の迅速な展開を図る。

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担当	対策内容
1 市の初動対応体制	総務班	・ 庁舎の被害調査および応急処理の実施
	消防団	・ 地域における災害応急対策活動の実施
	防災班	・ 災害対策本部等の設置および廃止
2 消火・救助・救急活動	防災班	・ 避難指示等の措置の実施
	青梅消防署	・ 消防活動体制の確立 ・ 震災消防活動の実施
	消防団	・ 震災消防活動の実施
3 応援協力・派遣要請	総務班	・ 都および他市区町村への応援要請 ・ 自治体への応援要請
	広報班	・ 報道機関への情報提供
4 応急の受入体制の確立	総務班	・ 国、都および他市区町村の応援受入れ ・ 自衛隊の応援受入れ

1 市の初動対応体制

1-1 市の災害応急活動体制

(1) 配備体制設置基準

市は、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合、被害の発生を最小限にとどめるため、震度および災害の発生状況等に応じて、次の配備体制をとるものとする。

震度等	配備体制	本部名称	設置者・統括者
震度4	第1号注意体制	災害対策連絡室	市民安全部長
震度5弱 または南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)発表	第2号警戒体制	災害対策本部	本部長（市長）
震度5強 または南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)発表	第3号特別警戒体制		
震度6弱以上	第4号非常配備体制		

第1号～第4号体制の設置基準および参集基準、活動内容等は、次項に掲載するとおりとする。

(2) 業務継続計画(震災編)の発動等

① 発動

第4号非常配備体制が設置されたときは、自動的に発動するものとする。

第2号警戒体制および第3号特別警戒体制が設置されたときは、各体制の本部会議において協議し、被害発生状況等により必要性が認められたときに、発動するものとする。

② 解除等

本部長（市長）が全庁的な視点から判断を行い、これを踏まえ、各部課長等が、具体的な業務再開や緊急時優先業務の縮小を決定する。

なお、本部長（市長）は、災害発生のおそれなくなった場合、または発生した災害応急対策が概ね終了し、非常配備体制等の災害時応急体制の必要なくなった場合は、本計画を解除することができる。

体制	設置基準および活動内容等
災害対策連絡室 （室長：市民安全部長 設置場所：防災課内）	
第1号注意体制 ：地震情報等の収集およびその通報ならびに被害状況等を取りまとめ、連絡調整の万全を期する体制を整えるものとする。主として情報収集および連絡活動を行い、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。	
基準	市内で震度4の地震が観測された場合 その他、災害が発生するおそれがあり、市民安全部長が必要と認めたとき
参集	市民安全部長、都市整備部長、環境部長、企画部長、また、それらの部の課長および災害対応指定職員 なお市民安全部長が必要と認めたときは、各部長および各部職員を招集する。 【職員の5～10%程度】
災害対策本部 （本部長：市長 設置場所：災害対策本部室）	
第2号警戒体制 ：危険区域を巡視警戒し、被害情報収集、災害応急措置を実施するとともに、被害状況の取りまとめおよび発表・報告、その他所要の連絡調整にあたるものとする。また、状況によりさらに上位の体制に迅速に移行しうる体制とする	
基準	市内で震度5弱の地震が観測された場合 その他、大規模な災害が発生または切迫し、市長が必要と認めた場合 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合
参集	市長、副市長、教育長、全部課長、各部課別災害対応指定職員、消防団本部 【職員の20～40%程度】
第3号特別警戒体制 ：危険区域に対する巡視警戒の強化を図り、被害情報収集、連絡活動、災害予防および災害応急対策を実施する。事態の推移に伴い、速やかに第4号非常配備体制へ移行しうる体制とする。	
基準	市内で震度5強の地震が観測された場合 災害救助法の適用基準に相当する被害の発生のおそれがある場合 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 その他市長が必要と認めた場合
参集	市長、副市長、教育長、全部課長、課別災害対応指定職員、消防団本部 【職員の40～70%程度】
第4号非常配備体制 ：本部員を招集し本部会議をただちに開催する。さらに、災害対策本部長は、全職員に動員をかけ、班ごとの災害応急対策をただちに実施する旨を通知する。	
基準	市内で震度6弱以上の地震が観測された場合 市内に地震による激甚な災害が発生した場合、または発生が予測される場合
参集	指定動員職員は指定の庁舎等へ自動参集する。一般動員職員は勤務場所へ自動参集するが、勤務場所への参集が困難な場合は、最寄りの庁舎等に参集する。【全職員】

1-2 災害対策連絡室(第1号注意体制)

市内で震度4の地震が観測された場合は、第1号注意体制として災害対策連絡室を設置する。

各部における配備要員および員数は、各部課長があらかじめ定めるが、各部長は、状況により、その増減を判断し対応しなければならない。

(1) 災害対策連絡室の任務

庁舎内(防災課内)に災害対策連絡室を設置し、地震情報等の収集およびその通報ならびに被害状況等を取りまとめ、連絡調整の万全を期する体制を整えるものとする。

(2) 災害対策連絡室の組織および事務分掌

関係課の職員をもって、主として情報収集および連絡活動を行い、状況により、さらに上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。

青梅市災害対策連絡室		市民安全部長(室長)、都市整備部長、環境部長、企画部長
部 課 名	災害対策連絡室の事務分掌	
市民安全部	防 災 課	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策連絡室の設置 地震・気象情報等の収集 防災関係課との連絡調整 各市民センターとの連絡調整 被害状況の取りまとめ
都市整備部	管 理 課 土 木 課	<ul style="list-style-type: none"> 防災関係課との連絡調整 建設事業者との連絡調整 道路管理者との連絡調整 河川管理者との連絡調整 被害状況の取りまとめ
環 境 部	下 水 道 課	<ul style="list-style-type: none"> 防災関係課との連絡調整 被害状況の取りまとめ
企 画 部	秘 書 広 報 課	<ul style="list-style-type: none"> 市民への情報提供(ホームページ等)
※状況に応じて招集または参集		
施設所管部課長、各部情報連絡担当課長		<ul style="list-style-type: none"> 所管施設の被害状況の取りまとめ 所管関係機関との連絡調整

1-3 災害対策本部(第2号警戒体制・第3号特別警戒体制・第4号非常配備体制)

(1) 災害対策本部の設置

資料編 2-5-1「青梅市の体制」

発生地震の震度に応じて、災害予防および災害応急対策を実施するために、第2号警戒体制以上の体制が必要であると認める場合は、市災害対策本部条例、災害対策本部運営要綱にもとづき、災害対策本部を設置する。設置した場合は、その旨を公表するとともに、都および関係機関に連絡する。

(2) 災害対策本部の構成

本部の構成は次の表のとおりとするが、第2号警戒体制および第3号特別警戒体制においては、状況に合わせ本部員を構成する。

災害対策本部	本部長	市長
	副本部長	副市長
	本部員	教育長、病院事業管理者、モーターボート競走事業管理者、企画部長、総務部長、施設担当部長、市民安全部長、市民部長、環境部長、健康福祉部長、こども家庭部長、地域経済部長、拠点整備部長、都市整備部長、会計管理者、病院事務局長、ボートレース事業局局長、議会事務局長、学校教育部長、生涯学習部長、消防団長、防災課長

各体制での各部における配備要員および員数は、各部課長があらかじめ定めるが、各部長は、状況により、その増減を判断し対応するものとする。

なお、参集が困難となる場合等も想定し、災害対策本部における、災害対策本部長、災害対策副本部長および災害対策本部員の代替職員については、次のとおりとする。

名称	役職	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
災害対策本部長	市長	副市長	市民安全部長	企画部長
災害対策副本部長	副市長	市民安全部長	企画部長	総務部長
災害対策本部員	本部を構成する各部の部長	部長以外の職員（各部長は事前に、第1から第3順位までの職員を指名しておく。）		

(3) 地区対策本部の設置

各市民センターに、地区対策本部を設置する。地区の防災拠点として、地区における通信・情報収集・伝達を行う。自主防災組織本部と連携する。

地区対策本部	本部長	課長・係長級から1名をあらかじめ指定する。
	副本部長	センター長およびあらかじめ指定する係長級1名の2名とする。
	本部員	各センター職員のほか6名程度をあらかじめ指定する。

(4) 業務手順

	発災	1h	24h	72h	
		初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
青梅市災害対策本部		<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部の設置 ○ 情報収集 ○ 非常配備体制の発令 ○ 指定要員等の参集開始 ○ 本部員等の参集開始 ○ 一般職員の参集開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回本部会議(以後、適宜開催) ○ 他自治体等への応援要請 ○ 災害救助法の適用 		

(5) 災害対策本部の開設準備

災害対策本部の設置が決定された場合、開設に関わる各班（各課）は、速やかに災害対策本部開設に必要な備品・資機材等を準備する。

班（課）	備品・資機材等
総務班 (総務契約課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部の標識 ・ テレビ・ラジオ（停電時も使用可能なもの） ・ 掲示板 ・ 停電用照明器具 ・ 緊急車両の手配書
職員班 (職員課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員名簿 ・ ネームプレート
防災班 (防災課・市民安全課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団・各防災関係機関の連絡先名簿 ・ 会議記録簿 ・ 被害状況連絡票その他の報告・様式類 ・ 初動マニュアル ・ 東京都地域防災計画書 ・ 市地域防災計画書 ・ 防災行政無線のセットアップ
情報班 (情報システム課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信手段（パソコン、FAX）のセットアップ ・ コピー機器のセットアップ
広報班 (秘書広報課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報用例文 ・ 広報記入様式
維持管理班 土木建設班 (管理課・土木課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市域の図面および住宅地図等、地図類 ・ 管内図

(6) 災害対策本部会議の実施

① 本部会議の構成

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

また、本部員が公務などで出席できない場合は、あらかじめ定めた代替職員が出席する。

なお、本部長は、特に必要があると認めるときは、本部会議に本部会議の構成員以外の者の出席を求めることができる。

本部会議の議事進行は、防災班長（防災課長）が行い、本部長が総括して進める。

② 本部会議の実施

本部長は、状況に応じて速やかに本部会議を実施する。

また、副本部長および本部員は、各部の班員の参集状況および応急活動の緊急措置事項を報告する。

③ 本部会議の協議事項

本部会議では、次の協議事項について本部の基本方針を審議・策定する。

- ア 災害対策の総合的調整に関すること
- イ 本部の各配備体制および廃止に関すること
- ウ 重要な災害情報の収集および伝達に関すること
- エ 避難準備、避難の指示に関すること
- オ 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用の要請に関すること
- カ 都および防災関係機関に対する応援の要請に関すること
- キ 自衛隊に対する派遣の要請に関すること
- ク 応援協定締結市区町村等に対する応援の要請
- ケ 公用令書による公用負担に関すること
- コ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること
- サ 本部会議の招集に関すること
- シ 業務継続計画に関すること
- ス 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること

(7) 災害対策本部の廃止

市長は、災害発生のおそれが無くなった場合、または発生した災害応急対策が概ね終了したと認める場合は、災害対策本部を廃止、または体制を縮小する。災害対策本部を廃止した場合は、その旨を公表するとともに、都および関係機関に連絡する。

1-4 各体制**(1) 第2号警戒体制**

危険区域を巡視警戒し、被害情報収集、災害応急措置を実施するとともに、被害状況の取りまとめおよび発表・報告、その他所要の連絡調整にあたるものとする。組織および事務分掌は以下のとおりだが、状況によりさらに上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。

災害対策本部（第2号警戒体制）

部班名(部課名)		警戒体制の事務分掌
総務防災対策部 (市民安全部) (総務部)	防 災 班 (防 災 課) (市 民 安 全 課)	<ul style="list-style-type: none"> 本部会議の開催 ・地震・気象情報等の収集 災害情報の収集 ・都(総務局総合防災部)との連絡 被害情報の収集・取りまとめ 市民センターとの連絡調整 ・消防団との連絡調整 市民への情報提供(防災行政無線)
	交 通 対 策 班 (交 通 政 策 課)	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関との連絡調整
	市 民 連 絡 班 (市 民 活 動 推 進 課) (各 市 民 セ ン タ ー)	<ul style="list-style-type: none"> 地区対策本部の設置 自主防災組織本部の開設準備および開設 自主避難者受入れ
	総 務 班 (総 務 契 約 課)	<ul style="list-style-type: none"> 防災班(防災課)の応援
企画対策部 (企画部)	広 報 班 (秘 書 広 報 課)	<ul style="list-style-type: none"> 市民への情報提供(ホームページ等) 報道機関への情報提供準備
	情 報 班 (情 報 シ ス テ ム 課)	<ul style="list-style-type: none"> 収集した情報の記録集計 情報通信システム機器、ネットワークの維持管理
	調 整 班 (企 画 政 策 課)	<ul style="list-style-type: none"> 防災班(防災課)の応援
地域経済対策部 (地域経済部)	農 林 班 (農 林 水 産 課)	<ul style="list-style-type: none"> 農林業の被害除去の収集 部内の被害情報の取りまとめ
健康福祉対策部 (健康福祉部) (こども家庭部)	生 活 救 護 班 (地 域 福 祉 課) (生 活 福 祉 課)	<ul style="list-style-type: none"> 部内の被害情報の取りまとめ
	避 難 所 運 営 班 (子 育 て 応 援 課) (こ ど も 育 成 課) (介 護 保 険 課) (高 齢 者 支 援 課) (障 が い 者 福 祉 課)	<ul style="list-style-type: none"> 所管施設の被害情報収集および取りまとめ 避難所運営体制の準備
	健 康 班 (健 康 課) (こ ど も 家 庭 セ ン タ ー)	<ul style="list-style-type: none"> 保健施設の被害調査
	維 持 管 理 班 (管 理 課)	<ul style="list-style-type: none"> 道路被害情報の収集 河川水位・被害情報の収集 危険箇所の状況確認 都(建設局)との連絡調整 建設業者への協力要請部内の被害状況の取りまとめ
都市整備対策部(都市整備部)	土 木 班 (土 木 課)	<ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設の被害情報の収集
	住 宅 班 (住 宅 課)	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の被害情報の収集 防災班(防災課)の応援
	環 境 対 策 部 (環 境 部)	<ul style="list-style-type: none"> 水道関係機関との連絡および情報収集 所管施設の被害情報の収集 部内の被害情報の取りまとめ
教育対策部 (学校教育部) (生涯学習部)	学 務 班 (学 務 課)	<ul style="list-style-type: none"> 校長との連絡調整 ・避難所開設準備の通知 休校措置の検討・指示
	(教 育 総 務 課)	<ul style="list-style-type: none"> 学校の被害情報の収集および取りまとめ 校長への避難所開設準備の通知 避難所開設の準備確認
	生 涯 学 習 班 (社 会 教 育 課) (文 化 課) (ス ポ ー ツ 推 進 課)	<ul style="list-style-type: none"> 所管施設の被害情報収集および取りまとめ
各部長、各部情報連絡担当課長		<ul style="list-style-type: none"> 所管関係機関との連絡調整 被害情報の収集

(2) 第3号特別警戒体制

① 特別警戒体制の活動

危険区域に対する巡視警戒を強化し、被害情報収集、連絡活動、災害予防および災害応急対策を実施する。事態の推移に伴い、第4号非常配備体制に迅速に移行しうる体制とする。

② 特別警戒体制の組織

青梅市災害対策本部(第3号特別警戒本部)

企画対策部(部長 企画部長、補佐 議会事務局長)					
広報班	秘書広報課				
調整班	企画政策課				
財政班	財政課				
情報班	情報システム課	DX推進課			
出納班	会計課				
企画支援班	議会事務局	検査担当			
総務防災対策部(部長 市民安全部長、補佐 総務部長、総務部施設担当部長)					
総務班	総務契約課	文書法制課	法制担当		
防災班	防災課	市民安全課			
交通対策班	交通政策課				
職員班	職員課				
市民連絡班	市民活動推進課(各市民センター)				
建物応急班	施設課				
総務防災支援班	選挙管理委員会	監査事務局			
市民対策部(部長 市民部長)					
市民班	市民課	保険年金課			
調査班	課税課	収納課			
環境対策部(部長 環境部長)					
環境衛生班	環境政策課	清掃リサイクル課			
下水道班	下水道課				
避難場所班	公園緑地課				
健康福祉対策部(部長 健康福祉部長、補佐 こども家庭部長)					
避難所運営班	子育て応援課	こども育成課	介護保険課	高齢者支援課	障がい者福祉課
保健管理班	健康課	こども家庭センター			
生活救護班	地域福祉課	生活福祉課			
地域経済対策部(部長 地域経済部長)					
商工業振興班	商工業振興課	シティプロモーション課			
農林班	農林水産課	農業委員会事務局			
都市整備対策部(部長 都市整備部長、補佐 拠点整備部長)					
都市施設班	都市計画課	拠点整備課			
維持管理班	管理課				
土木建設班	土木課				
住宅班	住宅課				
事業対策部(ポータル事業局局長)					
管理班	管理課				
業務班	業務課				
教育対策部(部長 学校教育部長、補佐 生涯学習部長)					
学務班	教育総務課	学務課	指導室(学校長)	教育指導担当	
給食班	給食センター				
生涯学習班	社会教育課	文化課	美術担当	スポーツ推進課	文化複合施設等整備担当
医療対策部(部長 病院事務局長、補佐 病院事務局施設担当部長)					
庶務班	総務課	経営企画課	医事課	施設用度課	新病院建設室
医療班	診療局	看護局			
消防対策部(部長 消防団長、補佐 消防団副団長)					
消防団本部					

③ 特別警戒体制の事務分掌

部 課 名		特別警戒体制の事務分掌
総務防災対策部 (市民安全部) (総務部)	防 災 班 (防 災 課) (市 民 安 全 課)	<ul style="list-style-type: none"> 本部会議の開催 地震、気象情報等の収集 都（総務局総合防災部）への被害状況報告 各課の応急活動取りまとめ 避難所の開設準備・開設の指示 消防団の動員 避難所・出張所との連絡調整 避難準備、避難指示の伝達
	交 通 対 策 班 (交 通 政 策 課)	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関との連絡調整
	総 務 班 (総 務 契 約 課) (文 書 法 制 課) (法 務 担 当)	<ul style="list-style-type: none"> 都および周辺市町村との連絡調整 庁用車の手配 防災班（防災課）の応援
	職 員 班 (職 員 課)	<ul style="list-style-type: none"> 職員の参集状況確認 職員の動員、避難所への応援職員派遣 職員の安全、健康管理、給食
	市 民 連 絡 班 (市 民 活 動 推 進 課) (各 市 民 セ ン タ ー)	<ul style="list-style-type: none"> 市社会福祉協議会と連携したボランティアに対する避難所運営の協力依頼（日本赤十字社、自主防災組織） 自治会および自主防災組織との連絡調整 市民センターの建物・設備の被害調査 利用者の避難呼びかけ 地区対策本部および自主防災組織本部設置
	建 物 応 急 班 (施 設 課)	<ul style="list-style-type: none"> 部内他課への応援
	総務防災支援班 (選挙管理委員会事務局) (監 査 事 務 局)	<ul style="list-style-type: none"> 他課への応援
企画対策部 (企画部) (諸 課)	広 報 班 (秘 書 広 報 課)	<ul style="list-style-type: none"> 被害広報文の作成 被害現場撮影、その他災害に関する広報資料の収集 被害広報文の伝達依頼 市民への情報提供（ホームページ等） 報道機関への情報提供
	調 整 班 (企 画 政 策 課)	<ul style="list-style-type: none"> 防災班（防災課）の応援
	財 政 班 (財 政 課)	
	情 報 班 (情 報 シ ス テ ム 課) (D X 推 進 課)	<ul style="list-style-type: none"> 情報システムの点検 情報通信システムの管理および応急復旧 収集した情報の記録 部内他課への応援
	出 納 班 (会 計 課)	<ul style="list-style-type: none"> 特別警戒本部設置に伴う現金の出納および管理
	企 画 支 援 班 (検 査 担 当) (議 会 事 務 局)	<ul style="list-style-type: none"> 他課への応援

部 課 名		特別警戒体制の事務分掌
市民対策部 (市民部)	市民班 (市民課) (保険年金課)	<ul style="list-style-type: none"> 被災者リストの作成 避難所開設に伴う避難者名簿の作成
	調査班 (課税課) (収納課)	<ul style="list-style-type: none"> 他課への応援
環境対策部 (環境部)	環境衛生班 (環境政策課) (清掃リサイクル課)	<ul style="list-style-type: none"> し尿処理施設、ごみ焼却施設の被害情報の収集
	下水道班 (下水道課)	<ul style="list-style-type: none"> 水道関係機関との連絡および情報収集 応急給水への準備および実施 部内他課への応援 主要下水道施設の被害情報の収集・取りまとめ 仮設トイレの準備
	避難場所班 (公園緑地課)	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設の被害情報の収集
健康福祉対策部 (健康福祉部) (こども家庭部)	避難所運営班 (介護保険課) (高齢者支援課) (障がい者福祉課) (子育て応援課) (こども育成課)	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者福祉施設等の被害調査 独居高齢者の被害調査 施設入所者の避難誘導支援 障がい者福祉施設の被害調査 障がい者の被害調査 施設入所者の避難誘導支援 保育所等の被害情報の収集 被害情報の取りまとめ
	保健管理班 (こども家庭センター) (健康課)	<ul style="list-style-type: none"> 保健施設の被害調査 避難者の健康管理
	生活救護班 (地域福祉課) (生活福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設の被害情報の収集 被害情報の取りまとめ 地区別避難行動要支援者リストの準備
都市整備対策部 (都市整備部) (拠点整備部)	都市施設班 (都市計画課) (拠点整備課)	<ul style="list-style-type: none"> 他課への応援
	維持管理班 (管理課)	<ul style="list-style-type: none"> 応急復旧資機材の調達 道路の応急復旧 道路被害箇所の調査 河川の巡視活動、河川供水箇所の調査 急傾斜崩壊危険箇所の状況確認 土石流危険渓流の状況確認 水防資機材の調達、応急復旧 国・都の各管理部署への状況確認等の連絡調整 部内他課への応援
	土木建設班 (土木課)	<ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設の被災箇所の調査
	住宅班 (住宅課)	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の被害情報の収集

部 課 名		特別警戒体制の事務分掌
地域経済対策部 (地域経済部)	商工業振興班 (商工業振興課) (シティプロモーション課)	<ul style="list-style-type: none"> 商工施設の被害情報の収集 観光客の被害情報の収集 観光施設の被害情報の収集および連絡調整 公共交通機関の被害情報の収集および連絡調整 部内他課への応援
	農林班 (農林水産課) (農業委員会事務局)	<ul style="list-style-type: none"> 農作物、畜産の被害情報の収集 農道、水路等農業用施設、農地の被害情報の収集 林業施設、林地、林道等の被害情報の収集 土砂災害調査 被害情報の取りまとめ
事業対策部 (ポートレース 事業局)	管理班 (管理課)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の被害状況確認 他課への応援
	業務班 (業務課)	<ul style="list-style-type: none"> 施設来場者の安全確認、避難呼びかけ 他課への応援
教育対策部 (学校教育部) (生涯学習部)	学務班 (教育総務課) (学務課) (指導室) (教育指導担当)	<ul style="list-style-type: none"> 休校措置の検討・指示 児童・生徒の避難誘導の指示 学校の被害情報の収集 被害情報の取りまとめ 校長への避難所開設の通知および協力要請 避難所開設の準備確認(鍵保管者) 校長との連絡調整
	給食班 (学校給食センター)	<ul style="list-style-type: none"> 給食施設の被害情報の収集 応急給食の準備
	生涯学習班 (社会教育課) (文化課) (スポーツ推進課) (文化複合施設等整備担当)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の避難呼びかけ 部内他課への応援 所管施設の建物・設備の被害調査

(3) 第4号非常配備体制

① 非常配備体制の組織

指定動員職員は指定の庁舎等へ、一般動員職員は勤務場所へ自動参集し、ただちに応急対応活動を開始する。

青梅市災害対策本部(第4号非常配備体制)

企画対策部(部長 企画部長、補佐 議会事務局長)					
広報班	秘書広報課				
調整班	企画政策課				
財政班	財政課				
情報班	情報システム課	DX推進課			
出納班	会計課				
企画支援班	議会事務局	検査担当			
総務防災対策部(部長 市民安全部長、補佐 総務部長、総務部施設担当部長)					
総務班	総務契約課	文書法制課	法制担当		
防災班	防災課	市民安全課			
交通対策班	交通政策課				
職員班	職員課				
市民連絡班	市民活動推進課(各市民センター)				
建物応急班	施設課				
総務防災支援班	選挙管理委員会	監査事務局			
市民対策部(部長 市民部長)					
市民班	市民課	保険年金課			
調査班	課税課	収納課			
環境対策部(部長 環境部長)					
環境衛生班	環境政策課	清掃リサイクル課			
下水道班	下水道課				
避難場所班	公園緑地課				
健康福祉対策部(部長 健康福祉部長、補佐 こども家庭部長)					
避難所運営班	子育て応援課	こども育成課	介護保険課	高齢者支援課	障がい者福祉課
保健管理班	健康課	こども家庭センター			
生活救護班	地域福祉課	生活福祉課			
地域経済対策部(部長 地域経済部長)					
商工業振興班	商工業振興課	シティプロモーション課			
農林班	農林水産課	農業委員会事務局			
都市整備対策部(部長 都市整備部長、補佐 拠点整備部長)					
都市施設班	都市計画課	拠点整備課			
維持管理班	管理課				
土木建設班	土木課				
住宅班	住宅課				
事業対策部(部長 ポートレース事業局次長)					
管理班	管理課				
業務班	業務課				
教育対策部(部長 学校教育部長、補佐 生涯学習部長)					
学務班	教育総務課	学務課	指導室(学校長)	教育指導担当	
給食班	給食センター				
生涯学習班	社会教育課	文化課	美術担当	スポーツ推進課	文化複合施設等整備担当
医療対策部(部長 病院事務局長、補佐 病院事務局施設担当部長)					
庶務班	総務課	経営企画課	医事課	施設用度課	新病院建設室
医療班	診療局	看護局			
消防対策部(部長 消防団長、補佐 消防団副団長)					
消防団本部					

② 第4号非常配備体制の事務分掌

部 課	業務名	～3h～24h～72h～1w～				
		災害発生期	初動期	応急期	復旧期	復興期
企画対策部(企画部ほか)						
広報班	(1) 災害に関する広報に関すること。	●	●	●	●	●
秘書広報課	(2) 報道機関への発表、連絡調整に関すること。	●	●	●	●	●
	(3) 災害写真等の収集および災害記録の編さんに関すること。	●	●	●	●	
	(4) 災害関連情報のホームページ等への掲載に関すること。	●	●	●	●	
	(5) 外国人支援への協力に関すること。	●	●	●	●	●
	(6) 合同慰霊祭等儀式に関すること。					●
	(7) 見舞者、災害視察者等への応接に関すること。			●	●	
	(8) 本部長および副本部長の健康管理その他支援業務に関すること。			●	●	
	(9) 特命による災害地調査に関すること。	●	●			
調整班	(10) 被害状況の収集および総括に関すること。			●	●	
企画政策課	(11) 国、都への陳情、要望に関すること。			●	●	●
	(12) 各班との調整、応援および指示に関すること。	●	●	●	●	
	(13) 部内の情報収集と本部への報告に関すること。	●	●	●	●	●
	(14) その他災害対策の連絡調整に関すること。	●	●	●	●	●
	(15) 復興方針の策定および復興対策の総合調整に関すること。					●
財政班	(16) 災害対策関係予算の財政計画、予算、執行管理、決算に関すること。			●	●	●
財政課	(17) 災害救助法適用にかかる帳票調製に関すること。		●	●		
	(18) その他財務一般に関すること。	●	●	●	●	●
情報班	(19) 災害情報等の伝達業務に関すること。	●	●	●	●	●
情報システム課 DX推進課	(20) 災害関連情報の収集の総括に関すること。	●	●	●		
	(21) 各班報告の被害状況の集計作業に関すること。	●	●	●		
	(22) 情報通信システム機器の維持管理に関すること。	●	●	●	●	●
出納班	(23) 情報通信システム、ネットワークの維持管理に関すること。	●	●	●	●	●
	(24) 災害対策に必要な現金の出納に関すること。	●	●	●	●	●
会計課	(25) 指定金融機関等との連絡調整に関すること。	●	●	●	●	●
	(26) 義援金の出納および保管に関すること。			●	●	●
企画支援班	(27) 市議会との連絡調整に関すること。	●	●	●	●	
議会事務局 検査担当	(28) 見舞者、災害視察者等への応接に関すること。			●	●	
総務防災対策部(総務部、市民安全部ほか)－(1)						
総務班	(1) 災害救助法の要請に関すること。	●	●			
総務契約課	(2) 自衛隊の派遣要請に関すること。	●	●	●	●	
文書法制課	(3) 都および市町村への応援依頼に関すること。	●	●	●	●	
法務担当	(4) 自衛隊派遣部隊の受入れに関すること。	●	●	●	●	
	(5) 派遣された関係機関の職員の受入れに関すること。	●	●	●	●	
	(6) 災害対策に必要な資器材および救助物資の購入に関すること。				●	●
	(7) 庁舎の点検、整備および復旧に関すること。	●	●	●	●	
	(8) 災害対策に必要な車両等の調達、配車計画、緊急輸送の実施に関すること。	●	●			
	(9) 緊急通行車両の確認に関すること。	●				
	(10) 災害対策用物品の受け払いに関すること。			●	●	
	(11) 市所管の全ての建物・設備などの被害状況の総括に関すること。	●	●	●		
	(12) 本庁舎本部事務室の配置および機材配備に関すること。	●				
	(13) 災害対策にかかる物品の調達および工事の契約に関すること。			●	●	
	(14) 災害対策に必要な用地等の総合調整・確保に関すること。					●
	(15) 各班との調整、応援および指示に関すること。	●	●	●	●	
	(16) 部内の情報収集と本部への報告に関すること。	●	●	●		

部 課	業務名	～3h～24h～72h～1w～				
		災害発生期	初動期	応急期	復旧期	復興期
総務防災対策部(総務部、市民安全部ほか)－(2)						
防災班	(17) 地震情報、気象警報の受理および伝達に関すること。	●	●	●		
防災課	(18) 災害対策本部の設置準備に関すること。	●				
市民安全課	(19) 災害対策本部の運営に関すること	●	●	●	●	
	(20) 本部会議の庶務事務に関すること。	●	●	●	●	
	(21) 都および防災関係機関との連絡調整に関すること。	●	●	●	●	
	(22) 本部の通信情報の総括に関すること。	●	●	●	●	
	(23) 本部の指令、要請、通報等の発議に関すること。	●	●	●	●	
	(24) 本部の非常配備体制に関すること。	●	●	●	●	
	(25) 防災行政用無線の点検、整備および復旧に関すること。	●	●	●	●	
	(26) 消防団の出動に関すること。	●	●	●	●	
	(27) 民間協力機関との連絡調整に関すること。	●	●	●	●	
	(28) 避難の指示その他本部長命令の伝達に関すること。	●	●	●		
	(29) 都および関係機関への被害状況等の報告に関すること。	●	●	●		
	(30) 災害に関する広聴に関すること。	●	●	●	●	●
	(31) その他災害対策全般に関すること。	●	●	●	●	
	(32) 災害復興本部との連絡調整に関すること。				●	●
(33) 部内職員の配備に関すること。	●	●	●	●	●	
(34) 部内の応援協力関係事務に関すること。		●	●	●	●	
交通対策班	(35) 公共交通機関との連絡調整に関すること。	●	●	●	●	●
交通政策課	(36) 各班との調整、応援および指示に関すること。	●	●	●	●	
職員班	(37) 所管事項にかかる災害復興対策事務に関すること。					●
職員課	(38) 職員、派遣職員等に対して支給する給与等に関すること。		●	●	●	●
	(39) 職員の動員および服務に関すること。	●	●	●	●	●
	(40) 応援職員派遣事務に関すること。	●	●	●	●	
	(41) 災害対策従事職員の給与、給食、宿泊、健康管理その他支援業務に関すること。		●	●	●	●
	(42) 公用令書事務に関すること。		●	●	●	
	(43) 職員の人員調整に関すること。	●	●	●	●	●
	(44) 災害対策本部の運営補佐業務に関すること。	●	●	●	●	
	(45) 各班との調整、応援および指示に関すること。	●	●	●	●	
市民連絡班	(46) 施設の点検に関すること。	●	●			
市民活動推進課	(47) 施設利用者の避難指示に関すること。	●				
	(48) 避難指定施設の運営安全管理に関すること。		●	●	●	
	(49) 市民センター管内における被害情報の収集および本部への連絡に関すること。	●	●	●		
	(50) 管内自主防災組織、消防団等との連絡調整に関すること。	●	●	●		
	(51) 自主防災組織本部の設置、運営および廃止に関すること。	●	●	●		
	(52) 地区における帰宅困難者対策に関すること。	●	●	●		
	(53) ボランティアの受入れに関すること。		●	●	●	
	(54) ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。		●	●	●	
(55) 被災者相談、要望等の受付に関すること。				●	●	
(56) 各班との調整、応援および指示に関すること。	●	●	●	●		
建物応急班	(57) 被災建築物の応急危険度判定に関すること。	●	●	●	●	
施設課	(58) 被災建築物の応急措置の技術指導に関すること。		●	●	●	
	(59) 各班との調整、応援および指示に関すること。	●	●	●	●	
総務防災支援班						
選挙管理委員会						
監査事務局	(60) 他班への応援に関すること。	●	●	●	●	

部 課	業務名	～3h～24h～72h～1w～					
		災害発生期	初動期	応急期	復旧期	復興期	
市民対策部(市民部)							
市民班	(1) 被災者安否確認台帳の作成に關すること。	●	●	●	●		
市民課	(2) 遺体収容所の設置・運営に關すること。	●	●	●			
保険年金課	(3) 遺体の搬送に關すること。		●	●			
	(4) 遺体の収容および埋葬に關すること。		●	●			
	(5) 埋火葬許可証の発行に關すること。		●	●			
	(6) 被災者の安否問い合わせに關すること。	●	●	●			
	(7) 外国人の安否確認に關すること。	●	●	●			
	(8) 要搜索者名簿の作成に關すること。	●	●	●			
	(9) 帰宅困難者対策に關すること。	●	●	●			
	(10) 人的被害調査に關すること。	●	●	●			
	(11) 避難所運営班への応援に關すること。		●	●			
	(12) 外国人の支援に關すること。		●	●	●	●	
	(13) 市民個人情報のデータ管理に關すること。	●	●	●	●	●	
	(14) 被災者の実態調査に關すること。				●	●	
	(15) 国民健康保険の一部負担金の減免に關すること。				●	●	
	(16) 部内の情報収集と本部への報告に關すること。	●	●	●			
	調査班	(17) 土地・家屋の被害調査に關すること。	●	●	●		
	課税課	(18) 家屋被害認定調査に關すること。			●	●	
収納課	(19) 市税等の減免および徴収猶予に關すること。				●	●	
	(20) 罹災証明の発行に關すること。				●	●	
	(21) 被害状況の調査その他災害情報の収集に關すること。	●	●	●			
環境対策部(環境部)							
環境衛生班	(1) リサイクルセンター施設の点検、整備、復旧に關すること。			●	●		
環境政策課 清掃リサイクル課	(2) 被災家屋粗大ごみ収集業務に關すること。		●	●	●	●	
	(3) 仮置き場受付業務に關すること。		●	●			
	(4) し尿処理施設事務に關すること。	●	●	●	●		
	(5) 災害ごみ処理事務に關すること。	●	●	●			
	(6) 災害ごみの一次集積場の配置計画事務に關すること。	●	●	●			
	(7) 災害時の通常ごみ収集計画事務に關すること。		●	●			
	(8) 業者依頼事務に關すること。	●	●	●			
	(9) 広域的応援体制要請事務に關すること。	●	●	●			
	(10) 災害時仮設トイレのし尿収集に關すること。	●	●	●			
	(11) 環境汚染対策に係る体制の確立に關すること。				●	●	
	(12) 有害物質等の取扱施設の被災状況の調査、被災情報の把握に關すること。	●	●	●			
	(13) 事業者に対する環境保全措置に關すること。		●	●	●		
	(14) 愛がん動物の保護に關すること。	●	●	●			
	(15) 各班との調整、応援および指示に關すること。	●	●	●	●		
	(16) 部内の情報収集と本部への報告に關すること。	●	●	●			
	下水道班	(17) 下水道施設の被害状況の収集および総括に關すること。	●	●	●		
下水道課	(18) 下水道資器材の調達に關すること。	●	●	●			
	(19) 仮設トイレの設置および管理に關すること。		●	●	●		
	(20) 応急給水の協力体制に關すること。	●	●	●			
	(21) 水道関係機関との連絡および調整に關すること。	●	●	●	●	●	
避難場所班	(22) 市内公園・緑地等の施設被害状況の把握に關すること。	●	●	●			
公園緑地課	(23) 市内公園・緑地等施設の応急復旧に關すること。			●	●		
	(24) 市内公園・緑地等樹木の応急復旧に關すること。			●	●		
	(25) 避難場所の設営、開設に關すること。	●	●				
	(26) 避難所運営班への応援に關すること。		●	●			
	(27) 各班との調整、応援および指示に關すること。	●	●	●	●		

部 課	業務名	～3h～24h～72h～1w～				
		災害発生期	初動期	応急期	復旧期	復興期
健康福祉対策部(健康福祉部、こども家庭部)－(1)						
避難所運営班	(1) 避難指示発令時の避難誘導に関すること。	●	●	●		
子育て応援課	(2) 避難所の開設、運営および閉鎖に関すること。	●	●	●	●	
こども育成課	(3) 救援物資の受入れ・管理および配分に関すること。		●	●	●	
介護保険課	(4) 義援品の受入れ・管理および配分に関すること。		●	●	●	
高齢者支援課	(5) 高齢者、障がい者等災害時要配慮者の救助救援および介護に関すること。		●	●	●	
障がい者福祉課	(6) 日本赤十字社との連絡調整および奉仕団等の応援要請、受入れに関すること。	●	●	●		
	(7) 緊急食糧の炊き出しおよび配分に関すること。		●	●		
	(8) 災害時要配慮者の支援に関すること。	●	●	●	●	●
	(9) 災害時要配慮者用二次避難所(福祉避難所)の確保および運営に関すること。	●	●	●	●	●
	(10) 保育施設の被害調査の取りまとめに関すること。	●	●	●		
	(11) 施設入所者、園児の避難誘導および保護に関すること。	●	●	●		
	(12) 応急保育の実施に関すること。				●	
	(13) ひとり親家庭ホームヘルプサービス災害対応事業に関すること。			●		
	(14) 私立学校施設の被害調査の取りまとめに関すること。	●	●	●		
	(15) 私立学校の応急教育の実施に関すること。				●	
	(16) 高齢者福祉施設、障がい者福祉施設の被害調査に関すること。	●	●	●		
	(17) ひとり暮らし高齢者、障がい者の被害調査に関すること。	●	●	●		
	(18) 所管施設の被害状況の確認に関すること。	●	●	●		
	(19) 障がい者(施設含む)に対して地震に関する情報提供に関すること。	●				
保健管理班	(20) 乳幼児等の相談業務に関すること。		●	●	●	
健康課	(21) 市医師会等医療関係機関との連絡調整に関すること。	●	●	●	●	●
こども家庭センター	(22) 救護所の設営に関すること。	●	●	●		
	(23) 避難所の防疫に関すること。		●	●		
	(24) 遺体の検死・検案および収容の協力に関すること。		●	●		
	(25) 乳幼児および妊産婦の救護・相談に関すること。		●	●	●	
	(26) 診療施設の点検、整備および復旧に関すること。	●	●	●		
	(27) その他保健一般に関すること。		●	●	●	●
	(28) 保健所および医療機関との連絡調整に関すること。	●	●	●	●	●
	(29) 避難者のメンタルヘルスに関すること。		●	●	●	
	(30) 医療・保健対策と救援救護対策の総合調整および計画に関すること。		●	●	●	●
	(31) 医療資器材および薬品の調達に関すること。	●	●	●	●	
	(32) 保健衛生および健康相談に関すること。		●	●	●	
	(33) 医療、助産および救護に関すること。		●	●	●	
	(34) 被災地の感染症患者の隔離および消毒に関すること。		●	●	●	
	(35) 臨時予防接種に関すること。				●	
	(36) 食品衛生に関すること。		●	●	●	
	(37) 感染症予防に係る防疫および動物対策に関すること。		●	●	●	
	(38) 医療・保健にかかる復興支援対策に関すること。				●	●

部 課	業務名	～3h～24h～72h～1w～				
		災害発生期	初動期	応急期	復旧期	復興期
健康福祉対策部(健康福祉部、こども家庭部)－(2)						
生活救護班	(39) 各施設の被害調査および応急対策に関する事。	●	●	●		
地域福祉課	(40) 各班との調整、応援および指示に関する事。	●	●	●	●	
生活福祉課	(41) 部内の情報収集と本部への報告に関する事。	●	●	●		
	(42) その他福祉一般に関する事。		●	●	●	●
	(43) 災害弔慰金・災害見舞金の支給および災害援護資金等の貸付の計画に関する事。					●
	(44) 市民生活(くらし)の復興対策に関する事。					●
	(45) 義援金品の配分計画に関する事。					●
	(46) 被災者生活再建支援金の支給に関する事。					●
	(47) 福祉にかかる復興支援対策に関する事。					●
地域経済対策部(地域経済部)						
商工業振興班	(1) 観光客等の安全確保に関する事。	●	●	●		
商工業振興課	(2) 観光関係団体との連絡調整に関する事。	●	●	●	●	●
シティプロモーション課	(3) 緊急食糧その他救援物資の確保、調達および配布に関する事。	●	●	●		
	(4) 市内事業所の被害調査および報告に関する事。	●	●	●		
	(5) 産業にかかる復興対策に関する事。					●
	(6) 中小企業の復興支援に関する事。					●
	(7) 被災者等の雇用対策に関する事。					●
	(8) 部内の情報収集と本部への報告に関する事。	●	●	●		
農林班	(9) 農林業被害調査に関する事。	●	●	●		
農林水産課	(10) 農林業従事者の復興支援に関する事。					●
	(11) 農林業の復興対策に関する事。					●
都市整備対策部(都市整備部、拠点整備部)－(1)						
都市施設班	(1) 都市施設等の被害状況の収集および総括に関する事。	●	●	●		
都市計画課	(2) 都市復興基本方針等の策定に関する事。					●
拠点整備課	(3) 都市復興基本計画等の策定に関する事。					●
	(4) 復興対象地区の設定に関する事。					●
	(5) 市街地復興にかかる仮設市街地づくりに関する事。					●
	(6) 開発行為等の協議、指導に関する事。					●
	(7) 部内の情報収集と本部への報告に関する事。	●	●	●		

部 課	業務名	～3h～24h～72h～1w～				
		災害発生期	初動期	応急期	復旧期	復興期
都市整備対策部(都市整備部、拠点整備部)―(2)						
維持管理班	(8) 水防対策の総合調整に関する事。		●	●	●	
管理課	(9) 道路・橋梁・河川の障害物の除去および破損箇所応急修繕に関する事。	●	●	●		
	(10) 道路・橋梁・河川の被害状況の情報収集に関する事。	●	●	●		
	(11) 建設業者への協力要請に関する事。	●	●	●	●	●
	(12) 危険箇所の再点検に関する事。				●	●
	(13) 交通情報の収集および交通輸送に関する業務に関する事。	●	●	●		
	(14) ヘリコプター緊急離着陸場の開設に関する業務に関する事。	●	●	●		
	(15) 災害時の交通規制の実施の協力に関する事。	●	●	●		
	(16) 代替交通手段の確保に関する事。	●	●	●		
	(17) 緊急輸送路の確保に関する事。	●	●	●		
	(18) 復興都市計画等の策定の協力に関する事。				●	●
(19) 市街地復興にかかる仮設市街地づくりの協力に関する事。				●	●	
土木建設班	(20) 公共土木施設の被害状況の情報収集および総括に関する事。	●	●	●		
土木課	(21) 公共土木施設の応急対策および復旧作業に関する事。	●	●	●	●	●
	(22) 道路障害物の除去に関する事。	●	●	●		
	(23) 土砂災害危険箇所等の被害状況調査、警戒および安全確保に関する事。	●	●	●		
住宅班	(24) 市営住宅の点検、整備および復旧に関する事。	●	●	●	●	
住宅課	(25) 市営住宅の被害状況等の取りまとめに関する事。	●	●	●		
	(26) 市営住宅の応急対策に関する事。		●	●		
	(27) 応急仮設住宅の用地確保、建設、管理、入居希望者の受付に関する事。				●	●
	(28) 被災者への住宅供給に関する事。				●	●
	(29) 住宅等補修費の貸付けに関する事。				●	●
	(30) 被災者の住宅復興に係る相談に関する事。				●	●
事業対策部(ポートルース事業局)						
管理班	(1) 情報収集・報告事務に関する事。	●	●	●	●	●
管理課	(2) 施設点検事務に関する事。	●	●	●		
	(3) 避難指示事務に関する事。	●				
業務班	(4) 各班との調整、応援および指示に関する事。	●	●	●	●	
業務課	(5) 部内の情報収集と本部への報告に関する事。	●	●	●		

部 課	業務名	～3h～24h～72h～1w～			
		災害発生期	初動期	応急期	復興期
教育対策部(学校教育部・生涯学習部)					
学務班	(1) 教職員の非常配備に関する事。	●	●	●	
教育総務課	(2) 児童および生徒の避難の指示に関する事。	●	●	●	
学務課	(3) 被災児童・生徒の救護に関する事。	●	●	●	
指導室	(4) 応急教育に関する事。				●
教育指導担当	(5) 学用品および教科書の調達、支給に関する事。				●
各小中学校	(6) 避難所開設の協力に関する事。	●			
	(7) 休校措置に関する事。		●	●	
	(8) 保護者等との連絡調整に関する事。	●	●	●	●
	(9) 関係機関との連絡調整に関する事。	●	●	●	●
	(10) その他学校教育に関する事。		●	●	●
	(11) 学校教育にかかる復興支援対策に関する事。				●
	(12) 学校への情報提供・情報収集に関する事。	●	●	●	●
	(13) 校長との連絡調整に関する事。	●	●	●	●
	(14) 部内他課への応援に関する事。	●	●	●	●
	(15) 文教施設の被害状況の収集および総括に関する事。	●	●	●	
	(16) 指定避難施設の開設および運営安全管理に関する事。	●	●	●	
	(17) 仮教室の設置に関する事。				●
	(18) 各班との調整、応援および指示に関する事。	●	●	●	●
	(19) 部内の情報収集と本部への報告に関する事。	●	●	●	
給食班	(20) 緊急食糧の調達および炊き出しの協力に関する事。	●	●	●	●
学校給食センター	(21) 応急給食に関する事。		●	●	
生涯学習班	(22) 文化財等の被害状況の把握および保全に関する事。	●	●	●	
社会教育課	(23) 施設の利用者の避難に関する事。	●			
文化課	(24) 施設の被害調査に関する事。	●	●	●	
美術担当	(25) 社会体育施設（他の所管に属するものを除く。）の点検に関する事。	●	●	●	
スポーツ推進課	(26) 社会体育施設（他の所管に属するものを除く。）の利用者の避難の指示に関する事。	●			
文化複合施設等整備担当	(27) 避難指定施設社会体育施設（他の所管に属するものを除く。）の運営、安全管理に関する事。	●	●	●	
医療対策部(市立総合医療センター)					
庶務班	(1) 医療および助産救護班の編成および派遣に関する事。	●	●	●	
総務課	(2) 傷病者の収容に関する事。	●	●	●	
経営企画課	(3) 医療資器材の調達に関する事。	●	●	●	
医事課	(4) 医療協力機関への連絡に関する事。	●	●	●	●
施設用度課	(5) 患者の避難措置に関する事。	●	●	●	
新病院建設担当	(6) その他災害時の医療の確保に関する事。		●	●	
	(7) 緊急時院内調整事務に関する事。	●	●	●	
	(8) 緊急時情報収集事務に関する事。	●	●	●	
	(9) 各班との調整、応援および指示に関する事。	●	●	●	●
	(10) 部内の情報収集と本部への報告に関する事。	●	●	●	
医療班	(11) 医療救護活動に関する事。	●	●	●	
診療局	(12) 助産救護活動に関する事。	●	●	●	
看護局	(13) 医療薬剤および材料の調達に関する事。	●	●	●	●

部 課	業務名	～3h～24h～72h～1w～				
		災 害 発 生 期	初 動 期	応 急 期	復 旧 期	復 興 期
消防対策部(消防団)						
・消防団の動員は防 災班の所掌事務とす る。	(1) 団員の動員に関する事	●	●	●		
	(2) 消火活動に関する事	●	●	●		
	(3) 災害の予防、警戒および防	●	●	●		
	(4) 被災者の救助、救出の協	●	●	●		
	(5) 行方不明者および遺体の	●	●	●	●	
	(6) 避難誘導の協力に関する	●	●	●		
	(7) 河川の巡視活動に関する	●	●	●		
	(8) 水防活動に関する事	●	●	●		
	(9) 消防署との連携および活	●	●	●	●	
	(10) 管轄区域内のパトロール	●	●	●		
	(11) 災害情報の収集および伝	●	●	●		
	(12) その他消防団活動に関		●	●	●	
各部共通						
	(1) 部内職員の配備に関する	●	●	●	●	●
	(2) 所管施設、事項の被害調	●	●	●		
	(3) 部内の応援協力に関する	●	●	●	●	●
	(4) 本部長、本部員の指示に	●	●	●	●	
	(5) 所管事項にかかる災害復				●	●

1-5 職員の配備・動員・参集

職員は、勤務時間内外を問わず、地震情報・災害関連情報等の収集に努め、体制設置基準に該当する情報を入手し、参集に該当する事象が発生した場合は、速やかに自主的に参集することを原則とする。

(1) 配備体制

災害時における職員の配備体制は、「1-1 (1) 配備体制設置基準」のとおりである。

各部課長は、各体制における各部課の配備要員および人数はあらかじめ定めるほか、災害の状況等によりその増減を判断し対応しなければならない。

なお、災害の状況等により、特定の部または課に対し、種別の異なる配備体制を指示することがある。

(2) 配備指示の伝達

防災担当課長は、配備体制の決定がなされた場合は、各部に対し職員配備の伝達を行う。

また、緊急を要する場合には、災害情報メール、防災行政無線（同報系）等により、関係職員に対し緊急出動の伝達および放送を行う。

各部長は、あらかじめ部内の伝達方法を定め、職員に周知徹底する。

特に、勤務時間外に配備の指示を受けた場合も、所属職員に対し確実に伝達できるよう、事前に連絡方法等を把握しておく。

(3) 任務分担

各部課長は、あらかじめ災害対策本部の分掌にもとづき、各体制における部課が実施すべき要領等を定め、所属職員の配備区分および任務分担について、周知徹底しておかなければならない。

(4) 職員の配備および報告

① 職員の配備

各部長は、次の点に留意し、職員の配備を行う。

- | | |
|---|-------------------|
| ア | 災害に対処できる班編成等による配備 |
| イ | 高次の配備体制に移行できる措置 |
| ウ | 他部への応援要請の措置 |
| エ | 職員交代方法等の措置 |
| オ | 業務継続計画 |

② 職員配備の報告

各部は、所定の職員配備報告書に所属職員の配備状況を記録し、総務防災対策部職員班（職員課）に報告する。

総務防災対策部職員班（職員課）は、全体の配備状況を取りまとめ、本部長（または総務部長）に報告する。

③ 職員の服務

職員は、災害時には、次の活動等を行う。

- | | |
|---|--------------------------------------|
| ア | 災害情報、安否情報、生活情報の収集、伝達 |
| イ | 避難所生活者の支援（水汲み、炊き出し、清掃、救援物資の仕分けおよび配送） |
| ウ | 在宅者の支援（高齢者・障がい者等の安否確認、食事、飲料水の提供） |
| エ | 物資配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配付、輸送） |
| オ | 被災地外からの応援者に対する地理案内 |
| カ | その他被災者の生活支援に必要な活動 |

(5) 各部の配備職員

各部課長は、平常時から配備体制別に応じた所管部の配備計画を作成し、市民安全部長に報告するとともに、職員に周知徹底を行う。

また、人事異動等で計画内容に変更が生じた場合は、その都度速やかに修正するとともに、市民安全部長に報告し、関係職員に周知する。

(6) 勤務時間中における動員・参集

第4号非常配備体制が発令された場合、班長は、定められた応急活動に必要な班員を確保する。

ただし、班長不在の場合は、職制に従い副班長が対応する。

また、班員が欠ける場合は、職員班を通じ応援職員を要請し、班体制を確立させる。

■動員・参集における留意点

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 常に災害に関する情報、対策本部関係の指示に注意する。 不急の行事、会議、出張等は中止する。 正規の勤務時間が終了しても班長の指示があるまでは退庁しない。 勤務場所を離れる場合は、班長と連絡を取り所在を明らかにする。 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(7) 勤務時間外および休日における動員・参集

市職員は、勤務時間外に市域に被害を及ぼす可能性がある地震が発生した場合は、災害に対処するために一刻も早く参集し、市の体制を整える必要があるため、次の動員区分により参集する。

動員区分	一般動員職員	<ul style="list-style-type: none"> 平常時の勤務場所に参集する職員
	指定動員職員	<ul style="list-style-type: none"> 避難所を所管する部の職員で、平常時の勤務場所以外に参集する職員 各部で分掌する災害対策事務の遂行に必要なため、事前に部長から指定され、平常時の勤務場所以外に参集する職員

① 職員の動員(参集)・配備体制

勤務時間外における職員の動員(参集)・配備については、勤務時間内の配備体制に準じる。

② 自主参集

勤務時間外において、配備基準に定める事項に該当することを知った場合、または推定される場合は、該当職員は配備指示を待つことなく自主的に参集する。

その際には、以下のことに気をつける。

ア 自主参集時の服装は、応急活動ができる服装(作業服等)で安全な靴、帽子や手袋を装着すること。

イ 携帯電話、筆記具、タオル、着替え、防寒具(冬期)、懐中電灯、身分証明書(名刺)等、各自必要なものを携行して参集する。

ウ 特に指示があった場合を除き、食料1食分、水筒(飲料水)を持参する。

エ 必ず家族の安否確認を行った後に、速やかに参集する。

オ 参集途中においては、被災者や救助活動の状況、道路および建物の被災状況、火災・消火活動の状況、水害・水防活動の状況、ライフライン状況等の一次被害情報の収集に努め、参集後は参集場所の責任者に報告する。

カ 参集途中における情報収集は、あくまでも概略的情報収集であり、迅速な参集を第一に考える。

キ 勤務場所への参集途中において、火災の発生または人身事故等に遭遇した場合は、消防機関へ連絡し、周囲の住民の協力を求め、人命の救援・救出を優先し、救援・救出後は、できる限り迅速に参集する。

ク 自らの言動で住民に不安や誤解を与えない。

ケ 交通機関の途絶または道路等の遮断等により、事前に定められた場所に参集することが困難な場合は、最寄りの市民センター、避難所等の市施設へ参集し、参集場所責任者への連絡に努めるとともに、各施設の責任者の指示に従い、応急救護活動に従事する。

コ 病气やけが等、やむを得ない状況により、いずれの施設にも参集不可能な場合は、何らかの手段により、その旨を所属長または最寄りの施設の責任者に連絡する。

③ 地震対策の場合:震度4以上

ア 宿直職員は、気象庁および東京都から震度4以上の地震情報を受理した場合には、ただちに市民安全部長および防災課長に連絡する。

イ 防災課長は、震度4以上の地震が発生した場合において、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、市民安全部長の指示のもと必要な体制をとる。

ウ 各職員は、テレビ、ラジオにより報道される地震情報を確認し、各部の配備計画において参集に該当する場合は、まず家族の安否を確認後、速やかに勤務場所に自主参集する。

④ 職員参集状況等の報告

各部は、所属職員の参集状況を記録し、その累計を職員参集報告表により、職員課(災害対策本部設置時は総務防災対策部職員班)へ報告する。

また、職員が参集途中で収集した被害情報は、「被害状況報告書・被害連絡等受理票」(様式6-1)により企画部情報システム課およびDX推進課(災害対策本部設置時は企画対策部情報班)へ報告する。

なお、いずれの場合でも、災害対策本部未設置の場合には、防災課が取りまとめる。

2 消火・救助・救急活動

2-1 東京消防庁における消防活動体制の確立

東京消防庁は、災害活動組織の総括として、本庁に警防本部、第九消防方面本部に方面隊本部および消防救助機動部隊、青梅消防署等各消防署に署隊本部をそれぞれ常設し、常時、震災に即応できる体制を確保している。

また、大地震発生時には、計画にもとづき全職員が参集し、これら各本部の機能を強化して震災消防活動を行う。

(1) 震災第一非常配備態勢

東京地方（島しょを除く）に震度5強の地震が発生した場合、または地震により火災または救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、ただちに震災第一非常配備態勢を発令し、発令時に勤務している職員および所要の職員を配備し、計画にもとづく活動を開始する。

(2) 震災第二非常配備態勢

東京地方（島しょを除く）に震度6弱の地震が発生した場合、または地震により火災または救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、ただちに震災第二非常配備態勢を発令し、全職員を配備し、計画にもとづく活動を開始する。

2-2 東京消防庁（青梅消防署）震災消防活動

(1) 活動の基本

資料編 2-5-2「青梅消防署の体制」

活動の基本は次のとおりとする。

- ① 火災が多発した場合は、全消防力をあげて消火活動を行う。
- ② 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急活動等人命の安全確保を優先とした活動を行う。
- ③ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動に主力を置き活動する。

(2) 部隊の運用等

- ① 地震に伴う火災・救助・救急等の災害発生件数および地震の規模等により所定の計画にもとづき、部隊運用および現場活動を行う。
- ② 地震被害予測システムおよび延焼シミュレーション等を活用した震災消防活動支援システムによる効率的な部隊運用を図る。

(3) 情報収集等

- ① 署隊本部は、所定の計画にもとづき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊および参集職（団）員情報による早期災害情報システム等を活用した情報、ドローンによる上空からの状況確認、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。
- ② 震災情報収集システムを活用し、円滑な情報伝達および管理を行う。
- ③ 必要な防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。
- ④ 青梅市災害対策本部長から、本部会議への消防職員の出席を求められた場合には、努めて消防司令長以上の階級にある者を出席させ、青梅市災害対策本部と連携した災害対応を図る。

(4) 消防活動

- ① 防火水槽を始め、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊および消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見および一挙鎮圧を図る。
- ② 延焼火災が拡大または合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。道路閉塞、瓦れき等により消火活動が困難な地域では、消防団、防災市民組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。

(5) 救助救急活動

- ① 特別救助隊および救急隊が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、即応対処部隊および消防救助機動部隊の出動要請を行う。
- ② 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。
- ③ 救急救命士等のトリアージにもとづき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車およびヘリコプター等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。
- ④ 警視庁・自衛隊・東京DMAT（災害派遣医療チーム）、防災市民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

2-3 消防相互応援

地震による同時多発火災が発生し、現有消防力を集結しても消防力に不足の生ずるおそれがある場合は、隣接市町村等との消防相互応援協定にもとづく応援消防隊および消防組織法第44条にもとづく応援消防隊および消防組織法第44条の3にもとづく緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行するものとする。

※ 消防団による消火活動は第2部第2章第4節「3 消防団による応急対策の実施」参照

3 応援協力・派遣要請**3-1 相互応援協力**

資料編 2-5-4「災害時応援協定」

(1) 応援要請

- ① 市長は、都知事に応援要請（職員の派遣を含む。以下同じ）または応援のあっせんを求める等して災害対策の万全を期する。
- ② 市長が、都知事・地方行政機関等に応援または応援のあっせんを求める場合は、都本部に対し、次ページの応援要請の表に掲げる事項について、まずは口頭または電話、ファクシミリ、データ端末および画像端末をもって要請し、後日、文書により改めて処理する。

(2) 関係機関等との協定等

市は、災害時における相互応援協定をあらかじめ締結している自治体等に対し、応援要請内容を明らかにした上で、所定の手続きにより、応援協力を要請する。

(3) 公共団体等との協力体制の確立

市は、区域内における公共的団体等に対して、防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を災害時に十分発揮できるよう、体制を整備する。

さらに、住民の共助の精神にもとづく自発的な防災組織に対する指導の強化を図り、これら団体の協力業務および協力方法を明確化し、災害時において能率的に活動できるよう、周知する。

【応援要請】

要請の内容	事 項	備 考
被災者の他地区への移送要請	第9章第4節4「避難者の他地区への移送等」参照	
都各部局への応援要請または応急措置の実施の要請	1 災害の状況および応援（応急措置の実施）を要請する理由 2 応援を希望する物資・資材・機材・器具類の品名および数量 3 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 4 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 5 その他必要な事項	災害対策基本法第68条
自衛隊災害派遣要請のあつせんを求める場合	第5章第4節3-2「自衛隊への災害派遣要請」参照	
他市区町村、指定地方行政機関等の応援要請のあつせんを求める場合	1 災害の状況および応援のあつせんを求める理由 2 応援を希望する機関名 3 応援を希望とする物資、資材、機材、器具等の品名および数量 4 応援を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容 6 その他必要な事項	災害対策基本法第67条
指定地方行政機関または他府県の職員の派遣のあつせんを求める場合	1 派遣のあつせんを求める理由 2 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする機関 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災害対策基本法第30条 地方自治法第252条の17
日本放送協会、民間放送各社の放送依頼のあつせんを求める場合	1 放送要請の理由 2 放送事項 ・希望する放送日時および送信系統 ・その他必要な事項	災害対策基本法第57条

なお、これらの団体の協力業務は、次のとおりである。

- 1 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関に連絡すること
- 2 災害に関する予報・警報その他の情報を、区域内住民に伝達すること
- 3 災害時における広報広聴活動に協力すること
- 4 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること
- 5 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること
- 6 被災状況の調査に協力すること
- 7 被災区域内の秩序維持に協力すること
- 8 罹災証明書交付事務に協力すること
- 9 その他の災害応急対策業務に協力すること

(4) 経費の負担

資料編 2-1 1-4の4「経費の負担」

- ① 国、都および他市区町村から市に派遣を受けた職員に対する給与および経費の負担方法は、資料編に記載する。
- ② 防災関係機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に協議して定める。

3-2 自衛隊への災害派遣要請**(1) 災害派遣要請の手続等****① 都知事への派遣要請**

市長は、都知事に対して、自衛隊の災害派遣要請を依頼する場合は、以下の事項を明らかにし、電話等をもって連絡し、事後速やかに都知事に文書を提出する。

- | | |
|---|---------------------|
| ア | 災害の状況および派遣の要請を求める事由 |
| イ | 派遣を希望する期間 |
| ウ | 派遣を希望する区域および活動内容 |
| エ | その他参考となる事項 |

② 市長の通報

市長は、通信の途絶等により、都知事に連絡できない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通報する。

なお、この通報を行った場合は、その旨を速やかに都知事に通知する。

(2) 派遣部隊の活動内容

派遣部隊の活動内容は概ね次のとおりである。

区 分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難・立退き等が行われる場合、必要に応じて避難者の誘導輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者もしくは負傷者が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防・護岸等の決壊に対しては、土のうの作成・運搬・積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。 （消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用する。）
道路または水路の啓開	道路もしくは水路が決壊し、または障害がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療、救護および防疫	被災者に対し、応急医療・救護および防疫を行う。 （薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用する。）
人員および物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員および救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯・給水・入浴および宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付または譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償および譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）にもとづき、被災者に対し、救援物資を無償貸付または譲与する。
危険物の保安および除去	能力上可能なものについて、火薬類・爆発物および有毒ガス等危険物の保安措置および除去を実施する。
その他臨機の措置等	1 その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 2 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項および第65条第3項にもとづき、市長または警察官がその場にいらない場合に限り、自衛隊は、市長に代わって警戒区域の設定等必要な措置をとる。

(3) 派遣部隊の受入体制

資料編 2-5-6 「災害派遣部隊活動拠点」

① 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市は、自衛隊の活動が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業が分担できるよう配慮する。

② 派遣要請計画および資材の準備

市は、災害の状況により、どのような活動について派遣要請を行うのか、平常時から計画しておくとともに、必要な資材を整備し、施設の使用に際して管理者の了解を取りつけておき、作業が円滑に進展できるよう配慮する。

③ 連絡員の配置

市は、派遣された部隊が円滑かつ効率的に救援活動ができるよう、部隊の誘導および市本部ならびにその他関係部署との連絡のため、部隊が活動を行う期間は、連絡員を配置する。
なお、連絡員は総務防災対策部に属する職員から指名する。

④ 仮泊地

派遣部隊の仮泊地は、災害発生地域を考慮し、仮泊候補施設の中から決定する。
なお、災害発生地点に近い場所で仮泊地が確保できる場合は、別に選定する。

⑤ ヘリコプター発着可能地

資料編 2-5-5「ヘリコプター運用」

ア 市内のヘリコプター臨時離着陸場は、資料のとおりである。

イ 上記以外でも、災害発生地点に近い場所で発着可能な場所がある場合は、その活用を図るものとする。

(4) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として市が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

なお、これによりがたい場合には、都知事は、陸上自衛隊第1師団長または海上自衛隊横須賀地方総監および航空自衛隊航空総隊司令官等と協定を締結する。

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料および修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用および借上料
- ③ 派遣部隊の宿営および救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- ④ 天幕等の管理換に伴う修理費
- ⑤ その他疑義ある場合は、市と自衛隊で協議するものとする。

4 応援の受入体制の確立

4-1 国からの応援受入

国は、大規模な災害に際しては、緊急性に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、また、その他必要な災害活動のあっせんを行う権限を有している。市は、国の応援受け入れに際しては、都との連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制を確立する。

(1) 受入体制の確立

- ① 情報伝達ルート多重化および情報交換のための収集・連絡体制の明確化を図る。
- ② 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を開設する。

(2) 応援受入の対応

応援受入に当たっては、以下の事項を明確にする。

- ① 受入窓口
- ② 応援の範囲または区域
- ③ 担当業務
- ④ 応援の内容

4-2 地方公共団体からの応援受入

(1) 受入体制の確立

他の地方公共団体における専門的技術および知識を有する職員を受け入れるために、都および市が連携し、体制を

① 応援体制の種類

- ア 応援協定市区町村
- イ 都内他市区町村
- ウ 都外の他市区町村

② 応援活動の種類

- ア 災害救助に関連する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等）
- イ 医療応援に関連する業務（例：医療班等）
- ウ 被災生活の支援等に関連する業務（例：物資の応援、応急危険度判定等）
- エ 災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入れ、職員の派遣〈事務の補助〉）

(2) 受入体制の整備

関係機関との相互協力により、受入窓口を設置し、他の地方公共団体の職員を円滑に受け入れる。

(3) 応援受入の対応

応援受入に当たっては、以下の事項を明確にする。

- ① 受入窓口
- ② 応援の範囲、区域および制約条件
- ③ 担当業務
- ④ 応援の内容
- ⑤ 交通手段および交通路の確保

(4) 緊急消防援助隊の受入れ**① 東京都消防応援活動調整本部の設置**

知事（東京都災害対策本部（救出救助統括室））は、緊急消防援助隊が出場した場合、消防組織法第44条の2の規定にもとづき、東京都消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を東京消防庁本部庁舎（千代田区大手町一丁目3番5号）に設置する。

なお、知事は、調整本部に係る知事の権限に属する事務について、消防総監へ委任する。

② 緊急消防援助隊の受入れ

青梅市内への受入れにあたっては、青梅スタジアム（今井5丁目）を任務指示拠点および活動拠点として、岩倉街道上（新町6丁目16番先）を任務指示拠点とする。受入れ時には、青梅消防署が現地確認を行い、青梅市へ使用可否について連絡する。

なお、各拠点への受入れ指示等については、調整本部が東京消防庁緊急消防援助隊受援計画にもとづき実施する。

第6章 災害情報収集伝達体制の整備

第1節 現状と課題

被災状況などの災害関連情報は、関係機関による応急対策などの具体的な活動を展開する上で欠かせない。また、市民に災害関連情報を確実に伝達することが、被害の軽減にもつながるため、発災時に機能する通信網を確保していく必要がある。

市では、防災行政無線固定系子局のデジタル化や耐震化などの整備を実施するとともに、難聴地区対策として、放送内容を聞き直せる電話応答サービスも行っている。防災行政無線以外についても、市民向けの情報通信として緊急速報メールの運用を平成25年2月1日から開始するなど、多様な通信手段の活用を図っている。

しかし、東日本大震災では、通信ビルが被災するケースもあり、通信の輻輳・規制の影響も甚大なものとなり、庁舎や医療機関などの災害拠点となる施設についても通信が途絶し、情報の収集や伝達において大きな被害が生ずることとなった。都の新たな被害想定においても、固定電話の不通や停電などの被害や、携帯電話の不通が想定されている。

こうした想定を踏まえ、平常時に使用している電話などの通信網だけではなく、発災時に備え、多様な通信手段による通信網の確保に取り組む必要がある。

また、行政機関等における通信だけではなく、家族との安否確認のための情報通信も、発災時の混乱を避けるために必要となる。

第2節 対策の方向性と到達目標

防災行政無線を補完する多様な通信手段を配備し、災害情報システムの機能向上や衛星携帯電話等の配備により、通信の補完手段等の充実を図る。

市民に対して、青梅市メール配信サービスやホームページの活用、通信事業者が提供する安否確認手段の活用の推進を図る。

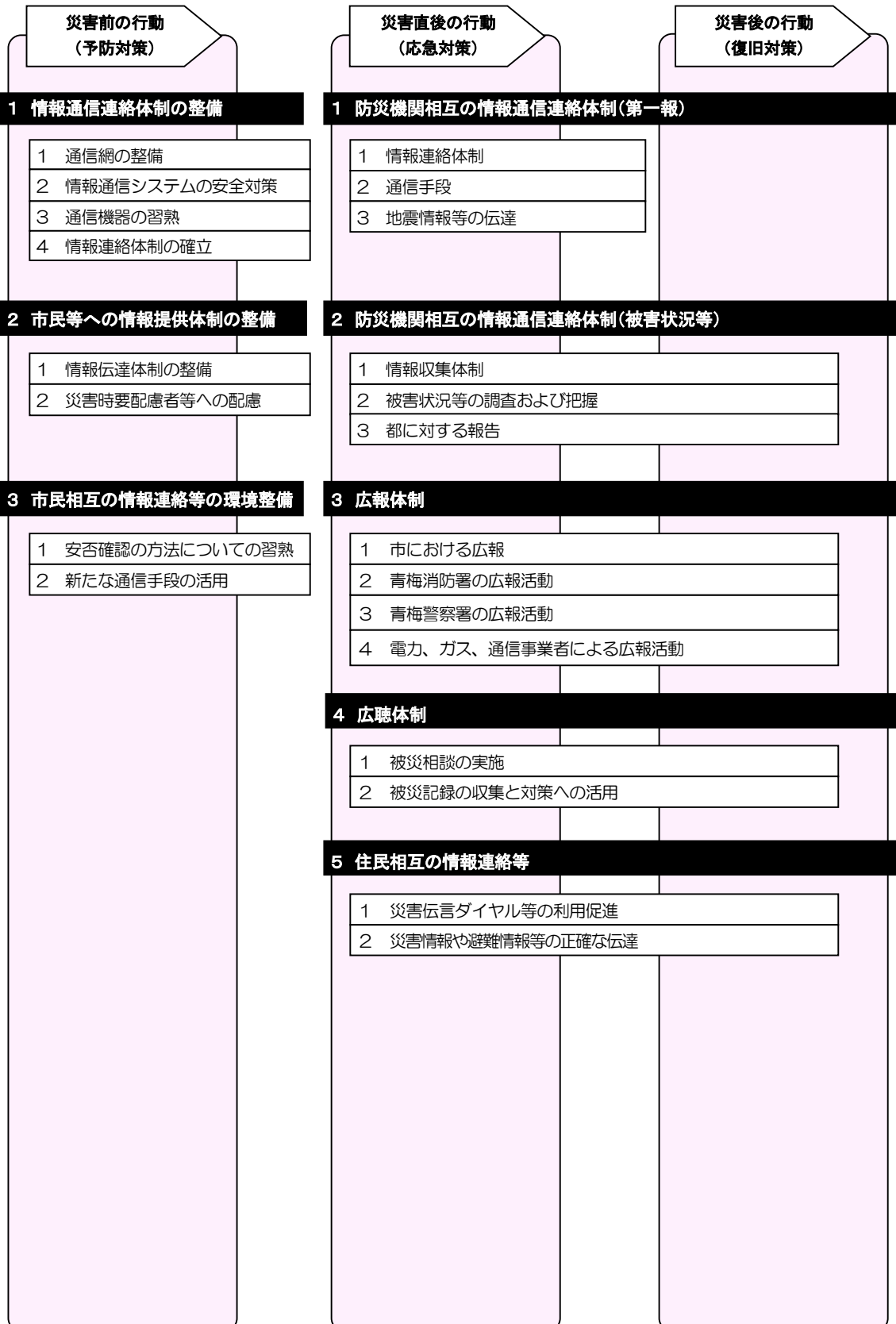
到達目標

- 情報伝達手段の整備

災害時にはあらゆる手段で市民への情報提供を行う必要があり、その整備を行う。
ホームページ、青梅市メール配信サービス（PC、携帯）、SNS、緊急速報メール（携帯）、防災行政無線（令和2年度末現在126基）、防災行政無線電話応答サービス、車両による広報、防災拠点・避難所等での掲示
さらなる情報通信手段の確保、情報ルートの多重化を図る。

- 電話やインターネットを活用した安否確認サービスの利用経験の促進

【災害情報収集伝達体制の整備】



第3節 予防対策

【施策の方向】

大規模な震災時に迅速かつ適切な緊急対応行動を実施するため、また住民の避難やパニックの抑制のためにも、必要最低限の情報通信機能の維持が必要である。

そのため、災害に強い強靱な情報通信機能の構築と災害時における住民相互間の通信機能の維持に取り組んでいく。

施策の方向	対 策
1 情報通信連絡体制の整備	<p>市域の主要な施設を始め、本庁舎内の各部課および各車両、市民センター、避難所等における円滑な災害情報の収集・伝達のため、通信施設の整備充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線の維持管理・拡充、戸別簡易受信機の導入
2 市民等への情報提供体制の整備	<p>インターネット、防災行政無線、Ｌアラート、広報車、各防災拠点での掲示板等により、市民・事業所等を含む情報提供体制の整備、市民との情報の共有化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達手段の整備
3 市民相互の情報連絡等の環境整備	<p>安否確認など、災害時において、家族間、市民同士で相互に連絡ができるよう、安否確認サービス等を周知し、利用経験の促進を図る。</p>

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担当	対策内容
1 情報通信連絡体制の整備	各課	<ul style="list-style-type: none"> 情報システムダウン時の対策 情報連絡体制の確立
	防災課	<ul style="list-style-type: none"> 情報連絡体制の確立 防災行政無線の整備 災害情報のデータベース化の整備 災害情報ネットワークの構築
	秘書広報課	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関との連携体制の整備 ホームページやSNS等を活用した災害情報提供体制の整備
	情報システム課	<ul style="list-style-type: none"> 通信システムの安全対策の実施 情報システムダウン時の対策 災害情報ネットワークの構築
2 市民等への情報提供体制の整備	防災課	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報伝達手段の整備
	秘書広報課	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関との連携体制の整備 ホームページやSNS等を活用した災害情報提供体制の充実 外国人に対する情報提供体制の整備
	介護保険課 高齢者支援課 障がい者福祉課 子育て応援課 こども育成課	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設等への情報伝達体制の整備
3 市民相互の情報連絡等の環境整備	防災課	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報伝達手段の整備
	秘書広報課	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関との連携体制の整備 ホームページやSNS等を活用した災害情報提供体制の充実
	介護保険課 高齢者支援課 障がい者福祉課 子育て応援課 こども育成課	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要配慮者への情報伝達体制の整備

1 情報通信連絡体制の整備

1-1 通信網の整備

(1) 防災行政無線の充実

資料編 2-6-1 「防災行政無線」

市は、防災行政無線固定系および移動系のデジタル化を完了している。

また、難聴地区対応の電話応答サービスを継続するとともに、防災行政無線の整備計画も併せて推進していく。

(2) 災害時優先電話

資料編 2-6-2 「災害時優先電話」

市は、防災拠点となる施設・部署に設置してある電話を、災害時に優先的に使用できる電話としてあらかじめ登録しているが、未設置の施設もあるため登録を行う。また、それらが災害時に迅速に活用できるよう、電話機に明示するとともに、周辺の安全対策を進める。

(3) 東京都災害情報システム(DIS)の整備

市は東京都と連携し、デジタル画像通信の整備等、東京都災害情報システム(DIS)の強化に努める。また、平成29年度に東京都災害情報システム(DIS)の端末に導入された「東京消防庁延焼シミュレーションシステム」を活用し、迅速な避難誘導に努める。

(4) 災害情報通信のための通信施設の優先使用

市は、災害対策基本法第57条の規定にもとづき、災害情報通信のための通信施設の使用について、警察機関、消防機関、鉄道事業者等との協力体制をあらかじめ構築する。

- ① 緊急の場合に混乱を生じないよう、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続きを定めておくものとする。
- ② 市が、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話または警察無線設備を使用しようとするときは、あらかじめ警察本部長と協定を結んでおくものとする。

(5) 非常通信の協力要請

資料編 2-4-6「タクシー事業者」 2-6-3「アマチュア無線」

災害時に市が所有する通信機能が有線通信の途絶等により低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合に対処するため、あらかじめタクシー事業者、アマチュア無線等、最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼しておくものとする。

(6) 新たな通信手段の導入検討

衛星携帯電話、MCA無線等、災害時にも確実に関係機関との連絡がとれるように、新たな通信手段の導入について検討する。

1-2 情報通信システムの安全対策**(1) 情報システムのバックアップ体制の整備**

災害時にシステムがダウンした場合に備え、バックアップ体制を強化するとともに、市内のシステム再起動の手順の整備、外部事業者との連携体制等の整備を図る。

(2) 通信システムの地震動に対する備え

通信システム機器の転倒防止措置を進める。

また、各部課では、システムのダウン時に備えた対応策について検討し、整備する。

(3) 通信機器の維持補修

既設通信機、器材の維持補修については、定期的または臨時に検査を行い、通信に支障のないよう保持する。

1-3 通信機器の習熟

災害時に迅速かつ確実に通信機器が活用できるよう、関係職員は、通信機器の習熟に努める。

また、関係職員が不在の場合においても通信機器が活用できるよう、できるだけ多くの職員が使用方法の習熟に努める。

1-4 情報連絡体制の確立**(1) 防災関係機関との連携強化**

市および防災関係機関は、連絡責任者、連絡先(電話番号、ファックス番号等)を相互に通知し、災害発生時にも通信連絡が、夜間、休日を含め、円滑に実施できるよう日頃から連携を図る。

(2) 防災拠点および指定避難所の機能強化

各防災拠点等が迅速に情報を収集し、防災課（防災班）へ伝達することは、災害対策本部が的確な意志決定を実施する上で極めて重要なため、災害情報のネットワーク化を図るとともに、機器の整備を検討し、各防災拠点および避難所等の機能強化に努める。

(3) 連絡システムの充実

災害が発生した場合および発生するおそれがある場合、迅速かつ的確に連絡、報告ができるよう、マニュアル等を整備し、責任者および責任者不在の場合の代理者等を明確にする。

また、大規模な災害が発生した場合、通信回線が輻輳するおそれがあるため、多システムによる連絡体制の整備や連絡網の複数化を図る。

(4) 情報収集体制の強化**① マニュアル等の整備**

災害時に迅速かつ円滑な応急活動を実施する上で、災害および被害等に関する情報は非常に重要であるため、マニュアル等の整備により、情報収集体制の整備を図る。

② 市民・民間団体との協力体制の強化

市・防災関係機関以外の住民、民間団体からも情報を収集できるよう、協力体制の強化に努める。

③ 自主防災組織との連絡体制の整備

災害発生直後に、地域的な災害情報の収集等が行えるよう、自主防災組織等の協力を得て情報収集体制の整備を図る。通信手段は電話等によるが、通信の途絶、輻輳等も考えられるので、今後他の通信手段についても検討する。

(5) 市内の重要施設との連絡体制の整備

社会福祉施設や学校等と連携し、災害時における情報連絡体制について整備する。

2 市民等への情報提供体制の整備**2-1 情報伝達体制の整備****(1) 既存の情報伝達手段の活用**

市は、防災行政無線、アマチュア無線、災害情報システム、緊急速報メール、SNS、広報車等を有効的に活用し、避難所、防災対策拠点、地域住民および事業所等に対し被害情報等の災害情報を伝達するための体制を整備する。

■市民への伝達手段

方 法	特 徴
ホームページ	文字情報で豊富に掲載できる
青梅市メール配信サービス、緊急速報メール、SNS	文字情報で速報性が高い
市防災行政無線（固定系）	音声情報で速報性が高い
広報車両（消防団車両含む）	音声情報で集中的に伝達できる
防災拠点、避難所等での掲示	文字情報で豊富に掲載できる

(2) 新たな情報伝達手段の検討

民間企業等で開発される様々な情報伝達手段について調査検討し、情報伝達手段の多様化を図る。

(3) 危険性の高い地区への確実な情報伝達

土砂災害（特別）警戒区域、孤立化するおそれのある地域住民への確実な情報伝達手段の整備に努める。

(4) 災害ホームページの整備充実

平常時の防災情報の提供に加え、災害が発生した場合に、市のホームページを災害用のページに切り替え、インターネット上での速やかな情報提供を図る。

2-2 災害時要配慮者等への配慮

災害時に情報が伝わらずに被災することがないように、高齢者や障がい者、外国人等への災害時の情報伝達手段の体制を整備する。特に障がい者へは障がいの特性を踏まえた情報伝達手段について検討する。

3 市民相互の情報連絡等の環境整備**3-1 安否確認の方法についての習熟**

災害用伝言ダイヤル（171）や、携帯電話で利用できる災害用伝言板、パソコンやスマートフォン等で利用できる災害用伝言板（web171）など、災害時の情報連絡手段について周知し、利用促進を図る。

また、市民に日頃から、安否確認など発災時の行動を家族とよく相談するよう周知する。

3-2 新たな通信手段の活用

X（旧Twitter）などのソーシャルネットワーキングサービス（SNS）など新たな通信手段を活用した情報提供体制の整備を推進する。

第4節 応急対策

【活動のポイント】

実施項目	活動のポイント
1 防災機関相互の情報通信連絡体制(第一報)	情報通信が混乱する中で、各防災機関が緊密に連携して、応急対策を実施するために、通信連絡系統の確立と通信施設の効果的な運用を図る。
2 防災機関相互の情報通信連絡体制(被害状況等)	東京都災害情報システム(DIS)のほか、多様な通信手段を活用した重層的な情報連絡体制を確立し、被害状況等の把握を行う。
3 広報体制	市民に対して混乱や二次的被害を防止するため、地震情報、被害状況、ライフライン施設の被害状況・復旧の見込み、生活関連情報等、時間の経過に応じて変化する市民ニーズを反映した正確な情報を提供する。
4 広聴体制	発災後、被災者からの相談および被災者への支援に関することなどの相談窓口を設置することで、混乱を防止するとともに、被災者等のニーズを把握する。
5 住民相互の情報連絡等	災害時は通信がつながりにくくなるため、家族間の安否確認や正確な情報を市民が共有できるように支援する。

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

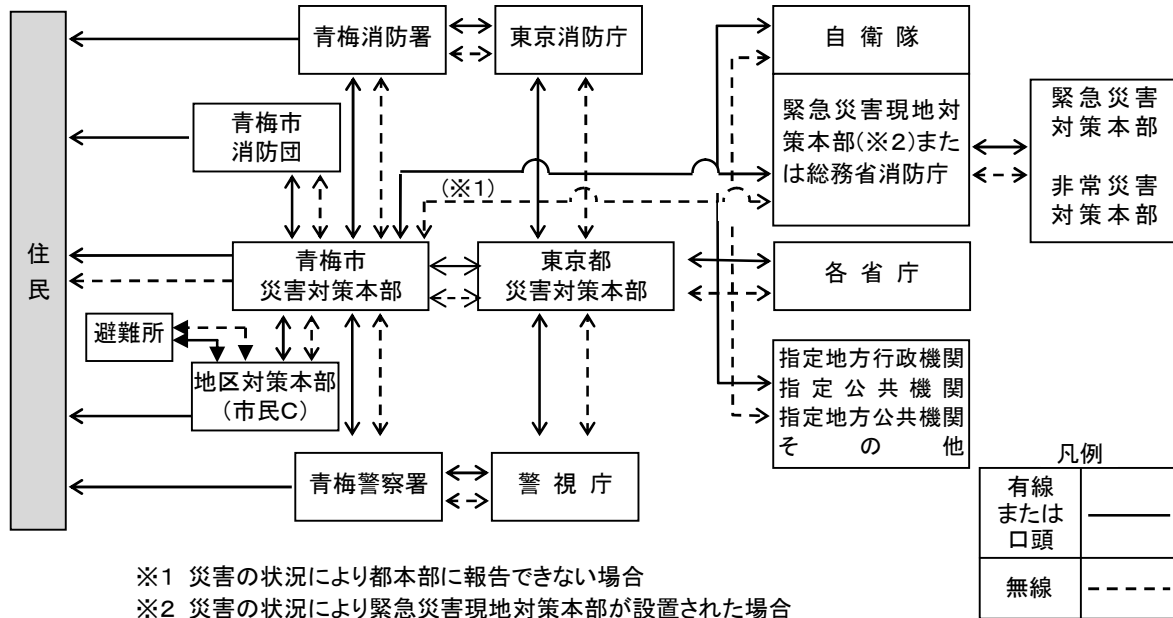
	担 当	対 策 内 容
1 防災機関相互の情報通信連絡体制(第1報)	防災班	<ul style="list-style-type: none"> 防災関係機関との情報連絡手段の確保 市民への災害情報の伝達 異常現象を把握した場合の都および気象庁への通報
2 防災機関相互の情報通信連絡体制(被害状況等)	防災班	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集体制の確立 都に対する被害状況の報告
	情報班	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報の集計、統括
	各部・班	<ul style="list-style-type: none"> 参集途上における被害状況等についての情報収集
3 広報体制	防災班	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線、広報車等による災害情報の伝達
	広報班	<ul style="list-style-type: none"> ホームページやSNS等を活用した災害情報の伝達 報道機関との連絡調整および報道発表
	避難所運営班	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要配慮者への情報伝達
4 広聴体制	広報班 市民連絡班	<ul style="list-style-type: none"> 臨時被災相談所の開設
	各部班	<ul style="list-style-type: none"> 相談内容に応じて対応
5 住民相互の情報連絡等	防災班 広報班	<ul style="list-style-type: none"> 安否確認方法の周知 災害情報の伝達

1 防災機関相互の情報通信連絡体制(第一報)

1-1 情報連絡体制

(1) 通信連絡系統

通信連絡系統図は、次のとおりである。



(2) 都への連絡

- ① 都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。
- ② 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部または総務省消防庁等に対して直接連絡する。
- ③ 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者またはその発見者から通報を受けた警察官もしくは消防吏員から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、ただちに都および気象庁に通報する。
- ④ 災害原因に関する重要な情報について、都または関係機関から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、ただちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織等および一般住民等に周知する。

(3) 通信機器の点検および応急復旧

市は、地震発生後、ただちに東京都災害情報システム(DIS)、市防災行政無線基地局、電話・ファクシミリ等の通信機能を点検するとともに、その機能を確保し、停電、機器の破損等の支障が生じている場合は、速やかに施設設備の応急復旧を行う。

1-2 通信手段

(1) 災害時の通信手段

資料編 2-6-1 「防災行政無線」

災害時には、次の通信手段を活用し、連絡をとる。

■機関との連絡手段

	主な通信手段	災害対策本部からの主な通信先
有線	一般加入電話・FAX	関係機関等
	災害時優先電話	関係機関等
	庁内LAN、インターネット	庁内・各出先機関等
無線	都防災行政無線	都、関係機関、都内市町村
	市防災行政無線（移動系）	避難所、市内関係機関、災害現場等
	消防団無線	消防団
	携帯電話、衛星携帯電話	関係機関、災害現場等
	タクシー無線、アマチュア無線（協力依頼による）	関係機関、災害現場等
口頭	連絡員による伝令	各部、市内関係機関等

(2) 指定電話の運用

① 指定電話の確保

各機関は、災害時における相互間の通知、要請、指示、通報、伝達、その他必要な連絡等の通信を迅速かつ円滑に行うため、指定電話の別用途への使用を制限し、非常時の通信連絡を確保する。

② 指定電話および連絡担当者

- ア 市本部および防災会議に関する通信連絡の窓口は、市本部の設置の有無にかかわらず防災課とする。
- イ 災害時における各機関相互の通信連絡は、原則として、各機関の連絡担当者の勤務場所の電話を指定電話とし、これを利用するものとする。
- ウ 各機関の指定電話および連絡担当者の一覧表は、別途定め保管する。

③ 通信連絡系統

- ア 通信連絡系統図は、「1-1(1)通信連絡系統」のとおりである。
- イ 青梅消防署における災害時の情報連絡体制は、消防無線、消防電話、防災行政無線等を活用し、警防本部、方面隊本部、他の署隊本部、消防団、各防災機関等と情報連絡を行う。

(3) 災害時優先電話の運用

資料編 2-6-2 「災害時優先電話」

市は、災害時における通信を迅速かつ円滑に行うため、予め登録してある災害時優先電話を別の用途に使用することを制限し、非常の際の通信連絡を確保する。

(4) 代替通信手段の確保

市が所有する通信機能が有線通信の途絶等により低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合に対処するため、各機関の協力を確保する。

① 災害情報通信のための通信施設の優先使用

市は、災害対策基本法第57条の規定にもとづき、警察機関、消防機関、鉄道事業者等に災害情報通信のための通信施設の優先使用の協力を要請する。

【有線電気通信設備および無線設備を優先使用する場合】

- ・ 災害に関する通知、要請、伝達または警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めるとき。
- ・ 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めるとき。

② 非常通信の利用

市は、電波法第52条の規定にもとづいて非常通信を行うことができるので、タクシー無線、アマチュア無線等、最寄りの無線局に協力を依頼する。

ア 非常通信の運用方法

【非常通信文の内容】

- (ア) 人命の救助に関すること。
- (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む。）および天災その他の災害の状況に関すること。
- (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること。
- (エ) 電波法第74条実施の指令およびその他の指令に関すること。
- (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関すること。
- (カ) 暴動に関する情報連絡およびその緊急措置に関すること。
- (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。
- (ク) 遭難者救援に関すること。
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
- (コ) 鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊または障害の状況およびその修理復旧のための資材の手配および運搬、要員の確保その他の緊急措置に関すること。
- (サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資および資金の調達、配分、輸送等に関すること。
- (シ) 災害対策基本法第71条第2項の規定にもとづき、市長から医療、土木、建築工事または輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。
- (ス) 人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

【非常無線通信文の要領】

- (ア) 電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。
- (イ) かたかなまたは通常の文書体で記入する。
- (ウ) 簡単で要領を得たものとし、1通の字数を200字以内(通常の文書体の場合は、かたかなに換算してなるべく200字以内)とする。ただし、通数に制限はない。
- (エ) 宛先の住所、名称、職名および電話番号を記入する。
- (オ) 発信人の住所、名称、職名および電話番号を記入する。
- (カ) 余白に「非常」と記入する。

イ 非常通信の取扱料

原則として無料である。

ウ 非常通信に関する照会等

非常通信に関する照会、問い合わせを行う場合は、下記にすること。

【関東総合通信局無線通信部陸上第二課内、関東地方非常通信協議会事務局】

電 話 03-6238-1771 (直通)

FAX 03-6238-1769

③ 全ての通信が途絶した場合の災害通信

全ての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行うものとする。

(5) 市防災行政無線固定系施設応急対策

防災行政無線固定系施設に関する被害については、一般的に有線利用部における電柱の倒壊と電線の切断が予想される。

このため、施設の保守を依頼している業者に非常用資材の確保および応急措置、復旧作業を指示する。

1-3 地震情報等の伝達**(1) 地震情報**

地震の震度や余震等に関する情報については、都防災行政無線から伝達される情報、テレビ、ラジオ等の報道機関の情報、庁内に設置された震度計の情報等を防災課が収集し、ただちに職員および各部に伝達する。

(2) 火災情報

地震による火災発生の通報は、通常の場合は、市民から東京消防庁多摩災害救急情報センター（地震等の発生に伴い、警防本部長の命令により、119番回線予備回線が切り替えとなっている場合は青梅消防署）への119番通報によるが、市が市民や職員からの通報により火災発生の情報を受けた場合は、ただちに青梅消防署に通報する。

(3) 異常現象の通報

① 発見者の通報義務

市域内において災害発生のおそれがある異常な現象を発見した者は、その旨を市長（防災課）に通報するものとする。

② 市長の通報義務

市長（防災課）は、市民からの通報を受けた場合、都総務局、気象庁および防災関係機関に通報する。

③ 青梅警察署

警察署長は、災害発生に関する異常な現象を発見した場合、または異常な現象を発見した者から通報を受けた場合は、ただちに市長（防災課）に通報する。

2 防災機関相互の情報通信連絡体制(被害状況等)

2-1 情報収集体制

(1) 参集途上職員による情報収集

配備対象職員は、勤務時間外において地震が発生した場合、参集途上における被害状況等について情報の収集を行いながら、速やかに参集する。

① 被災状況等の情報収集

参集途上の職員は、参集途中の被災状況等の概況を把握し、参集場所に参集後、ただちに所属長に報告する。また、報告を受けた所属長は、班内の報告を取りまとめの上、対策部内の情報収集担当班に報告する。

なお、報告事項は次のとおりとする。

- | | |
|---|------------------|
| ア | 道路交通施設の被害および渋滞状況 |
| イ | 鉄道施設の被害状況および運行状況 |
| ウ | 建築物等の倒壊等被災状況 |
| エ | 河川堤防等の被災および水位状況 |
| オ | がけ崩れ等の土砂災害の状況 |
| カ | 火災発生状況 |
| キ | 被災者・避難者の状況 |
| ク | その他の被災状況 |

② 被災者の救助・救護活動

参集途上の職員は、人命救助を必要とする被災現場、火災等に遭遇した場合は、最寄りの警察もしくは消防機関に通報するとともに、状況に応じた救助・救護活動を行う。

2-2 被害状況等の調査および把握

(1) 被害情報等の収集

被害情報等の収集に当たっては、携帯電話等の機能も活用し、速やかに報告する。

① 各班

事務分掌にもとづき、被害情報等の収集を行うとともに、被害情報、職員の対応状況等を取りまとめ、対策部内の情報収集担当班に報告する。

② 各対策部の情報収集担当班

対策部内の情報を取りまとめ、情報班に報告する。

③ 情報班


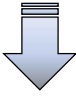
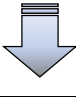
災害関連情報を総括し、防災班に報告する。

様式編 6-1「被害状況報告書・被害連絡等受理票」 6-2「職員対応状況報告書」

(2) 被害状況の把握等

発災直後から大量の情報が発生するため、被害状況を把握するとともに、情報の収集・伝達に関しては、段階に応じた的確な対応が重要となることから、地震発生後の段階的な情報収集・伝達事項については、次のとおりとする。

■ 情報収集・伝達の段階的な構成

段 階	情 報 収 集	情 報 伝 達
発災直後 (3時間程度) 	○ 地震情報の収集 1 東京都災害情報システム(D I S)からの情報 2 テレビ、ラジオによる気象庁の地震情報 3 庁舎内の震度計による震度被害情報の収集 4 参集途上における情報収集 5 市民の通報による情報収集 6 消防署、警察署との連絡による情報収集	○ 都および国への報告 発災情報 ○ 職員等への組織体制の伝達 各部連絡網による職員への伝達 ○ 各部・課への被害情報伝達 関係各部・関係機関への被害即報の伝達 ○ 市民への広報 市民への地震情報・被害情報の広報
緊急初動期 (1日程度) 	○ 被害情報の収集 1 各部・課による情報収集 2 市民の通報による情報収集 ○ 措置情報の収集 1 避難、医療救護、給食・給水等の緊急を要する生活支援活動の状況に関する情報収集 2 警戒区域、交通規制等の情報収集	○ 都および国への報告 被害速報 ○ 市民への広報 1 避難所、医療救護所、食料・飲料水等の配布場所等の広報 2 警戒区域、交通規制等の広報 3 被害情報、措置情報に関する広報
初動期 (3日程度) 	○ 被害情報の収集 各部・課による被害情報収集 ○ 措置情報の収集 関係各部、関係機関からの情報収集	○ 都および国への報告 被害情報、措置情報の報告 ○ 市民への広報 被害情報、措置情報に関する広報
初動期以降	○ 被害情報、措置情報の収集 事務分掌にもとづく関係各部、関係機関からの情報収集	○ 都および国への報告 詳細被害状況の報告 ○ 市民への広報 被害情報、措置情報に関する広報

(3) 市民等からの被害連絡等

市民等から被害の連絡があった場合は、「被害状況報告書・被害連絡等受理票」(様式6-1)により受理し、企画対策部情報班に報告する。

(4) 情報収集の内容

災害発生後、青梅消防署は、消防署および消防団が行なっている消防活動および救急救助活動について、以下に示す情報を中心に諸情報を収集し、これを市に通報するとともに、関係機関相互に情報交換し、情報の共有化を図る。

- | |
|---------------------------------------------------------------|
| ① 災害発生状況および消防活動状況
② 災害時要配慮者情報および医療活動情報
③ その他災害活動上必要ある事項 |
|---------------------------------------------------------------|

■ 収集事項と関係機関等

被害の種類	把握する内容	関係機関・班
人的被害	死者、災害関連死者、行方不明者の状況 負傷者の状況	青梅警察署 市医師会 青梅消防署 市民班
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況	調査班
	全焼・半焼の状況	青梅消防署
非住家被害	公共建物(官公署庁舎、公民館等)	総務班
	その他(倉庫、土蔵、車庫等)	調査班
その他被害	田畑の被害状況	農林班
	文教施設の被害状況	学校施設班
	医療機関の被害状況	保健管理班
	道路、橋梁の被害状況	土木建設班
	河川、水路の被害状況	土木建設班
	上水道施設の被害状況	都水道局
	下水道施設の被害状況	下水道班
	ごみ処理施設等の被害状況	環境衛生班
	有害物資保管施設の被害状況	青梅消防署
	土砂災害の被害状況	土木建設班
	電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	東京電力パワーグリッド株式会社 NTT東日本 青梅ガス株式会社 JR東日本

(5) 被害状況の集約・整理

様式編	6-3「被害概況速報」	6-4「被害状況調一地区別総括表」
	6-5「世帯構成員別被害状況」	6-6「災害救助費概算額周」

① 被害状況の集約

企画対策部情報班は、各部および関係機関から報告を受けた被害状況を集約し、総括する。

② 被害状況の整理

総務防災対策部防災班は、情報班が集約・総括した情報を常に整理し、関係機関等に速やかに報告できるよう準備する。

(6) 被害状況等報告基準

被害状況等の報告は、「都への災害報告」(様式6-7)による。

(7) 被害認定統一基準

資料編 2-11-4の3「被害報告判定基準」

被害認定統一基準は、「被害報告判定基準」のとおりである。

(8) 滅失住宅の判定基準

資料編 2-11-4の3「被害報告判定基準」

滅失住宅の判定基準は、「被害報告判定基準」のとおりである。

2-3 都に対する報告

様式編 6-7「都への災害報告」

総務防災対策部防災班は、災害発生から当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。被害状況等の報告は、災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)により、基本的に都に対して行う。

なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合および災害対策基本法第53条にもとづく被害状況を都に報告できない場合には、国(総務省消防庁)に報告する。

(1) 報告すべき事項

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所または地域
- ④ 被害状況（被害の程度は、認定基準にもとづく）
- ⑤ 災害に対して既にとった措置および今後とろうとする措置
 - ア 災害対策本部の設置状況
 - イ 主な応急措置の状況（日時、場所、活動人員、使用資器材等）
 - ウ その他の必要事項
- ⑥ 災害救助法適用の要否および必要とする救助の種類
- ⑦ その他必要な事項

(2) 報告の方法

東京都災害情報システム（D I S）端末により入力し、報告する。

ただし、端末の障害等により入力できない場合は、都防災行政無線の電話、ファクシミリ、画像端末等により報告する。

発災情報、速報情報、被害情報および要請情報は、被害を覚知または措置をとった場合、ただちに端末に入力する。また、都の指示にもとづく入力についても行う。

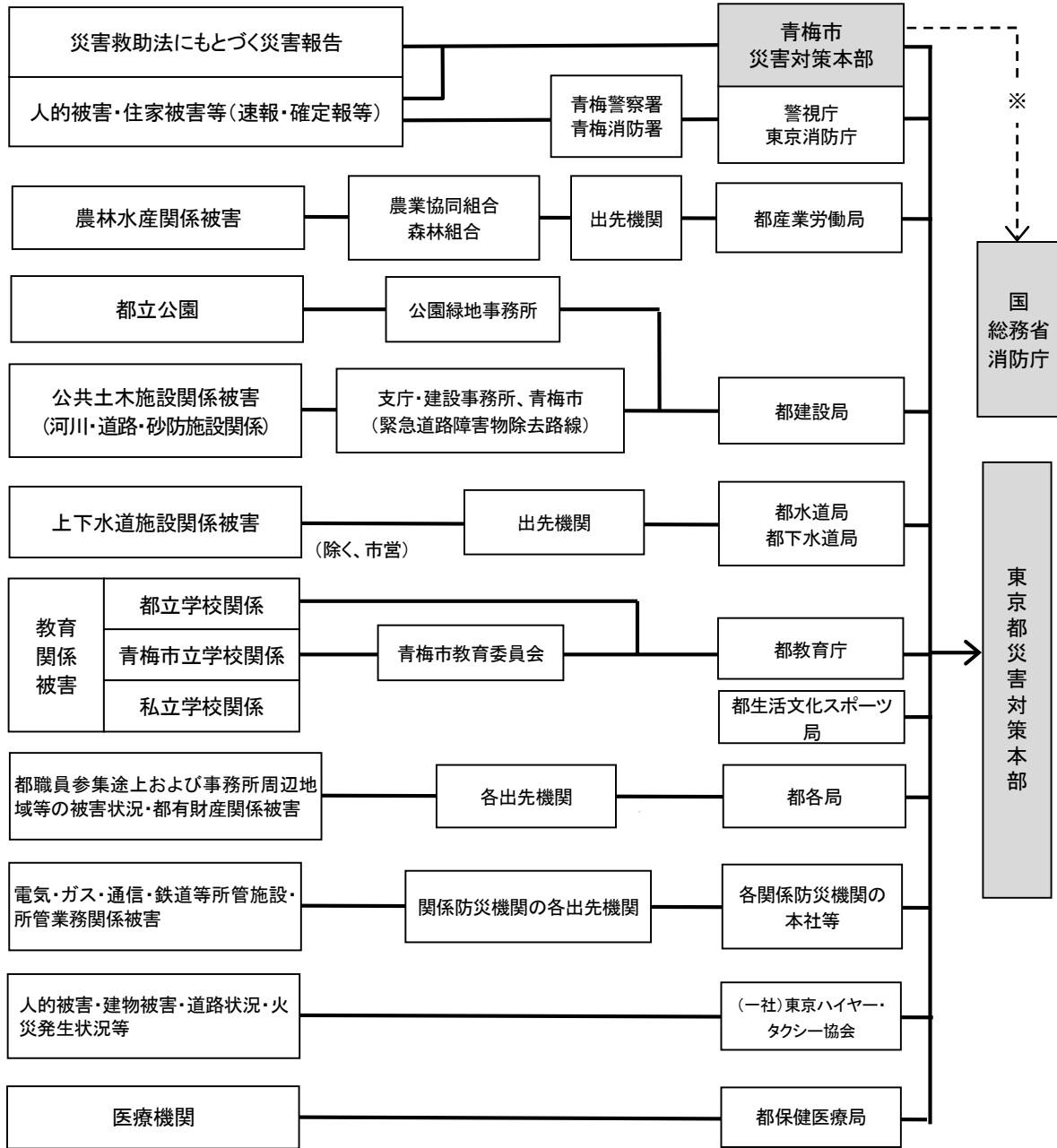
(3) 報告の種類・期限等

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	被害第1報報告
被害措置概況速報		即時および都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告
要請通知		即時	支援要請
確定報	災害確定報告	応急対策が終了した20日以内	被害数値報告
	各種確定報告	同上	被害箇所報告
災害年報		4月20日	被害数値報告

(4) 災害救助法が適用された場合の報告

災害救助法にもとづく報告については、「災害救助法の適用」の定めるところにより行う。

(5) 市域内での被害状況に関する都への報告・伝達系統



※ 災害の状況により都本部に報告できない場合

3 広報体制

3-1 市における広報

市は、地震情報等災害原因に関する重要な情報について、都または関係機関から通報を受けた場合または自ら知った場合には、ただちに市域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織等および一般市民等に周知する。


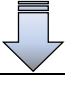
(1) 広報活動の内容・方法等

防災班および広報班は、時期に配慮し、適切な手段と内容の広報活動を行う。

また、各対策部は、広報活動に必要な情報および資料を広報班に提供する。


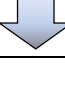
① 広報する内容

災害時の広報は、被害の規模・状況等をふまえ概ね次のとおり行う。

段階	災害情報	生活支援情報	復旧情報	その他
緊急初動期 (1日程度) 	<ul style="list-style-type: none"> 震度情報等 被害概況情報 交通規制等の情報 避難指示等の情報 二次災害防止情報 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所情報 		
初動期 (3日程度) 	<ul style="list-style-type: none"> 被害概況情報 ライフライン情報 交通規制等の情報 避難指示等の情報 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所情報 給水・給食場所情報 救護所等の情報 仮設トイレ情報 	<ul style="list-style-type: none"> ライフライン復旧情報 交通施設復旧情報 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者情報 行政関連情報 救援活動情報
初動期以降	<ul style="list-style-type: none"> 被害詳細情報 	<ul style="list-style-type: none"> 各種生活支援情報 	<ul style="list-style-type: none"> 各種復旧情報 	<ul style="list-style-type: none"> 行政施策情報 学校教育情報

② 広報活動の方法等

広報活動は概ね次の方法で行う。

段階	広報活動の基本方針	広報手段・方法等
緊急初動期 (1日程度) 	被災者の救助・救護、二次災害の防止等に重点をおく。	<p>広報は、広報車、車載拡声器、メガホン、口頭、掲示、防災行政無線および災害情報メール等による広報、職員による伝令・伝達、ケーブルテレビ、報道機関等、あらゆる手段を活用する。</p> <p>特に、避難指示・二次災害の防止等に関する情報については、市民への情報伝達の徹底を図る。</p>
初動期 (3日程度) 	生活の安定と被災者支援を基本とする。	緊急初動期の広報活動を継続するほか、広報紙の配布、避難所の掲示板およびインターネットのホームページへの情報掲載を行う。
初動期以降	<p>応急復旧活動、生活支援活動等が本格化した段階では、市民生活の安定・再建と日常的な社会活動の再開を目指して、各種生活支援情報、各種応急復旧情報、行政施策情報、学校教育情報等を広報する。</p> <p>特に、被災市民への各種の行政情報の提供については、市民に十分伝達されるように配慮する。</p>	

③ 被災記録の収集

企画対策部は、広報活動と併せて、災害に関する経過記録、写真記録および資料収集等に努める。

(2) 広報活動に当たっての留意点

① 障がい者への配慮

障がい者にも情報が確実に伝わるように、点字やファクシミリ、掲示、手話通訳者等ボランティアの派遣等で情報を随時提供

② 外国人への配慮

外国人に対して、多言語による広報やボランティアの派遣等の措置をとる。

③ 被災地から一時的に退去した被災者への情報伝達

被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう情報伝達経路の確保に努める。

(3) 報道機関との連絡調整および報道発表

市は、ケーブルテレビ局などの地域放送局を活用して、被災・復旧などの情報を放送する。

市の災害に関する報道機関との連絡調整および報道発表の公式発表窓口は、企画対策部広報班（秘書広報課）とする。

① 報道機関との連絡調整および報道発表の準備

企画対策部広報班（秘書広報課）は、報道機関に対し、災害情報の提供・協力を要請する。
また、市庁舎内に記者詰所および記者会見場を設置し、報道発表の準備を行

② 記者会見の実施

企画対策部長は、事項の軽重および緊急性等を検討した上で、報道機関に対し、共同記者会見等により、災害情報を提供する。

また、その際の発表者は、災害対策本部長または企画対策部長とし、関係部長も同席し、必要に応じて説明を行う。

3-2 青梅消防署の広報活動**(1) 広報活動**

災害時において、青梅消防署が収集した情報および警防本部、方面本部等から伝達された情報等の他、関係機関からの情報を収集し、自助・共助および人心の安全のため必要となる次の広報活動を行う。

- ① 出火防止、初期消火の呼びかけ
- ② 救出救護および要配慮者（高齢者・身体障がい者等）への支援の呼びかけ
- ③ 火災および水災に関する情報
- ④ 高齢者等避難、避難指示または避難等に関する情報
- ⑤ 救急告示医療機関等の診療情報
- ⑥ その他市民が必要としている情報

(2) 広報手段

- ① 消防署・消防団および自治会の掲示板等への掲示
- ② 広報車等の拡声装置等活用しての広報
- ③ テレビ・ラジオ等報道機関を介しての情報提供
- ④ 青梅市防災行政無線、青梅市メール配信サービス等を活用しての情報提供
- ⑤ ホームページ、SNS、消防アプリ等を活用した情報提供
- ⑥ 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織等を介しての情報提供

3-3 青梅警察署の広報活動

(1) 広報活動

被害状況の情報等を速やかに広報し、避難を必要とする情報、混乱防止および人心安定を図るための情報等を発信する。

- ① 避難を必要とする情報
- ② 余震、津波等の気象庁の情報
- ③ 地域の被害状況、被害の拡大予想および復旧の見通し
- ④ ライフライン等の被害状況および復旧の見通し
- ⑤ 主要道路・高速道路および橋等の被害状況および復旧の見通し
- ⑥ 被災地域・避難場所等に対する警戒情報
- ⑦ デマ情報および流言打ち消し情報

(2) 広報手段

- ① 警察官による携帯拡声器等を利用した広報
- ② 交番または駐在所のマイクを利用した広報
- ③ バトカー・白バイ・ヘリコプターによる広報
- ④ 看板等の広報資機材を利用した掲示等による広報

3-4 電力、ガス、通信事業者による広報活動

- ・ テレビ、ラジオおよび新聞等の報道機関を通じた広報
- ・ 市区町村の防災行政無線(同報系)の活用
- ・ 広報車等による直接当該地域への周知

(1) 電力(東京電力パワーグリッド㈱)

広報内容は、次のとおりである。

- ・ 電気による二次災害等を防止するための方法
- ・ 避難時の電気安全に関する心構えについての情報
- ・ 電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報

(2) ガス(青梅ガス㈱)

ガス管等の被災により、ガスの漏洩のおそれのある場合や、ガスの供給停止に至った場合は、市民および事業所に対して、次の点を広報する。

- ・ 火気使用の制限等の措置
- ・ ガスの供給停止の区域および復旧の見通し
- ・ ガスの供給停止区域におけるガスの元栓の閉鎖

(3) 通信(NTT東日本・NTTコミュニケーションズ・NTTドコモ)

- ・ 災害の発生が予想される場合または発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。
- ・ インターネット、支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。
- ・ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのトーカー案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

4 広聴体制

避難所における避難者、在宅避難者、域外への自主避難者等の全被災者（世帯）を対象とした被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。

被災者のための相談所を設け、要望事項等を聴取し、その解決を図るほか、広聴内容を関係機関に連絡する。

また、被災者の要望等を聴取し、早期の解決を図るため、臨時被災相談所を開設する等の広聴活動を行う。

4-1 被災相談の実施

(1) 臨時被災相談所の開設

被災の範囲および被害の程度に応じ、次の要領で臨時被災相談所を開設する。

相談に当たっては、関係各班は、被災した女性や子どもの心身の健康を守るために、女性や子どもに配慮した健康問題や育児相談・支援に取り組む。

- ① 開設場所は、原則として市役所本庁舎または各市民センターとする。
- ② 広報班・市民連絡班が実施する。
- ③ 災害の発生状況により、①以外に適切な場所を選定する。
- ④ 構成員は、広報班が災害の状況に応じて決める。
- ⑤ 大規模災害の場合は、被災救援事務を所掌する各部の担当職員が相談員として対応にあたる。

照会、連絡や相談窓口の設置状況などの連絡については、電話およびファックス等で対応する。

(2) 移動相談の実施

被災者が身近に相談が行えるよう、必要に応じて各避難所での巡回相談を行う。

(3) 他機関（国、都、防災関係機関等）との共同相談窓口の設置

市は、都および国等による支援事業についての相談およびあっせんについて実施する。

4-2 被災記録の収集と対策への活用

市および防災関係機関は、災害に関する経過記録、写真記録および資料収集等に努め、応急対策復旧対策、救助活動および広報活動等の資料として活用する。

5 住民相互の情報連絡等

5-1 災害伝言ダイヤル等の利用促進

市は、災害伝言ダイヤル、災害用伝言板（携帯電話、Web171）等の安否確認の方法を周知し、利用を呼びかける。

5-2 災害情報や避難情報等の正確な伝達

災害時には、X（旧Twitter）などのソーシャルネットワーキングサービス（SNS）により、市民同士が災害情報の交換を行う。市は、正確な情報が周知されるように、災害情報や避難情報などの情報を既存の広報手段を通じて、迅速かつ正確に行う。

第7章 医療救護対策

第1節 現状と課題

災害発生時には、負傷者や医療の中断が致命的となる患者および日常的に発生する救急患者など、医療救護が必要な多数の傷病者の発生が予想される。

市では、災害時の医療救護体制については、市立総合医療センターにおいて、「災害時活動マニュアル」を策定し、逐次見直しを行っており、地震災害を想定した防災訓練を実施するなど、災害時の医療体制の向上を図っている。

しかし、立川断層帯による地震が発生した場合の被害想定では、家屋やブロック塀の倒壊、火災、崖崩れ等により負傷者は960人、そのうち重傷者は116人と想定されている。こうした多数の負傷者へ対応するためには、限られた医療資源を有効に活用できるよう調整する機能が必要である。

そのため、市では、災害発生直後から、多数の負傷者に対して迅速に医療救護活動が行われるように、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市接骨師会、市立総合医療センター、西多摩保健所等との連携強化を図っていく必要がある。

第2節 対策の方向性と到達目標

生命や身体が危険な状態にある者、もしくは生死不明の状態にある者を捜索し、または救助し、適切な医療救護が図られるよう、人命救助活動体制の強化に努める。

また、被災者の健康管理、遺体の取扱いなどが適正に行われるように体制の整備を図る。

到達目標

- 救助体制の強化
- 市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市接骨師会、市立総合医療センター（東京DMAT（災害派遣医療チーム）を含む）、西多摩保健所等との連携強化
- 地域災害医療コーディネーター・市災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を構築
- 医薬品等の確保に向けて、市薬剤師会、卸売販売業者と連携した供給体制の構築
- 市内の病院施設の耐震化の促進
- 被災者の健康管理体制の整備
- 速やかな検視・検案体制の構築

【医療救護対策】

災害前の行動 (予防対策)

1 救助体制の強化

- 1 救出用資機材の整備
- 2 救助に関する知識・技術の普及

2 医療体制の強化

- 1 初動医療体制の整備
- 2 搬送体制の整備
- 3 後方医療体制の整備
- 4 応援体制の整備
- 5 応急手当の普及
- 6 保健衛生体制の整備

3 医薬品等の確保

- 1 医薬品等の備蓄
- 2 市薬剤師会等との連携・協力体制の構築
- 3 医薬品等が不足する場合の体制整備

4 防疫体制の整備

- 1 防疫活動組織の整備
- 2 防疫用資器材の備蓄
- 3 動物救護

5 遺体の取扱体制の整備

- 1 遺体収容所の運営体制の整備
- 2 遺体収容所の指定・公表

災害直後の行動 (応急対策)

1 救助・救急活動

- 1 青梅消防署の活動
- 2 青梅警察署の活動
- 3 青梅市消防団の活動
- 4 自主防災組織の活動

2 医療救護

- 1 医療情報の収集伝達体制
- 2 初動期の医療救護活動
- 3 傷病者等の搬送体制
- 4 災害時後方医療体制
- 5 保健衛生

3 医療資器材の確保

- 1 医薬品、医療資器材の確保
- 2 輸血用血液製剤の確保

4 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

- 1 行方不明者の搜索
- 2 遺体の搬送および収容
- 3 検視・検案・身元確認等
- 4 遺体の取扱い

災害後の行動 (復旧対策)

1 防疫体制の確立

- 1 防疫活動体制の編成
- 2 防疫活動の実施
- 3 被災動物の保護

2 火葬

- 1 火葬特例の適用・許可証発行
- 2 火葬場の確保
- 3 火葬場までの遺体の搬送
- 4 遺骨および遺留品の処理
- 5 書類・帳票の整備

第3節 予防対策

【施策の方向】

大地震発生時には、多数の死傷者が同時多発的に発生し、救急救命、応急救護措置等も普段の能力を大きく超え、医薬品等の医療資器材の不足も懸念される。

こうした事態に備えて、災害時にも対応できるよう、強靱な医療救護体制の構築に取り組む。

施策の方向	対 策
1 救助体制の強化	<p>災害時において、迅速かつ円滑に救助活動を行えるよう、市、青梅消防署、消防団、青梅警察署、自主防災組織、自治会等は連携の強化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救急資器材の整備と救助に関する知識・技術の向上 ・ 医療機関と消防機関等の連携の強化 ・ 搬送体制の整備
2 医療体制の強化	<p>負傷者が多数発生し、救急車による病院への搬送が困難になるような災害時の医療救護需要に、迅速かつ的確に対応できる医療体制を確保できるよう、市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会・市接骨師会等の医療関係機関と連携し、医療救護活動体制の整備に努める。また、青梅消防署は東京 DMAT(災害派遣医療チーム)との円滑な連携に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初動医療体制の構築と搬送資器材の整備
3 医薬品等の確保	<p>災害時における医薬品等の需要増に対応できるよう、市薬剤師会等との連携を強化し、備蓄体制や調達体制の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3日分の市内需要に対応する備蓄と供給体制の構築
4 防疫体制の整備	<p>大規模な災害によって発生する感染症のまん延を防ぐため、災害時における防疫活動を迅速および的確に実施するため、防疫体制の整備に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防疫用資器材の備蓄と防疫体制の構築
5 遺体の取扱体制の整備	<p>行方不明者の捜索、遺体の収容、検視・検案等の各段階において、市および関係機関が相互の役割を理解し、連携して取り組む体制を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体の収容等の取扱体制の構築と収容施設等の選定

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担 当	対 策 内 容
1 救助体制の強化	防災課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助・救命に関する知識・技術の普及
	消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助・救命に関する知識・技術の向上
	自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共助による救助・救命の体制づくり
2 医療体制の強化	防災課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織等による自主救護体制の整備 ・ 市民への応急手当の知識の普及
	健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護班の活動体制の整備 ・ 市災害医療コーディネーターの設置 ・ 後方医療体制の整備 ・ 応援体制の整備
3 医薬品等の確保	健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市薬剤師会等との連携・協力体制の構築 ・ 医薬品が不足した場合の備え
4 防疫体制の整備	健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防疫活動組織の整備 ・ 防疫用資器材の備蓄
5 遺体の取扱体制の整備	市民課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体収容所の運営体制の整備 ・ 遺体収容所の指定・公表

1 救助体制の強化

1-1 救出用資機材の整備

市は、大規模な災害が発生した場合、自主防災組織、自治会、災害時支援ボランティア、地域住民等が救出・救助活動を行えるよう、必要な資機材等を防災倉庫等に整備する。

また、消防機関は、防災訓練等を通じて、それらの資機材の正しい使用方法等の指導に努める。

1-2 救助に関する知識・技術の普及

大規模な災害により、多数の救助が必要となった場合、自主防災組織、自治会、災害時支援ボランティア、地域住民等が救助を行う必要があるため、市および消防機関は広報紙の配布や防災訓練等を通じて、救助に関する知識・技術および連携活動要領の普及を図る。

2 医療体制の強化

2-1 初動医療体制の整備

(1) 医療救護所等の設置および医療救護班の活動体制の整備

資料編 2-7-2 「市内医療機関」

① 医療救護班の編成

ア 医療救護班の活動体制の整備

医療救護班、歯科医療救護班および薬剤師班等を編成できるように、市医師会、市歯科医師会および市薬剤師会等と協定締結を継続し、救護所のスタッフの編成計画を定める。

イ 体制の強化

市は、医療救護所の運営マニュアルを作成するとともに、医療救護所の設置運営訓練を実施し、マニュアル内容の確認、検証を行う。

② 医療救護活動拠点の整備

市は、医療救護活動拠点を設置して、市災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等ができるように体制を整備する。

名称	説明
医療救護活動拠点	市が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所 急性期以降は、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整する。

③ 医療救護所の選定および施設の点検

医療救護所には、次の2種類がある。

名称	説明
緊急医療救護所	市が、発災後速やかに、災害拠点病院などの近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に設置する医療救護所 主に傷病者のトリアージ、軽傷者に対する応急処置および搬送調整を行う場所
避難所医療救護所	市が、自主防災組織等と協力して、おおむね急性期以降に、多数（500人以上）の避難者を受け入れた避難所内に設置する医療救護所（病院がない地域等は、おおむね超急性期までに設置） 避難所運営班長は、保健管理班長と連携し、医療救護活動が容易に行われるよう、設置に協力する。

市は、災害が発生した場合に備え、あらかじめ医療救護所を設置する施設を選定する。災害が発生した場合、ただちに救護所が設置され、医療救護活動が円滑に開始されるよう、設営や運営に必要な資機材を整備するとともに、平常時より医療救護施設予定地の設備等の点検を行う。

④ その他の医療体制の整備

ア 消防署等と連携した現場救護所の開設

市は、多数の傷病者の発生現場に青梅消防署等が開設する現場救護所に、必要に応じ医師等の派遣を調整する。

このため、青梅消防署は市医師会との連携訓練を実施する。

イ 東京DMAT（災害派遣医療チーム）との連携

東京DMAT出動が要請されると、市立総合医療センターでは、医師、看護師等による東京DMATを編成・待機させる。青梅消防署は災害現場において、東京DMATと連携し、被災者に迅速な医療・救護を提供する。このため、青梅消防署は東京DMATとの連携訓練を実施する。

(2) 自主防災組織等による自主救護体制の整備

市は、災害時の初期医療をより円滑に執り行うために、地域の自主防災組織等が医療救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護を行う場合などに配慮した医療救護班の活動を支援するための計画を定める。

(3) 情報連絡体制の整備

市は、市域内の被災状況や医療機関の活動状況について迅速に把握するとともに、西多摩保健所や地域災害医療コーディネーターと連携を図るため、市災害医療コーディネーターを設置する。

2-2 搬送体制の整備

(1) 緊急車両等による搬送体制の整備

市は、緊急車両等を活用した医療救護所（緊急医療救護所を含む）の傷病者の搬送体制を構築する。

青梅消防署は、災害時には多くの負傷者の発生が予想されるため、救急車、人員輸送車等による救出・救助した負傷者の搬送体制の強化に努める。

(2) ヘリコプターによる搬送体制の整備

資料編 2-5-5「ヘリコプター運用」

重症患者等緊急を要する場合の搬送については、ヘリコプターによる搬送を行う必要があることから、市は、ヘリコプターによる搬送の要請方法、ヘリコプター臨時着陸場所緊急離着陸場等、必要な事項を定めておく。あわせて、学校施設へのヘリサインの整備を進める。

2-3 後方医療体制の整備

資料編 2-7-1「災害拠点病院・災害拠点連携病院」

市内の医療機関等で対応できない重症者等を、後方医療機関に搬送し、治療および入院等の処置を行うため、災害時に迅速かつ円滑に搬送できるよう、地域災害医療コーディネーター、西多摩医師会、医療関係機関と連携し、情報連絡体制、搬送体制等の整備に努める。

2-4 応援体制の整備

市は、大規模な災害等により、医師・医薬品等が不足して、市内の医療機関で対応できない場合、地域災害医療コーディネーターに迅速かつ円滑に応援を要請するため、要請方法等の整備を図る。

2-5 応急手当の普及

資料編 2-7-3「AED設置場所」

大規模な災害が発生し、多数の負傷者が発生した場合または道路等が被災して交通がまひした場合には、医療機関による十分な医療措置ができないおそれがあることから、自主防災組織・市民等による応急手当が重要となる。

そのため、市は、消防機関や医療機関と連携して止血・人工呼吸等の応急手当の講習会等を開催し、その普及に努める。また、AED（自動体外式除細動器）の設置場所について周知する。

2-6 保健衛生体制の整備

被災者の健康保持、感染症の予防や生活環境の向上、被災者の精神不安に対応するためのメンタルケアなどの保健予防活動のため、保健師、管理栄養士、その他必要な職種からなる保健活動班の設置に向けた体制の整備を図る。なお、保健師については、組織横断的な連携による情報収集や情報共有を核にした情報分析・判断、活動方針・対応方法の決定等を行う「統括保健師」の設置を検討する。

3 医薬品等の確保

3-1 医薬品等の備蓄

市は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等と協議の上、医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。

備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とする。

3-2 市薬剤師会等との連携・協力体制の構築

① 市は、市薬剤師会等と災害時の協力協定を締結するなど、関係機関との連携・協力体制を整備しておく。

② 市は、市薬剤師会と連携して、災害薬事センターの設置場所、センター長の選出や運営方法、納入先および納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議しておく。

なお、卸売販売業者は、原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は市の災害薬事センターへ納品するものとする。

③ 市は、医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に市薬剤師会および卸売販売業者と協議しておく。

なお、市は発災後に円滑に卸売販売業者から調達ができるよう、事前に供給協力協定を締結しておく。

3-3 医薬品等が不足する場合の体制整備

必要な医薬品および衛生材料等が不足する場合、都、西多摩医師会、協定締結市区町村等に医薬品の供給要請を行うため、それらの関係機関との体制の整備に努める。

4 防疫体制の整備

4-1 防疫活動組織の整備

市は、被害の程度に応じ迅速適切に防疫活動ができるよう動員体制を計画するとともに、都と災害時における防疫協力体制を整備する。

4-2 防疫用資器材の備蓄

市は、防疫および保健衛生用資器材の備蓄・配布計画を策定しておく。

4-3 動物救護

市は、都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。

(⇒第2部第9章第4節3「動物救護」参照)

5 遺体の取扱体制の整備

5-1 遺体収容所の運営体制の整備

遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。

- 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
- 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項
- 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
- 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管および整備に関する事項

5-2 遺体収容所の指定・公表

遺体収容所は、死者への尊厳や遺族への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定するよう努める。

- 屋内施設
- 避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設
- 検視・検案も実施可能な一定の広さを有する施設
- 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設

なお、指定に当たっては、水、通信等のライフラインおよび交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。

第4節 応急対策

【活動のポイント】

実施項目	活動のポイント
1 救助・救急活動	消防署等各機関は、人命の救助を基本として被災者の救助活動を迅速かつ適切に行う。また、被災者が多数生じ、各機関による対応が遅れる場合には、市民および自主防災組織、災害時支援ボランティア等が、発災後地域内の被災状況を把握し、協力して救助活動を行う。 市は、必要に応じ医療機関に現場への出動を要請する。
2 医療救護	市は、市医師会、市災害医療コーディネーター等と連携し、被害情報・医療関係機関の参集状況・資器材の確保状況などの医療情報を収集・伝達する。 地区の被害状況に応じて、市民センターに医療救護所を設置し、迅速に医療救護活動体制を確立する。
3 医療資器材の確保	災害薬事センターを設置するとともに、状況に応じて都、卸売販売業者から調達し、医療資器材の確保を図る。
4 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等	多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、市は都と連携して遺体収容所を迅速に確保する。 遺体の検視・検案を行い、死亡確認手続きや遺族への引渡し、火葬手続きを行う。

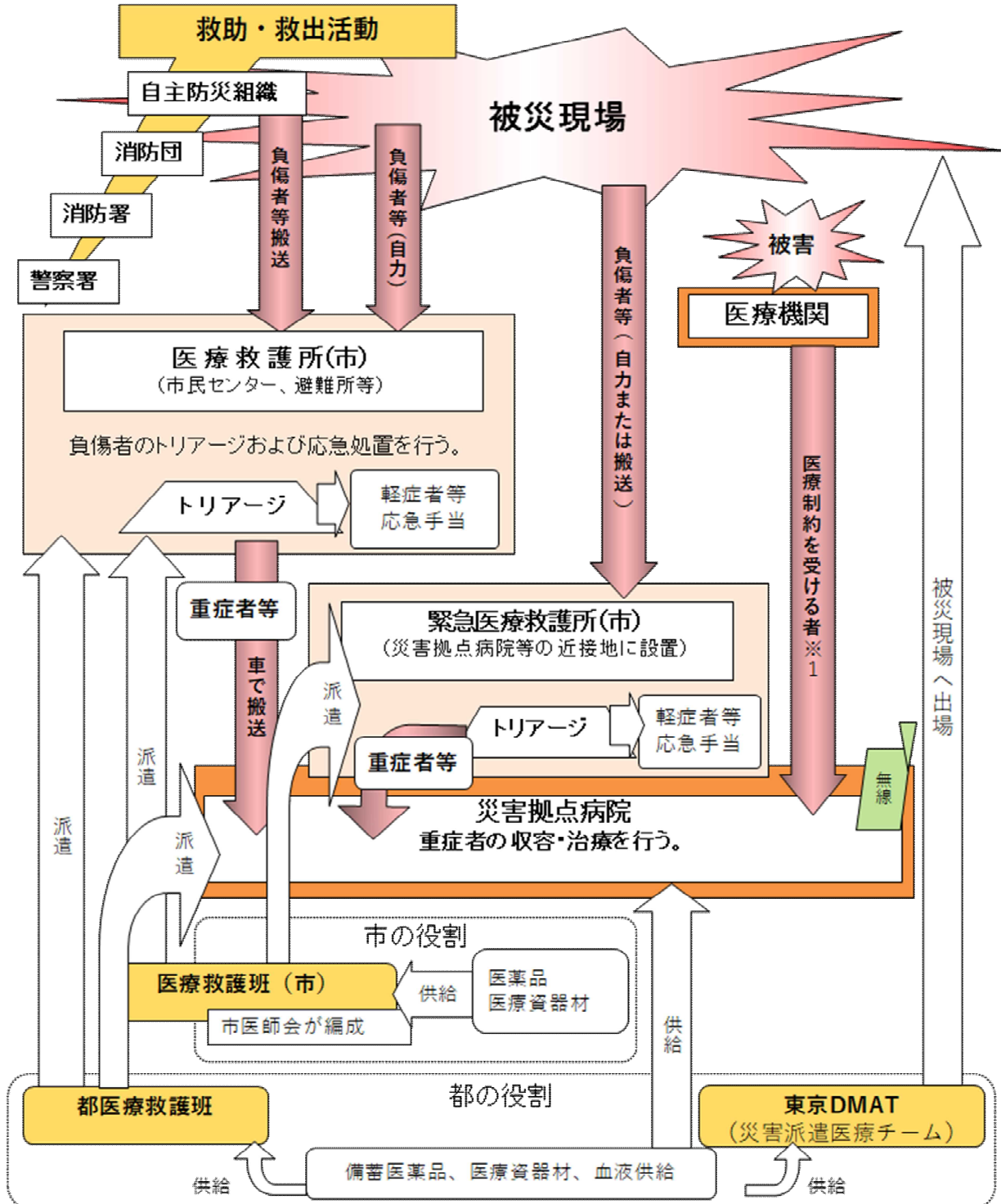
【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担 当	対 策 内 容
1 救助・救急活動	青梅消防署 青梅警察署 青梅市消防団 自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 救助救急活動の実施 (現場救護所支援、東京DMAT(災害派遣医療チーム)や医療機関等との連携を含む。)
2 医療救護	保 健 管 理 班	<ul style="list-style-type: none"> 医療情報の収集伝達体制の確立 医療救護班等の編成 傷病者の搬送 医療救護所等の設置 保健衛生活動の実施
	青 梅 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、被災現場から医療救護所までは市が対応し、医療救護所から医療機関までは、都および市が対応するが、消防署は可能な範囲で医療機関への搬送に協力する。
3 医療資器材の確保	保 健 管 理 班	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品等の調達および配布
4 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等	関 係 各 機 関	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の捜索・収容
	市 民 班	<ul style="list-style-type: none"> 遺体収容所の運営管理

■医療救護活動におけるフェーズ区分

区分		想定される状況	主な医療救護活動
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捜索・救助救急 ・ 医療救護班編成 ・ 医療救護所開設
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受け入れが少ない状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捜索・救助・救急 ・ 救急医療 ・ 重症患者の搬送 ・ (防疫活動)
2	急性期 (72時間～ 1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捜索・救助・収容 ・ 防疫活動 ・ 被災者の医療ケア
3	亜急性期 (1週間～ 1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の心のケア
4	慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況	
5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況	

■救助・医療救護の流れ



※1 「医療制約を受ける者」とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。

1 救助・救急活動

1-1 青梅消防署の活動

(1) 救助救護活動

生存者のいる緊急を要する被災現場を優先して、特別救助隊および救急隊が連携し、救助・救急資機(器)材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に関しては、第九消防方面本部等の消防救助機動部隊の出場要請を行う。

また、災害発生直後から概ね72時間の間、多数の傷病者の発生等、被災現場において医師等が必要となる場合には、東京消防庁警防本部を通じ東京DMAT（災害派遣医療チーム）を要請し、連携活動を行う。

(2) 迅速な調達

救助・救急活動に必要な重機等に不足が生じた場合は、市を介して関係事業者との協定等にもとづく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。

(3) 仮救護所・現場救護所の設置

救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署および出張所等に仮救護所を設置するとともに、多数の傷病者が発生した現場に現場救護所を設置し、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。

また、必要に応じて市・医療救護班の出場や市を通じ医師の派遣を要請し、応急処置、トリアージ等を連携して行う。

(4) 傷病者の搬送

所定の基準および医師、救急救命士等のトリアージにもとづき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車およびヘリコプター（東京都ドクターヘリを含む。）等を活用して、受入れ可能な医療機関へ迅速に搬送する。

なお、搬送車両の不足等、状況に応じて市、都との連携を行う。

(5) 協力体制

青梅警察署、自衛隊、消防団、災害時支援ボランティア、自主防災組織等と協力し、救助・救急の万全を期する。

1-2 青梅警察署の活動

(1) 救出・救助活動

救出・救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動をする被災場所を優先的に行う。

(2) 負傷者の引き継ぎ

救出した負傷者は、医療救護所または医療機関に引き継ぐ。

(3) 重機类等装備資器材等の活用

救出・救助に当たっては、重機类等装備資器材等を有効に活用する。

(4) 協力体制

青梅消防署、自衛隊、自主防災組織等と協力し、救出・救助の万全を期する。

1-3 青梅市消防団の活動

(1) 災害の発生初期活動

災害の発生初期活動において、消防団員は自主防災組織および付近住民と協力して救助・救出活動を行う。

(2) 派遣要請

救出に困難が予想される場合または負傷程度が大きい場合は、ただちに団本部に連絡し、消防署隊の要請、または医療救護班の派遣を要請するなどの措置をとる。

(3) 消防隊および医療救護班が出動した場合の活動

消防署隊および市の医療救護班が出動した場合は、消防署隊現場責任者の指示により、担架による救出搬送、応急手当、付近の交通整理等にあたる。

1-4 自主防災組織の活動

第2部第2章第4節2の応急対策を実施する。

2 医療救護

2-1 医療情報の収集伝達体制

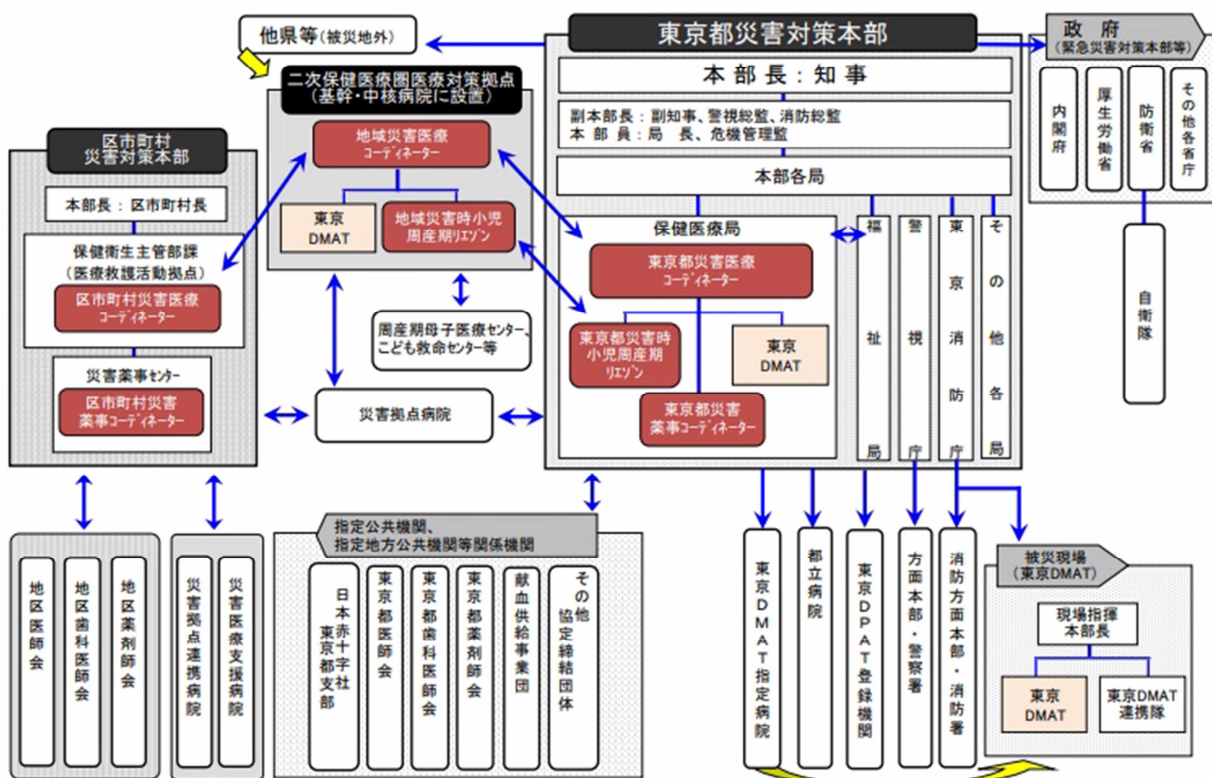
(1) 情報収集および報告

市は、市医師会および市災害医療コーディネーター、市災害薬事コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所および薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともに圏域内の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。

(2) 市民への周知

医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を地域住民に周知する。

■災害時における医療救護活動の情報連絡系統図(東京都保健医療計画による)



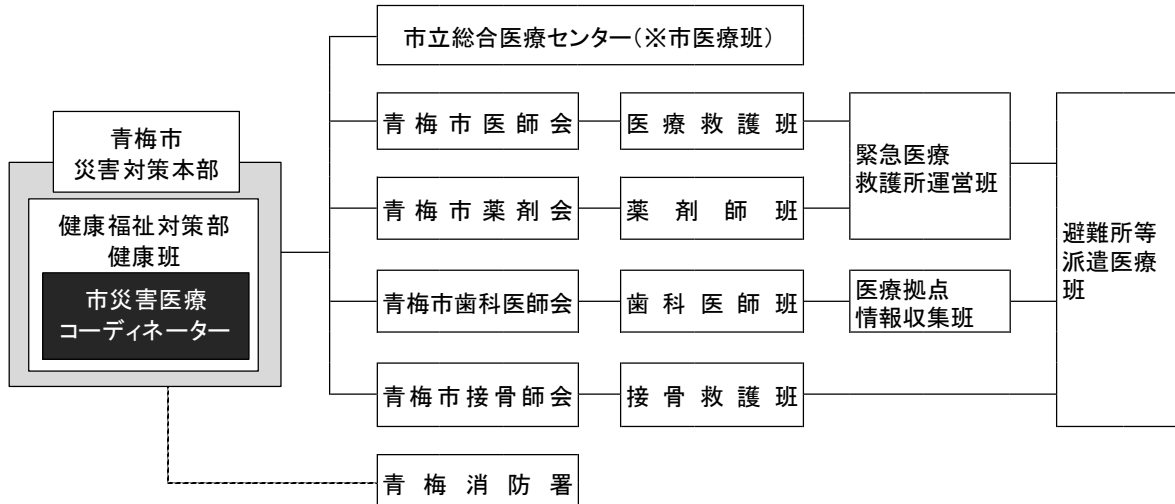
2-2 初動期の医療救護活動

(1) 医療救護の流れ

市は、災害時における医療救護を一時的に実施する。その際、市災害医療コーディネーターの助言を受け、市内の医療救護活動を統括・調整する。

(2) 医療救護活動

① 医療救護活動組織



※ 市立総合医療センターは、地域災害拠点中核病院に指定されており、災害時には多くの負傷者等の医療救護活動を行うこととなることから、市立総合医療センター災害対策本部は、震災発生後に収集した患者および職員等の被災状況や、医療活動を行ううえで必要な人員等を判断し、市医療班を編成する。

② 医療救護方針の決定

健康福祉対策部は、市災害医療コーディネーターの助言、市内の被害状況、避難所、医療機関等の被災状況を踏まえ、初動医療救護活動方針を決定し、市災害対策本部に連絡する。

③ 医療救護班の編成と派遣

健康福祉対策部は、地震により多数の負傷者が発生した場合は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市接骨師会への派遣要請を行い、災害医療活動拠点への参集を求めた上で、必要な医療救護班等を編成し、緊急医療救護所に派遣して医療救護活動を実施する。その後さらに必要と判断されるときは、医療救護班等を避難所医療救護所に派遣して、医療救護活動を実施する。

緊急医療救護所および避難所医療救護所に派遣する医療救護班その他の編成班の活動内容は概ね次のとおりとする。

区分	活動内容
医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> 傷病者に対するトリアージ 傷病者に対する応急処置および医療 傷病者の収容医療機関への移送の要否および移送順位の決定 死亡の確認および検案への協力 助産救護 その他、都と協議の上必要と認められる業務
歯科医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> 各歯科医院から市内全域の被害情報の収集 稼働歯科医院、かかりつけ歯科医院等の情報提供および紹介 避難所内における移送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療・衛生指導 検視、検案に際しての法歯学上の協力
薬剤師班	<ul style="list-style-type: none"> 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 傷病者に対するトリアージの協力 医療救護所および医薬品の集積場所等における医薬等の仕分け、管理および受発注 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 避難所の衛生管理・防疫対策への協力
接骨救護班	<ul style="list-style-type: none"> 骨折した傷病者に対する応急措置 後方医療施設への移送の要否および転送順位の決定

ここに定めることのほか、緊急医療救護所および避難所医療救護所における活動について、必要な事項は別に定める。

④ 東京都への支援要請

健康福祉対策部は、③の医療救護班等だけでは不十分と判断した場合は、市災害医療コーディネーターを通じて、地域災害医療コーディネーターに応援を要請する。

地域災害医療コーディネーターは、市が派遣要請したとき、または状況から必要と認められた場合は、都に医療救護班の派遣を要請する。

⑤ 助産救護活動

ア 助産救護班の編成

災害のため助産の途を失った者に対して次のとおり医療救護班より助産救護班を編成し、分べんの介助等必要な救護を行う。

なお、助産の対象者は、災害の発生の日以前または以後7日以内に分べんした者とする。

- | | | |
|-------|----|------|
| • 医師 | 1名 | (班長) |
| • 助産師 | 2名 | |

イ 助産救護活動

助産救護班の編成、輸送等は、医療活動に準じて行うものとし、業務内容は次のとおりとする。なお、助産の期間は、分べんした日から7日以内とする。

- 分べんの介助
- 分べんの前および分べん後の処置
- 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産救護に要する資材

品名	数量	所在		
		名称	場所	電話
助産救護資材	1式	市立総合医療センター	東青梅 4-16-5	22-3191

エ 助産救護活動の記録および報告

健康福祉対策部長は、助産救護活動の状況を随時本部長に報告するとともに、「助産記録」(様式7-4)により活動状況を取りまとめ、所掌業務完了後速やかに本部長に報告するものとする。

⑥ 医療救護所等の設置の広報

健康福祉対策部長は、医療救護所等を開設した場合は、速やかに企画対策部広報班等を通じ市民に周知する。

⑦ 避難所等において定点・巡回診療を実施

市は、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、接骨救護班等と協力し、避難所等において定点・巡回診療を実施する。

⑧ 医療救護活動の記録および報告

健康福祉対策部保健管理班長は、医療救護活動の実施状況について随時本部長に報告するとともに、「医療救護記録」(様式7-1)、「医療班医薬品衛生材料使用簿」(様式7-2)、「医療班の編成および活動記録」(様式7-3)により活動状況を取りまとめ、所掌業務完了後速やかに本部長に報告する。

(3) 山間部における医療救護活動

① 医療スタッフの派遣等

山間部においては、地震等により、道路の寸断や通信線の断線が発生し、多くの集落が孤立し、孤立地域が生ずる可能性がある。

孤立地域における負傷者への応急医療救護活動は、まずその地区内で行うが、地区内に医療施設がないなど十分な治療ができない状況も想定される。

その場合には、市は、医療スタッフの派遣、医療資器材の搬送を地域災害医療コーディネーターに要請する。

② ヘリコプターの活用による搬送

孤立地区においては、ヘリコプター離着陸場がない場合が想定される。このため、市は、代替手段としてヘリコプターのホイストが行える地点を事前に選定しておく。

2-3 傷病者等の搬送体制

(1) 傷病者等の搬送

健康福祉対策部長は、医療救護を行なった被災者のうち、病院または診療所に収容する必要がある者について、青梅消防署に搬送を要請するものとするが、搬送車両や人員が不足する等対応が困難な場合は市公用自動車により保健管理班が行う。

なお、道路の被害等で車両による搬送が困難な場合は、ヘリコプターによる搬送を要請する。

(2) 医療スタッフの搬送

市が派遣する医療救護班等については市が対応し、都が派遣する医療救護班については都が対応することを原則とする。

2-4 災害時後方医療体制

資料編 2-7-1「災害拠点病院・災害拠点連携病院」

市立総合医療センターは、地域災害拠点中核病院に指定されており、その他、多摩地域には災害拠点病院が複数指定されている。

災害時には、多くの負傷者等に対応するため、都は、災害拠点病院や災害拠点連携病院を始め、全ての医療機関に空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請することとなっており、市も、市内医療機関に対して要請する。

2-5 保健衛生

(1) 保健活動

① 保健活動班の編成

保健管理班は、市保健師活動マニュアルにもとづき、巡回健康相談等を行うため、保健師、管理栄養士・歯科衛生士など必要な職域から成る保健活動チームを編成し、避難所等に派遣し、健康に関する相談を行う。

② 保健活動班の活動内容

保健活動班は、防疫班と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。主な活動内容は、次のとおりとする。

- 避難所における健康相談
- 地域における巡回健康相談
- その他必要な保健活動

③ 他縣市からの応援職員の受入れ

市は、必要に応じて応援協定にもとづき、他縣市に保健活動班の派遣を要請する。また、派遣職員の受入れおよび搬送体制の確立、ならびに活動拠点の確保を図る。

(2) こころのケア**① 相談窓口の設置**

市は、保健活動班を中心に、必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。

② メンタルヘルスケアへの対応

被災住民の心的外傷後ストレス障害(PTSD)をも視野に入れて、メンタルヘルスケア体制を整備し、被災の状況に即して活動する。

③ 精神科医療体制の確保

精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。避難所等での精神疾患の発症・急変への対応等が市で困難な場合は、都に東京DPAT(災害派遣精神医療チーム)の派遣を要請する。

(3) 医療的ケアが必要な市民への対応

市は、在宅難病患者、在宅等の医療的ケアが必要な市民を支援するため、安否確認や医療機関の情報提供、都への支援要請等を行う。

① 在宅難病患者への対応

市は、西多摩保健所と連携し、在宅難病患者の状況把握に努めるとともに、必要に応じて、都に対して、在宅難病患者の搬送および救護体制の支援を要請する。

② 在宅人工呼吸器使用者への対応**ア 安否確認**

市は、自主防災組織と連携し、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。

イ 在宅療養の継続支援

人工呼吸器使用者および家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。

ウ 都への支援要請

在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

(4) 被災動物の保護

被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。

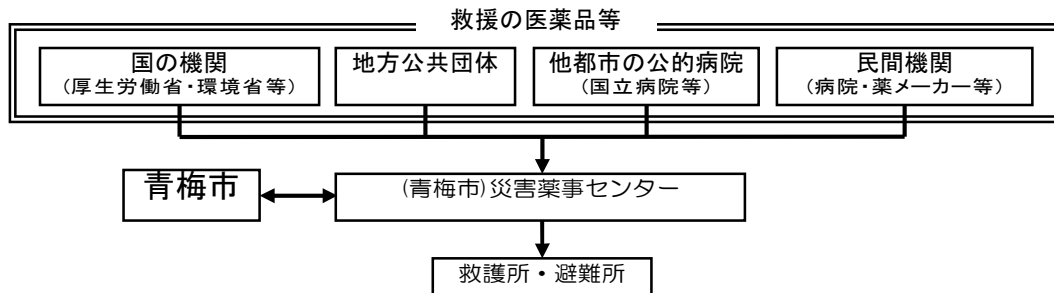
(⇒第2部第9章第4節3「動物救護」参照)

3 医療資器材の確保

3-1 医薬品、医療資器材の確保

(1) 医薬品等の調達の流れ

災害現場において、必要な医療資器材および医薬品等の調達の流れは、以下のとおりとなる。



(2) 災害薬事センターの設置、運営体制の確立

① 災害薬事センターの設置

市は、市薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所等への医薬品等の発注、供給拠点となる「災害薬事センター」を発災後速やかに設置する。災害薬事センターは、都等からの医薬品等の受入れ、受入品の仕分け、管理および医療救護所等への供給を行う。

② 災害薬事コーディネーターの選任

あらかじめ定めている手続きにより、災害薬事コーディネーターを市薬剤師会から選任する。

災害薬事コーディネーターは、市災害医療コーディネーター、地域災害医療コーディネーターおよび東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。

(3) 備蓄医薬品等の使用および他機関への要請

① 備蓄医薬品等の使用

市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会と協議の上、発災直後は市立総合医療センターで備蓄する医薬品、資器材を医療救護所や避難所等において使用する。

② 不足する場合の調達原則

備蓄医薬品等が不足する場合は、市薬剤師会と協議の上、以下の原則で調達する。

ア 西多摩医師会、西多摩薬剤師会等への要請

西多摩医師会、西多摩薬剤師会等に協力を要請するとともに、薬剤師会医薬品管理センターや薬局等へ提供を要請する。

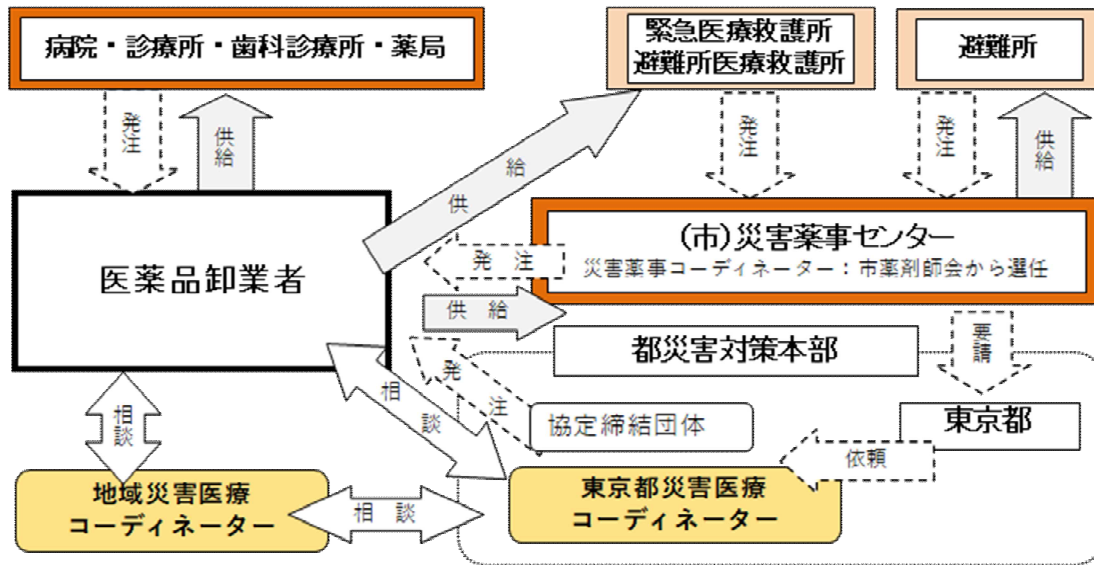
イ 都への要請

都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が市区町村へ配送する(状況に応じて都への備蓄供出要請の前に以下に示す卸売販売業者からの調達を行う)。

ウ 医薬品等の卸売販売業者への発注

エ 市薬剤師会と協議の上、医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する。

③ 医薬品調達の流れ



- ① 市は、卸売販売業者へ必要な医薬品を発注し、卸売販売業者が市へ納品する。
- ② 市での調達が不可能な場合は、市は都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が市へ納品する。
- ③ ①②どちらの場合でも発注（または調達要請）方法、および卸売販売業者からの納品方法は以下のとおりとする。

〔医療救護所〕

- ・ 発注：市区町村の災害薬事センターでとりまとめて発注（または調達要請）
- ・ 納品：卸が各医療救護所へ直接納品

〔避難所〕

- ・ 発注：市区町村の災害薬事センターでとりまとめて発注（または調達要請）
- ・ 納品：卸は市区町村の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けた上で各避難所へ配送

※ 都協定締結団体 東京都薬剤師会、日本産業・医療ガス協会、東京医薬品卸業協会、大東京歯科用品商協同組合、日本衛生材料工業連合会、日本医療機器協会

(4) 医薬品等の搬送

市が備蓄する医薬品等の供給および災害薬事センターから市が設置する医療救護所等への搬送は、市が対応する。都が備蓄・供給する医薬品・医療資器材等の搬送は、都が対応する。

(5) 使用した医薬品等の費用の扱い

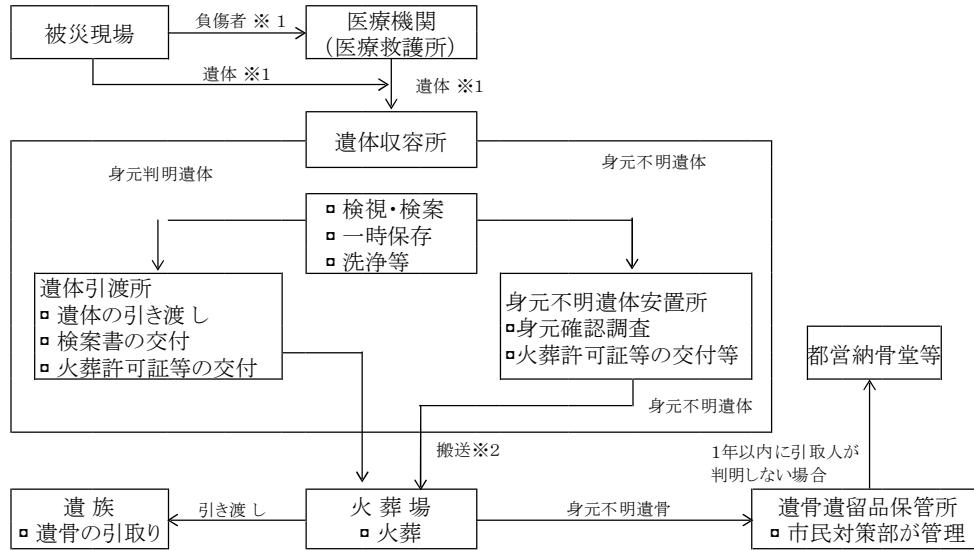
- ① 医療救護所で使用する医薬品、資器材は、市で確保することが原則であるが、必要により医療救護班が携行したものをを使用した場合は、市がその費用を負担する。
- ② 都医療救護班は、原則として携行した医薬品、資器材を使用する。

3-2 輸血用血液製剤の確保

健康福祉対策部は、医療機関から輸血用血液製剤の供給の要請があった場合は、都保健医療局に輸血用血液製剤供給の要請を行う。都は、必要に応じて、日本赤十字社東京都支部、献血供給事業団に輸血用血液製剤等の供給要請を行う。

4 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

■遺体取扱いの流れ



※1 警視庁は、市区町村が実施する遺体の捜索・収容等に協力する。自衛隊は、都の要請にもとづき、行方不明者の救助・救出を行い、遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※2 市区町村の要請にもとづき、都福祉局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請。

4-1 行方不明者の捜索

市は、関係機関と連携し、行方不明者の捜索を統括し、遺体の収容を実施する。

(1) 機関別活動内容

機関名	活動内容
市	<ul style="list-style-type: none"> 都総務局、青梅警察署および青梅消防署と連携し、遺体を捜索し発見した遺体を遺体収容所に収容する。 状況に応じて作業員の雇上げやボランティアの協力を得る。 災害救助法が適用された場合は、都知事の補助機関として捜索を実施する。
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連絡調整に当たる。
青梅警察署	<ul style="list-style-type: none"> 青梅消防署、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 市が実施する遺体の捜索・収容に協力する。 行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。
青梅消防署	<ul style="list-style-type: none"> 青梅警察署、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、行方不明者等の救助・救出に万全を期するとともに、救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体に関し、関係機関へ引き継ぐなど、適切な処理を行う。
陸上自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> 都の要請にもとづき、行方不明者等の救助・救出を実施、救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

※ 上記以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、市に連絡する。なお、上記機関が直近で活動している場合は当該機関に通報する。

様式編 11-13「臨時雇上作業員勤務状況表」 11-14「労務者調達要請書」

(2) 書類・帳票の記録

市民班は、行方不明者の捜索および行方不明者の捜索に伴い遺体を発見・収容した場合に備えて必要な書類・帳票に記録する。

様式編 7-6「捜索用機械器具燃料受払簿」	7-7「遺体の捜索状況記録簿」
7-8「災害遺体番号札」	7-9「遺体調書」
7-10「遺体処理台帳」	11-8「救助の実施記録日計票」
11-9「救助日報」	11-10「災害救助法に基づく救助措置および救助費報告」

(3) 遺体の捜索、処理の期間と国庫負担

遺体の捜索、処理の期間や国庫負担の対象となる経費等については、厚生省告示「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」にもとづき、下表のとおり定められている。

■ 遺体の捜索期間と国庫負担

区 分		内 容
捜索の期間		災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)		災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を捜索する必要がある場合は、捜索の期間内(10日以内)に下記の事項を明らかにして、都知事に申請する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 延長の期間・期間の延長を要する地域 ・ 期間の延長を要する理由(具体的に記載すること。) ・ その他(期間延長によって捜索されるべき遺体数等)
国庫負担	対象となる経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 船舶その他捜索に必要な機械器具の借上費または購入費で、直接捜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費または購入費 ○ 捜索のために使用した機械器具の修繕費 ○ 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代および捜索作業を行う場合の照明用代等の灯油
	費用の限度額	金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 捜索のために要した人件費および輸送費も国庫負担の対象 ○ いずれも経理上、捜索費と分け、人件費および輸送費として、それぞれに一括計上

4-2 遺体の搬送および収容

市民対策部は、遺族等による遺体の搬送が困難な場合は、遺体収容所に搬送する。

遺体の搬送にあたり、青梅警察署への通報を行うとともに、状況に応じて都および関係機関への協力依頼、作業員の雇上げまたはボランティアの活用等を行う。

遺体収容所における遺体の受付に支障のないよう、遺体に「災害遺体番号札」(様式7-8)を貼付し、遺体の発見者、発見日時、場所、身元等を記入した「遺体調書」(様式7-9)を遺体とともに遺体収容所へ送付する。

身元の明らかな遺体を搬送する場合は、遺族等が付き添うことを原則とする。

様式編 11-13「臨時雇上作業員勤務状況表」 11-14「労務者調達要請書」

(1) 遺体収容所の設置

災害により多数の死者が発生した場合、市民対策部は教育対策部の協力を得て、遺体収容所の設置準備を実施し、順次開設し、開設状況を都および警視庁(青梅警察署)に報告するとともに、市民等へ周知する。

市のみでは十分な対応ができないと認められる場合は、都および関係機関に応援を要請する。

(2) 遺体収容所の運営

市民対策部は、遺体収容所に管理責任者をおき、遺体収容所設置に関する初動的な対応や遺体収容所における各種業務を円滑に遂行するため、都等と連絡調整等にあたる。

市は、都および警視庁(青梅警察署)と連携の上、遺体収容所における検視・検案業務等を迅速かつ適切に行える体制を整備する。

(3) 納棺用品等の確保

市民対策部は、葬儀業者等の協力を得て、遺体の安置に必要な納棺用品、ドライアイス等を確保する。特に、遺体の腐敗防止の対策を徹底する。

4-3 検視・検案・身元確認等

(1) 検視・検案

健康福祉対策部は、遺体の検視・検案に関し、関係機関に協力する。

機関名	活動内容
市	<ul style="list-style-type: none"> 健康福祉対策部は、遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備を行う。 検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定する。
都保健医療局	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置をとる。 検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置をとる。 検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請する。
監察医務院	<ul style="list-style-type: none"> 警視庁遺体取扱対策本部長(刑事部長)と調整の上、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣する。 検案班の指揮者(監察医務院長が指定した監察医等)は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施する。 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を行う。 大規模災害時においては、監察医制度の施行区域(区部)にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。
青梅警察署	<ul style="list-style-type: none"> 検視班等を編成し、遺体収容所等に派遣する。 検視班は、検視規則および死体取扱規則等に遺体の検視およびこれに必要な措置を実施する。 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。

(2) 身元不明遺体の身元確認

- ① 市は、身元不明遺体の取扱いの適正を期するため、都および青梅警察署等と緊密な連携体制を確保し、青梅警察署と協力して身元確認調査を行う。
- ② 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。
- ③ 警視庁(身元確認班)より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間(概ね1週間程度)を経過した身元不明遺体を火葬する。
- ④ 引取人のない焼骨については、火葬場から引取り、引取人が現れるまでの間、保管する。
- ⑤ 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。

4-4 遺体の取扱い

(1) 死亡者に関する情報提供

市は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都および警視庁（各所轄警察署）と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制を整備する。

(2) 遺体の遺族への引渡し

警視庁や関係機関と連携し、警視庁「遺体引渡班」の指示にしたがって、遺体の遺族への引渡しを実施する。

(3) 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等についての取組内容

遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、市は、遺体収容所等において死亡届を受理する。

(4) 遺体処理の期間等と国庫負担

市は、死亡届を受理した後、速やかに埋火葬許可証または特例許可証を発行する。遺体処理の期間等と国庫負担はつぎのとおりである。

区 分	内 容
遺体処理の期間	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内(10日以内)に内閣総理大臣(市区町村長の場合は知事)に申請する。
国庫負担の対象となる経費	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の一時保存のための経費 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用

第5節 復旧対策

【活動のポイント】

実施項目	活動のポイント
1 防疫体制の確立	被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生およびまん延を防止する。
2 火葬	棺や火葬場の確保、必要時に応じて火葬許可証に代わる証明書「特例許可証」を発行するなど、速やかに火葬体制を確保する。

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担当	対策内容
1 防疫体制の確立－1 【総括的業務】	防災班	<ul style="list-style-type: none"> 防災関係機関との情報連絡手段の確保 市民への災害情報の伝達 異常現象を把握した場合の都および気象庁への通報
1 防疫体制の確立－2 【防疫活動】	市防疫班	<ul style="list-style-type: none"> 健康調査および健康相談 避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 感染症予防のための広報および健康指導 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理
	市消毒班	<ul style="list-style-type: none"> 患者発生時の消毒(指導) 避難所の消毒(指導)
	保健活動班	<ul style="list-style-type: none"> 健康調査および健康相談の実施 広報および健康指導
	市・都食品衛生指導班	<ul style="list-style-type: none"> 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 食品集積所の衛生確保 避難所の食品衛生指導 その他食品に起因する危害発生の防止 食中毒発生時の対応 避難所における食品取扱管理者の設置促進等 食品衛生管理体制の確立 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 手洗いの励行 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 情報提供 殺菌、消毒剤の調整
2 火葬	環境衛生指導班	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水の塩素による消毒の確認 市民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 市民への消毒の実施方法および残留塩素の確認方法の指導 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導
	関係各機関	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の遺族への引渡し、埋葬・火葬の手続き
	市民班	<ul style="list-style-type: none"> 遺体収容所の運営管理

1 防疫体制の確立

1-1 防疫活動体制の編成

所属職員や他自治体の応援職員等の中から、「防疫班」、「消毒班」、「保健活動班」を編成（または担当者を配置）するとともに保健所と連携し、防疫活動を実施する。

1-2 防疫活動の実施

様式編 7-5「防疫活動の記録」

市は、災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所の衛生、感染症防止対策、ねずみ、昆虫等の駆除等を行う。

被災戸数および防疫活動の実施について、都保健医療局に対し、迅速に連絡する。

なお、防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないとする場合は、都保健医療局または市医師会等に協力を要請する。

また、都が活動支援や指導、市区町村調整を行う場合、協力する。

(1) 防疫班

防疫班は、医療救護班・保健活動班等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握する。

防疫班は、インフルエンザや麻疹などの流行状況を踏まえ、予防接種を実施するなど、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。

(2) 消毒班

消毒班は、防疫班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒(指導)・避難所の消毒の実施および指導を行う。

(3) 保健活動班

保健活動班は、健康調査および健康相談の実施と並行して、都保健所の食品衛生指導班および環境衛生指導班等の協力を得て、広報および健康指導を行う。

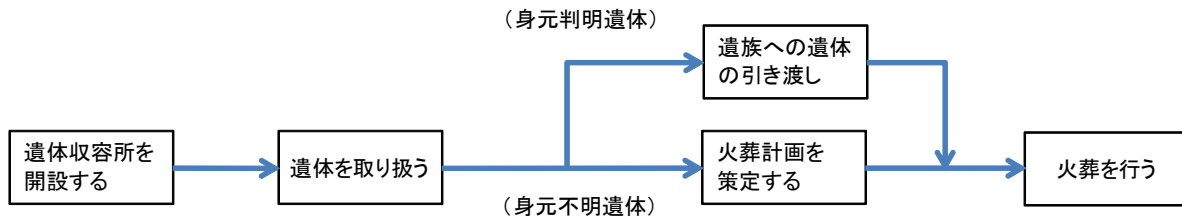
1-3 被災動物の保護

被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。

(⇒第2部第9章第4節3「動物救護」参照)

2 火葬

■火葬体制



2-1 火葬特例の適用・許可証発行

通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。

2-2 火葬場の確保

- ① 発災後、市民対策部は火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保する。
- ② 状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。
- ③ 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。
- ④ 都の調整の下、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認する。

2-3 火葬場までの遺体の搬送

様式編 7-11 「災害遺体送付票」

- ① 市民対策部は、遺体の搬送に必要な車両を確保するとともに、都内の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して棺や火葬場を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送する。
- ② 交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。
- ③ 遺体収容所からの受入れと火葬場までの遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請する。

2-4 遺骨および遺留品の処理

様式編 7-12 「遺骨および遺留品処理票」

市民対策部は、遺骨および遺留品に「遺骨および遺留品処理票」を付し、所定の保管所に一時保管する。家族その他から引取りの希望があった場合は、遺骨および遺留品処理票によって処理の上引渡す。

2-5 書類・帳票の整備

様式編 7-13 「埋葬台帳」

市が火葬を実施し、または火葬に要する現品もしくは経費を支出した場合は、埋葬台帳、埋葬費支出関係証拠書類等の必要な書類・帳票を整備し保存する。

第8章 帰宅困難者対策

第1節 現状と課題

東日本大震災では多くの帰宅困難者が発生し、受入施設の対応や、徒歩帰宅の支援体制など、様々な課題が明らかになったところであり、本市においても、帰宅困難者が発生し、また市への帰宅困難市民が多く発生した。

都では、「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」（以下この章において「協議会」という。）を設置し、平成24年9月に最終報告およびガイドラインをとりまとめ、これにもとづき「東京都帰宅困難者対策実施計画」を策定するとともに、「東京都帰宅困難者対策条例」を施行（平成25年4月）した。

これまでに、一時滞在施設を1,217箇所（448,479人分）、災害時帰宅支援ステーションを10,439箇所（令和4年10月現在）確保している。

本市においても、立川断層帯地震が発生した場合には、1万人余りの帰宅困難者が発生することが予想されている。一方、帰宅困難者による混乱が最も懸念される発災直後から3日間程度は、行政や救出救助機関等の「公助」の機能は、救出救助活動や人命救助活動を最優先としてその資源を振り向けていく必要があり、さらに膨大な数の帰宅困難者に対応するには限界がある。また、大勢が一斉に動くことによる群集事故や、余震等による二次災害の危険性など、帰宅困難者自身の安全が脅かされる恐れがある。このようなことから、「公助」に限らず民間事業者や学校などにおいて、「自助」「共助」が連携した総合的な取組が必要になる。例えば、従業員や児童・生徒を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者自身の安全を確保しながら社会としての混乱を防止する必要があり、情報提供のあり方や一時滞在施設の確保、徒歩帰宅のための支援体制などの充実を図る必要がある。

第2節 対策の方向性と到達目標

「東京都帰宅困難者対策条例」（平成25年4月施行）について周知するとともに、事業者等における帰宅困難者対策の強化促進や一時滞在施設の確保、徒歩帰宅支援のための体制整備などを図る。

到達目標

- 事業所等における帰宅困難者対策等の強化
- 市民への帰宅困難者心得10か条の周知の徹底
- 帰宅困難者への情報提供体制の整備
- 一時滞在施設の確保および質的向上
- 帰宅支援のための体制整備

※ 帰宅困難者 事業所、学校等に通勤し、通学し、または買物その他の理由により来店し、もしくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。

【帰宅困難者対策】

災害前の行動 (予防対策)

1 帰宅困難者対策条例の周知徹底

- 1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底
- 2 駅前滞留者対策の体制整備
- 3 青梅消防署の役割
- 4 事業者の取組
- 5 学校の取組
- 6 市民の取組

2 帰宅困難者の一時的受入体制の整備

- 1 一時滞在施設の確保
- 2 帰宅困難者受入れのための避難所の整備

3 帰宅支援のための体制整備

- 1 帰宅困難者等への情報提供体制の整備
- 2 災害時帰宅支援ステーションの確保
- 3 徒歩帰宅の検証
- 4 帰宅支援対象道路における体制整備

災害直後の行動 (応急対策)

1 混乱防止対策

- 1 駅周辺および集客施設等における混乱防止
- 2 学校、事業所等での一時預かり
- 3 一時滞在施設等の開設状況の広報
- 4 帰宅困難者の避難誘導

2 一時滞在施設・指定避難所の開設

- 1 一時滞在施設との連絡調整
- 2 避難所における帰宅困難者の受入れ

災害後の行動 (復旧対策)

1 徒歩帰宅困難者の支援

- 1 情報の提供
- 2 帰宅支援ステーションとの連携
- 3 利用可能な交通機関や代替輸送などへの誘導

第3節 予防対策

【施策の方向】

大規模な震災時には、公共交通機関が止まるだけでなく、道路交通も寸断され、多くの帰宅困難者が発生する。また、多くの帰宅困難者が路上に滞留することにより、緊急通行車両の通行疎外やパニック発生の危険性も高まる。

そのため、帰宅困難者への適切な対応によるスムーズな帰宅の実現と混乱の発生抑止に取り組んでいく。

施策の方向	対 策
1 帰宅困難者対策条例の周知徹底	災害時において、迅速かつ円滑に帰宅困難者への支援や保護活動を行えるよう、市、防災関係機関、青梅消防署、消防団、各事業者、自主防災組織、自治会等は連携の強化に努める。 ・帰宅困難者支援・保護に関する知識の向上
2 帰宅困難者の一時的受入体制の整備	駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などの帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設を確保する。 ・一時滞在施設の確保
3 帰宅支援のための体制整備	混乱収拾後、帰宅困難者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築する。 ・情報提供体制の整備

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担 当	対 策 内 容
1 帰宅困難者対策条例の周知徹底	防災課	<ul style="list-style-type: none"> 東京都帰宅困難者対策条例にもとづく取組の市民・事業者への周知徹底 駅前滞留者対策の体制整備 駅周辺の滞留者の一時滞在所となる誘導先の確保
2 帰宅困難者の一時的受入体制の整備	防災課	<ul style="list-style-type: none"> 一時滞在施設の提供に関する協定の締結 帰宅困難者を受け入れる避難所の整備
3 帰宅支援のための体制整備	防災課	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者等への情報提供体制の整備 災害時帰宅支援ステーションの拡充および周知 徒歩帰宅訓練の実施
	商工業振興課	<ul style="list-style-type: none"> 商店等における徒歩帰宅者のための支援の要請

1 帰宅困難者対策条例の周知徹底

1-1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

資料編 2-8-1 「東京都帰宅困難者対策条例」

市は、市民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発を図る。

■東京都帰宅困難者対策条例の概要

- 企業等従業者の施設内待機の努力義務化
- 企業等従業者の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- 一時滞在施設の確保に向けた都、国、市区町村、民間事業者との連携協力
- 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

1-2 駅前滞留者対策の体制整備

(1) 駅前滞留者対策の各機関との調整

市は、協議会で取りまとめた「駅前滞留者対策ガイドライン」を参考に、駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、市、都、青梅警察署・青梅消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等各機関の災害時の役割について、調整を図る。

■駅前滞留者対策で調整すべき事項

- 滞留者の誘導方法と役割分担
- 誘導場所の選定
- 誘導計画、マニュアルの策定
- 駅前滞留者対策訓練の実施

(2) 「地域の行動ルール」

「駅前滞留者対策ガイドライン」に沿って、地震発生時の駅周辺の滞留者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動ルール」は、以下を基本とする。

■地域の基本行動ルール

- 組織は組織で対応する（自助）
地域内の事業所、施設、学校等は、自らの所属する組織単位ごとに、従業者、来所者、学生等に対する取組を行う。
- 地域が連携して対応する（共助）
駅前滞留者対策協議会が中心となり、地域の事業者等が連携し取組を行う。
- 公的機関は地域をサポートする（公助）
市が中心となって、都、国と連携・協力して、地域の対応を支援する。

1-3 青梅消防署の役割

事業所指導（事業所防災計画の作成状況の確認と作成指導）および訓練指導（混乱防止や避難誘導等）を実施し、帰宅困難者対策の促進を図る。

また、学校や企業等に、発災直後から生徒や社員等が施設内に留まることができるよう水や食料の備蓄、家具の転倒・落下・移動防止対策、併せて在館者の安全確保について、事業所防災計画に具体的に定めるよう指導する。

1-4 事業者の取組

事業者は、協議会で取りまとめた「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、事業所防災計画等において、従業者等の施設内待機に係る計画を定めるなど、帰宅困難者対策を推進する。

大規模集客施設、駅等においては、利用者の保護に係る計画を作成し、事業所防災計画に反映させる。

■事業者の主な取組内容

区分	活動内容
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 従業者等の一斉帰宅を抑制するための施設内の体制整備や必要な備蓄の確保(3日分の水および食料等) 外部の帰宅困難者を受け入れるため10%程度余分の備蓄の検討 事業所等の施設内待機計画の策定と従業者等への周知
集客施設および駅の事業者	<ul style="list-style-type: none"> 利用者保護のための施設内の体制整備や必要な備蓄の確保 利用者保護計画の策定と従業者等への理解の促進 帰宅困難者が来訪した時の対応マニュアルの準備および訓練の実施

1-5 学校の取組

学校等は、学校管理マニュアル等にもとづき、児童・生徒の安全確保対策のための体制を整備する。

市は、学校による各種取組を促進し、必要に応じて支援する。

■学校の主な取組内容

区分	活動内容
学 校	<ul style="list-style-type: none"> 学校危機管理マニュアル等にもとづき保護者等との連絡体制の平時からの整備 発災時における児童・生徒等の学校内または他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な措置の実施

1-6 市民の取組

市民は、「自らの生命は自らが守る」を基本とし、以下の取組を実行する。

■市民の主な取組内容

区分	活動内容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> 外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保や安否確認方法の事前共有 待機または避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴など、その他必要な準備 特に携帯電話やスマートフォンの充電用ケーブルや予備バッテリー等の準備もしておくことが望ましい

2 帰宅困難者の一時的受入体制の整備

2-1 一時滞在施設の確保

(1) 一時滞在施設の指定

市は、所有・管理する施設を一時滞在施設として指定する。

また、地元の事業者等に協力を求め、必要に応じて、大規模集客施設や民間施設について、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう求める。

(2) 一時滞在施設に関する普及啓発

市は、住民に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及啓発に努める。

また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力するとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についても併せて普及啓発に努める。

(3) 一時滞在施設の周知

① 関係機関への周知

市は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防等の関係機関に対し周知し、災害時における連携に努める。

② 非公表を希望の場合

民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、発災時は、地域における施設への誘導方法などと整合性を図ることにより開示する。

(4) 民間一時滞在施設の確保に関する支援策

民間施設の協力を得るために、市は必要な仕組みや補助等の支援策について検討する。

2-2 帰宅困難者受入れのための避難所の整備

帰宅困難者を指定避難所に受け入れる場合、無用な混乱を避け円滑に運営するためには、地域住民と帰宅困難者のそれぞれの避難事情を考慮し、次のような対応を検討しておく。

(1) 生活物資の提供

帰宅困難者に対しても、地域住民と同様に水・食料・毛布といった生活物資を提供する。

また、物資は、原則として地域住民と帰宅困難者に平等に分配する。

(2) 避難スペースの取扱い

地域住民用と帰宅困難者用の利用スペースを分離しておく。屋外スペースや近隣の利用可能な施設も、活用方法を検討しておく。

(3) 情報の提供

市は、各地の被害状況、公共交通機関の復旧状況、道路の通行制限情報、天気予報、災害用伝言サービスおよび災害用伝言ダイヤルの利用方法等の情報提供を検討する。

(4) 災害時要配慮者

帰宅困難者のうちの傷病者、妊産婦、障がい者などの災害時要配慮者については、地域住民の災害時要配慮者と同様の利用環境を確保する。

また、外国人観光客等に対しての外国語による誘導案内や情報提供等についても配慮する。

3 帰宅支援のための体制整備

3-1 帰宅困難者等への情報提供体制の整備

市は、国、都、事業者等と連携し、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認および災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備および災害関連情報等を提供するための体制を構築する。

また、帰宅困難者に必要な情報が提供できるように、交通情報の提供体制や帰宅経路の周知を図れる簡易地図の準備、安否確認手段の周知などを行う。

3-2 災害時帰宅支援ステーションの確保

市は、市内単一で営業する事業者に対して、災害時帰宅支援ステーション※の協定を締結するよう協力を求める。

※災害時帰宅支援ステーション：帰宅経路上の徒歩帰宅者に対し水道水およびトイレの提供、地図等による道路情報およびラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供などを支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。

3-3 徒歩帰宅の検証

市は、必要に応じて、通信・交通事業者、事業者、学校等と連携して徒歩帰宅訓練等を実施し、災害時帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーションの開設や企業等の帰宅ルールの検証などを行い、徒歩帰宅支援の充実を図る。

徒歩帰宅訓練は、参加者が実際に体験することで、帰宅経路や途中の支援施設などを把握し、運動靴や携帯可能な食品、携帯トイレ等、徒歩帰宅に必要な備品を認識し、備蓄等の契機となるよう行う。

3-4 帰宅支援対象道路における体制整備

(1) 帰宅支援対象道路

都は、帰宅支援対象道路を指定しており、青梅街道・新青梅街道が対象となっている。帰宅支援対象道路沿いにおいては、平時より徒歩帰宅支援対策に取り組むものとする。

(2) 組織的な取り組み

市は、トイレの貸出しや休憩場所の提供、商店等による炊き出しなどの取組が組織的に行えるよう、地域の徒歩帰宅支援のための協議会の設置などを検討する。

(3) 安全な歩行空間の確保

徒歩帰宅者の安全な歩行空間が確保できるように、沿線の建物の耐震化、落下物の防止対策、円滑な歩行を阻害する要因（不法占用、違法駐輪等）の一掃に向けた取組を図る。

第4節 応急対策

【活動のポイント】

実施項目	活動のポイント
1 混乱防止対策	駅や集客施設は多くの人々が滞留し混乱等が発生することが想定されるため、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携して、混乱防止を図る。
2 一時滞在施設・指定避難所の開設	協定を締結している一時滞在施設および市の避難所において、帰宅困難者を受け入れ、交通障害が解消されるまで、帰宅困難者の安全の確保を図る。

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担当	対策内容
1 混乱防止対策	市民連絡班	<ul style="list-style-type: none"> 駅前滞留者対策協議会による駅周辺での混乱防止 帰宅困難者の誘導先の確保 一時滞在施設、避難所等への避難誘導 一時滞在施設との連絡調整 帰宅困難者への情報提供
	商工業振興班	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体および、事業所との連絡調整
	学務班	<ul style="list-style-type: none"> 学校等との連絡調整
2 一時滞在施設・指定避難所の開設	市民連絡班	<ul style="list-style-type: none"> 一時滞在施設との連絡調整 帰宅困難者への情報提供

1 混乱防止対策

1-1 駅周辺および集客施設等における混乱防止

(1) 駅周辺での混乱防止

- ① 市民連絡班は、必要に応じて、関係機関と協力して活動拠点となる現地本部等を立ち上げる。
- ② 現地本部は、掲示板等様々な手法を活用し、駅周辺の滞留者に対し、災害情報を提供するとともに、家族等との安否確認方法も周知する。
- ③ 駅前滞留者対策協議会参加団体および市は、駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に誘導し、その他帰宅困難者に対しては安全な待機を促す。
- ④ 青梅消防署は、発災時、市に対して災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に関して支援する。

(2) 集客施設および駅等における利用者保護

事業者は、施設の安全性を確認するとともに、利用者を保護し、利用者に必要な情報を提供する。また、状況に応じて、一時滞在施設等への案内および避難誘導を行う。

市は、事業者と連絡調整を行い、避難誘導等を支援する。

1-2 学校、事業所等での一時預かり

市は、大規模な地震災害で交通障害が発生したとき、保育所、学校、事業所、民間特定施設等に被害が無かった場合は、これら施設に対して一斉帰宅を抑制するために、1～3日程度、児童・生徒、職員、来訪者等を滞留させ、安全を確認した後に帰宅させるように依頼する。

この時、市内の被災の状況、交通障害の復旧見通し、道路被災情報等も伝達し、各所で滞留する帰宅困難者が適切な判断ができるよう配慮する。また、避難所、一時滞在施設、帰宅支援ステーションなどの情報も伝達するように配慮する。

1-3 一時滞在施設等の開設状況の広報

市は、施設の被災状況の情報収集を行い、一時滞在施設、避難所の開設状況について、関係機関および帰宅困難者に速やかに情報を提供する。

1-4 帰宅困難者の避難誘導

帰宅困難者の一時滞在施設および避難所等への誘導は、市職員、警察、事業所等の連携で行う。

帰宅困難者が、発災直後、避難誘導先が定まらず、かつその場に留まることが困難な場合は、近隣の避難場所へ誘導し、一時滞在施設および避難所が開設され次第、そちらへ誘導する。

2 一時滞在施設・指定避難所の開設

2-1 一時滞在施設との連絡調整

市は、協定を締結している一時滞在施設の管理者と連絡調整を図り、施設の開設・運営状況についての情報を収集するとともに、市が把握している災害情報や帰宅困難者支援情報等を提供する。

2-2 避難所における帰宅困難者の受入れ

(1) 帰宅困難者の受入れ

帰宅困難者を指定避難所に受け入れる場合、無用な混乱を避け円滑に運営するため、利用スペースを分離しておくとともに、地域住民と帰宅困難者の処遇をある程度分けて対応する。

(2) 帰宅困難者の入退出の管理

物資の適切な調達と配分および指定避難所の安全対策を考慮して、可能な限り帰宅困難者についても入退出の管理を行う。

(3) 帰宅困難者への生活物資の提供

帰宅困難者に対しても、地域住民と同様に水・食料・毛布といった生活物資を提供する。また、物資は、原則として地域住民と帰宅困難者に平等に分配する。

(4) 情報の提供

市は、帰宅困難者や協定締結先の一時滞在施設等に対し、各地の被害状況、公共交通機関の復旧状況、道路の通行制限情報、天気予報、災害用伝言サービスの利用方法等、広く災害に関する情報や一斉帰宅抑制などの防災行動について、報道機関とも連携しながら、ホームページ・SNSなど様々な広報手段を通じて、随時情報を提供する。

(5) 災害時要配慮者への配慮

帰宅困難者のうちの傷病者、妊産婦、障がい者などの災害時要配慮者については、地域住民の災害時要配慮者と同様の利用環境を確保し、必要に応じて二次避難所（福祉避難所）等へ誘導する。

(6) 地域住民の理解

指定避難所の円滑な運営のため、地域外の住民である帰宅困難者を指定避難所に受け入れることについて、地域住民の理解を得られるように努める。

第5節 復旧対策

【活動のポイント】

実施項目	活動のポイント
1 徒歩帰宅困難者の支援	自宅まで徒歩で帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として帰宅するよう促すものとし、帰宅困難者等の秩序立った帰宅を促すため、徒歩帰宅支援を充実する。

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担当	対策内容
1 徒歩帰宅困難者の支援	市民連絡班	<ul style="list-style-type: none"> 事業者と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援

1 徒歩帰宅困難者の支援

1-1 情報の提供

市は、主要道路その他の被害状況および安全に帰宅するための公共交通機関等の復旧状況等の情報を提供し、徒歩帰宅者の安全で円滑な帰宅を支援する。

情報提供は、地図の配布や掲示板等を活用し、周辺の被害状況、災害時帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーション※、安全な帰宅ルート、帰宅方面別の次に目指すべき指定避難所などを明記しておく。

また、休憩場所でラジオ放送等を流すことで、帰宅行動の参考となる情報をリアルタイムで提供する。

※ 赤十字エイドステーション：日本赤十字社東京都支部による帰宅困難者支援所

1-2 帰宅支援ステーションとの連携

協定を締結したコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の帰宅支援ステーションに対し、徒歩帰宅者に対する情報提供やトイレの貸与等の支援を依頼する。

1-3 利用可能な交通機関や代替輸送などへの誘導

市は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。

第9章 避難者対策

第1節 現状と課題

安全な避難活動を円滑に実施するためには、事前に避難場所や避難所を指定し、発災時の避難体制を整備しておくことが重要となる。

本市では、避難所32箇所、二次避難所（福祉避難所）10箇所が確保されており、避難所運営マニュアルを作成するなど、避難体制の強化に努めている。

しかし、立川断層帯地震では、避難人口は2万人近くとなり、避難所の増設や市外における避難先の確保などの検討も必要となっている。

東日本大震災では、避難生活を送る上での女性や災害時要配慮者（災害対策基本法第8条の2第15に規定する高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者としての「要配慮者」のことをいう。）への対応などについての課題も明らかになっており、避難所等の環境整備、運営体制などについて検討する必要がある。

また、地震災害は突発的に発生するため、迅速な避難行動に移れるように、安全な避難誘導体制の整備や迅速な避難所開設に向けた体制の整備も行う必要がある。

第2節 対策の方向性と到達目標

安全な避難が行えるように、災害の種類に応じた指定緊急避難場所の指定、避難生活をする場としての指定避難所の指定、避難誘導体制の向上、避難行動要支援者の避難支援体制の充実、避難所生活の安全・安心の確保など、避難全般にわたる対策を総合的に推進する。

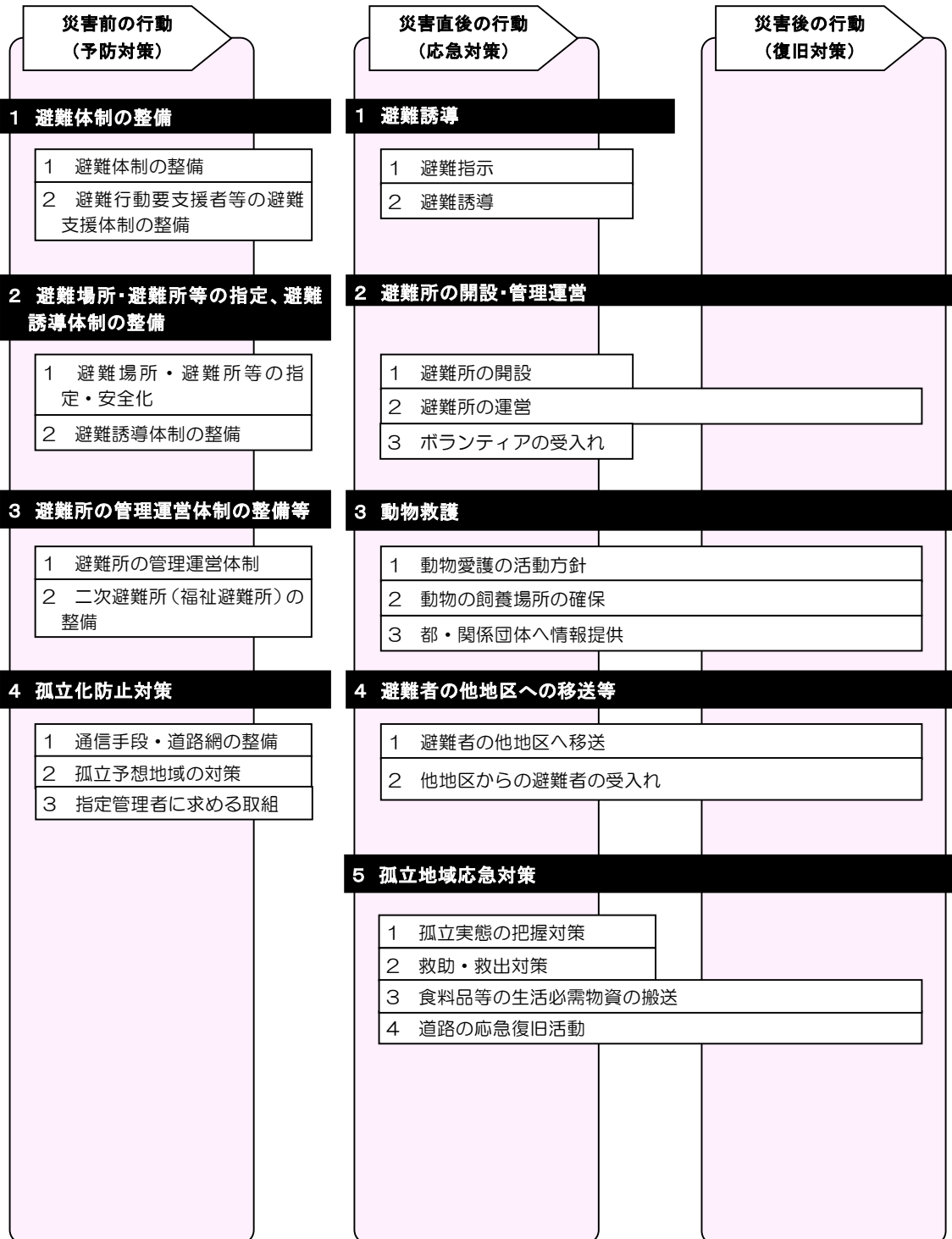
また、避難所運営にあっては女性や災害時要配慮者等に配慮する。

到達目標

- 指定緊急避難場所および指定避難所の指定と周知
震災発生時および大火災発生時に適切な避難行動ができるよう指定緊急避難場所および指定避難所を指定し、市民に周知する。
- 確実な避難行動の実現
地域住民による初期応急活動により地域の被害の最小化を図るとともに、安全のための確実な避難行動をマニュアル化する。
- 迅速な避難所開設体制の確立
- 自主防災組織による避難所運営体制の確立（避難所運営マニュアルの整備）
- 災害時要配慮者等の二次避難所（福祉避難所）への適切な移送
- 女性・災害時要配慮者等の視点も踏まえた避難所運営体制の確立

※平成26年度追加修正した「指定緊急避難場所」および「指定避難所」については、本計画書においては従来どおりそれぞれ「避難場所」および「避難所」と表記する。ただし、「避難場所」を震災時およびそれに伴う大火災発生時に使用する「指定緊急避難場所」として、特に明記するときは「震災時避難場所」と表記する。

【避難者対策】



第3節 予防対策

【施策の方向】

震度6以上の大規模な震災に市が見舞われる時には、多数の家屋が全半壊するだけでなく、電気・ガス・水道等のライフラインも止まり、多くの市民が安全な場所に避難せざるを得なくなる。

そのため、大規模な震災による避難への備えとして、安全な避難と避難所等の受入施設の整備、災害発生時の避難と避難施設の運営体制づくりに取り組む。

施策の方向	対 策
1 避難体制の整備	住民自身による適切な避難行動がとられるよう、自主防災組織等を中心とした避難体制の整備や適切な行動の周知を図る。 ・避難行動マニュアル作成(市民防災ハンドブックなど)
2 避難場所・避難所等の指定、避難誘導體制の整備	市民が安全な場所(避難場所等)に安全にたどり着くことができるように、避難場所等の確保、避難誘導體制の整備を図る。 ・安全な避難場所の確保 ・地区対策本部と避難所との連絡体制の構築
3 避難所の管理運営体制の整備等	避難所は、被災者の収容、救援および情報の入手、伝達、物資の供給の場所であるため、施設の環境および運営体制の整備を図る。 ・自主防災組織による避難所ごとの運営マニュアル作成
4 孤立化防止対策	市内には、大規模地震により土砂災害等が同時に発生し、道路の遮断等により孤立化するおそれのある地域があるため、山間部集落の孤立防止対策を推進するものとする。 ・通信施設、備蓄品の整備

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担 当	対 策 内 容
1 避難体制の整備	防災課	・ 避難体制の整備
	教育総務課	・ 学校施設利用者の避難体制の整備
	介護保険課 高齢者支援課 障がい者福祉課 子育て応援課 こども育成課	・ 避難所での災害時要配慮者の支援体制の整備
2 避難場所・避難所等の指定、避難誘導體制の整備	防災課	・ 避難場所・避難所等の指定 ・ 避難誘導體制の整備
	秘書広報課	・ 避難時における注意事項の周知
3 避難所の管理運営体制の整備等	防災課	・ 避難所管理運営体制の整備
	教育総務課	・ 学校施設の避難所機能の強化
	介護保険課 高齢者支援課 障がい者福祉課 子育て応援課 こども育成課	・ 二次避難所(福祉避難所)の管理運営体制の整備
4 孤立化防止対策	防災課	・ 通信設備の多重化 ・ 食料等の備蓄
	土木課	・ 山間部市道の災害予防対策
	西多摩建設事務所	・ 山間部都道の災害予防対策

1 避難体制の整備

1-1 避難体制の整備

(1) 地域特性に応じた避難体制の整備

① 発災時に備えた地域の実情の把握

自主防災組織は支会組織単位となっており、その下部組織である自治会単位の防災活動はそれぞれ異なるため、避難時の集団形成や自主統制の状況について、地域の実情把握に努める。

② 避難指示等を行ういとまがない場合の対応を検討

避難の指示を行ういとまがない場合の地域住民の避難について、市としての基準を明確にするとともに、地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定し、地区防災計画の策定に反映していく。

(2) 避難場所使用に関する他の市町村との調整

隣接する他の自治体の被災住民が利用する可能性のある避難場所の運用について、関係市区町村とあらかじめ協議して対処する。

(3) 運用要領の策定

避難住民の安全を保持し、災害時に事態の推移に即応した適切な措置をとるため、その内容および方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。

措置内容は概ね次のとおりである。

- 避難場所の規模および周辺状況を勘案して、運用に要する職員を適切に配置する。
- 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
- 傷病者に対して救急医療を施すため、医療救護所、医師および看護師等を確保する。
- 避難場所の衛生保全に努める。
- 避難期間に応じた水、食料および救急物資の手配と、その配給方法を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。
- 避難解除の時の避難者の帰宅行動または避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。

(4) 避難場所、避難所、一時集合場所等の周知

効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や避難所、一時集合場所などの役割、安全な避難方法について、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等を行いつつ、都と連携を図りながら周知していく。

資料編 2-9-1 「避難場所・避難所・二次避難所（福祉避難所）」

(5) 避難指示等発令基準の整備

「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月改定）にもとづき、避難すべき区域および判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。

また、当該ガイドラインに記載されている「居住者等がとるべき行動等」について、日頃から住民等への周知徹底に努める。

【避難情報等と居住者等がとるべき行動】（内閣府「避難情報に関するガイドライン」より）

高齢者等避難	○ 発令される状況：災害のおそれあり ○ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難
避難指示	○ 発令される状況：災害のおそれ高い ○ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難
緊急安全確保	○ 発令される状況：災害発生または切迫（必ず発令される情報ではない） ○ 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保

(6) 一時集合場所の選定

自治会等は、混乱の発生を防止するために、避難場所に至る前に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、事前に一時集合場所を選定する。

一時集合場所は、避難者の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等を基準として選定する。

(7) 応援協定の締結

資料編 2-5-4「災害時応援協定」

災害時に被災者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の自治体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。

1-2 避難行動要支援者等の避難支援体制の整備

資料編 2-9-2「青梅市避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例」

市は、災害対策基本法第49条の10および第49条の14ならびに青梅市避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例の規定にもとづき、市の区域内に居住している要配慮者のうち、社会福祉施設等に入所している者を除き、次のいずれかに該当する者で、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者について、名簿および個別避難計画（以下、「名簿等」という。）を作成するものとする。

(1) 避難行動要支援者の対象要件

資料編 2-9-3「青梅市避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例施行規則」

青梅市避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例施行規則第3条に規定する者とする。

(2) 名簿等の作成に必要な個人情報およびその利用・提供入手方法**① 作成に必要な個人情報（以下、「名簿情報等」という。）**

災害対策基本法第49条の14第3項および青梅市避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例施行規則第5条第2項に掲げる情報とする。

② 利用方法

ア 災害対策基本法にもとづき、市関係各課で保有する要介護高齢者や障がい者等の要配慮者情報を集約し、避難行動要支援者の対象要件に該当する者について、青梅市避難行動要支援者名簿を作成する。

イ 緊急時の連絡先および避難支援等実施者の情報は、名簿情報等の外部提供に関する本人等の同意または不同意について確認する際などに、可能な範囲で情報を入手し、名簿情報等の中に加える。

ウ 市が把握していない情報の取得が必要な場合は、災害対策基本法にもとづき東京都知事その他の者に対して情報提供を求める。

エ 市は災害に備えるため、平常時から避難支援等関係者と連携し、名簿情報等の更新を図るものとする。

③ 提供方法

ア 市は、災害対策基本法にもとづき、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報等を提供するものとする。

イ 市は、災害対策基本法にもとづき、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報等を提供することができる。

この場合は、必要の都度、速やかに提供するものとする。

(3) 避難支援等関係者

青梅市避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例施行規則第4条に規定する者とする。

(4) 名簿等の更新に関する事項

- ① 名簿の更新は、年1回、避難行動要支援者の最新の状況を把握して、更新するものとする。更新にあたっては、市関係部課と連携し、転出・転入、死亡、障がいの出現等について可能な限り把握するとともに、市長が必要と認める者の追加を含め、公正かつ的確に行うものとする。
- ② 個別避難計画の更新は、必要に応じて実施するものとする。更新にあたっては、避難支援等関係者から得られた情報等を反映するものとする。
- ③ 避難支援等関係者に対して、更新された名簿情報等を速やかに提供できる体制を整えるものとする。

(5) 名簿情報等の提供に際し情報漏えい等を防止するための措置

名簿情報等を避難支援等関係者へ共有・提供するにあたり、情報漏洩等の防止対策が不可欠であるため、市は避難支援等関係者に対し守秘義務の厳守、適正な名簿情報等管理の徹底を図るものとする。

名簿情報等は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者の組織の構成員にのみ提供するとともに、名簿情報等の提供を受け保管する避難支援等関係者の代表者は、市と名簿情報等の提供、利用および管理に関する覚書を締結し、避難支援等関係者における名簿情報等の管理の徹底を図るものとする。

覚書には以下の事項について明記するものとする。

- ① 名簿情報等の提供を受けた者および受けたことがある者に守秘義務が課されていること。
- ② 施錠可能な場所で名簿等の保管を行うこと。
- ③ 組織の内部で名簿情報等を取り扱う者を限定すること。
- ④ 名簿情報等を避難支援等の実施に必要な目的の範囲内で利用すること。
- ⑤ 避難支援等の実施に必要な限度を超えて名簿情報等を複製しないこと。
- ⑥ 使用後の名簿情報等については市へ返却または機密廃棄すること。

これらの情報共有者は、避難行動要支援者名簿等を電子データで提供され保管する場合はパスワードで管理し、紙媒体で提供され保管する場合は施錠付きの保管庫に保管、またはそれに代わる保管方法を徹底するなど、情報の適正管理を徹底するものとする。

(6) 災害時要配慮者等が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮

災害が発生する恐れがある場合、災害時要配慮者、避難行動要支援者及び避難支援等関係者が、早い段階で避難行動を開始できるよう、速やかに情報の伝達を開始するものとする。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

地域の実情や災害状況に応じ、避難行動要支援者のみならず避難支援等関係者またはその家族等が、安全確保を前提とした範囲において避難支援等が行えるよう、警戒レベル3「高齢者等避難」の発令の時点から早期に情報伝達を行うものとする。

(8) 防災知識の普及

災害時に災害時要配慮者が被災しないよう、広報紙等を活用し、災害時要配慮者、家族等に対し、防災知識の普及・啓発を行う。広報する内容は次のとおりである。

- 防災に対する理解、意識の向上
- 防災、安全対策の実施
- 災害時の近隣との協力体制の重要性
- 防災訓練等への積極的参加

(9) 避難行動要支援者を支援するための行動計画等の作成と管理

避難行動要支援者を支援するため、以下の行動計画等を作成し管理する。市、自主防災組織を基本とした地域支援組織および避難支援等実施者は、関係機関と連携し、避難行動要支援者や地域の特性に応じた避難支援体制の向上を図る。

- ① 市は、全体の行動計画としての「全体計画」を作成し管理する。
- ② 市は、避難行動要支援者の支援に資するため、「個別避難計画」を作成し管理するとともに、避難支援等関係者および避難支援等実施者と連携し、避難行動要支援者を支援するための平常時の見守り・声かけ、災害時の安否確認等に取り組む。

(10) 災害時要配慮者等の避難訓練等の実施

市は、都および青梅消防署と協働して、自主防災組織等を中心とした避難行動要支援者の安全対策に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。

また、地域の防災訓練に災害時要配慮者の参加を促進し、その本人および地域住民に災害時の身辺防護、出火防止、避難等必要な行動とその支援について知識、意識の向上を図る。

(11) 障がい特性に応じた避難支援体制の整備

市は、災害時の障がい者支援体制の向上のため、SOSカード（聴覚障がい者用）を作成し、配布している。また、防災用バンダナ等についても検討を行い、今後も安否確認や避難支援、情報提供体制の向上のため、市社会福祉協議会、障がい者団体、民生児童委員、ボランティア等と連携して、障がい特性に応じた避難支援体制の充実に取り組む。

(12) 緊急通報システムの整備

市は都と連携し、一人暮らし等の65歳以上の病弱な高齢者や18歳以上の重度身体障がい者の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの整備を進める。

また、住宅用火災警報器や簡易型の自動消火装置等安全機器の普及に努める。

(13) 社会福祉施設等における安全対策**① 施設の防災性の向上**

施設管理者は、施設が被災した場合、多数の被災者が発生する可能性が高いため、施設の耐震・不燃化に努めるとともに、火災通報装置やスプリンクラー等の消防設備等を整備し、常時点検する。

② 安全対策の向上

施設管理者は、利用者が安全に避難できるよう、避難路の段差を解消し、マニュアルや職員の緊急連絡体制の整備、入所者家族への連絡体制の整備、避難誘導訓練、食料や防災資機材等の備蓄等による災害時の安全対策の強化に努める。

③ 被災した在宅災害時要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり高齢者等の災害時要配慮者を受け入れるための体制整備を図る。

④ 地域との連携

施設管理者は、入所者の避難誘導や職員が被災したときの施設の運営および入所者の生活の安定に協力が得られるよう、日頃から、近隣の自治会、自主防災組織、事業所、ボランティア団体等との連携や防災訓練の実施を図っておく。

(14) 外国人の避難支援体制

第2部第2章第3節「1-5 外国人の支援対策」を参照。

2 避難場所・避難所等の指定、避難誘導體制の整備

【定義(震災時)】

<p>いっときしゅうごうばしよ 一時集合場所</p>	<p>自主防災組織や自治会等の地域で決めている地域の集合場所(公園、運動広場、自治会館等)</p> <p>地域の力を結集し、発災後間もない段階での安否確認や救出・救助、初期消火を行い、地域の被害を最小限にする応急対策活動を行うための場所。 そのいとまが無い、または延焼により危険が迫った場合は避難場所へ避難する。</p>
<p>ひなんばしよ 避難場所 (震災時避難場所)</p>	<p>学校校庭、大規模公園等広い場所で、市が指定する 66 箇所</p> <p>大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積があり、地域の災害情報交換や安全を確認するための場所</p>
<p>ひなんじよ 避難所</p>	<p>学校・市民センター等の施設で、市が指定する 32 箇所</p> <p>体育館や校舎等の施設で、災害により住宅を失ったり、インフラ停止により生活が困難となった被災者が一定の期間避難生活をするための場所</p>
<p>にじひなんじよ 二次避難所 (福祉避難所)</p>	<p>市の老人福祉や子育て、障がい者施設等の公共施設、市が指定する 10 箇所</p> <p>高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等、避難所生活において何らかの特別の配慮を必要とする人を対象として、必要に応じて開設する避難所</p>

2-1 避難場所・避難所等の指定・安全化

(1) 避難場所等の指定および整備 資料編 2-9-1 「避難場所・避難所・二次避難所(福祉避難所)」

市は、震災時における建物倒壊・火災延焼等の危険から安全を確保するための広場や施設を、震災時避難場所として指定緊急避難場所に指定する。

また、避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を確保するため、消防水利の確保が必要不可欠であることから、避難場所には非常水利の確保および防火水槽等の整備を、避難道路には40㎡防火水槽を中心とした消防水利の整備を推進する。

また、避難場所・避難道路を新たに指定する際は、安全確保のため、土砂災害等を考慮する。

(2) 避難所の指定**① 避難所の指定**

市は、立川断層帯地震の被害想定を踏まえ、被災者が一定期間滞在する施設として、安全性が確保された施設を指定避難所として指定する。また、自治会館等の使用も視野に入れ、避難所施設の確保に努める。

都が示す避難所の指定基準は、概ね次のとおりである。

- 避難所は、原則として、町会(または自治会)または学区を単位として指定する。
- 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等(学校、市民センター等)を利用する。
- 避難所に受け入れる被災者数は、概ね居室3.3㎡当たり2人とする。ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(東京都避難所管理運営の指針別冊)」を参考にすると、避難所等が過密にならないよう努めるものとする。
- 避難所の指定に当たっては、内水氾濫等の浸水想定も考慮して選定すること。

② 関係機関への報告

指定した避難所の所在地等については、警察署、消防署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム(DIS)への入力等により、都に報告する。

③ 避難所の指定・確保および住民への周知

市防災計画で、あらかじめ避難所(二次避難所(福祉避難所)含む。)を指定し、広報紙や防災マップ、避難訓練等を通じて住民に周知しておく。また、避難所等の標識は、日本産業規格(JIS)にもとづく災害種別一般図記号を使用して、周知を図る。

④ 民間施設等と協定

避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を結ぶなど、避難所の確保に努める。

⑤ 二次避難所(福祉避難所)の指定

災害時要配慮者に対し、状況に応じて医療や介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を二次避難所(福祉避難所)として指定しておく。

また、二次避難所(福祉避難所)が不足する場合に備え、社会福祉施設等との協定締結を推進する。

(3) 避難所の安全性確保

避難所に指定した建物については、早期に耐震化対策を実施し、また、消防署の火災予防指導等にもとづき、消防用設備等の点検を確実にを行う等、安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。

また、避難所周辺においても、地域住民が安全に避難所に行けるように、倒木、落下物等の対策、歩道のバリアフリー対策などを進める。

2-2 避難誘導體制の整備**(1) 避難誘導體制**

① 避難順位	家屋の倒壊、焼失、土砂災害、その他避難を必要とする恐れがある場合は、立川断層帯地震の被害想定を基に、災害の危険性の高い地域の居住者あるいは災害時要配慮者を優先的に避難させるなど、避難順位をあらかじめ検討する。
② 誘導體制	警察官は、避難者の安全を確保するため、必要に応じ交通規制を行う。

(2) 避難方式

段階避難（一時集合場所→避難場所→避難所）か、あるいは直接避難か、何れが適切かを、地域の社会的特性、災害特性を基に、あらかじめ検討する。

(3) 市民への周知

市は、避難訓練等を通じて、次のことについて市民に周知を図る。

① 避難場所等、避難経路等の指定	避難場所等および避難経路等について、あらかじめ住民に周知する。
② 所持品の制限	避難時の携帯品は、貴重品、食料、最低限の身の回り品等、退居に支障を来たさない最小限度のものとする。

3 避難所の管理運営体制の整備等**3-1 避難所の管理運営体制****(1) 避難所運営体制の整備****① 「避難所運営マニュアル」作成**

各自主防災組織において、避難所ごとの運営マニュアルの作成を推進する。なお、作成の際には、都の「避難所管理運営の指針」（平成30年3月改定）、「避難所の防火安全対策」および「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を参考にする。

② 避難所運営の女性の参画促進

避難所の運営において、管理責任者に女性を配置するなど、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。

③ 災害時要配慮者等の視点も踏まえた避難所運営体制の確立

安全性を考慮した避難所の確保を図るとともに、専門性を有したボランティア・市民活動団体等の外部支援者とも連携しながら、災害時要配慮者の視点も踏まえた避難所運営体制を確立する。

④ 専門家等との情報交換

市および各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

(2) 避難所の環境整備**① 設備・備品の整備**

避難所における貯水槽、災害用トイレ、マット、非常用電源、発電機、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等、被災者による情報の入手に資する機器の整備を図る。

また、停電対策として、庁用電気自動車から給電できる外部給電機の配備を進めるとともに、自動車製造者および販売店との電気自動車等貸与に関する協定の締結等協力体制の強化に努める。

② 仮設トイレ等に関するマニュアル作成

仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。

③ 女性や子ども等へ配慮した環境整備

避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等の昼夜問わず安心して使用できる場所への設置、照明の増設、注意喚起のためのポスターの掲載など、安全に配慮するよう努める。

④ 災害時要配慮者のニーズへの配慮

避難所の運営においては、ケア等のプライバシーを保護するために個別スペースを用意するなど、要配慮者のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

また、ポスターの掲載などを通じて障がい者や障がい特性への理解推進に努める。

(3) 公立小中学校等における避難所機能の強化

地域内の公立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。

(4) 衛生管理対策の促進

避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。

(5) 防火安全対策の促進

避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進する。

(6) 飼養動物の同行避難の体制整備

都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。

(7) 都への要請体制の整備

都に人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、体制整備を図る。

(8) ボランティアの受入体制の整備

避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。

また、福祉関連のボランティアの派遣について、地域内の福祉関係団体等とあらかじめ協定等を締結するなど体制整備を図る。

3-2 二次避難所(福祉避難所)の整備

(1) 指定された二次避難所(福祉避難所)の整備

指定された二次避難所(福祉避難所)については、施設のバリアフリー化、通風・換気の確保、冷暖房設備の整備および電源の確保を図る。

(2) 多様な伝達手段の確保

聴覚障がい者や高齢者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、ラジオ、テレビ、筆談用の紙と筆記用具等を準備しておくとともに、文字放送テレビやファクシミリの設置、外国語や絵文字による案内板の標記など、多様な伝達手段の確保に努める。

(3) 災害時要配慮者等への良好な生活環境の提供

災害時要配慮者等を考慮した生活救援物資の備蓄および調達先の確保など、災害時要配慮者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう努める。

(4) 災害時要配慮者支援班の整備

災害時要配慮者が二次避難所(福祉避難所)で必要な介護や支援を受けて避難生活を送れるよう、あらかじめ二次避難所(福祉避難所)担当職員を指名しておくなど、二次避難所(福祉避難所)に災害時要配慮者支援班の整備を検討する。

また、自治体間の相互応援協定による職員派遣のほか、社会福祉協議会等の関係機関、社会福祉施設の職員やそのOB、障がい者・高齢者等の支援団体、ボランティア、看護師やホームヘルパーなどの有資格者への協力支援などを要請し、支援体制の整備を図る。

3-3 指定管理者に求める取組

指定管理者を含む全ての事業者には、第2部第1章第1節2「基本的責務」にあるとおり、事業者の責務がある。指定管理者は、事業者の責務を踏まえ、平常時および災害時における取組に努めるものとする。

	取組概要	内容
平常時	事業者の責務の取組	事業者の責務にもとづいて、管理する施設、従業者、利用者および事業所周辺住民の安全の確保に努める。
	市との連携強化	災害時における施設の位置付けや、初動対応について市と共通認識を持ち、合同による防災訓練を行うなど、市と災害対応に向けた連携を図る。
	地域との連携強化	周辺地域の防災活動や防災訓練への積極的な参加に努める。
	災害対応マニュアル等の作成および検証	災害時は、施設や周辺地域等の迅速な状況把握、利用者の避難誘導や負傷者への応急処置等が求められるため、施設単位で災害対応マニュアルや業務継続計画などを作成および保管し、防災訓練等を通じて、必要に応じて更新する。
災害時	勤務時間内の初動対応	出勤している従業者は、施設の被害状況、施設利用者・従業者の安全確保などの初動対応を実施し、施設の所管課に対して、安全確保状況、地域住民の受入状況などを報告する。
	市が実施する災害対応への協力	初動対応後、災害対応マニュアル等にもとづき、市災害対策本部へ施設を引き渡すとともに、当該施設で市が行う災害対策活動に対し、施設運営の協力を行う。

4 孤立化防止対策

4-1 通信手段・道路網の整備

(1) 通信手段の確保

市防災行政無線での山間部集落の情報収集等孤立防止の対策を推進するとともに、アマチュア無線の協力確保についても体制の確立を図るなど、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。

(2) 災害に強い道路網の整備

山間部市道の災害予防対策を推進するものとする。

4-2 孤立予想地域の対策

(1) 実態把握

日頃の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきり高齢者、障がい者など、優先救護すべき住民の実態および集落が孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態も把握しておく。

なお、把握に当たっては、個人のプライバシーに十分配慮するものとする。

(2) 自主防災組織の組織化促進

孤立が予想される地域の住民に対し、自主防災組織への積極的な参加を求める。

(3) 一時避難所の確保

孤立が予想される地域において、観光客等がいることが予想されるため、一時避難所の確保に努める。一時避難所には食料品等の仮備蓄も行うものとする。

(4) 備蓄の推進

孤立が予想される地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立が予想される地域に滞在する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第4節 応急対策

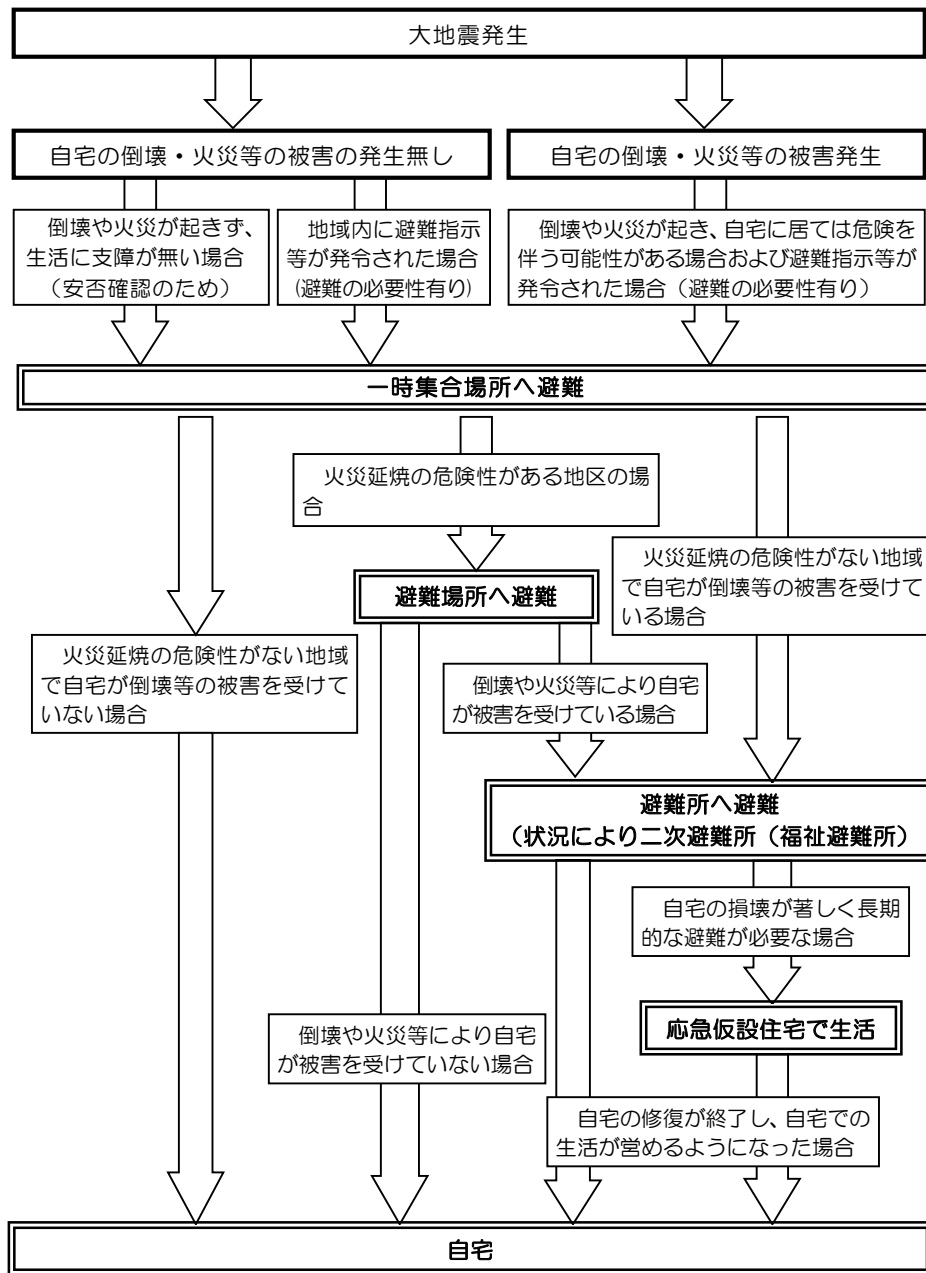
【活動のポイント】

実施項目	活動のポイント
1 避難誘導	避難の指示および誘導は、できる限り迅速かつ円滑に実施する。
2 避難所の開設・管理運営	地震災害により住居を失い、あるいは避難しなければならない者を収容保護するため、速やかに避難所を開設するとともに、あらかじめ作成したマニュアルにもとづき、避難所の適切な管理運営を行う。
3 動物救護	災害時は、放し飼い状態の動物の多数発生や、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難して来ることが予想されるため、市は、都や東京都獣医師会等の関係団体が協働で設置する「動物救援本部」の活動を支援し、動物の保護を図る。
4 避難者の他地区への移送等	大規模災害により、市内の避難所のみでは避難者を収容できない場合は速やかに、他市町村もしくは都に要請し、受入先の確保を図り、被災者の移送を行う。
5 孤立地域応急対策	被害実体の早期確認と救急救助活動の迅速な実施、緊急物資等の輸送、道路の応急復旧による生活の確保に重点を置いた対策を行う。

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担当	対策内容
1 避難誘導	防災班	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示等の伝達、周知 消防団への協力の指示
	広報班	<ul style="list-style-type: none"> 避難の指示等の広報
	市民連絡班	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の支援の要請
	避難所運営班	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要配慮者への避難の指示の伝達
2 避難所の開設・管理運営	避難所運営班	<ul style="list-style-type: none"> 避難所および二次避難所(福祉避難所)の開設・運営
	下水道班	<ul style="list-style-type: none"> 仮設トイレの設置
	商工業振興班	<ul style="list-style-type: none"> 物資の調達
	市民班	<ul style="list-style-type: none"> 外国人避難者の支援
	総務班 職員班	<ul style="list-style-type: none"> 避難者の他地域への移送
3 動物救護	環境衛生班	<ul style="list-style-type: none"> 動物救援本部への協力支援
4 避難者の他地区への移送等	総務班 職員班	<ul style="list-style-type: none"> 他市町村への避難についての調整および移送
5 孤立地域応急対策	防災班	<ul style="list-style-type: none"> 孤立化地域の実態把握

1 避難誘導



※ 発災後、自宅または避難所で生活する場合、自宅の被害状況等を確認し、生活できるか否かを判断する。

1-1 避難指示

(1) 避難指示

避難のための立退きおよび立退き先の指示は、次の者が行うものとする。なお、市長は、人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限もしくは禁止し、または退去を命ずる。

地震による火災や土砂崩れなど、災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、市長は青梅警察署長および青梅消防署長に連絡の上、対象地域、対象者および避難先を定めて避難を指示するとともに、速やかに都本部に報告する。

なお、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、市長は、近隣の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。

また、市長は、避難指示等に当たって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）または都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国または都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言を行う。

■避難指示の区分

種別	指示者	指示を行う種類	根拠法
災害全般	市長	住民の生命および身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認められる場合は、避難のための立退きを指示する。	災害対策基本法第60条
	都知事	災害の発生により、市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなった場合は、避難のための立退きの指示に関する措置の全部または一部を市長に代わって実施する。	
	警察官	人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要する場合は、避難等の措置を即行する。	
		市長が避難の指示をできないと認められる場合または市長から要求があった場合は、避難のための立退きを指示する。	
	災害派遣を命じられた部隊の自衛官	警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置を即行する。	警察官職務執行法第4条
洪水	都知事、その命を受けた都の職員または水防管理者	洪水によって著しい危険が切迫していると認められる場合は、避難のための立退きを指示する	水防法第29条
火災	消防署長	火災の現場において、消防警戒区域を設定した場合、その区域からの退去を命ずるまたは出入を禁止もしくは制限する。	消防法第28条

(2) 避難指示の基準

■避難指示等の一覧

	発令される状況	住民に求める行動
高齢者等避難 (警戒レベル3)	災害のおそれあり	【危険な場所から高齢者等は避難】 <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等避難行動に時間を要する者は計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示 (警戒レベル4)	災害のおそれが高い	【危険な場所から全員避難】 <ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動をただちに完了 未だ避難していない対象住民は、ただちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
緊急安全確保 (警戒レベル5)	災害発生または切迫	【命の危険 直ちに安全確保！】 <ul style="list-style-type: none"> 立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保 ※ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(3) 避難の指示に係る東京消防庁および青梅消防署の対応

避難指示について、東京消防庁および青梅消防署は次の対応を行う。

- ① 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報
- ② 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等および市へのその内容の通報
- ③ 被災状況を勘案し、避難に関し最も安全と思われる方向等について、市および関係機関への通報
- ④ 広報車等による避難指示の伝達
- ⑤ 避難指示が出された場合の消火活動による避難場所、避難道路の安全確保

(4) 避難の指示の方法

避難指示は、次の内容を明らかにして行う。また、避難の必要がなくなった場合は、その旨を公示する。

① 避難指示

実施基準	ア 避難すべき時期が切迫した場合 イ 災害が発生した現場に残留者がある場合 ウ 大地震が発生し、避難の必要が生じた場合 エ 火災が拡大するおそれがある場合 オ 爆発のおそれがある場合 カ 崖崩れ等による危険が切迫している場合 キ 河川堤防が被災し、洪水のおそれがある場合 ク その他市民の生命または身体を災害から保護するため必要と認められる場合
伝達内容	ア 発令者 イ 避難対象地域(町丁目名、施設名等) ウ 避難先(安全な方向、避難場所の名称等) エ 避難経路 オ 避難理由(避難要因となった危険要素とその場所) カ その他避難行動時の注意事項(携行品、災害時要配慮者への支援呼びかけ等)

② 避難指示の伝達方法

市民に対する避難指示の伝達は、市防災行政無線、緊急速報メール、広報車等によるほか、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て、戸別に伝達を行う。

(5) 避難指示の通知

市長（総務防災対策部）は、避難指示を行った場合、速やかに都知事および関係機関へ通知する。また、解除する場合も同様とする。

- | |
|---------------------------------------------------------------|
| ① 発令者
② 発令の理由および日時
③ 避難対象地域
④ 開設した避難所
⑤ そのほか必要な事項 |
|---------------------------------------------------------------|

なお、市長以外が避難の指示を行った場合は、ただちに市長に報告し、市長は上記に準じて都知事および関係機関へ通知する。

(6) 警戒区域の設定

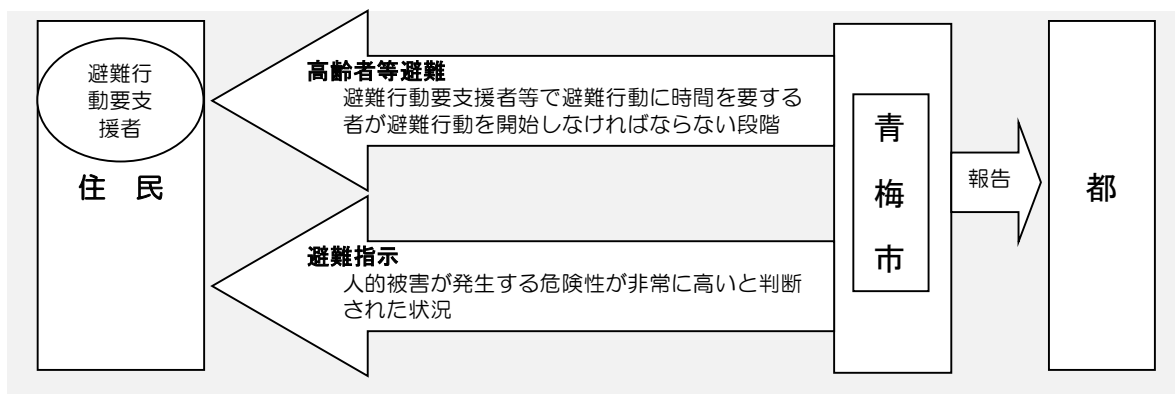
市長は、災害対策基本法第63条にもとづき、災害が発生しまたはまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限または禁止もしくは当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、警察官は市長または市長の委任を受けて、市長の職権を行う市職員が現場にいないときもしくはこれらから要請があったときは、同様の職権を行うことができる。

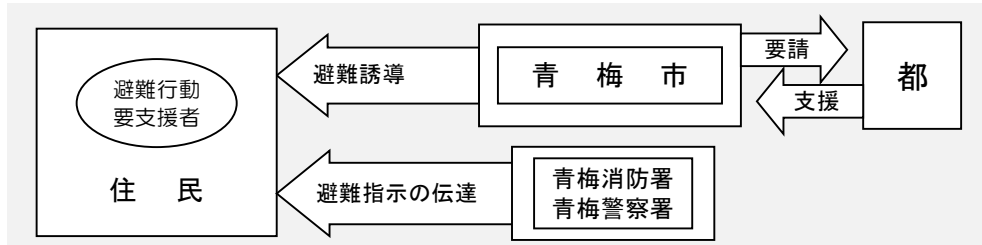
また、自衛官は市職員および警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定ならびにそれにもとづく立入り制限・禁止および退去命令の措置をとることができる。ただし、当該措置を実施したときはただちにその旨を市長に通知しなければならない。

1-2 避難誘導

【避難指示等】



【避難誘導】



(1) 避難誘導体制の確立

① 避難方式

避難の指示が出された場合、警察署および消防署の協力を得て、地域または自治会、事業所単位に集団の形成を図るため、一時集合場所に避難者を集合させたのち、防災市民組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難場所等に誘導する（2段階避難方式）。

② 避難場所への直接避難

避難指示を行ういとまがない場合または地域の実情や災害の状況により必要な場合は、避難場所への直接避難を行う。

(1) 避難場所の運用

震災時における避難場所の運営は、避難所運営班が行う。

(2) 避難誘導

一時集合場所から避難場所への避難誘導は、各自治会、自主防災組織等が行うものとし、次の事項に留意して行う。

- ① 市長は、各自治会、自主防災組織等から避難誘導を要請された場合は、消防団・青梅警察署等の協力を得て、避難誘導を行う。
- ② 避難誘導に当たっては、避難所リストや危険箇所図等により避難所の位置を確認し、道路の被災状況に応じかつ危険箇所を避け、安全の確保を第一に誘導する。
- ③ 災害時要配慮者の本人確認および避難誘導に当たっては、特に家族と同居している人であっても、昼間家族が就労等で不在となり自力で避難できない場合を想定し、自治会長・民生児童委員の協力を得て行う。
- ④ 学校、幼稚園、保育所、病院、事業所等多数の人が集まる場所においては、原則として施設の施設管理者等が避難誘導を実施する。

(3) 避難誘導の責任者

- ① 誘導責任者は、市職員、消防団員および警察官とする。
- ② 誘導員は、当該地区の消防団員および自主防災組織会員とする。
- ③ 市職員等を、避難場所および危険区域に配置する。

(4) 避難誘導の留意事項

① 優先して避難させるべき者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障がい者、妊産婦、難病患者、傷病者、子ども、乳幼児、外国人等の災害時要配慮者 ・ 先に災害が発生すると認められる地区内の居住者
② 誘導時の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誘導経路は、できる限り、危険な橋・堤防その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。 ・ 危険地点には、標示・縄張りを行う。 ・ 土砂災害地、道路陥没箇所および浸水地は避ける。 ・ 誘導中は、転倒、ケガ、感電等の事故防止に努める。
③ 避難者への周知徹底事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸締り、火気、通電の始末を完全に行う。 ・ 携帯品は、必要最小限のものにする。(食料、飲料、チリ紙、タオル、着替え、医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等) ・ 服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行する。

(5) 自主避難

地震の発生に伴い、家屋等の倒壊または倒壊の危険あるいは延焼火災の危険等を認識した場合、また、市民が「自らが危険な状況である。」と認識した場合は、自主的に避難するものとする。

なお、避難に当たっては各自非常持出用品を持参するものとする。

自主避難した市民は、避難世帯、人数および避難先等を市または警察署・消防署に知らせる。

(6) 災害時要配慮者に関する支援

災害時要配慮者のうち、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿および個別避難計画にもとづき、必要に応じて避難誘導をする。

個別避難計画がない災害時要配慮者についても、各々の事情や障害の特性等を踏まえ、地域住民・自主防災組織等の協力を得ながら安否を確認し、必要に応じて避難方法に配慮した避難誘導をする。

(7) 避難場所におけるトイレ機能の確保

市は、以下のとおり避難場所におけるトイレ機能の確保に努める。

- 雨水貯留槽等によって生活用水を確保し、水洗機能の回復を図る。
- 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。
- 避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、市が仮設トイレ・マンホールトイレ等を備蓄により確保する。

2 避難所の開設・管理運営**2-1 避難所の開設****(1) 避難所開設の準備**

自主避難が開始された当該地区の避難所施設管理者は、自主避難者数の増加や避難指示の発令等災害情報の収集を心がけ、避難所の開設準備を進める。

開設基準は次のとおりとする。

① 勤務時間内

被害状況を判断した上で、開設する避難所を定め、開設する。

② 勤務時間外

震度6弱以上の地震が発生した場合は、全ての避難所を開設する。避難所運営班を編成し、施設管理者との連絡調整により、ただちに開設し、避難所を開設する。

震度5強以下の場合は、避難状況に応じて開設する。非常配備職員により情報収集等を行い、次に示す場合などには、避難所を開設する。

- 緊急を要する自主的な避難があった場合
- 避難指示等が出された場合
- 被災者の避難を必要と認めた場合

(2) 避難所開設の検討

ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。

(3) 避難所の確保

避難所の不足が見込まれる場合は、設置者である市は、指定避難所以外にも多様な手段で確保に努める。

また、災害の規模、被災者の避難および収容状況、避難の長期化等を鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

(4) 避難者の受入れ

被災者の受入れは、可能な限り自治会単位に被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成した上で行う。

避難所開設・運営担当者は、施設の責任者等と協議し、指定の避難スペースに避難者を受け入れる。また、受入れにおいては、できるだけ地区ごとの区割り設定を行うとともに、災害時要配慮者に配慮する。

■避難収容の対象者

- 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- 避難指示が出された場合等によって緊急避難の必要がある者
- その他、市長が必要と認める者

(5) 避難所の開設期間

避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を受ける。

(6) 管理責任者の設置

避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。管理責任者は、避難者数・被害状況・要配慮者の状況・必要物資などを速やかに把握し、関係機関との連携に努める。

管理責任者は、管理運営に際して、女性や災害時要配慮者等の視点に配慮する。

(7) 避難所開設の通知

避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数および開設予定期間等を速やかに、都福祉局および青梅警察署、青梅消防署等関係機関に報告する。

都福祉局への報告は、原則として東京都災害情報システム(D I S)への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。

主な報告事項は次のとおりである。

- 避難所開設の日時および場所
- 箇所数および収容人員
- 開設予定期間

(8) 二次避難所(福祉避難所)の開設

二次避難所(福祉避難所)を開設したときは、開設日時、場所、避難者数(介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。)、開設予定期間および避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都福祉局、青梅警察署および青梅消防署等関係機関に連絡する。

なお、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等災害時要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

2-2 避難所の運営**(1) 避難所の管理運営体****① 責任者**

避難所の責任者は、避難所運営班長とする。

② 行政等の役割

避難所運営班は、避難所運営に携わる者と協議し、また、施設管理者の協力を得ながら、避難所を運営する。

また、住民の避難所への適正誘導および収容ならびに過密状況を把握するとともに、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握およびそこで生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、都等へ報告する。

③ 避難所の管理運営主体

自治会、自主防災組織等を中心とした避難所運営のための組織(仮称避難所運営委員会)を設け、自主的な避難所運営を図る。

■ 構成員

- 市職員
- 施設管理者
- 自治会、自主防災組織等住民団体
- ボランティアの代表

④ 避難所の運営における女性の参画の促進

避難所の運営における女性の参画を促進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

⑤ 避難所開設、運営の手順

- ア 学校施設は、基本的に体育館を使用し、必要に応じて教室等を使用する。
- イ 無線、ファクシミリ、電話等により避難所開設を本部に報告する。
- ウ 施設の入口の開場を行う。(すでに避難者がいる場合は、広いスペースに誘導する。)
- エ 避難所内に事務所を開設する。
- オ 避難者の受入スペースを確保する。
- カ すでに避難している人を指定のスペースへ誘導する。
- キ 避難者カードの配布・回収を行う。
- ク 避難者数にもとづき避難スペースの割り振りを行う。
- ケ 避難所日誌を作成する。
- コ 避難所運営状況を報告する。(定時：毎日午前10時、その他適宜)

(2) 収容者名簿の作成

避難所を開設し、避難した市民を受け入れた際には、避難した市民に「避難者カード」(様式9-1)を配布し、各世帯単位で記入するよう指示する。

避難所運営班は、回収した避難者カードをもとに「避難者名簿」(様式9-2)を作成し、事務所に保管するとともに、災害対策本部に報告する。

(3) 避難住民の生活環境上必要な物品の確保および供給

様式編 9-3「食料品管理簿」

① 食料・生活必需品等の供給

被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、市が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準にもとづいて行う。

炊き出し等の体制が整うまでの間は、市および都の備蓄または調達する食料等を支給する。

被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。

ただし、この基準により難しい事情がある場合(期間の延長、特別基準の設定)は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を得て定める。

備蓄分が不足した場合には、市は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

なお、物資の確保、供給に当たっては、高齢者や障がい者、乳幼児、女性等へ配慮して行う。

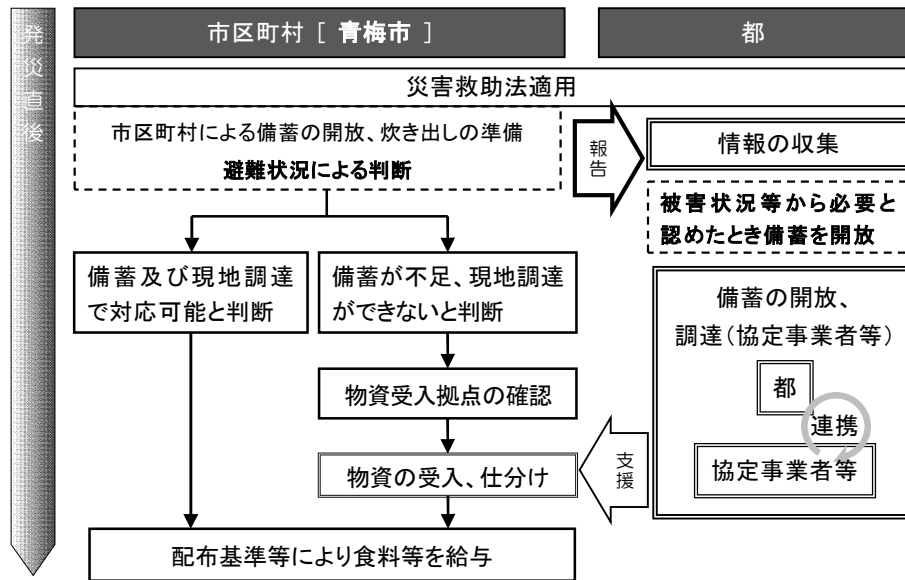
② 飲料水の安全確保

市は、避難所での飲料水の安全を確保するため、都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法および消毒の確認方法を住民に指導する。

③ 応援の要請

被災者に対する炊き出しその他食品・生活必需品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉局に応援を要請する。

■避難所における物資供給のスキーム



(4) 避難所の生活環境の整備

① 災害時要配慮者や女性への配慮

高齢者、障がい者、乳幼児、女性等、多様な避難者に配慮する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上、女性相談員の配置など、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

② 施設使用ルールの周知徹底

立入禁止区域、土足禁止区域、喫煙(分煙)区域等を設定している場合は、避難者に周知徹底する。

③ 情報提供手段の整備

避難所では避難者に対し、正確かつ迅速に情報を提供するため、テレビ・ラジオ等の設置や臨時広報誌の発行、特設公衆電話、インターネット環境、FAX等の整備、SNSでの情報発信を行う。情報提供は被災者の特性に応じた手段をとるものとする。

情報提供に当たっては、高齢者や障がい者等へも十分に伝わるように、自主防災組織や一般ボランティア等の協力を求める。

また、外国人対策として、必要に応じ、通訳等のボランティアの確保・派遣を市民班に要請する。

④ 避難所におけるトイレ機能の確保

- ア 被災後、断水した場合には、学校のプール、井戸等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。
- イ 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、市は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレおよび便袋を活用し、対応する。
- ウ 発災後4日目からは、市は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。
- エ 備蓄分が不足した場合には、市は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

⑤ 保健・衛生管理

ア 衛生管理

ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法等、避難者への衛生管理上の留意事項を周知する。

イ 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等感染症対策

新型コロナウイルス感染者やインフルエンザ等の感染症流行時においては、感染予防（手洗い、咳エチケット等）の励行を避難者に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。

なお、感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」（内閣府）、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（東京都）等を参考に実施する。

- ・ マスク、消毒液、非接触型温度計等の感染症対策用備蓄品の確保
- ・ 施設内におけるマスク着用と手洗いおよび手指消毒の徹底
- ・ 手洗いの励行、咳エチケットの周知
- ・ 定期的な換気の実施
- ・ 共有設備（手すり、ドアノブ等）の定期的な消毒
- ・ 一般避難者と有症者のゾーンや動線の区分け
- ・ ダンボールパーテーション、ワンタッチテント等を使用した避難者用スペースの区分け

ウ 避難者に対する食品の衛生的な取扱指導

市および都は連携し、避難者に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。

- ・ 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立支援
- ・ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
- ・ 手洗いの励行
- ・ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- ・ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- ・ 情報提供
- ・ 殺菌、消毒剤の調整
- ・ 乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導

エ 避難者に対する健康相談

市は、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所における健康相談、その他必要な保健活動を行う。

⑥ 公衆浴場の確保および住民への情報提供

市は、保健所と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況の把握に努め、避難者に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め、避難所の衛生管理を支援する。

⑦ 避難所における防火安全性の確保

避難所の管理責任者は防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。

(5) 長期化に備えた体制整備

避難の長期化等必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態および医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

また、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

(6) 災害時要配慮者への配慮

災害時要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、障がい特性や個々の状態およびニーズを把握し、必要に応じ二次避難所（福祉避難所）への移送、協定にもとづく福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行う。

二次避難所（福祉避難所）の運営は、障がい特性に応じた支援が必要であり、避難所から二次避難所（福祉避難所）への移送手段についても確保する。

また、災害時要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。

(7) 避難所が不足する場合、野外に受入施設を開設

避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入施設を開設する。

野外に受入施設を開設した場合の都福祉局および関係機関への連絡ならびに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。

野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉局に調達を依頼する。

野外受入施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間または応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

(8) 車中泊への対応**① 車中泊避難者の把握**

避難所敷地内での車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等にかかる情報の早期把握をする。

② 健康面についての相談・支援

健康面等についての相談・支援などは、保健管理班に繋げ、対応する。

また、エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発に努める。

(9) 避難所運営状況の報告と記録

避難所責任者は、避難所の運営記録として「避難所運営日誌」（様式9-4）を作成し、運営状況について、毎日午前10時までに災害対策本部に報告する。

(10) 避難所の集約・閉鎖

市本部は、施設の本来の機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約および解消を図る。

避難所を閉鎖した場合は、都に報告する。

2-3 ボランティアの受入れ

避難所においては、多くの人員が求められるため、避難所運営班は、市災害ボランティアセンターを通じて、避難所でのボランティアの応援要請を行う。

受入れに当たっては、「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順により、ボランティアを受け入れる。

3 動物救護**3-1 動物愛護の活動方針**

都獣医師会、動物関係団体の設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護、援護を行うものとし、市は、この活動に協力する。

3-2 動物の飼養場所の確保

市は、動物愛護の観点から、動物の飼養場所を避難所施設に応じて確保するとともに、動物の適正飼養の指導等を行う。

避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。

3-3 都・関係団体へ情報提供

把握する避難所等における動物の飼養状況については、都・関係団体へ情報を提供する。

4 避難者の他地区への移送等**4-1 避難者の他地区へ移送****(1) 他市区町村への避難についての調整**

市長は、市内の避難所に被災者を受け入れることが困難な時は、被災者の他地区(近隣の非被災地区または小被災地もしくは隣接県)への移送について、知事(都福祉局)に要請する。

なお、相互応援協定等の締結先市区町村や、他の市区町村長に協議した場合、その旨を都知事に報告しなければならない。

(2) 移送先における避難所管理者の決定

被災者の他地区への移送を要請する場合は、市職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市区町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。

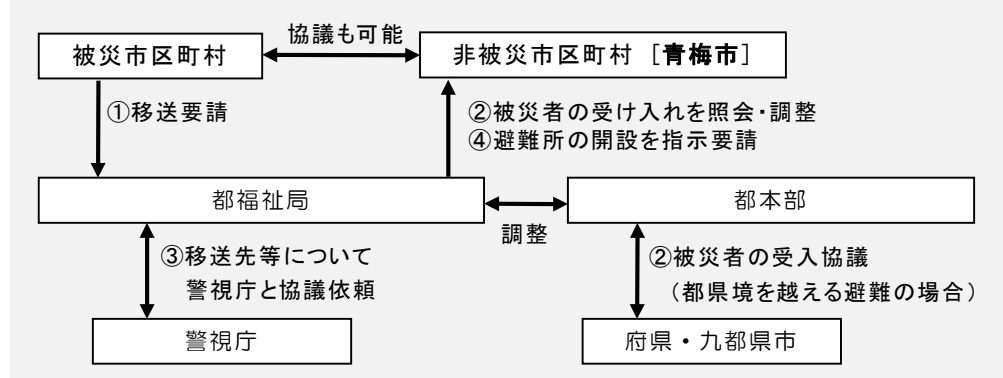
(3) 営業用バスの借上げ

移送に当たっては、営業用バスを借り上げて行うものとするが、必要に応じて、防災関係機関の応援を要請する

4-2 他地区からの避難者の受入れ

都知事から他地区の避難者を受け入れるため避難所の開設の指示を受けた場合は、各避難所の状況を考慮の上、選定・開設し、受入体制を整備するとともに、市職員を派遣して避難所運営に協力するものとする。

■業務手順図



5 孤立地域応急対策

災害時における孤立の内容は大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。このため、孤立が予想される地域について、通被害実体の早期確認と救急救助活動の迅速な実施、緊急物資等の輸送、道路の応急復旧による生活の確保に重点を置いた対策を推進する。

5-1 孤立実態の把握対策

孤立予想地域に対し、NTT回線および防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行うとともに、孤立状況および被害の概要について情報収集を行う。

5-2 救助・救出対策

- ① ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要をただちに都に速報する。
- ② 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。
- ③ 孤立地域内の災害時要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討して、必要に応じて都または他の市区町村の応援を得て、救出を推進する。

5-3 食料品等の生活必需物資の搬送

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段の確保が困難な場合は、都に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

5-4 道路の応急復旧活動

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、オートバイ、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

第10章 備蓄・供給・輸送対策

第1節 現状と課題

災害により平常時の市場流通機能が被害を受けた場合でも、避難者の生命を守るため、食料・飲料水・毛布等の生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に避難者へ供給する必要がある。

また、災害時要配慮者などの多様なニーズに対応できる調達体制を整備するとともに、一時集積場所や運送業者との協力による輸送力の向上などを図っていく必要がある。

市では、食料・飲料水のほか、毛布、敷物、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品などの生活必需品や感染症対策に必要な物資等を備蓄するとともに、必要な物資等の調達について、民間企業等と災害時の生活物資の供給協定を締結している。

第2節 対策の方向性と到達目標

被災者に食料、飲料水、ミルクおよび生活必需品等が速やかに供給できるように、事業者との連携により、流通物資も含めた市の備蓄体制の充実を図る。また、自助・共助の観点から個々の家庭における備蓄や民間企業における備蓄促進を図っていく。

到達目標

- 都との連携により、3日分の食料を確保する
市は想定避難所生活者（13,007人）の2日分の食料を備蓄する。
1日目は、ビスケット類（水・熱不要のため。ただし咀嚼困難者には柔軟に対応する。）
2日目は、アルファ化米類
3日目以降は、都からの供給および民間協定先からの調達とする。
家庭においては、自助として家族3日以上分の食料を備蓄することとする。
- 備蓄食料を避難所にも備蓄する
防災倉庫に食料を分散配置し、災害対策本部の決定による被害状況に応じた配分供給を原則とするが、発災1日目の避難所への供給困難を考慮し、想定避難者数の1食分以上を避難所にあらかじめ備蓄することとする。
- 飲料水の供給
想定では、水道の使用ができなくなる断水率が21.7%となる。
開設された災害時給水ステーションに、市民が自ら容器を持参し供給を受ける。
避難所については、発災から12時間以内に、市がポリタンク等により給水拠点から飲料水を運び、避難者に供給する。
また、消火栓および避難所応急給水栓を使用した応急給水用資機材を設置し、利便性の向上を図る。
- 物流業者との連携による物資管理体制の向上
- 専門的な民間企業との調整を図り、物資の効率的な管理および迅速な供給を目指す。

【備蓄・供給・輸送対策】



第3節 予防対策

【施策の方向】

多数の被災者の生活を維持するため、常時から食料、生活物資の備蓄を行う必要性がある。また、各種応援団体からの物資等を避難者に供給するための、拠点および体制の整備が必要となる。

そのため、備蓄の強化と備蓄倉庫等を含めた拠点の整備、また、民間協力団体との協定締結による体制の整備を行う。

施策の方向	対策
1 食料および生活必需品等の確保	市は、被災者の生活の維持のため、立川断層帯地震における最大避難所生活者数(13,007人)を想定し、食料、生活物資の備蓄、調達体制の強化を図る。 ・都との連携により、3日分の物資を確保 ・民間企業との協定による必要物資の確保
2 備蓄倉庫および輸送拠点の整備	備蓄物資の輸送や物資の調達、被災者への配分が円滑に行われるように、分散備蓄の推進や調達体制、輸送体制の整備に努める。 ・備蓄物資の輸送方法、調達方法等の設定
3 輸送体制の整備	物資や人員の緊急輸送を効率的に実施するため、緊急輸送道路を通行できる車両の確保や輸送関連業者等への協力を要請する。 ・車両の管理体制の明確化

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担当	対策内容
1 食料および生活必需品等の確保	防災課	・ 必要な食料、飲料水、ミルク、生活必需品等を備蓄
2 備蓄倉庫および輸送拠点の整備	防災課	・ 備蓄物資の管理 ・ 備蓄倉庫の整備 ・ 輸送拠点の選定 ・ 物資の調達および輸送、配分体制の整備
3 輸送体制の整備	総務契約課	・ 緊急通行車両の調達体制の整備
	防災課	・ 民間協力体制の整備
	土木課	・ 山間部市道の災害予防対策

1 食料および生活必需品等の確保

1-1 食料・生活必需品等の確保

(1) 備蓄量の目安

立川断層帯地震における最大避難所生活者数（13,007人）を基準とし、都と連携して、発災後3日分の物資の確保に努める。

(2) 備蓄品目

資料編 2-10-1「備蓄物資」

① 食料

市は、大規模な災害等により、食料の調達が困難な被災者に給与するため、アルファ化米、ビスケット等の食料を備蓄する。

なお、備蓄に当たっては、市で備蓄すべき品目・数量、民間事業者等から調達する品目・数量について十分検討を行う。

② 生活必需品

市は、避難所において必要となる生活必需品の寝具、身の回り品、日用品、紙おむつ、トイレットペーパー等を備蓄する。

また、感染症対策として、マスク、消毒液等を備蓄する。

なお、備蓄に当たっては、品目、数量について十分検討するとともに、民間事業者から調達する品目・数量についても十分検討する。

③ 女性や災害時要配慮者等への配慮

災害時要配慮者に配慮したおかゆ、減塩食品等、口への入れやすさやアレルギー対策などに配慮した食料の確保や、女性向けの生活必需品、乳幼児用の紙おむつや粉ミルク等の確保を図る。

④ 季節、被災地の実情に配慮した備蓄

物資の確保に当たっては、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

(3) 民間協力体制の整備

資料編 2-5-4「災害時応援協定」

市は、長期間保存が困難なもの、その他備蓄に不適當なものについては、製造者および販売店等から調達する。

そのため、災害時に製造者および販売店等から円滑に調達できるよう、協定の締結等、協力体制の強化に努める。

(4) 市民の備蓄促進

災害時は平常時には予測できない市場流通の混乱、物資の入手困難が予想されるため、食料、飲料水、常備薬等、最低3日分程度の家庭内備蓄を指導・啓発する。

(5) 炊き出し実施体制の整備

災害時における食料の炊き出しについては、市の給食施設等を活用し、給食担当職員を中心に、各種団体、ボランティアによる要員の確保を図る。また、災害時において都市ガスが使用できなくなった場合、LPガスを利用できる設備の整備などの実施体制の整備を図る。

1-2 飲料水および生活用水の確保

(1) 都の取組

資料編 2-10-3「上水道施設の現況」

都は、都水道局職員が駆けつけなくとも、自主防災組織等が円滑な応急給水活動を開始することができるように施設整備等を行う。

また、災害時給水ステーション（給水拠点）が遠い地域等への対応を図るため、消火栓等を活用した仮設給水栓からの応急給水を始めとする多面的な飲料水および生活用水の確保策について、都水道局および市の役割分担を基本としつつ、自助・共助による応急給水の実施を支援する。

生活用水についても同様に復旧状況も踏まえ、必要量の確保に努める。

(2) 市の取組

資料編 2-10-2「応急給水の資器材」

市は、応急給水に必要な資器材（ウォーターパッカー、ポリタンク）等を整備する。

なお、消火栓、排水栓の活用については青梅消防署と連携し、都が配布する応急給水栓および消防ホース等の初期消火資器材の活用要領についても併せて普及を図る。

また、災害時に生じる広域濁水の解消および給水活動を実施するため、都水道局と連携し、都が避難所に設置した応急給水栓の活用について普及を図る。

1-3 燃料の調達体制の整備

大規模な地震災害発生時には、電気やガス等のライフラインが被災し、供給に支障が生じると、災害応急対策活動や住民生活に大きな影響を及ぼすため、市ではLPガスや石油燃料の確保・供給が図れるよう、都と関係団体の協定締結の状況を踏まえながら、団体支部との協定締結等、確保・供給体制の確立に向けて取り組む。

2 備蓄倉庫および輸送拠点の整備

2-1 備蓄倉庫の整備

資料編 2-10-1「備蓄物資」

(1) 備蓄物資(都の事前寄託分を含む。)の管理

市は、賞味期限や人口の増減等を考慮しながら、備蓄物資の更新および見直しを行い、品質の管理を行う。

(2) 備蓄倉庫の整備

市は、14箇所の備蓄倉庫を有しているが、交通の利便性や地区のバランス、地域性を考慮し、学校の余裕教室を活用するなど、災害時の交通遮断を考慮し、分散備蓄の場所の確保に努める。また、各避難所に収容予定人数の1食分以上を備蓄する。

2-2 輸送拠点の整備

(1) 輸送拠点の選定

市は避難所等へ食料および生活必需品等を搬送するための仕分けや一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を選定し、都総務局に報告する。

(2) 物資の調達および輸送、配分体制の整備

市は、備蓄(都の事前寄託分を含む。)する食料、生活必需品等の輸送および配分の方法についてあらかじめ定める。

また、大規模災害発生時に物資を円滑に調達できるよう、平素から調達先と十分に協議し、市内の食料生産者、その他販売業者、流通業者等と物資調達に関する契約および協定を締結するなど、物資の調達体制の整備に努めるとともに、輸送業者と十分協議し、協定を締結するなど輸送力の確保に努める。

災害時に届けられる支援物資については、円滑な受入れと荷捌きにより、物流業者の意見等を踏まえながら、効率的な配布ができるよう検討する。

3 輸送体制の整備

3-1 緊急通行車両の確保

資料編 2-4-3「市所有車」

災害時において、所有する車両を円滑かつ効率的に活用できるよう、車両の管理体制を明確にするとともに、緊急輸送道路を通行するための事前の登録等を行っておく。

市では、災害時に備え、総務契約課が、全ての市所有車両について緊急通行車両の確認申請を行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けている。

3-2 民間協力体制の整備

資料編 2-5-4「災害時応援協定」

大規模な災害が発生した場合、市の所有する車両が不足する可能性があることから、災害時において、輸送関連事業者、建設関連事業者等に協力が得られるよう、協定の締結、合同訓練の実施等、協力体制の強化に努める。

第4節 応急対策

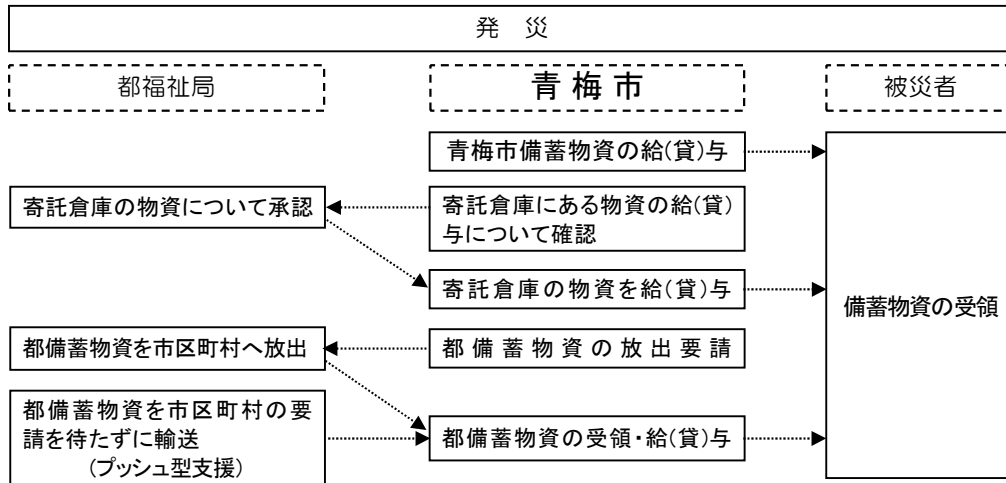
【活動のポイント】

実施項目	活動のポイント
1 備蓄物資等の供給	食料、生活必需品等、市が備蓄している物資を、被災者に迅速に供給する。
2 物資の調達	大規模災害時には、食料および生活必需品の供給や販売が一時的に麻痺することが予想されることから、応援協定締結先等から速やかに食料および生活必需品を調達し、被災者等に供給できる措置をとる。
3 義援品の募集・受付	市は、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集する。
4 輸送車両の確保	大規模災害により、市内の避難所のみでは避難者を収容できない場合は、速やかに他市町村また都に要請し、受入先を確保し、被災者を移送する。

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担当	対策内容
1 備蓄物資等の供給	避難所運営班	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄物資の供給
2 物資の調達	商工業振興班	<ul style="list-style-type: none"> 物資の調達
3 義援品の募集・受付	広報班	<ul style="list-style-type: none"> 義援品の広報
	避難所運営班	<ul style="list-style-type: none"> 義援品の配分
4 輸送車両の確保	総務班	<ul style="list-style-type: none"> 車両および燃料の調達 緊急車両の配車

1 備蓄物資等の供給



1-1 配布基準

配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。

ただし、この基準により難しい事情がある場合(期間の延長、特別基準の設定)は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を得て定める。

1-2 食料の給与

(1) 食料給与の考え方

- ① 炊き出し体制が整うまで
炊き出し等の体制が整うまでの間は、市および都の備蓄または調達する食料等を支給する。
- ② 輸送体制が確保されたら
道路障害物除去が本格化して輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等の加工食品の調達体制を整える。
- ③ 支給対象者

- ・ 避難指示等にもとづき、避難所に収容された者
- ・ 住家が被害を受け、炊事の不可能な者
- ・ 食料の供給機能が混乱し、通常の調達が不可能となった者
- ・ 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者
- ・ 災害応急対策活動従事者(※災害救助法の実費弁償の対象外である)

(2) 備蓄食料の輸送

地域経済対策部は、備蓄または調達要請等した食料の輸送を、総務防災対策部および都トラック協会多摩支部等の協力を得て行う。

(3) 給与の方法

① 給与基準

ア 災害救助法適用前

市がその責任において実施する被災者に対する食品給与の配布の基準は、災害救助法適用後において適用される食品の給与の基準を準用する。

イ 災害救助法適用後

災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第3条により都知事の定める食品の給与の基準とする。

② 被災者への食品の給与場所

被災者に対する食品の給与は、原則、避難所とし、健康福祉対策部が行うことを基本とする。

避難所では、避難所担当職員が、自治会やボランティア等で組織された避難所運営組織の協力を得て食料を配布する。

③ 被災者への食品等の給与方法

被災者に食品等の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲、献立、炊出方法等について定めるとともに、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。

なお、市備蓄品は、原則として、発災当日はビスケット等、翌日以降は米飯の順で、調達物資（救援物資も含む）の配分計画を立て配分する。

配分に当たっては、災害時要配慮者を優先する。

④ 都福祉局の事前配置する備蓄物資

備蓄物資（ビスケット等）として都福祉局が市に事前に配置してあるものは、都福祉局長の承認を得て市が輸送し被災者に給与する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告するものとする。

⑤ 都福祉局への備蓄物資の放出要請

必要に応じて、東京都災害情報システム（D I S）への入力等により、都福祉局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

⑥ 孤立した被災者への対応

被災者の中でも、交通およびライフラインの途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水および生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

(4) 食品給与の記録および報告

給食班長は、炊き出しおよび食品給与の状況を随時本部長に報告するとともに、「炊き出し食品給与記録」（様式10-1）、「炊き出しのための食材受払簿」（様式10-2）により活動の状況を取りまとめ、所掌業務完了後、速やかに本部長に報告するものとする。

1-3 生活必需品の給(貸)与

(1) 支給対象者

- ① 避難指示等にもとづき、避難所に収容された者
- ② 住家被害(全・半壊、全・半焼、流出・床上浸水、土砂のたい積等)を受け、日常生活に大きな支障をきたしている者
- ③ 生活物資の供給機能が混乱し、通常の調達が不可能となった者

(2) 備蓄生活必需品の輸送

地域経済対策部は、備蓄生活必需品の輸送を、総務防災対策部および都トラック協会多摩支部等の協力を得て輸送を行う。

(3) 給(貸)与の方法

① 配付基準

ア 災害救助法適用前

被災者に対する生活必需品の給(貸)与基準は、災害救助法適用後において適用される基準に準ずる。

イ 災害救助法適用後

災害救助法適用後は、災害救助法施行細則により都が定める基準(昭和38年東京都規則第136号)による。

② 被災者への生活必需品の給(貸)与場所

被災者に生活必需品等を給(貸)与する場所は、避難所を原則とし、健康福祉対策部の職員が、必要に応じて他部の応援を得て行うことを基本とする。

避難所では、避難所担当職員が、自治会やボランティア等で組織された避難所運営組織の協力を得て配布する。

③ 給(貸)与の実施が困難な場合

給(貸)与の実施が困難な場合は、都本部に応援を要請する。

④ 都福祉局の事前配置する備蓄物資

備蓄物資(毛布、敷物等)として、都福祉局が市に事前に配置してあるものは、都福祉局長の承認を得て市が輸送し、被災者に給(貸)与する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。

⑤ 都福祉局への備蓄物資の放出要請

必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

⑥ 男女のニーズの違いへの配慮

男女のニーズの違いを把握し、女性用品についても十分な量を確保し、供給する。

(4) 配分状況の記録および報告

様式編 10-3「物資管理簿」

避難所運営班長は、生活必需品の配分状況を随時本部長に報告するとともに、活動の状況を取りまとめ、所掌業務完了後速やかに本部長に報告する。

1-4 飲料水の供給

(1) 都の給水態勢

都は、震災情報システム等を活用し、発災後ただちに応急給水の実施に係る計画を定め、給水態勢を確立する。

(2) 都との連携による応急給水

資料編 2-10-3「上水道施設の現況」

① 浄水場(所)・給水所等(災害時給水ステーション(給水拠点))

浄水場(所)・給水所等においては、都が応急給水に必要な資器材等を設置し、市が市民等への応急給水を行う。市民は自ら容器を持参するものとする。

環境対策部は他部からの応援職員により、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、給水を行う。容器を持参できない市民には、給水袋等を用意する。

② 応急給水用資器材

資料編 2-10-2「応急給水の資器材」

市または自主防災組織は、都が配布している消火栓等を利用した応急給水用資器材を活用し、避難所、避難場所、公園等において、応急給水を行う。

③ 避難所への水の供給

飲料水を車両輸送する必要がある避難所では、都が市により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、市が住民等への応急給水を行う。

また、避難所への水の補給を迅速に行うため、必要に応じて環境対策部は、都トラック協会多摩支部や応援機関等の協力を得て、市が用意するポリタンクによる水の搬送を行う。

④ 給水基準

震災時における飲料水の給水基準は、1日1人当たり3リットルとする。

⑤ その他の手段による給水活動

関係各部署は、給水拠点以外に次の手段で被災者への給水活動を行う。

活動種別(担当対策部)	活動内容
1 流通備蓄品の提供 (地域経済対策部)	各対策部での必要物資および数量(避難所の災害時要配慮者用、医療機関用等)を調査の上、必要数を協定締結先から調達し、要請元へ配送する。
2 井戸の活用 (総務防災対策部)	必要に応じて井戸の所有者、管理者等に井戸水供給を要請する。今後、民有井戸の活用について検討する。

⑥ 医療施設等への応急給水

後方医療機関となる病院および重度心身障がい児施設等の福祉施設について、当該施設から災害対策本部に緊急要請があった場合は、都に対し車両等による飲料水の輸送の要請を行う。

(3) 広報

環境対策部および都水道局は、災害時給水ステーションを開設した場合は、周知や情報提供を積極的かつきめ細かく実施し、市民の不安の解消に努める。

なお、実施に当たっては、企画対策部に広報班の協力を求め、広報車等を活用し、次の内容について広報する。

- ①給水場所、給水時間、利用方法等
- ②断水の解消見込み等

(4) 応援要請

都水道局は、給水計画にもとづき必要な車両、応急給水資機材等を確保するが、応急活動を実施することが困難な場合、他自治体等に応援を要請する。

(5) 給水活動の記録および報告

下水道班長は、給水活動の実施状況を随時本部長に報告するとともに、「飲料水供給記録」(様式10-4)および「給水用機械器具燃料および浄水用薬品資材受払簿」(様式10-5)により活動状況を取りまとめ、所掌業務完了後速やかに報告するものとする。

1-5 乳幼児救護**(1) 救護の対象**

救護の対象となる乳幼児は、1年6ヶ月未満のものとする。

(2) 救護の内容

保健管理班は、乳幼児救護班を編成し、調乳、ほ乳瓶の調達、貸与および授乳を行い、乳幼児の栄養補給に努める。

災害の発生した場合またはそのおそれがある場合は、罹災乳幼児の栄養補給の必要数を把握し、調製粉乳その他の救助物資を携行し、避難所運営班長の指示により被災地または避難所等において、乳幼児の栄養補給を行う。

災害の状況により、市の能力では措置できない場合は、西多摩保健所を通じて都に応援を要請する。

乳幼児救護班の編成

名称	班数	構成			
		医師	保健師	事務	計
乳幼児救護班	2	1	1	1	3

2 物資の調達**2-1 食料の調達****(1) 調達計画の策定**

被災者に対する炊き出しその他による食品の給与のため、調達(備蓄を含む。)計画を策定する。

調達計画は、食品の多様化や高齢者等に配慮した主食、副食の調達数量、調達先およびその他調達に必要な事項について定める。

(2) 米穀等の調達

様式編 10-6「災害用米穀調達指示書」 10-7「災害用米穀購入報告書」

避難所等の体制が整い、米の炊出しによる食料供給が可能となった段階で、次の方法で実施する。

① 災害時における応急供給による措置

ア 本部長の措置

本部長は、被害の状況により市内の登録小売販売業者および食料供給に関する応援協定締結業者から炊き出しに必要な精米を購入する。米穀の調達量に不足のある場合、または不足を生じると認める場合、本部長は都知事に調達を要請する。

イ 都の措置

都福祉局は、本部長からの米穀の調達要請があった場合は、都産業労働局へ調達を依頼する。都産業労働局は、農林水産省農産局（農産政策部）貿易業務課と協議し、米穀販売業者の在庫状況により、精米を調達して提供する。

なお、米穀販売業者の在庫で不足する場合は、農林水産省農産局（農産政策部）貿易業務課と協議し、他県からの応援を求めるほか、政府保有の玄米を米穀販売業者に委託して精米し、調達する。

② 災害救助法が適用された場合の措置

市が災害救助法の適用を受けた場合、市の被災者への米穀の調達は都知事が行う。政府米の引渡しは、「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号）」による。

③ 米穀の基準量

災害時に、被災者および救援等作業従事者に対して調達する米穀の基準量は次のとおりとする。

被災者および救援等作業従事者用米穀	1食当たり	精米 180g(玄米 200g)
-------------------	-------	------------------

④ 災害用物資の受渡

災害用物資の受渡は、他に定める場合を除き、「災害用物資受領書」（様式10-8）により行う。

ただし、受渡し時に受領書を発行することが困難な場合は、担当責任者の仮受領書により処理し、後に受領書を交付することができる。

⑤ 副食品の調達

地域経済対策部は、米穀以外の副食品の調達が必要な場合は、西東京農業協同組合等を通じて調達を図るものとするが、不足する場合は、都福祉局に要請する。

⑥ 災害時要配慮者等への配慮

災害時要配慮者に配慮したおかゆ、減塩食品等、口への入れやすさやアレルギー対策などに配慮した食料等を確保し、供給する。

⑦ 調達食料の輸送

調達等した食料の受入れ、仕分け、保管等が必要な場合は、輸送拠点において対応し、避難所等の配送先へ輸送する。業者から調達する食料は、原則として調達業者に指定地までの輸送を依頼する。

調達食品の輸送拠点は、原則として次のとおりとするが、状況により、交通および連絡に便利な公共施設を選定する。

■ 地域内輸送拠点一覧

施設名	所在地	電話
青梅市役所	東青梅1-11-1	0428-22-1111
梅郷市民センター	梅郷3-749-1	0428-76-0404
沢井市民センター	沢井2-682	0428-78-8304
小曾木市民センター	小曾木3-1656-1	0428-74-5332
成木市民センター	成木4-644	0428-74-5204

2-2 生活必需品の調達

(1) 調達計画案の策定

震災時において実施する被災者に対する生活必需品等給(貸)与のため、調達(備蓄を含む。)計画を策定する。

調達計画は、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。

(2) 生活必需品の調達

① 調達先

ア 調達は生活必需品(日用品)供給に関する応援協定締結先等に協力を依頼する。

イ 市の調達数量に不足を生じた場合、または調達不可能な場合は、都福祉局に要請する

ウ 災害救助法適用後、生活必需品等の給(貸)与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を物資調達・輸送調整等支援システムにより都福祉局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。

② 生活必需品の集積地および輸送

地域経済対策部は、調達要請等した生活必需品の輸送を、総務防災対策部および都トラック協会多摩支部等の協力を得て行う。また、調達等した生活必需品の受入れ、仕分け、保管等が必要な場合は、輸送拠点において対応し、避難所等の配送先へ輸送する。

なお、業者から調達する生活必需品は、原則として調達業者に指定地までの輸送を依頼する。

調達品の集積地は、原則として、同節2-1(2)「⑦ 調達食料の輸送」のとおりとするが、状況により、交通および連絡に便利な公共施設を選定する。

3 義援品の募集・受付

3-1 義援物資の取扱い

平成24年7月31日に発表された『中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告』では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

市は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

(1) 義援品の受付

義援品の受付場所は、原則として市役所とし、義援品の受付状況等に応じて市民センター等の公共施設に臨時受付場所を設置する

(2) 義援品の配分

都で仕分けされた義援品および直接寄せられた義援品は、他の救援物資と同様に、避難所運営班が、受入れから配分計画にもとづく被災者への配分までの業務を行う。

(3) 義援品の報告

市は、必要に応じて都に義援品の受付状況等を報告する。

3-2 義援品に関する広報

市は、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集する。

4 輸送車両の確保

4-1 車両および燃料の調達

(1) 車両等の調達、運用

資料編 2-4-3「市所有車」

総務班長は、市各班がその所管事務遂行上必要とする車両および運行に必要な燃料を調達し、運用について調整の上配分する。

使用車両は、第1次的には市保有車両とするが、不足する場合は、青梅郵便局および東京都トラック協会多摩支部に車両の供給を要請する。調達不能となった場合は、都財務局へ調達あっせんを要請する。

防災関係機関は、独自に調達計画を作成するものとする。

なお、供給車両の用途は、概ね次のとおりである。

- 生活必需品および食料等の輸送
- 障害物の除去および運搬
- じんかい処理および運搬
- 福祉車両による災害時要配慮者の搬送

(2) 東京都トラック協会多摩支部の対応

東京都トラック協会多摩支部は、市から要請を受けた場合は、加盟会員が保有する車両、人員を提供するとともに、総務班と連携し、応急対策活動に必要な輸送活動の支援を行う。

4-2 緊急車両の配車

(1) 配車基準

総務班長は、災害時に各班の所管事務が円滑に実施できるよう、市保有車両ならびに調達車両の配分または併用、転用等、災害状況に応じた車両の運用計画を樹立する。

なお、輸送対象の優先順位は次のとおりである。

- ① 被災者の救出救助、医療救護のための対策要員、資器材
- ② 被災者の避難のための対策要員、資器材
- ③ その他初動期の応急対策に必要な応援要員、物資
- ④ 後方医療施設へ搬送する負傷病者、災害時要配慮者等
- ⑤ 拠点施設の応急復旧のための要員および資器材
- ⑥ 飲料水、食料等生命維持に必要な物資
- ⑦ 救助物資、生活必需品等
- ⑧ 遺体の検索および処理のための物資および遺体
- ⑨ 埋葬のための物資
- ⑩ その他災害対策に必要な要員および物資

(2) 配車手続き

各班長は、車両を必要とする場合は、次の事項を明示し、総務班長に要求する。

総務班長は、車両を配車するにあたり、「車両日誌」(様式10-9)を交付し、各班使用者に使用状況を記録させる。

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 車種および積載量② 台数③ 日数および引渡場所 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|

(3) 車両運行等の記録

総務班長は、「配車車両輸送記録」(様式10-10)、「配車車両燃料および消耗品受払簿」(様式10-11)、「配車車両修繕記録」(様式10-12)により、配車車両の輸送記録、燃料等の受け払いおよび修理費等について記録し、その業務完了後、ただちに本部長に報告するものとする。

第5節 復旧対策

【活動のポイント】

実施項目	活動のポイント
1 物資等の供給	震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。
2 飲料水等の確保	飲料水の消毒および生活水の確保を行う。
3 物資の調達および輸送	時間の経過とともに変化する被災者の多様なニーズに応える物資を調達し、被災者に届ける。

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担当	対策内容
1 物資等の供給	給食班	<ul style="list-style-type: none"> 米飯の炊き出し
2 飲料水等の確保	保健管理班	<ul style="list-style-type: none"> 都環境衛生指導班の協力
	下水道班	<ul style="list-style-type: none"> 生活水の確保
3 物資の調達および輸送	避難所運営班	<ul style="list-style-type: none"> 避難者の必要数、ニーズの把握
	市民連絡班	<ul style="list-style-type: none"> 在宅残留者のニーズの把握
	商工業振興班	<ul style="list-style-type: none"> 物資の調達
	総務防災対策部	<ul style="list-style-type: none"> 従事者の必要数
	下水道班	<ul style="list-style-type: none"> 生活水の確保

1 物資等の供給

1-1 炊き出しの実施

炊き出しの実施については、原則として市の給食施設を使用する。

実施に当たっては、ボランティア・市民活動団体等と連携し、円滑な炊き出しの実施に努める。

なお、炊き出しを行う際は、感染症対策を十分に講じながら実施する。

1-2 都への応援要請

市が、被災者に対する炊き出し、その他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉局に応援を要請する。

1-3 炊き出し等の記録および報告

給食班長は、炊き出しの状況を随時本部長に報告するとともに、活動状況を取りまとめ、所掌業務完了後、速やかに本部長に報告する。

2 飲料水等の確保

2-1 飲料水の消毒

(1) 初期の対応

都が編成する環境衛生指導班が、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認する。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法および消毒の確認方法を指導する。

市は、都環境衛生指導班に協力する。

(2) ライフライン復旧後

ライフライン復旧後は、市民が都環境衛生指導班の協力を得て給水設備の点検および残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

2-2 生活用水の確保

市は、学校プールや雨水貯留槽等によって、避難場所・避難所における生活用水を確保する。

市民および事業者は、上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、井戸、河川水等によって、事業所・家庭等における生活用水を確保する。

3 物資の調達および輸送

3-1 多様なニーズへの対応

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すること、また、災害時要配慮者、女性、こどもなど避難者の特性によって必要となる物資は異なることを踏まえる。

市は、ボランティア・市民活動団体等と連携しながら、変化していく避難者ニーズの把握、ニーズに対応した物資の確保および配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

地域経済対策部は、関係各部に調査を行い食料の需要を把握する。

把握方法は次のとおりとする。

- ① 避難所収容者の必要数は、避難所運営班が把握する。
- ② 住宅残留者の必要数は、自治会・自主防災組織等の協力を得て総務防災対策部・教育対策部が把握する。
- ③ 災害応急対策活動の従事者の必要数は、総務防災対策部が把握する。

3-2 物資の輸送

市は、決定した輸送拠点を都福祉局に報告し、輸送拠点で受け入れた物資を避難所等へ輸送する。

調達した食料・生活必需品等の被災者への配布については、同章第4節「1 備蓄物資等の供給」と同様に行う。

第11章 生活再建対策

第1節 現状と課題

震災後の都民の生活再建を迅速に実施するためには、被災した都民の生活環境を早期に復旧させることが重要となる。

市は、西多摩衛生組合と連携し、ごみ処理施設の計画的な整備を図っており、また、発災時のトイレ機能の確保対策の一環として、「下水道総合地震対策計画」を策定するとともに、し尿処理施設の維持管理に取り組んでいる。

立川断層帯地震では、建物の全壊が約1,300棟となり、災害廃棄物は34万トンに上ることが想定されており、避難人口も2万人近いと考えられている。

東日本大震災では、「災害廃棄物の処理の遅れが復興の妨げになっている。」と指摘されており、本市においても、被害想定を踏まえ、早期に市民生活を再建するために、トイレ機能の確保や災害廃棄物処理体制の構築に取り組む必要がある。また、罹災証明書発行を迅速に行う体制を整備していくことも重要であるため、平成29年度に「東京都被災者生活再建支援業務に係るシステム」を導入している。

第2節 対策の方向性と到達目標

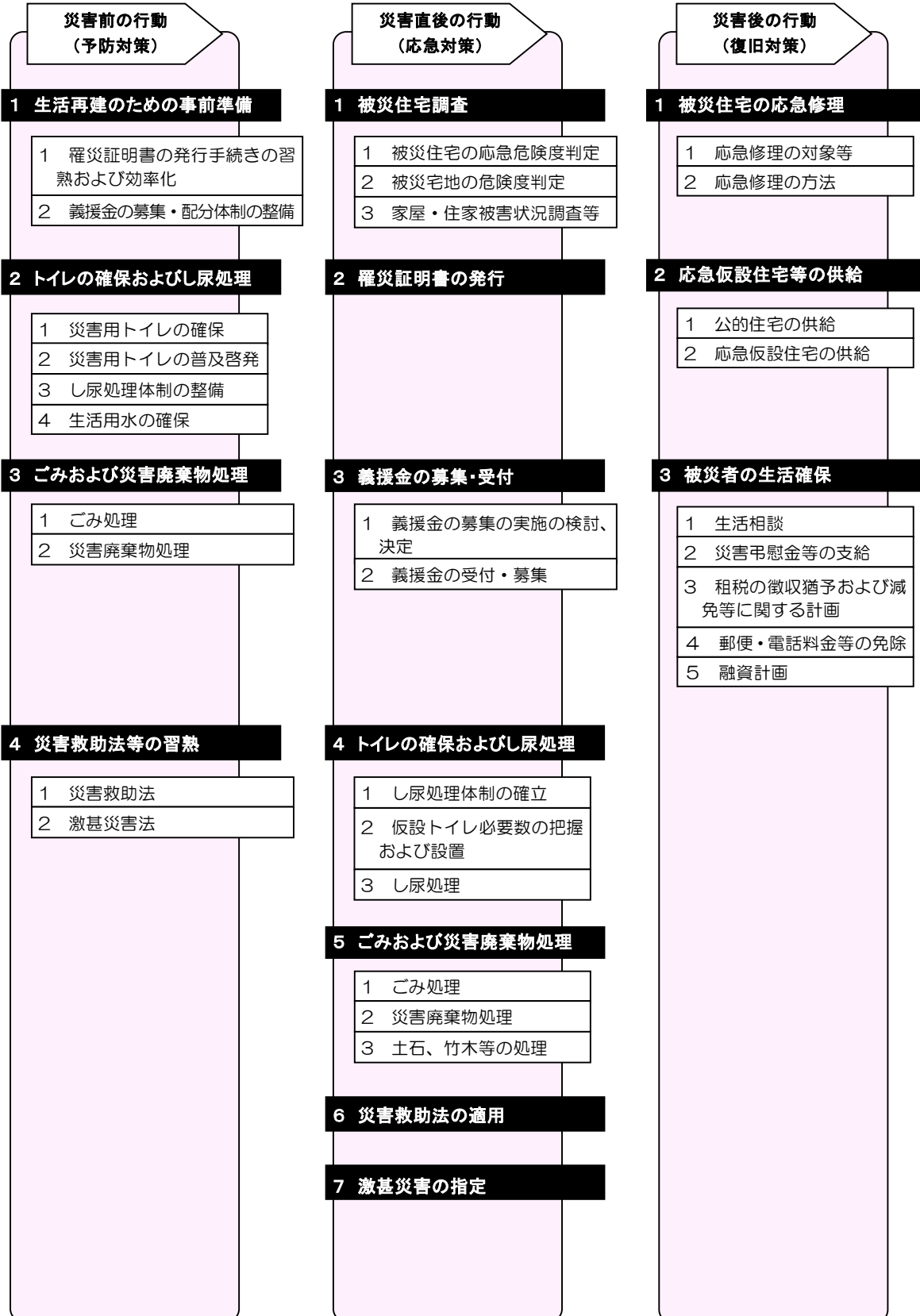
罹災証明書の発行や被災者台帳の整備により、被災者の生活再建支援を明確化すると共に、生活環境の再建のため、災害時トイレ対策を推進する。

また、災害救助法の適用習熟や、災害廃棄物集積場所の確保等により早期の復興を目指した対策について定める。

到達目標

- 被災者の生活再建に関する手続きの明確化
- 災害時トイレ対策の普及
想定では、下水道管きょ被害率 4.6%にあたる世帯でトイレの使用ができなくなる。家庭においては、自助として便袋を備蓄する。廃棄方法は市が収集する。
避難者に対しては、避難所施設内で損傷の無い便器を使用する際に便袋を配布する。
(令和5年度現在 126,390 枚備蓄)
- 災害廃棄物処理の一次集積場所の確保
- 災害救助法等の適用基準の習熟

【生活再建対策】



第3節 予防対策

【施策の方向】

大規模な震災に市が見舞われると、多数の死傷者や多数の全半壊建築物が発生し、住民の日常生活は壊れてしまう。

こうした被災を克服し、一日も早く日常生活を取り戻すため、被災者に対する支援措置やし尿処理、災害廃棄物処理等の生活環境の回復に取り組む。

施策の方向	対 策
1 生活再建のための事前準備	罹災証明書発行事務手続きの習熟および効率化を図るとともに、義援金の募集・配分に必要な手続きを明確にする。 ・罹災証明書発行事務手続きの効率化 ・義援金に関する手続きの明確化
2 トイレの確保およびし尿処理	災害用トイレを確保するとともに、都と連携し、避難所や避難場所等から収集したし尿の処理体制を確保する。 ・災害用トイレの普及啓発 ・都下水道局との覚書にもとづき多摩川上流水再生センターへの搬入体制を整備
3 ごみおよび災害廃棄物処理	災害発生時に大量にごみや災害廃棄物が発生すると予測されるため、一次集積場所の確保や運搬体制など、ごみおよび災害廃棄物の処理体制を整備する。 ・災害廃棄物の一次集積場所の確保
4 災害救助法等の習熟	災害時に、災害救助法等の適用手続きが速やかに行えるように、職員は、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。 ・災害救助法等の適用基準の習熟

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担 当	対 策 内 容
1 生活再建のための事前準備	課税課	<ul style="list-style-type: none"> 罹災証明書の発行手続きの習熟および効率化 青梅消防署との連携体制の確立 義援金手続きの明確化
	収納課	
	会計課	
2 トイレの確保およびし尿処理	防災課	<ul style="list-style-type: none"> 災害用トイレの普及啓発 し尿処理体制の整備
	環境政策課	
	清掃リサイクル課	
3 ごみおよび災害廃棄物処理	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理体制の構築
	清掃リサイクル課	
4 災害救助法等の習熟	財政課	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法等の適用基準の習熟

1 生活再建のための事前準備

1-1 罹災証明書の発行手続きの習熟および効率化

- ① 罹災証明書発行体制等についての災害対策基本法にもとづき、証明書を遅滞なく交付するため、被災者生活再建支援業務に係るシステムを活用し、住家被害認定調査手法や、罹災証明書発行体制を構築するとともに、罹災証明書発行事務の効率化を図る。
- ② 調査手法や罹災証明書事務手続に関する職員研修を実施する。
- ③ 青梅消防署との事前協議、協定締結および訓練により罹災証明書交付にかかる火災被害の情報共有等の連携体制を確立する。

1-2 義援金の募集・配分体制の整備

- ① 義援金品の受付は、原則として市が開設した窓口および銀行口座振込とする。
- ② 受領した義援金については、受付記録を作成し、寄託者に受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。
- ③ 市は、被災者に配分するまでの間、企画対策部長名義の普通預金口座に保管し、管理に際しては、受払簿を作成する。
- ④ 市は、青梅市災害義援金配分委員会設置要綱にもとづき、配分内容を決定する。
- ⑤ 都に東京都義援金配分委員会（以下本節において「都委員会」という。）が設置された場合は、義援金の受付状況について都委員会に報告するとともに送金する。
- ⑥ 都委員会から送金された義援金を、配分計画にもとづく配分率および配分方法により被災者に配分し、被災者への義援金の配分状況について、都委員会に報告する。
- ⑦ 被災者等に対する義援金の募集を必要とする場合は、広報紙、報道関係機関および災害関連支援団体の協力を得て、広く広報を実施し、募集する。

2 トイレの確保およびし尿処理

2-1 災害用トイレの確保

市は、災害発生当初は、避難者約50人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。

(1) 市の取組

- ① 上下水道が停止しても、便座が使用できる場合に利用できる便袋の備蓄を進める。
- ② 災害時要配慮者の利用を想定して、車椅子利用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できる男女共用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進する。
- ③ 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性の確保を図る。
- ④ 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。
- ⑤ 避難者の生活拠点となる施設にマンホールトイレを整備し、トイレ環境の改善を図る。

(2) 事業所および家庭の取り組み

- ① 当面の目標として、3日分の便袋、トイレ用品を備蓄
- ② 水の汲み置き等により生活用水を確保

2-2 災害用トイレの普及啓発

- ① 市や各機関は、仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ市民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。
- ② 災害用トイレの設置や利用等の経験は、極めて重要であり、市は災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施する。

2-3 し尿処理体制の整備

- ① し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等の確保に向けて、民間業者との協定の締結等を図る。
- ② 都下水道局が管理する水再生センターへの収集・運搬体制の確保等を図る。

2-4 生活用水の確保

避難所毎の避難者数に応じた生活用水の確保を図る。

3 ごみおよび災害廃棄物処理

3-1 ごみ処理

- ① 災害発生時に備え、ごみ処理に関する窓口体制の整備を図る。
- ② 市は関係機関と連携し、所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化を促進するとともに不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証し、確保を図る。
- ③ 市は、都環境局と協力して、処理機能の確保策に関してマニュアルに示すなど、ごみ処理体制の構築を促進する。

3-2 災害廃棄物処理

- ① あらかじめ、一次集積場所候補地を指定する。
- ② 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証し、確保を図る。
- ③ 市は、災害廃棄物処理マニュアルを策定する。

4 災害救助法等の習熟

4-1 災害救助法

市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、または該当する見込みがあるときはその旨を知事にただちに報告しなければならないため、職員は、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

(1) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項に定めるところにより、青梅市の場合には、次のいずれか一つに該当する場合、災害救助法が適用される。

- ① 市域内の住家のうち、滅失した世帯の数が100世帯以上であること。
- ② 都域内の住家のうち、滅失した世帯の数が2,500世帯以上であり、市域内の住家のうち、滅失した世帯の数が50世帯以上であること。
- ③ 都域内で住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合、または災害が隔絶した区域に発生したものである等、被災した者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- ④ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたこと。

(2) 滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯数の算定に当たっては、災害救助法施行令第1条第2項に定めるところにより、以下を基準とする。

① 滅失世帯の算定

ア 全壊世帯(住家が全壊した世帯)	1世帯で「住家の滅失した1世帯」
イ 半壊世帯(住家が半壊、または半焼する等、著しく損傷した世帯)	2世帯で「住家の滅失した1世帯」
ウ 一時居住困難世帯(住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯)	3世帯で「住家の滅失した1世帯」

② 住家の滅失等の認定

ア 住家が滅失したもの (「全壊、全焼または流出」という。)	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
イ 住家が半壊または半焼する等著しく損傷したもの (「半壊または半焼」という。)	住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 このうち、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。
ウ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの	ア、イに該当しない場合で浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または土石・竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 世帯および住家の単位

- ① 世帯；生計を一にしている実際の生活単位をいう。
② 住家；現実にその建物を居住のために使用している者がいる建物をいう。

ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が、遮断・独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

4-2 激甚災害法**(1) 激甚災害指定基準**

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

(2) 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模で捉え、激甚災害※として指定すること等の基準は、昭和43年11月22日の中央防災会議にて定められた。

局地激甚災害指定基準による公共土木施設等および農地等に係るものについては災害査定によって決定した災害復旧事業費が指標とされている

※ 激甚災害(激甚災害制度) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)にもとづき、一般の災害復旧事業補助や災害復旧貸付等の支援措置に加えて特別に設けられる補助制度をいう。

第4節 応急対策

【活動のポイント】

実施項目	活動のポイント
1 被災住宅調査	二次災害防止のため、被害状況調査等にもとづき、被災建築物および宅地の応急危険度判定を地震発生直後に実施する。
2 罹災証明書の発行	被災者の生活応急対策は、罹災証明書の発行の事務のほか、災害救助法にもとづく適用準備など、市は消防署および都と連携して迅速に実施する。
3 義援金の募集・受付	都、市、日本赤十字社等各機関は、被害の状況を勘案し、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定後、速やかに募集を開始し、受け付ける。
4 トイレの確保およびし尿処理	市は、各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、し尿収集計画を策定し、都下水道局と連携して下水道施設(水再生センターおよび下水道幹線におけるし尿受入用マンホール)への処理を実施する。
5 ごみおよび災害廃棄物処理	大量に発生するごみ、災害廃棄物等の適正処理、再利用が進むように、一次集積場所を確保し、かつ、処理体制を確立する。
6 災害救助法の適用	市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、ただちにその旨を知事に報告する。
7 激甚災害の指定	大規模な災害が発生した場合、被害の状況を迅速に調査して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業の円滑な実施を図る。

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担当	対策内容
1 被災住宅調査	建物応急班	• 被災住宅の応急危険度判定
	都市整備対策部	• 被災宅地の危険度判定
2 罹災証明書の発行	市民班 調査班 農林班 防災班	• 罹災証明書の発行 (火災については青梅消防署と連携)
3 義援金の募集・受付	出納班	• 義援金の受付
	広報班	• 義援金の募集
4 トイレの確保およびし尿処理	環境対策部	• し尿処理体制の確立
5 ごみおよび災害廃棄物処理	環境衛生班	• ごみ処理、災害廃棄物処理
	都市整備対策部	• 土石、竹木等の除去
6 災害救助法の適用	財政班	• 災害救助法の適用
7 激甚災害の指定	財政班	• 激甚災害の指定

1 被災住宅調査

1-1 被災住宅の応急危険度判定

(1) 判定体制の確立

総務防災対策部は、余震等による被災住宅の倒壊や損壊による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、応急危険度判定が必要と認める場合は、応急危険度判定実施本部を設置し、市内の応急危険度判定員に出動を要請する。また、都に応急危険度判定員の派遣支援要請等を行う。

なお、応急危険度判定実施本部の業務は、次のとおりである。

- 応急危険度判定実施本部の運営
- 都、関係団体等への支援要請
- 応急危険度判定員の確保、受入れ
- 応急危険度判定の実施
- 応急危険度判定結果の集計、報告等

(2) 応急危険度判定の実施

① 判定対象住宅

応急危険度判定の対象となる住宅は次のとおりである。

なお、民間の事業所については、原則として、所有者・管理者の責任で行う。

判定対象住宅(実施者)	住宅の定義
民間住宅(市)	都住宅政策本部、都住宅供給公社および都市基盤整備公団等が管理する住宅以外の戸建て住宅・共同住宅
都営住宅等(都住宅政策本部および都住宅供給公社)	都営住宅および都住宅供給公社が管理する戸建て住宅・共同住宅等
都市基盤整備公団等が管理する住宅(各管理者)	都市基盤整備公団等が管理する戸建て住宅・共同住宅等

② 応急危険度判定作業の準備

総務防災対策部は、作業に必要な次のものを準備する。

- 判定基準、実施マニュアル等の資料準備
- 判定員の名簿作成と判定チームの編成
- 調査票、判定ステッカー、備品、資器材等の準備
- 判定統一のための協議実施
- 割当区域設定のための住宅地図等の準備と担当区域の配分
- 活動環境の準備(移動手段、食事、宿泊場所の確保等)

③ 判定作業の実施および結果の表示等

総務防災対策部は、応急危険度判定員を2人1組の班に編成し、被災建築物応急危険度判定を行う。判定結果は、次のとおりに3区分し、判定ステッカーを該当する建築物の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者、居住者、歩行者等に周知を図る。

なお、判定作業の実施に当たっては、全国被災建築物応急危険度判定協議会によるマニュアル等を参考とする。

判定結果の区分	ステッカーの色	判定結果の意味
危険	赤	その建築物には立ち入らないこと
要注意	黄	立入りには十分注意すること
調査済	緑	建築物は使用可能

1-2 被災宅地の危険度判定

災害対策本部が設置される規模の地震または集中豪雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災したときには、市は、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することにより、二次災害を軽減・防止し、住民の安全確保を図る。

(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

総務防災対策部は、被災宅地の危険度判定が必要と認める場合は、危険度判定実施本部を設置し、都に被災宅地危険度判定士の派遣支援要請等を行う。

都知事は、市から被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を受けた場合は、都に危険度判定支援本部を設置し、速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等、支援措置をとる。

災害の規模が極めて大きく広範囲にわたる場合は、必要に応じて道府県に対して被災宅地危険度判定士の派遣等を要請し、または国土交通省に対し被災宅地危険度判定士の派遣等について調整を要請する。

なお、危険度判定実施本部の業務内容等は、次のとおりである。

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> • 危険度判定実施本部の運営 • 都等への支援要請 • 被災宅地危険度判定士の受入れ • 危険度判定の実施 • 危険度判定結果の集計、報告等
判定対象	<ul style="list-style-type: none"> ① 宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地のうち、住居である建築物の敷地 ② 実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地 ③ ①および②に被害を及ぼすおそれのある土地

※ 宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地とは、農地、採草放牧地および森林ならびに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地である。

(2) 判定作業の準備

総務防災対策部は、作業に必要な次のものを準備する。

- 判定員の名簿作成と判定チームの編成
- 割当区域設定のための住宅地図等の準備と担当区域の配分
- 調査票、判定ステッカー、備品、資器材等の準備
- 判定基準、実施マニュアル等の資料準備
- 判定統一のための協議実施
- 活動環境の準備（移手段、食事、宿泊場所の確保等）

(3) 判定結果の実施および結果の表示等

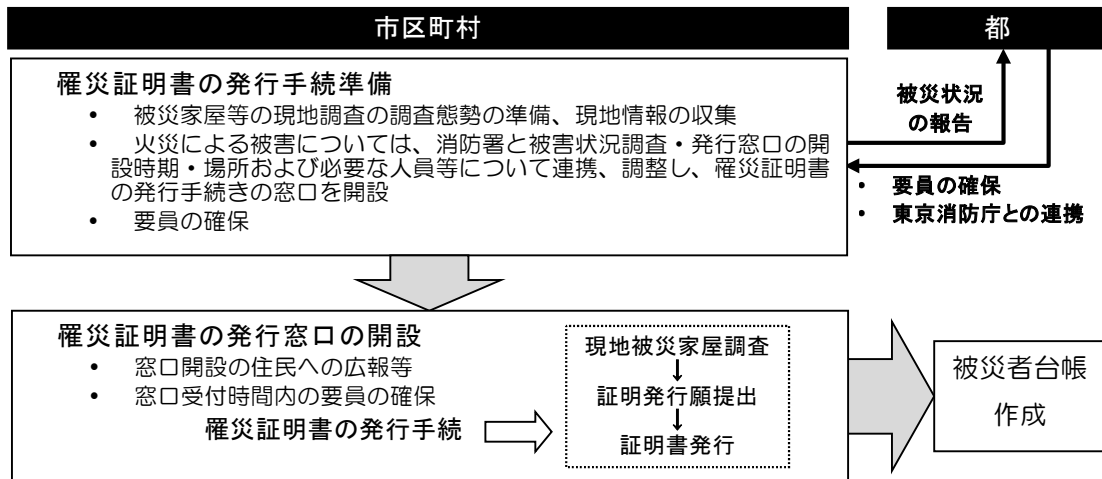
危険度判定士は、総務防災対策部と連携して危険度判定を行う。判定結果は、判定ステッカーの現地表示や文書通知等により宅地の所有者、管理者および周辺住民等へ周知する。

1-3 家屋・住家被害状況調査等

市は、住宅の応急修理、住宅の供給等のための基礎資料とするため、被災後に、国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、住家の被害状況調査を行い、都に報告するとともに被災台帳を作成する。

なお、火災による被害状況調査については、消防署が実施する。

2 罹災証明書の発行



2-1 発行場所

罹災証明書は、災害対策本部が設置されている場合は、市民対策部市民班（市民課）が人的被害、市民対策部調査班（課税課）が建築物被害、地域経済対策部農林班（農林水産課）が農林業被害について作成し、発行する。

それ以外の場合は、各課の被害調査結果にもとづき、防災課が発行する。

ただし、各課の被害調査が実施されていない場合は、必要に応じ各課に調査を要請し、その結果にもとづき発行する。

2-2 発行手続

被災者から「罹災証明（被災届出）申請書」（様式11-1）により申請を受けたものについて、被害状況調査の結果をまとめた被災台帳で確認の上、罹災証明書を発行する。

なお、台帳によって確認できないときは、申請者の立証資料をもとに、客観的に判断できる場合は、「罹災証明書」を発行することができる。また、被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援のため活用する。

2-3 証明の範囲

(1) 罹災証明書

罹災証明書は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

被害の種類	証明内容
(1) 住家の被害	ア 全壊(焼) イ 大規模半壊(焼) ウ 半壊(焼) エ 一部損壊(焼) オ 流失 カ 床上浸水 キ 床下浸水 ク その他市長が被害と認めるもの
(2) 人的被害	ア 死亡 イ 行方不明 ウ 負傷

(2) 非住家等の被害

非住家等の建築物被害についても証明する。ただし、下記の認定基準に該当しない程度の被害については、被災証明書または被災届出受理証で対応する。

(3) 被害程度の認定基準

① 人的被害	<p>ア 死者とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体を確認できないが死亡したことが確実な者をいう。</p> <p>イ 災害関連死者とは、当該災害による負傷の悪化または避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）にもとづき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）をいう。</p> <p>ウ 行方不明者とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものをいう。</p> <p>エ 負傷とは、当該災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるものをいう。</p> <p>オ 負傷のうち、「重傷」とは「1か月以上の治療を要する見込みのもの」をいい、「軽傷」とは「1か月未満で治療できる見込みのもの」をいう。</p>
② 住家の被害	<p>ア 住家とは、人が起居できる設備のある建物、または現に人が居住している建物をいう。なお、土蔵、小屋であっても現実に人が居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>イ 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。</p> <p>ウ 棟とは、一つの独立した建物をいう。</p> <p>エ 全壊とは、家屋の損壊の程度が1棟の延床面積の70%以上に達したものの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%以上に達した程度のものをいう。</p> <p>オ 半壊とは、家屋の損壊の程度がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものをいう。</p> <p>カ 床上浸水とは、全壊・半壊以外で、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったものをいう。</p> <p>キ 床下浸水とは、住家が床上浸水に達しない程度のものをいう。</p>
③ 非住家の被害	<p>ア 非住家とは、官公庁庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等および土蔵・倉庫納屋等の住家以外の建物をいう。</p> <p>イ 非住家被害とは、非住家に対する全壊もしくは半壊程度の被害を受けたものをいう。</p>

2-4 証明手数料

手数料は、免除する。

2-5 証明書の様式

様式11-2、11-3、11-4のとおりとする。

なお、2-3の(2)に関する証明にかかる様式は、「罹災証明申請書」の内容に準じて作成する。

3 義援金の募集・受付**3-1 義援金の募集の実施の検討、決定**

- ① 市、都および日本赤十字社等の関係各機関は、被害状況を勘案し、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。
- ② 義援金の募集・受付に関して、市は、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。

3-2 義援金の受付・募集

(1) 義援金の受付

義援金は、市に直接寄託された場合は、原則として企画対策部出納班（会計課）を受付窓口とし、災害の状況に応じて、社会教育施設等の公共施設または適宜臨時受付場所を配置する。

また、銀行等に企画対策部長名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金を受け付ける。

なお、受付に際しては、受付記録を作成し、保管手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

(2) 義援金品の募集

被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、広報紙、報道関係機関および災害関連支援団体等の協力を得て、広く広報を実施し募集する。

4 トイレの確保およびし尿処理

4-1 し尿処理体制の確立

資料編 2-1 1-1 「し尿処理体制」

環境対策部は、関係機関と連携し、し尿処理体制を確立する。

4-2 仮設トイレ必要数の把握および設置

資料編 2-1 1-2 「仮設トイレ備蓄数等」

(1) 仮設トイレ必要数の把握

環境対策部は、上・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘察し、避難所を始め、被災地域におけるし尿の収集処理見込み量および仮設トイレの必要数を把握する。

(2) 仮設トイレの設置

被災者の生活に支障が生じることのないよう、速やかに備蓄トイレを設置するとともに、業者に仮設トイレの設置を依頼する。

仮設トイレ等を設置する際には、女性・要配慮者、子ども等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。

また、発災後3日目までは、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレを避難所等に確保するよう努める

なお、仮設トイレの基準は、災害発生当初は、避難者約50人当たり1基とする。

① 仮設トイレの調達

環境対策部は、備蓄している仮設トイレにより必要数を確保できない場合は、業者から早急に調達するとともに他市区町村および都に協力を要請する。

② 仮設トイレの設置場所

仮設トイレは、避難所等の公共施設に優先的に設置する。公園等屋外で照明施設が必要な場合は、東京電力パワーグリッド株式会社と協議の上、照明施設設置を依頼する。

③ 設置期間

上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

(3) 断水時の対応

断水した場合には、学校のプール、井戸等を活用し、災害用トイレで必要となる生活用水を確保する。

(4) 仮設トイレの管理

下水道班は、業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。また、設置場所の管理者および自主防災組織等に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

① 避難所における対応

ア 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、下水道班は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレ（便袋）を活用し、対応する。

イ 発災後4日目からは、下水道班は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。

ウ 備蓄分が不足した場合には、環境対策部は都に対して要請する。

② 事業所・家庭等における対応

ア 上水機能に支障が発生している場合には、排水設備に異常がないか確認した上で、河川水、非常災害用井戸等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。

イ 下水道の機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄（災害用トイレ・便袋）を活用する。

4-3 し尿処理**(1) し尿収集計画の策定**

仮設トイレ等の設置状況の把握、し尿収集計画を策定する。

確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合に、環境対策部は、都に応援を要請する。

し尿については、被災者1人1日あたり1.4リットルの排出があるものとしてこの処理に当たる。

(2) 都への報告

都へ被害情况（廃棄物処理施設、家屋等）の報告をする。

① し尿処理委託業者作業員を班編成し、し尿の収集処理に当たる。

② 収集したし尿は、できる限り現存施設において処理する。

③ 被害が大きく平常の委託業者だけで対処できない場合は、車両の調達および作業員の雇上げ等を行い処理に当たる。

(3) し尿収集・処理の記録および報告

資料編 2-11-3 「収集車両」

環境衛生班長は、し尿の収集・処理の状況を「し尿の収集・処理記録」（様式11-5）により記録し、業務完了後速やかに本部長に報告するものとする。

5 ごみおよび災害廃棄物処理

5-1 ごみ処理

(1) ごみ処理体制の確立

環境対策部は、被害に応じたごみ処理実施のため、次の準備を行う。

- ① 所管区域内の被災状況を確認し、災害廃棄物の発生推定量を算出、一次集積場所や最終処分場を決定し、「災害廃棄物処理計画」を策定する。
なお、ごみについては、1被災世帯につき1日あたり1.8kgの排出があるものとして推定して、この処理に当たる。
- ② 市の清掃施設等の被害状況および当面の収集処理能力を把握するとともに、被災施設の応急復旧措置を実施する。
- ③ 地区別の被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）について都に対し報告を行うとともに、その状況および避難所・災害活動拠点の設置状況に応じて段階的な応急ごみ収集・処理計画を策定する。
- ④ 燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ等、それぞれに計画する。
- ⑤ 直接回収、臨時回収ステーション・一次集積場所の配置等を計画する。
- ⑥ 一次集積場所の配置は、立地条件・環境衛生等を考慮しながら行う。
- ⑦ 業者等に協力を依頼するとともに、ごみ収集車、ダンプ等を確保する。
- ⑧ 都への広域的応援体制の要請、ごみ処理能力に余裕がある他市区町村への応援処理を要請する。
- ⑨ 市民、事業所等に収集方式・分別・排出抑制・平常時収集体制への見通し等について広報するとともに、自治会単位のごみの集積を呼びかける。

(2) 処理の方法

資料編 2-11-3 「収集車両」

市清掃作業班および委託業者清掃作業班を編成し、「災害発生時のごみ処理マニュアル」に沿って災害地域のごみ収集にあたる。

市が編成した班のみで対処できない場合は、車両の調達とともに作業員の雇上げ等を行い、処理する。収集したごみは、現存施設で処理する。

なお、被災が広範囲に及ぶ時などは、都や事務組合等と情報の共有化を密にして対応する。

(3) 応援の要請等

市単独でごみの収集および処理が困難な場合、必要に応じて都、他市区町村および関係団体に応援を要請する。

なお、市の処理施設で処理能力を超えるごみが発生した場合は、公共用地等を仮置き場として確保し、収集されたごみを受け入れる。

(4) ごみ収集・処理の記録および報告

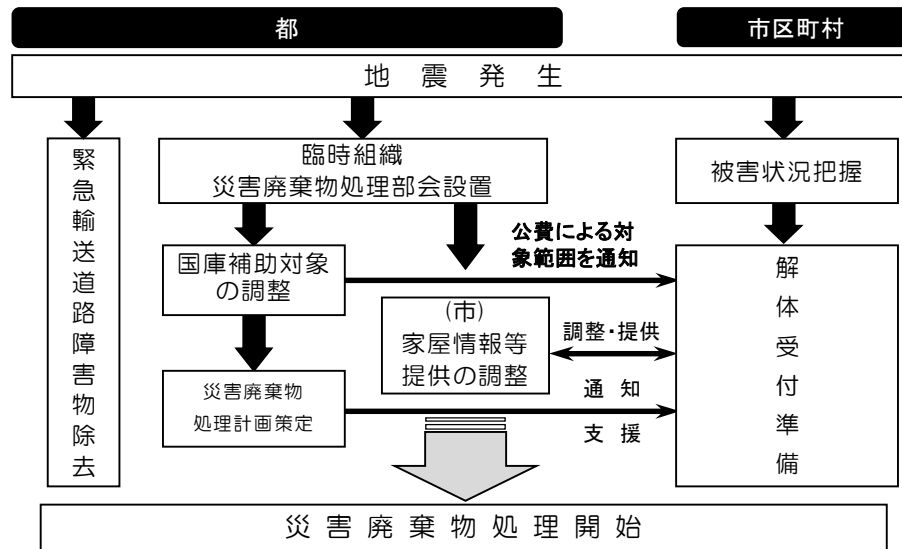
環境対策部は、ごみの収集・処理の状況を「ごみの収集・処理記録」（様式11-6）により記録し、業務完了後速やかに本部長に報告する。

5-2 災害廃棄物処理

被災（焼失、倒壊等）した建物の解体等により発生する焼却灰、木材およびコンクリートがら等（以下、「災害廃棄物」という。）を適正に処理する。

倒壊等した建物の解体は、原則として、所有者が行う。

【発災直後から2週間までの作業行程】



(1) 災害廃棄物処理体制の確立

環境対策部は、関係機関と連携し、災害廃棄物処理体制を確立し、災害廃棄物処理マニュアルに沿って再利用、適正処理を基本とした迅速な処理を実施する。

(2) 建物の解体

① 建物の解体

建物の解体は、所有者が行うことが原則であるが、個人住宅や一部の中小事業所については、阪神淡路大震災の場合と同様な特例措置を行うよう都、国へ要請する。

都市整備対策部は、特例措置が講じられた場合、申請を受け付け、民間業者に作業を委託する。その他の建物については、業者のあっせん、作業の指導等を行う。

② がれきの撤去

がれきの撤去は、状況に応じて、個人住宅や一部の中小事業所に限り、都市整備対策部が申請を受け付け、民間業者に作業を委託する。その他の建物については、業者のあっせん、作業の指導等を行う。

③ 周知・受付

都市整備対策部は、解体・撤去の概要等を広報し、市民対策部、健康福祉対策部の協力を得て、避難所や被災者相談窓口等で希望者の申請を受け付ける。

④ 解体・搬出

都市整備対策部は、市民からの申出があった場合、その建物に関する権利関係等を確認し、解体、撤去することが適当かどうか判断する。その後、市内建設業者、環境対策部に協力を要請して建物の解体・仮置場への搬出を実施する。

(3) がれき処理

撤去した災害廃棄物は種類別に分別し、現存施設において処理可能なものは処理する。処理能力を超えた分および市の処理施設では処理が不可能な不燃性の災害廃棄物については、処理態勢が確立されるまで、公共用地等を臨時の積み置場として確保し仮置きする。

① 実施計画の策定

環境対策部は、災害の状況に応じて災害廃棄物の発生量を算出、一次集積場所や最終処分場を決定し都に対し報告を行うとともに、災害廃棄物処理実施計画を策定する。

② 仮置き場の設置

環境対策部は、次の種類を参考に仮置き場を設置する。仮置き場では、周囲の環境に十分配慮し、火災対策や散水によるほこり対策等をとる。

なお、仮置き場には、原則として、廃木材、コンクリートがら、金属くず、その他の4区分による分別を徹底して搬入する。

仮置き場の種類 (設置時期)	目的	1か所当たりの 設置面積	搬入対象物
第一仮置き場 (第一段階)	輸送効率を高めるためのもの(設置当初は道路啓開用)	最低1ha	緊急輸送道路障害物 除去災害廃棄物
第二仮置き場 (第二段階)	輸送効率を高めるための積替基地	最低1ha	倒壊建物除去災害廃 棄物
第三仮置き場 (第三段階)	中間処理施設および再利用施設が円滑に機能するまでの暫定的な貯留施設 輸送効率を高めるための積替基地	大規模なもの	倒壊建物除去災害廃 棄物

③ 分別・減量化・再利用等

災害廃棄物の発生地においては、可能な限り分別するほか、減量化および再利用の促進、有害物質の適正処理等を徹底するよう指導する。

分別項目	減 量 化	再生利用
廃木材	破碎・焼却	
コンクリートがら	破碎	埋め立て用材、路盤材、コンクリート骨材等
金属くず	—	製鉄材料等
その他	破碎等	

④ 応援協力

市の有する処理能力を上回る場合は、都に広域的応援体制の確立および派遣を要請する。また、国、産業廃棄物関係者・団体等に広く協力をもとめる。

5-3 土石、竹木等の除去

住家に流入した土石、竹木等の除去は、災害救助法にもとづき、該当する住家を早急に調査の上、実施する。

(1) 土石、竹木等の除去計画

災害救助法適用後は、除去対象戸数および所在を調査し、都建設局に報告するとともに、関係機関青梅建設業協会等と協力して土石、竹木等の除去を実施する。

(2) 土石、竹木等の障害物の除去

都市整備対策部は、住家またはその周辺に運ばれた土石、竹木などで日常生活に著しい障害を及ぼす障害物を除去する。その対象は、次のとおりである。

- ① 自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者であること（生活保護法の被保護者、要保護者および特定の財産を持たない失業者等）。
- ② 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれている場合。
- ③ 障害となるものが敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合。
- ④ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること（本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない。）。
- ⑤ 半壊または床上浸水したものであること（全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない。）。
- ⑥ 原則として、災害救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

(3) 支出できる費用

障害物除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費、輸送費、作業員賃等とする。

(4) 道路の障害物除去

第2部第4章第4節「1-3 緊急道路障害物除去等」を参照

(5) 障害物除去状況の報告

土木建設班長は、除去状況について随時本部長に報告するとともに、「障害物除去の記録」（様式11-7）により活動状況を取りまとめ、所掌業務完了後速やかに本部長に報告する。

6 災害救助法の適用

(1) 災害救助法の適用要請

災害に際し、市の災害が、災害救助法の適用基準に該当し、または該当する見込みがある場合は、市長はただちにその旨を都知事に報告し、災害救助法の適用を都知事に要請する。

ただし、市長は、災害の事態が急迫して、都知事による救助の実施の決定を待つことができない場合は、災害救助法の規定による救助にただちに着手することができ、その後に都知事に報告することができる。なお、その後の処置に関しては、都知事の指示を受ける。

(2) 要請手続

資料編 2-11-4 「災害救助法関係資料」

口頭または電話等をもって要請し、後日、文書により改めて処理するものとする。

- ① 災害発生の日時および場所
- ② 災害の原因および被害状況
- ③ 適用を要請する理由
- ④ 適用を必要とする期間
- ⑤ 既に実施した救助措置および実施しようとする救助措置
- ⑥ その他必要な事項

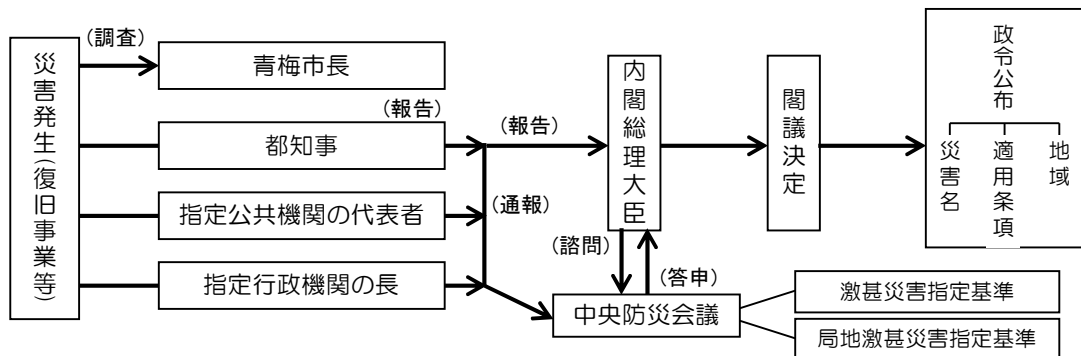
7 激甚災害の指定

(1) 激甚災害指定手続き

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の報告にもとづき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準にもとづいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

■激甚災害指定の手続フロー



(2) 激甚災害に関する調査報告**① 調査の指示**

市長は、市内に大規模な災害が発生した場合、被害状況等を検討の上、激甚法にもとづく激甚災害の指定を受ける必要があると思われる復旧事業について、各部に必要な調査を行わせる。

② 被害状況調査の実施

市各部署は、施設、その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、市総務部長に提出する。

③ 都への申請

市民安全部長は、前記各部の調査をとりまとめ、激甚災害の指定を受ける必要があると決定した場合は、都知事に調査書を添えて申請する。

なお、市各部署長は、事業ごとに都の関係局と連絡の上、指定の促進を図る。

④ 都実施調査への協力

市は、都が行う激甚災害および局地激甚災害に関する調査等について協力する。

市長は、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を都知事に報告する。

(3) 特別財政援助の交付手続

市長は、激甚災害の指定を受けた場合は、速やかに関係調査書等を作成し、都各局に特別財政援助の交付手続を行う。

(4) 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類に基準を定めている。

(5) 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が基準を定めている。

(6) 激甚法に定める事業および都の関係局

青梅市に關係する激甚法に定める事業および關係局は次のとおりである。

適用条項	事業名	都関係局名	備考
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	建設局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 林地荒廃防止施設、漁港
	2 公共土木施設災害関連事業	建設局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 林地荒廃防止施設、漁港
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育庁	
	4 公営住宅施設災害復旧事業	住宅政策本部	
	5 生活保護施設災害復旧事業	福祉局	救護施設、更正施設、宿泊所 医療保健施設、宿所提供施設
	6 児童福祉施設災害復旧事業	福祉局	
	7 老人福祉施設災害復旧事業		
	8 障がい福祉サービス事業所等設備災害復旧事業		
	9 婦人保護施設災害復旧事業		
第3条および第19条	10 感染症予防事業に対する負担の特例	保健医療局	
	11 感染症予防施設災害復旧事業に対する負担の特例		
第3条および第9条	12 地方公共団体施行とその機関の施行及び森林組合等の行う堆積土砂排除事業に対する補助	建設局 下水道局 産業労働局 都市整備局 総務局	川、道路、公園、溝渠、広場、 その他の施設 公共下水道、都市下水路 林地荒廃防止施設 上記の施設の区域外
第3条および第10条	13 地方公共団体施行及び土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局	
第5条	14 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	産業労働局	
第5条および第6条	15 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例		
第7条	16 開拓者等の施設の災害復旧事業		
第8条	17 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例		
第11条	18 共同利用小型漁船の建造費の補助	産業労働局	
第11条の2	19 森林災害復旧事業に対する補助		
第12条	20 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		
第13条	21 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例		
第14条	22 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助		
第16条	23 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	教育庁	
第17条	24 私立学校施設の災害復旧事業に対する補助	生活文化スポーツ局	
第20条	25 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例	福祉局	
第21条	26 水防資材費の補助の特例	建設局	
第22条	27 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	住宅政策本部	
第23条	28 産業労働者住宅建設資金融通の特例	住宅政策本部	

適用条項	事業名	都関係局名	備考
第24条	29 小災害に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	建設局 教育庁 産業労働局 財務局	公共土木施設 公立学校 農地および農業用地 地方債の発行および交付税算定
第25条	30 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	産業労働局	

第5節 復旧対策

【活動のポイント】

実施項目	活動のポイント
1 被災住宅の応急修理	居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。
2 応急仮設住宅等の供給	市は、都の連携により、被害状況に応じて市営住宅等の活用および仮設住宅の建設により応急仮設住宅を迅速かつ的確に供給する。
3 被災者の生活確保	被災者の生活復旧に向けて、生活相談や融資、税の減免措置などを速やかに実施する

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担当	対策内容
1 被災住宅の応急修理	都市整備対策部	• 被災住宅の応急修理
2 応急仮設住宅等の供給	都市整備対策部	• 仮設住宅の建設・供給
3 被災者の生活確保	総務防災対策部	• 被災者の生活相談
	健康福祉対策部	• 被災者の再建資金援助等
	市民対策部	• 租税等の徴収猶予および減免等

1 被災住宅の応急修理

1-1 応急修理の対象等

(1) 対象者

災害のために住家が半壊し、または半焼、もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者および大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（半焼）した者。

(2) 対象者の調査および選定

都市整備対策部は、罹災証明書、被災者の資力およびその他生活条件の調査結果から、都の定める選定基準により、都から委任された対象者の募集・選定事務を行う。

(3) 対象戸数

修理対象戸数は、都知事が決定する。

1-2 応急修理の方法

(1) 応急修理

災害救助法による修理は、都が、応急修理に関する協定締結団体と調整のうえ、応急修理を行う業者のリストを作成し、市はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

なお、都知事が市長に事務を委任した場合は、都市整備対策部が建設業協会等に修理を依頼して行う。

(2) 応急修理の内容

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の範囲で実施する。

(3) 経費および期間

一世帯当たりの経費は、国の定める基準によるものとし、期間は災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部または同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）に完了する。

なお、費用、期間については、災害救助法の限度内を基準に行う。

(4) 事務処理の方法

災害救助法による応急修理を実施した場合は、市は都に協力し、住宅の応急修理のための契約書、仕様書、住宅の応急修理関係支払証拠書類等の書類・帳票を整備する。

様式編	11-8「救助の実施記録日計票」
	11-10「災害救助法に基づく救助措置および救助費報告」
	11-11「住宅応急修理記録簿」

2 応急仮設住宅等の供給

2-1 公的住宅の供給

(1) 公的住宅の供給

住宅に困窮する被災者に、次により公営住宅等の空き家を一時的に供給する。

① 公的住宅の確保

都は、都営住宅等の空き住戸を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社および他の地方公共団体に空き住戸の提供を求め、被災者に供給する。

② 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、都知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは一世帯一か所限りとする。

- | |
|---------------------|
| 1 住家が全焼、全壊または流失した者 |
| 2 居住する住家がない者 |
| 3 自らの資力では住家を確保できない者 |

③ 入居者の募集・選定

都は、一時提供住宅の募集計画を策定し、市に空き家住宅を割り当てるとともに入居者の募集および選定を依頼する。

市は、被災者に対し募集を行う。また、割当てに際しては、原則として市の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、市区町村相互間で融通しあう。

なお、市は募集に際し、東京消防庁が策定する防火安全対策について入居者に対し指導する。

(2) 民間賃貸住宅等の供給

① 民間賃貸住宅等の確保

都は、関係団体と協力し、賃貸型応急住宅として、民間住宅の借り上げをする。

② 入居資格

原則として上記(1)の②の公的住宅の入居資格と同じとする。

③ 入居者の募集・選定

原則として上記(1)の③の公的住宅の入居者の募集・選定に準じて行う。

(3) 帳票の整理

一時提供住宅を供給した場合、市は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。

2-2 応急仮設住宅の供給

(1) 応急仮設住宅の建設

① 設置戸数

供給戸数は、内閣総理大臣に協議し同意を得た上で都知事が決定する。

② 建設用地の確保

資料編 2-11-5 「応急仮設住宅建設可能用地」

都市整備対策部は、復興の長期化対策を踏まえて建設用地を決定し、都に報告する。用地選定については、第一次的に公園等公共空地から選定することとし、必要に応じて、公共空地の被災状況調査を行う。

都は、確保された建設地の中から選定するとともに、市の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合は、必要に応じて近隣市町村相互間での調整を行う。

なお、用地確保における留意点は、次のとおりである。

- | | |
|------------------|--------------------|
| • 接道および用地の整備状況 | • ライフラインの状況 |
| • 広域避難場所などの利用の有無 | • その他安全性、保健衛生、利便性等 |

③ 建設工事、構造および規模

応急仮設住宅の建設は、都が、一般社団法人東京建設業協会および一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会または一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者に工事を発注し、必要に応じ、他の建設業者にも発注し、工事を監督する。

ただし、工事の監督について、これにより難しい事情がある場合には、市が受任する。

構造および規模等	平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造またはユニットとし、必要に応じ、高齢者や障がい者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。
規模および費用	1戸当たりの規模は、国の定めにもとづき、地域の実情、世帯構成等に応じて都が設定する。1戸当たりの設置費用については、国の定めによる。
着工	災害発生の日から20日以内に着工する。

(2) 入居者の選定

① 入居資格

一時提供住宅の入居資格と同じとする。

② 入居者の募集・選定

都市整備対策部が、一時提供住宅の入居者の募集・選定に準じて行う。

(3) 応急仮設住宅の管理および入居期間

① 応急仮設住宅の管理

原則として、都が都営住宅の管理に準じて行い、入居者管理等は市が行う。市は東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に説明する。

② 帳票の整備

市は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。

③ 入居期間

入居期間は竣工の日から原則として2年以内とする。

様式編 11-8 「救助の実施記録日計票」
11-10 「災害救助法に基づく救助措置および救助費報告」
11-12 「応急仮設住宅台帳」

3 被災者の生活確保

3-1 生活相談

市は、被災者のための相談窓口を設置し、要望事項等を聴取し、その解決を図るとともに、必要に応じて関係機関に対応を要請するものとする。

- 生活再建に向けた融資制度のあっせん相談
- 社会福祉制度の手続き相談
- 災害援助資金の申請相談
- 減免措置に必要な書類の説明
- 仮設住宅、公営住宅への入居相談
- 健康相談・保険の申請などの手続き相談
- 出火防止に関する相談（青梅消防署）
- その他法律相談

3-2 災害弔慰金等の支給 資料編 2-11-6「災害弔慰金条例」 2-11-7「災害見舞金条例」

市は、青梅市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年10月1日条例第49号）にもとづき、自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を、精神または身体に著しい障がいを受けた市民に対して災害障害見舞金を支給し、青梅市災害見舞金条例（昭和41年3月30日条例第15号）にもとづき、自然現象または火事・爆発その他これに類する事故による被害に伴う被災者またはその遺族に対し、見舞金または弔慰金を贈る。

また、日本赤十字社東京都支部は、災害救援金品の支給基準にもとづき、被災者に対して災害見舞金品の配分を行う。

(1) 市による災害弔慰金等の支給

種別	災害弔慰金	災害障害見舞金
対象となる災害 (自然災害)	1 市域内において住居が5世帯以上滅失した災害 2 都内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3 都内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害 (平成25年10月1日 内閣府告示第230号)	
根拠法	1 災害弔慰金の支給に関する法律 2 実施主体等 (1) 実施主体 ; 青梅市(条例) (2) 経費負担 ; 国1/2・都1/4・市1/4	
支給対象者	・ 死亡者の配偶者・子・父母・孫・祖父母 ・ いずれも存しない場合は、兄弟姉妹(ただし、死亡した者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者。)	法別表に掲げる程度の障がいがある場合
支給限度額	・ 死亡者1人につき主たる生計者の場合 500万円 ・ それ以外の場合 250万円	・ 障がい者1人につき主たる生計者の場合 250万円 ・ それ以外の場合 125万円
支給の制限	1 当該死亡者の死亡がその者の故意または重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令 第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める給付金が支給された場合 3 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不相当と認めた場合	

(2) 市による災害見舞金等の支給

範囲	見舞金または甲慰金の額
家屋が全壊、全焼または流失した場合	1世帯について 50,000円以内 (ただし、単身世帯については 25,000円以内)
家屋が半壊または半焼した場合	1世帯について 30,000円以内 (ただし、単身世帯については 15,000円以内)
家屋が床上浸水(土砂のたい積等により一時的に使用することができない状態となったものを含む。)した場合	1世帯について 20,000円以内 (ただし、単身世帯については 10,000円以内)
火事、爆発その他これらに類する事故(それらが自然災害に起因する場合を除く。)により死亡した場合	1人について 100,000円

(3) 被災者生活再建支援金の支給

① 被災者生活再建支援法

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等により自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、自立した生活の開始を支援することを目的としている。(法第1条)

② 対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村
- イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- エ アまたはイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- カ アもしくはイの市町村を含む都道府県または③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)
- ※ エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)

③ 制度の対象となる被災世帯

- 上記②の自然災害により、
- ア 住宅が「全壊」した世帯
- イ 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

④ 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(※世帯人数が1人の場合は、各該当額の金額の 3/4 の額)

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)
支給額 (全壊・大規模半壊)	200万円	100万円	50万円
支給額 (中規模半壊)	100万円	50万円	25万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200（または100）万円。

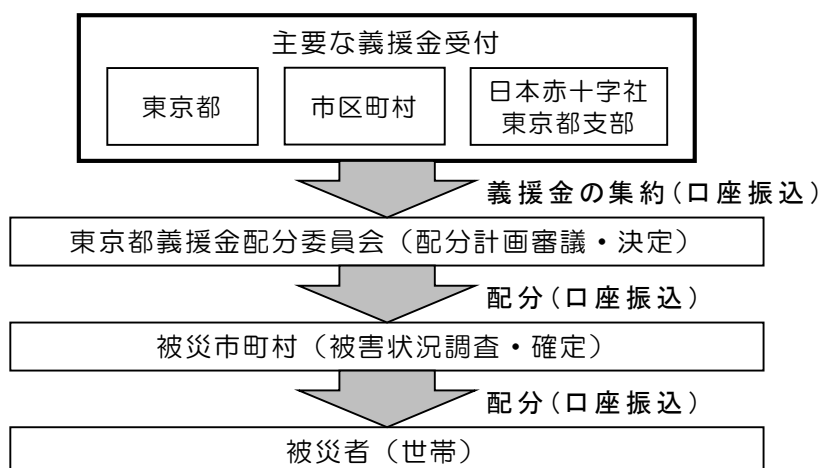
(4) 日本赤十字社東京都支部による災害救援品の支給

種別	対象となる災害	支給対象者	支給内容	備考
災害 救援物資	震災・ 風水害・ 火災等	1. 全半壊、全半焼、床上浸水、流失にあった市民 2. 避難所等に避難した被災者	毛布	1人あたり1枚(組)
			バスタオル	
			フェイスタオル	
			安眠セット	
			安眠マット	
			緊急セット	1世帯(4人)あたり1組 (5~8人は2組、9~12人は3組)

(5) 義援金の募集・受付・配分

東京都や日本赤十字社等を通じて集められた義援金については、以下の流れで被災者に支給される。

【義援金受付・配分の流れ】



3-3 租税の徴収猶予および減免等に関する計画

(1) 基本方針

市は、罹災者に対する市税等の徴収猶予および減免等の緩和措置に関する計画を樹立する。

市は、罹災した納税義務者または特別徴収義務者（以下、「納税義務者」という。）および保険料または手数料納付者に対し、地方税法、国民年金法または市条例により、市税等の納税（納付）緩和措置として、期限の延長、徴収猶予および減免等、それぞれの事態に対応して適時適切な措置をとるものとする。

(2) 期限の延長

災害により、納税義務者または納税者が、期限内に申告その他書類の提出または市税等を納付もしくは納付することができないと認められる場合は、次の方法により災害が収まったあと、2ヵ月以内に限り当該期限を延長する。

災害が広域にわたる場合、市長が職権により適用地域および期日を指定する。その他の場合、災害が収まったあと15日以内に、罹災納税義務者等より申請があった場合は、市長が認定期日を指定する。

(3) 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が、市税等を一時に納税（納付）することができないと認められる場合は、その者の申請にもとづいて、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められる場合は、さらに1年以内の延長を行う。

(4) 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予および延滞金の減免等適切な措置をとる。

(5) 減免等

罹災した納税義務者等に対し、税目および手数料等について、別途減免措置要領により、減免および納税義務の免除等を行う。

3-4 郵便・電話料金等の免除

(1) 日本郵便株式会社

- ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- ④ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分

(2) 日本放送協会

- ① 被災者の受信料免除
- ② 避難所等への受信機の貸与・設置

(3) NTT東日本・NTTコミュニケーションズ・NTTドコモ

- ① 災害が発生した場合、臨時に料金または工事に関する費用を減免することがある。
- ② 料金等の減免を行った場合は、関係の電話サービス取扱所および携帯自動車電話サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知する。

3-5 融資計画

(1) 災害援護資金の貸付

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、青梅市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年10月1日条例第49号）にもとづいて貸付けを行う。

① 市による災害援護資金の貸付

貸付対象	自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 ① 1人 220万円 ② 2人 430万円 ③ 3人 620万円 ④ 4人 730万円 ⑤ 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 (注) 住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和
根拠法	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 : 青梅市(条例) 3 経費負担 : 国 2/3 ・ 都 1/3 4 対象となる災害 : 東京都において災害救助法による救助が行われた災害
貸付金額	貸付区分および貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 (1) 家財の1/3以上の損害 150万円 (2) 住居の半壊 170万円 (3) 住居の全壊 250万円 (4) 住居全体の滅失または流失 350万円 3 1と2が重複した場合 (1) 1と2の(1)の重複 250万円 (2) 1と2の(2)の重複 270万円 (3) 1と2の(3)の重複 350万円 4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事業がある場合 (1) 2の(2)の場合 250万円 (2) 2の(3)の場合 350万円 (3) 3の(2)の場合 350万円
貸付条件	1 据置期間 : 3年(特別な事業がある場合5年) 2 償還期間 : 据置期間経過後7年(特別な事情がある場合5年) 3 償還方法 : 年賦、半年賦または月賦 4 貸付利率 : 年3%以内で条例で定める率 5 延滞利息 : 年5%

② 市による災害援護資金の貸付の特例

前記にかかわらず、次に掲げるものに該当する場合は、前記の額に加算し、または別に貸付けができる。

貸付対象	貸付区分	貸付限度額	貸付条件
自然災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主	1 住居が半壊した場合において、住居を補修する場合	170万円	1 据置期間 : 3年 (特別な事情がある場合、5年) 2 償還期間 : 10年 3 償還方法 : 年賦、半年賦または月賦 4 貸付利率 : 年1% (据置期間中は無利子)
	2 住居が全壊した場合において、住居を建設する場合	250万円	
	3 被災直前の高さ2m超の住居にかかる崖が崩壊した場合において、整備する擁壁の高さが2m超の場合	250万円	

③ 申込方法

被災の日の属する月の翌月1日から3月までに、必要書類を添え、借入申込書を市長に提出する。

(2) 生活福祉資金

被災した低所得世帯等に対して、都社会福祉協議会が実施主体となって、下記条件で生活福祉資金の貸付けを行う。なお、生活福祉資金については、災害援護資金の貸付対象となる場合は原則として対象外。また、都社会福祉協議会が行う低所得世帯等に対する融資制度としては、別に資料2-11-8「資金貸付等」に示す生活福祉資金〔災害援護資金〕がある。

貸付対象	低所得世帯等のうち、他から融資を受けることができないため、この資金の貸付けを受けることによって、災害による困窮から自立更生のできる世帯
貸付金額	1世帯 150万円以内
貸付条件	1 据置期間 : 6か月以内 (特別の場合は2年) 2 償還期間 : 据置期間経過後7年以内 3 償還方法 : 月賦 4 貸付利率 : 保証人ありの場合は無利子、保証人なしの場合は年1.5% (据置期間中は無利子) 5 保証人 : 連帯保証人 原則として1人
申込方法	借入申込書に罹災証明書を添付し、被災の日の翌月1日から起算して6ヵ月以内に青梅市社会福祉協議会に申し込む。

(3) 住宅関係資金の貸付

都は、住宅に災害を受けた者に対し、住宅の建設もしくは補修に必要な資金を貸付け、居住の安定を図る。(都住宅政策本部)

貸付内容は、資料2-11-8「資金貸付等」に示す「2 住宅金融支援機構による貸付制度」のとおりである。

(4) 中小企業への融資

都および政府系金融機関は、災害により被害を受けた中小企業および組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、災害からの痛手を軽減し、事業の安定を図る。

融資内容は、資料2-11-8「資金貸付等」に示す「3 災害復旧資金融資」のとおりである。

(5) 農業共済事業

市は、農作物(米麦)、蚕繭、家畜(乳牛等)の農業施設等加入対象物が被災した場合は、適正な損害評価のもとに多摩地域農業共済事務組合が行う共済の支払のための業務に協力する。

(6) 農林漁業関係者への融資

都は、災害により被害を受けた農林漁業者または組合に対し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金措置を迅速かつ適切に実施する。

① 日本政策金融公庫による融資

株式会社日本政策金融公庫は、農林水産業施設等の災害復旧資金および被災農林漁業者の経営の維持・安定に必要な資金について、融資を行う。

なお、日本政策金融公庫が行う融資は、資料2-11-8「資金貸付等」に示す「日本政策金融公庫の農林漁業施設資金（災害復旧）」のとおりである。

② 経営資金等の融通

都は、農林水産物の被害が一定規模以上である場合には、天災による被災農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受け、被災農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を実施する。

③ 特別対策資金の融通

都は、農林漁業対策上必要と認めるときは、被害農林漁業者等に対する特別対策資金の融通等の措置を講じる。

(7) 職業のあっせん

市は、災害により離職者が生じた場合、被災者の前職等を調査の上、公共職業安定所等へその状況を連絡し、職業のあっせんに要請するとともに、必要に応じて都に要請し、罹災者の雇用の安定を図る。

